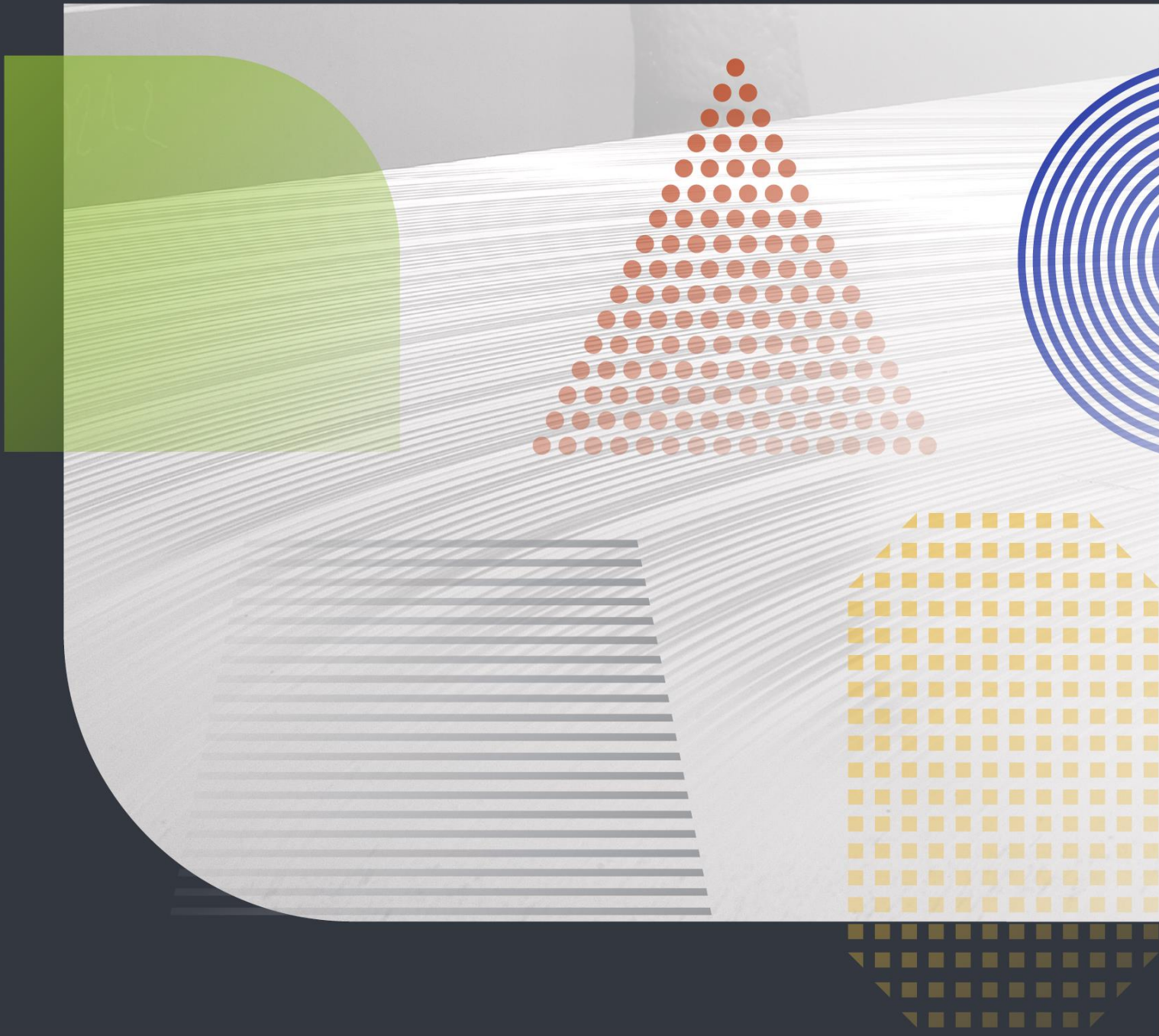


ASI パフォーマンス基準 － ガイダンス

第3版

2022年5月



アルミニウム管理イニシアチブ (ASI)

ASI はアルミニウムのバリューチェーンに関する非営利の標準化および認証機関である。

当団体のビジョンは、持続可能な社会に対するアルミニウムの貢献を最大化することである。

当団体のミッションは、アルミニウムの責任ある製造、調達および管理について認識し、協力して発展させていくことである。

当団体のバリューは、以下に示すものである。

- すべての関連するステークホルダーグループの代表者の参加を促進および実現することにより、当団体の業務および意思決定プロセスを開かれたものにする。
- 鉱山から下流のユーザーまで、すなわちボーキサイト、アルミナ、アルミニウムのバリューチェーン全体にわたる理解を促進すること。
- 採掘、製造、使用、リサイクルというアルミニウムのライフサイクルにおいて責任を共有する素材管理を推進すること。

全般的な問い合わせ先

ASI はこの文書に関する質問やフィードバックを歓迎する。

Email : info@aluminium-stewardship.org

電話 : +61 3 9857 8008

郵便 : PO Box 4061, Balwyn East, VIC 3103, AUSTRALIA

ウェブサイト : www.aluminium-stewardship.org

免責事項

この文書は、ASI 定款、または適用される国、州、地方自治体の法律、規則または本文書に含まれる事項に関するその他の要請による要求事項を置換する、抵触する、またはその他の方法で変更することを意図するものではなく、またそれを実施するものでもない。この文書は、一般的な指針のみを示すものであり、本文書に含まれる事項に関する完全かつ権威ある言明とみなしてはならない。ASI 文書は時折更新されており、ASI ウェブサイトに掲載されたバージョンは、それ以前のあらゆる他のバージョンに優先する。

「ASI」関連のクレームを実行する組織はそれぞれ、常に「適用法」（ラベル表示、広告、および消費者保護に関連する法令および規則、ならびに競争もしくは独占禁止に関連する法令など）に対する各自の「遵守」に関する責任を負う。「ASI」は、他の組織によるいかなる「適用法」違反や「第三者」の権利侵害（それぞれ、違反と定義する）についても、一切責任を負わない。「ASI」もしくは「ASI」を代理する者が発行する何らかの「ASI 基準」、文書その他の資料、推奨事項または指示に関連してまたはこれらへの依拠によりかかる違反が発生した場合でも同様とする。「ASI」は、「ASI」もしくは「ASI」を代理する者が発行する何らかの「ASI 基準」、文書その他の資料、推奨事項または指示を「遵守」することで、「適用法」を「遵守」した状態となる、またはあらゆる違反の発生を回避できるという約束、表明、保証は一切行わない。

ASI の公用語は英語である。ASI は、さまざまな言語で翻訳を用意することを目指しており、これらは ASI ウェブサイトに掲載される予定である。バージョン間に不一致がある場合は、公用語バージョンへの参照を優先するものとする。

ASI パフォーマンス基準 - ガイダンス

内容

アルミニウム管理イニシアチブ (ASI)	2
全般的な問い合わせ先	2
免責事項	2
ASI パフォーマンス基準 - ガイダンス	3
はじめに	5
1. ASI パフォーマンス基準について	5
2. 「事業体」とは?	5
3. 本ガイダンスの使用方法	5
4. 効果的な「マネジメントシステム」の実施	6
5. 小規模「事業」	6
6. 公開およびレビュー	7
ASI パフォーマンス基準 - ガイダンス	9
このガイダンスについて	9
A. ガバナンス	10
1. 「事業」の倫理性	10
背景	11
実施	11
2. 「方針」およびマネジメント	17
実施	18
3. 透明性	37
背景	37
実施	38
4. 素材管理	46
背景	47
実施	47
B. 環境	55
5. 温室効果ガス排出	55
背景	56
実施	57
6. 排出、流出、廃棄	68
背景	69
実施	69

7.	水の管理.....	85
	背景.....	86
	実施.....	86
8.	「生物多様性」および「エコシステムサービス」	91
	背景.....	92
	実施.....	93
C.	社会	109
9.	人権	109
	背景.....	110
	実施.....	112
10.	労働者の権利.....	166
	背景.....	167
	実施.....	168
11.	労働安全衛生.....	187
	背景.....	188
	実施.....	189
	付録1：人権影響評価のデシジョンツリー	197
	付録2：紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）方針の例.....	197
	用語集	200

はじめに

1. ASI パフォーマンス基準について

アルミニウム管理イニシアチブ（Aluminium Stewardship Initiative : ASI）は、非営利のマルチステークホルダー団体であり、「アルミニウム」のバリューチェーンのための独立した第三者認証プログラムを運営するために存在している。「ASI」認証プログラムは、「ASI」「パフォーマンス基準」（Performance Standard）および「ASI」「加工・流通過程の管理基準」（Chain of Custody (CoC) Standard）という2つの任意の基準に対する保証を提供している。

「ASI」「パフォーマンス基準」は、「アルミニウム」のバリューチェーンにおける持続可能性の問題に対処する、環境、社会、およびガバナンスの「原則」および個別基準を定義する。「製造および加工」ならびに「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する「ASI メンバー」は、「ASI」への加入より2年以内に、少なくとも1箇所の「施設」について、「ASI」「パフォーマンス基準」による「認証」を受ける必要がある。

「ASI」「加工・流通過程の管理 (CoC)」「基準」は、「ASI」「パフォーマンス基準」を補完するもので、「ASI メンバー」による適用は、推奨されるものの、任意である。「ASI」「パフォーマンス基準」の一部の側面（特に、責任ある調達「方針」、「不正行為」防止、「人権デューディリジェンス」、および「紛争地域および高リスク地域」の領域）は、「ASI」「CoC」「基準」でも触れられている。

「ASI 基準」に対する「認証」は、「事業体」の「マネジメントシステム」およびパフォーマンスの関連「基準」への適合を検証する、「ASI 認定監査人」による独立した「第三者」「監査」を必要とする。また「認証」プロセスは、「適合性」に欠けるおそれのあるプラクティス、および「是正処置」または実施を追跡すべきプロセスを早期に特定するしくみを確立する。

「ASI 認証」の取得方法に関する詳細情報については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

2. 「事業体」とは？

「ASI 基準」は、「事業体」に「適合性」に対する責任を課し、「ASI 用語集」では以下のように定義している。

すなわち、「事業体」とは、「認証」を受ける活動の「事業」、組織、企業、またはグループを指す。したがって、「事業体」は、全体として「ASI メンバー」であるか、または「事業」の1つの部門もしくは関連する複数の「施設」もしくは単一の「施設」のように「ASI メンバー」の「管理」下にあるものである。「事業体」の「認証範囲」の決定方法に関する詳細情報については「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

3. 本ガイダンスの使用法

本ガイダンスは、「ASI メンバー」による「ASI」「パフォーマンス基準」の実施および「認証」取得に向けた取り組みを支援することを目的とする。本ガイダンスには、「ASI」「パフォーマンス基準」のIIの「原則」それぞれについて個別に章が設けられている。それらの章は、「メンバー」が初回「認証」の準備、または現在のアプローチと個別基準の意図との比較を行う場合に、きわめて有用である。

また、本ガイドンスは、独立した「第三者」「監査」を実行する「ASI 認定監査人」のリソースとしても使用できる。さらに、本ガイドンスは、「ASI 基準」の詳細を知りたい人向けに広く公開されている。

4. 効果的な「マネジメントシステム」の実施

「ASI」「パフォーマンス基準」の個別基準の多くは、「マネジメントシステム」のアプローチに基づいている。「マネジメントシステム」は、個々の「事業」の性質およびその状況により異なる。

一般的には、「ASI」「パフォーマンス基準」の実施に役立つ効果的な「マネジメントシステム」の要素は、以下のとおりである。

- リスクアセスメントは、実際のリスクと潜在的リスクを特定し、特徴付ける重要な管理ツールである。これを使用して、「基準」内の該当する個別基準の間で、領域を優先順位付けできる。十分な「マネジメントシステム」が機能している「メンバー」は、既存のリスクアセスメントの見直しまたは拡張により、未解決の問題を特定し、それらに対処する。リスクアセスメントは、以下のいずれかの実施または修正が適切かどうかを特定する。
- 「ASI」「パフォーマンス基準」を受けて取り組んでいる問題の責任が、上級管理者または役員に割り当てられている。
- 文書化された「方針」と「手続」が、重要な問題についての「事業」の立場を明確に示し、その「方針」の実践方法を特定している。これらの資料の初回作成時、または小規模「事業」の場合は、効率のよい方法を考える。（例：「方針」と「手続」をプレゼンテーション形式で記録して、その後の訓練で使用できるようにする）。
- 評価と改善は、「方針」および「手続」がその目的に合致して有効であること確認するため、および特定されたギャップに対応するためのツールである。
- 記録保持は、あらゆる「事業」の基本であり、これにより「事業」は長期的な進展を評価できる。保持した記録は、社内レビューに必須の情報源となり、必要に応じて外部監査の重要なエビデンスになる。
- 訓練は、優先順位の重視、および「事業」の「方針」と「手続」の理解に役立つ。新規および既存の人員が、実施すべきことを学び、進化する柔軟な「事業」に対応するための重要な手段である。

5. 小規模「事業」

ASI は、大小あらゆる規模の「事業」が「ASI 認証」を利用できるようにすることを目指している。ASI に加入する「事業」は、年商／年間売上高に基づいて表 1 のように分類される。

表1- 年商／年間売上高による ASI 事業規模の分類

超大	大	中	小	零細
100 億 US ドル超	10 億～100 億 US ドル	1 億～10 億 US ドル	1,000 万～1 億 US ドル	1,000 万 US ドル未満

本ガイドンス内の小規模「事業」には、『小』および『零細』の組織が含まれる。

小規模「事業」の「マネジメントシステム」は、形式にこだわらなくても効果的な場合がある。たとえば、少ない人員に「方針」およびプログラムを簡単に伝えられることから、広範囲の文書化の必要性は薄くなる。多くの場合、上級管理者は、「事業」の他の従業員のすぐ近くで働いている。これにより、管理を要する問題およびリスクを深く認識できるようになる。

小規模「事業」のほうがより容易に「ASI 認証」を取得できるわけではないが、「適合性」に関する「客観的証拠」は異なる場合がある。「監査人」は、組織の規模に見合った「適合性」の裏付けを探すよう指示されている。目的に合致し一貫性のある文書化は、通常、機能的な「マネジメントシステム」の基盤を成し、小規模「事業」ではかなり単純化される場合がある。面談も、システムが実際にどう機能しているかを知る手段になる。小規模「事業」では、大規模企業よりも高い比率の人員を対象にできることから、「監査人」が面談に依存する度合いが高くなる可能性がある。

6. 公開およびレビュー

「ASI」「パフォーマンス基準」内のいくつかの個別基準は、適用される「マネジメントシステム」および「事業体」のパフォーマンスについて、「事業体」が情報公開するように求めている。

シナリオに応じて、公開にはさまざまな状況があり、単独の文書または一連の文書を当該組織のウェブサイトに掲載すること（大企業の場合）、特定の対象者が容易に理解できる形式で提示すること、または要求に応じて提示すること（中小企業の場合）を意味する場合があります。

- 大企業は、[Global Reporting Initiative](#)（グローバルレポーティングイニシアチブ、GRI）により作成されたガイドライン、または類似の報告ガイドラインに従うことが推奨される。
- 中小企業の場合、メモもしくはEメールの形式で、または企業のウェブサイトに掲載して情報を提示すればよく、印刷して発表する必要はない。

「基準」に別段の規定がない限り、パフォーマンスデータの報告は、「事業」に適した頻度で実施すればよい。

- 大企業は、年次報告を作成することが期待される。
- 中小企業は、その「事業」の規模および影響に応じて、コミュニケーションを更新する頻度がより少なくてもよい。

「基準」に別段の規定がない限り、複数のサイトを有する「事業体」は、全体をまとめて公開してもよい。しかし、「監査人」は、「認証範囲」内のすべての「施設」について「適合性」を判断するために、「施設」ごとのデータにアクセスできる。

「基準」に別段の規定がない限り、「基準」全体にわたって「マネジメントシステム」文書（「方針」、マネジメント計画など）をレビューする頻度は、以下のとおりとする。

- 少なくとも5年ごと。
- 当該文書に関連するリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき。
- 管理のギャップについて何らかの兆候（たとえば、管理が存在しない、管理によってリスクを効果的に軽減できていない、または、管理が効果的に機能していない）があるとき。管理のギャップは、管理に関する計画の有効性または運用の有効性に関連する可能性がある。

レビューの目的は、文書の有効性を判定すること、および文書の目的への合致を確保することである。

レビューで特定された改善点は、次の更新バージョンに適用しなければならない。レビューによって、文書の更新または変更が必ずしも発生するとは限らないことに注意する必要がある。

ASI パフォーマンス基準 - ガイダンス

このガイダンスについて

「ASI」「パフォーマンス基準」は、以下の3つのセクションに分かれている。

- A. 「原則」1～4。ガバナンス：「事業」の倫理性／「方針」およびマネジメント／透明性／素材管理
- B. 「原則」5～8。環境：温室効果ガス排出／排出、流出、廃棄／水の管理／「生物多様性」および「エコシステムサービス」
- C. 「原則」9～11。社会：「人権」／労働者の権利／「労働安全衛生」。

本ガイダンスは、これと同様に構成されており、「ASI」「パフォーマンス基準」に準拠したシステムおよび「手続」を実施しようとする「事業」に一般的なガイダンスを提供する。

「ASI」「パフォーマンス基準」は、「事業」が何を実施すべきかという要求事項を規定しているが、それを達成するためにシステムおよび「手続」をどのように設計し、実施するかについては定めていない。

各「原則」の『実施』セクションは、「ASI」「パフォーマンス基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを示している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

個別基準の文章に『可能な場合』と記載されており、「事業体」が当該行為は不可能であると評価した場合、「事業体」は、その評価の十分な論拠を「監査人」に提示しなければならない。

このように、本ガイダンスは、背景、解説、留意事項を提供するものである。ただし、これらは一般的なガイダンスであって、規範となるものではない。

「ASI」「パフォーマンス基準」は、最終的な評価基準であり、規範となる文章を含んでいる。

A. ガバナンス

1. 「事業」の倫理性

原則

「事業体」は、高いレベルの倫理性と遵法精神をもってその「事業」を遂行しなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	「パフォーマンス基準」での個別基準の適用性		
	1.1	1.2	1.3
「ボーキサイト採掘」			
「アルミナ精製」			
「アルミニウム製錬」			
「アルミニウム再溶解／精製」			
「鋳造工場」			
「半製品化」			
「材料加工」			
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）			
「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」			

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に関する個別基準の適用性の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

コーポレートガバナンスの枠組みおよび「遵守」のしくみは、企業が倫理性をもって「事業」を行うことを保証するツールである。それらは適切に実施および統合された場合、企業の説明責任強化に役立ち、「ステークホルダー」および投資者の信頼を支える。

実施

1.1 法令遵守

- 「事業体」は、「適用法」を確実に「遵守」し、その意識を維持するシステムを施行しなければならない。また、「慣習法」の関連する側面を理解し、それに適合するよう努めなければならない。
- この両者の間に矛盾抵触がある場合、「事業体」は「適用法」を優先するものとする。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

法令「遵守」は、「事業」の主要な関心事であり、効果的な管理が必要である。

法令「遵守」の義務には、法令と規則、許可とライセンス、地域の条例、および裁判所の判決と指示を含む場合がある。この個別基準の重点は、「事業体」が「適用法」の「遵守」および「慣習法」への適合を意識し、維持するシステムを施行する必要性にある。これは、完全な法令「遵守」の「監査」を含むものではない。

法的リスクの効果的な管理は、「事業」の倫理性と持続可能性の強化に貢献すると広く考えられている。

個別基準 1.1 を実施する際の留意事項：

- 「事業体」は、自社の担当者（たとえば、法律顧問、法務部門）または外部の法律事務所、専門家、業界団体を通じて、適切な能力および資格を有する法律家に相談できるように検討する必要がある。
- 「事業体」は、以下の関連情報を特定し、維持するために、法令「遵守」の公的記録を使用してもよい。
 - a. 関連する適用法令と規則、必要なライセンスと許可、および報告と開示の義務。これには、法令、規則、許可の名称、その場所のオンラインリンクまたは説明、法律文書を適用する法域、管轄機関または当局に関する情報、法律文書に規定された目的および主要要求事項の説明、これらが「事業」にどのように影響するかの説明が含まれる。
 - o 「事業体」の活動、製品、およびサービスに適用されるその他の要求事項（「適用法」で定められたものの以外）。以下に示すものを含む場合がある。
 - 先住民協議のプロトコル
 - 当局との合意事項

- 顧客との合意事項
 - 非規則ガイドライン
 - 任意の原則または実施規範
 - 業界団体の要求事項
 - コミュニティグループまたは非政府系組織との合意事項
 - 「事業体」または上位「メンバー」組織の公的誓約
 - 法人／企業の要求事項
- 確実な「遵守」に対して、および法的要求事項とそれらに関連する開発についての情報利用に対して責任を持つ、「事業」内で指名された人／領域。
 - 「遵守」評価を実行する頻度と時期。「遵守」評価の頻度が法で定められている場合もあり、また、要求事項に関連するリスクに応じた頻度で実行する場合もある。
 - 不遵守の可能性のある状況を「遵守」に導く手段。たとえば、公的記録を使用して、エビデンスと記録を一覧表示することにより「遵守」を明示し、不「遵守」が特定された場合に「是正処置」を追跡することができる。
- 法令「遵守」の公的記録は、「事業」のニーズに最も適した形で、中央での集中化、または組織の適用レベル（国ごと、またはサイトごと）での保持が可能であることに留意されたい。
 - この個別基準は、「事業体」に対して「適用法」の不「遵守」ゼロを要求しているのではなく、「事業体」が「適用法」の意識および「遵守」を維持するためのシステムを施行することを求めている。実際に不「遵守」が発生した場合には、その特定および対応においてシステムが効果を発揮する必要がある。
 - 関連するコミュニケーションまたは訓練を通じて、「労働者」、および仲介者となりうるあらゆる関係者に「適用法」および「慣習法」を適切なレベルで確実に理解させるプロセスを施行することを検討する。
 - 「事業体」、特に中規模および大規模「事業」においては、「遵守」担当役員を指名してもよい。
 - 「事業体」の操業地付近に「先住民」が存在する場合、「事業体」は、「先住民」協議のプロトコルを含めて、関連する「慣習法」を理解するよう努める必要がある。
 - 世界の「慣習法」に関する有益な資料としては、国際自然保護連合（IUCN）の [Customs and Constitutions: State recognition of Customary Law around the world](#)（慣習および制度：世界の慣習法の現状認識）がある。この資料は「事業」向けではないが、国レベルで「先住民」の「慣習法」の法的地位について概要を示している。

個別基準 1.1 を監査する際の留意事項：

- 「事業体」は、法的開発を監視し、法的リスクが高まっている領域を特定するために、システム、プロセス、「手続」、または方法を整えることを検討する必要がある。法的要求事項に不明な点がある場合は、法的助言を求める。
- 「適用法」は、特定の状況について明確でなかったり、法廷で異議を唱えられたりすることがある。状況によっては、これは「適用法」に言及する「ASI」「パフォーマンス基準」内の個別基準に関連し、「適合性」の決定に影響することがある。こうした状況で「適合性」を判定する「監査人」は、関連する政府当局が提供するガイダンス、および「事業体」の提供する正式な法的意見を検討する必要がある。
- 「事業」および法令は頻繁に変化しており、関連当局の申請処理には時間がかかるため、操業の許可またはライセンスについては一般にすぐには承認されない。これが「適用法」に言及する個別基準に関連し（下記参照）、問題が手続上のもので、承認が得られない理由がないと思われる場合は、「監査人」はこれを「遵守」の状況として受け入れることができる。
- システム、手続、プロセスのエビデンスは、特に小規模「事業」の場合、文書化された形態ではないかもしれないが、それでも考慮する必要がある。

1.2 「不正行為」防止

「事業体」は、「適用法」および一般的な国際標準に従って、「強要」や「贈収賄」など、あらゆる形態の「不正行為」に反対しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

「不正行為」は経済的進展を妨げ、環境基準や労働基準への適合、「人権」保護、および法の支配を損なう場合がある。

「贈収賄」は、最も広くはびこっている「不正行為」の形態である。国内で生じる「贈収賄」は、ほぼすべての国で有罪とされ、違法行為が海外で生じた場合にも起訴できる国が数多くある。賄賂は、さまざまな形態を取る（現金、贈り物、接待、利益供与、「ファシリテーションペイメント」、約束など）。贈賄者が主導権を握り、取引を管理する場合もあれば、賄賂が効果的に引き出される場合もある。

個別基準 1.2 を実施する際の留意事項：

- 「事業体」は、「不正行為」に対抗する「方針」またはシステムを確立し、「事業」のトップレベルの正式な承認を得ることもできる。
- 「方針」が、「不正行為」の問題とリスクの意識を確立し、組織内に「不正行為」防止の文化を深く浸透させるための基盤となるようにする。
- その要素としては、以下に示すものがある。
 1. 利益相反マネジメントおよび政治献金、慈善的寄付への対応
 2. 強要、横領、贈収賄、ファシリテーションペイメント、マネーロンダリングの禁止
 3. 不正行為への参加を従業員が拒否した場合において、その拒否によってサイトが「事業」で失敗したとしても、従業員が降格、罰則、その他の不利な結果を被ることがないように保護を提供
- 「方針」を策定する場合、すべての「労働者」、および仲介者となりうるあらゆる関係者に「方針」を伝達することを検討し、適切な契約文書にそれについて記載する。すべてに対して適用される制裁を明確にする。
- 現金取引の正当性を確認するとともに、現金取引を適切な限度額に制限するプロセスの実施を検討する。多くの法域では、その地域の限度額が決まっている。EU の一部の国は、10,000 ユーロを限度額としており、米国は、10,000 米ドルを限度額としている。地域の限度額がサプライチェーン活動に適切かどうかを検討する。地域の限度額がない場合は、10,000 米ドル相当額として考える。
- 「不正行為」防止「方針」の遵守について、助言を与え、苦情または問題を受け付ける窓口となる人またはオフィスを設けることを検討する。「重大なリスク」が特定された大規模企業では、「労働者」および仲介者による内部通報のしくみの利用を、「方針」に取り入れることを検討する。
- 「方針」で、政治献金、慈善的寄付、および資金提供をどのように扱うかを検討する。
- 組織は、贈り物（接待および娯楽を含む）の「第三者」への提供および「第三者」からの受領の記録と承認について、個別基準と「手続」を策定してもよい。慣習的なやりとりと不正行為のリスクを分ける判定基準を設定するには、審査が必要な場合がある。
- 「第三者」の贈り物の公的記録を定め、渡したものの、受領したもの、および受け付けたものを記録することを検討する。これらには、贈収賄リスクのある商業的状況で提供される、大規模な慈善的寄付、資金提供、

コミュニティへの支払、および多額の接待費が含まれる。贈り物の公的記録は、組織の支払システム内に統合でき、独立させる必要はない。

- リスクアセスメントを実施し、「贈収賄」リスクのある「事業」部分を特定することを検討する。複数の場所で活動している複雑な「事業」の場合は特に、プロの専門家の支援を仰ぐことを検討する。
 1. リスクは、「事業」のタイプや地理的場所に応じて異なる場合がある。一般に、リスクは、第三者（政府機関、および政府職員または公務員が関係する機関を含む）との取引またはビジネス関係に影響を与える（または影響を受ける）立場にある個人が関与することが多い。
 2. 以下に示すような内容について、文書化された「不正行為」防止プログラムを確立し、特定されたリスクを軽減する。
 - 訓練の提供
 - 一個人への権限の集中を回避する正式な承認「手続」
 - 高リスクの取引の監視強化
 - 新しい仲介者および関連「委託先」の選定に関する文書化された選定基準の使用
 - 未遂の「贈収賄」事例およびそれらの調査の記録
 3. 特定されたリスクへの対処に使用する、リスクアセスメントおよび「不正行為」防止手段を定期的にレビューする。パフォーマンスのレビューは、利害関係のない適切な人物が行うべきである。
- 高リスク地域については「第三者」「監査」を検討する。
- 以下の有益な資料（関連する国際標準を含む）を参照されたい。
 - グッドプラクティスのガイドライン：
 - [トランスペアレンシーインターナショナル 贈収賄防止のためのビジネス原則](#)（2013 年度版）
 - [国際商業会議所 不正行為対策規則](#)（2019 年度版）
 - [PACI \(Partnering Against Corruption Initiative\) 原則](#)
 - [ISO/CD 37001:2016 贈収賄禁止管理システム](#)
 - リスクアセスメントの方法：
 - [不正行為防止リスクアセスメントガイド](#)（国連グローバルコンパクト、2013）
 - [贈収賄リスクの診断](#)（トランスペアレンシーインターナショナル UK、2013）
 - [TRACE Matrix - コンプライアンスコミュニティのためのグローバルなビジネス贈収賄リスクインデックス](#)
 - 国のリスク：
 - [不正行為認識インデックス](#)（トランスペアレンシーインターナショナル）
 - [ビジネスの不正行為防止ポータル](#)
 - [世界銀行世界ガバナンス指標](#)
 - セクターのリスク：
 - [贈収賄提供者インデックス - セクター別結果](#)（トランスペアレンシーインターナショナル）
 - [FCPA ブログの企業調査リスト](#)（年 4 回更新）

1.3 行動規範

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 環境、社会、およびガバナンスのパフォーマンスに関する原則を含む「行動規範」または同様の文書を施行する。

- b. 最新の「行動規範」または同様の文書を公開する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに「行動規範」をレビューする。
- d. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「行動規範」をレビューする。
- e. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「行動規範」をレビューする。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

「行動規範」は、マネジメントとその他従業員の双方に期待される行動を定義する。

すぐれた「行動規範」は、組織の使命、バリュー、および原則を明確にし、それらを職業上の行動基準に結び付ける。

こうした「行動規範」で不適切な行為または不正手段を必ずしも防げるわけではないが、これらは、従業員のパフォーマンスや「事業体」の内部統制システムへの取り組みに影響を与える法的および倫理的枠組みを従業員に提供する。

個別基準 1.3 を実施する際の留意事項：

- 「事業体」の行動規範は、特に「ASI」「パフォーマンス基準」を参照するか、または「事業」の倫理性（「ASI」「パフォーマンス基準」が対象とする環境、社会、およびガバナンスパフォーマンスの分野を含む）についてより一般的な取り組みを行う。
- 「事業体」の操業領域内またはその周辺に「先住民」が存在する場合、「先住民」の権利を尊重する取り組みを「行動規範」に含める必要がある。
- 組織のために、または組織に代わって働く者が、「行動規範」を確実に認識できるようにする。訓練、意識向上、および能力開発は、スタッフが自身の作業と「手続」に原則を深く浸透させるために役立つ。
- 「行動規範」を定款に加え、必要な場合は、「事業」のパートナー、サービス提供者、および供給者とともに組織の原則について意識を高めることを検討する。

1.3 (b) について

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、適用法の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 3-3 に従った報告である。

1.3 (c) について

- 「行動規範」または同様の文書の定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも 5 年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置、または「事業」が参加する活動によるリスクの程度
 - 既存の「事業」慣行が「行動規範」に合致する程度
 - 「行動規範」に影響を与える「事業」内外の変化（合併または買収を含む）
 - 法的要求事項との整合性

- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または「重大な」「行動規範」違反を特定した場合、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- 「行動規範」を施行する場合、またはレビューを実施する場合には、以下の項目を考慮する。
 - 行動規範を組織全体に深く浸透させるために必要な運営上の「方針」と「手続」に、行動規範が反映されているかどうか。
 - 「行動規範」と実際の「事業」慣行との間にギャップが生じる可能性があるかどうか。
 - 内容または実施の改善により、行動計画をどのように実施して、ギャップに対処するか。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、「行動規範」に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない
 - 法的要求事項に適合していない
- 「行動規範」のレビュー実施に関する詳細情報については、[Queensland 州政府のビジネスウェブサイト](#)を参照されたい。

個別基準 1.3 を監査する際の留意事項：

初回の「認証審査」の時点では、「事業体」は「行動規範」を施行しただけで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準 1.3b～e は「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。

2. 「方針」 およびマネジメント

原則

「事業体」は、環境、社会、およびガバナンスのプロセスの健全なマネジメントに尽力しなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	「パフォーマンス基準」での個別基準の適用性									
	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10
「ボーキサイト採掘」										
「アルミナ精製」										
「アルミニウム製錬」										
「アルミニウム再溶解／精製」										
「鑄造工場」										
「半製品化」										
「材料加工」										
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）										
「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」										

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

実施

2.1 環境、社会、およびガバナンスの方針

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. この「基準」に示された環境、社会、およびガバナンスに関するプラクティスと整合性のある、総合的または単独の「方針」を施行する。
- b. シニアマネジメントが「方針」を承認し、リソースの提供を通じて支援する。
- c. 少なくとも5年ごとに「方針」をレビューする。
- d. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「方針」をレビューする。
- e. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「方針」をレビューする。
- f. 組織内に向けて、また、必要に応じて組織外に「方針」を知らせる。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

「方針」は、「事業」がシニアマネジメントの誓約を示し、「手続」とプラクティスを詳細に示す場を設定し、原則および目的を「影響を受ける人や組織」に伝達するための最も一般的な方法である。「事業」の内部、およびより広い意味での事業運営において、変化は頻繁に生じる。「方針」および実施の定期的レビューによって、改善を要するギャップを特定する。

個別基準 2.1 を実施する際の留意事項：

2.1 (a) について

- 広く「ASI」「パフォーマンス基準」に沿った環境、社会、およびガバナンスの「方針」または複数の「方針」を採用し、「マネジメントシステム」の一部としてこれらを実施する。
 1. 「方針」では原則および目的を表明することを検討する。これは「ASI」「パフォーマンス基準」に規定された要求事項の達成に役立つ。
 2. 「事業体」の「事業」、規模、および関連する影響について、「方針」の妥当性をレビューする。
 3. これらの「方針」を単一の文書化システムに統合したり、単一のマネジメントチームが扱う必要はないことに留意されたい。

2.1 (b) について

- シニアマネジメントは、以下の行動を通じて、「方針」の実施に対する尽力を示すことができる。
 1. 確実に「方針」に沿った「事業」活動を行う
 2. 環境、社会、およびガバナンスの「方針」を定期的にレビューし、必要に応じて更新する
 3. 「方針」を組織全体に深く浸透させるために必要な業務上の「方針」と「手続」に、「方針」が反映されているかどうかを確認する
 4. 「方針」と実際の「事業」慣行との間に生じる可能性のあるギャップを特定する
 5. ギャップに対処する行動計画を実施する

- 小規模「事業」であっても、年に一度のシニアマネジメント会議で問題をレビューし、進捗状況を確認することができる。

2.1 (c~e) について

- 環境、社会、およびガバナンスの「方針」について、定期的レビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも5年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置、または「事業」が参加する活動によるリスクの程度
 - 既存の「事業」慣行が「方針」に合致する程度
 - 「方針」に影響を与える「事業」内外の変化（合併または買収を含む）
 - 法的要求事項との整合性
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または「重大な」「方針」違反を特定した場合、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、「方針」に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない
 - 法的要求事項に適合していない

2.1 (f) について

- 「方針」を社内の「労働者」に伝達する。これは、「方針」の全文および教育用ポスターを目立つ場所に掲示することにより実現してもよい。導入、啓発、更新訓練によって実現することもできる。考慮すべき項目を以下に示す。
 1. スタッフは、自らが果たす特定の責任および作業に関連する社会およびガバナンスの「方針」を認識する。
 2. スタッフは、自らの立場に直接関連する企業「方針」についての知識を備える。
 3. 意識向上および能力開発は、スタッフが自身の作業と「手続」に「方針」を深く浸透させるために役立つ。
- 必要な場合は、「方針」を外部の「影響を受ける人や組織」に伝達し、「事業」パートナー、サービス提供者、および供給者とともに取り組みの意識を高めることができる。その方法としては、ウェブサイトに掲載する、要請に応じて提供する、現場への「訪問者」が見られるようにする、などがありうる。

2.2 リーダーシップ

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 個別基準 2.1a によって「方針」を施行する責任者として、少なくとも1名の上位の「マネジメント代表者」を任命する。
- b. 個別基準 2.1f によって「方針」を伝達する責任者として、少なくとも1名の上位の「マネジメント代表者」を任命する。

- c. 「ASI」「パフォーマンス基準」全体にわたって求められる「マネジメントシステム」の施行、維持、改善に必要なリソースを提供する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 2.2 を実施する際の留意事項：

2.2 (a～b) について

- 「事業体」は、「ASI」「パフォーマンス基準」の実施について、適切な責任および権限を持つシニアマネジメントレベルの個人またはグループを任命してもよい。この個人またはグループは、以下の条件を満たす必要がある。
 1. 「事業」の運営方法に関する知識がある
 2. 内部システムを熟知している
 3. リスク分析部門に関与している

2.2 (c) について

- 「事業体」は、「基準」の実施の支援に十分な人的および物的リソースを確保しなければならない。
- 組織内で必要な場合は、「ASI」プログラムの知識と理解の強化に役立つ訓練および能力開発の必要性を検討する。
- この個別基準は、ISO 14001 および 45001 をモデルにしている。詳細なガイダンスは、それらの文書で見ることができる。

2.3 環境および社会のマネジメントシステム

「事業体」は、以下に示す項目について、総合的または個別に施行しなければならない。

- a. 環境「マネジメントシステム」
- b. 社会「マネジメントシステム」

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

- 「マネジメントシステム」は、あらゆるタイプの業務に関連し、「事業」の性質、規模、および主要リスクに応じて変化する。効果的な「マネジメントシステム」には、以下の利点がある。
 - リソース利用の効率化
 - リスク管理の強化
 - 結果が「方針」と一致した場合の顧客とステークホルダーの満足度向上
- 効果的な「マネジメントシステム」は、一般的には以下の要素で構成される。
 - 実際のリスクおよび潜在的リスクの特定と特徴付け、および追加的な集中を要する領域の優先順位付けを行うリスクアセスメント。
 - 主なリスク領域の責任を割り当てられたシニアマネジメント。
 - 「事業」のさまざまなレベルと分野で従業員と「委託先」に一貫した情報を提供する文書化された「方針」と「手続」。これらの資料の初回作成時には、効率のよい方法を考える。（例：「方針」と「手続」をプレゼンテーション形式で記録して、その後の訓練で使えるようにする）。
 - 重要なデータと情報の管理、説明責任の強化、および長期的な進歩の評価を行うための記録保持。
 - 優先順位に着目しながら、実施すべきことを学び、進化する柔軟な「事業」に対応するための訓練。
 - リスクアセスメントおよび「マネジメントシステム」の定期的なレビューと更新（例：「マネジメントシステム」の有効性と妥当性に関するシニアマネジメントによるレビュー）。

個別基準 2.3 を実施する際の留意事項：

- このようなシステムを開発する場合、環境および社会への主な悪影響を特定し、これらの影響を防止または軽減するマネジメント規定を含めるようにする。
- 環境および社会への影響のマネジメントが、「影響を受ける人や組織」に影響を与えうる場合は、サイトレベルの「マネジメントシステム」の設計、実施、および監視時に、これらの関係者の利益を考慮する。
- ISO 14001、ISO 26000、SA8000、および ISO 45001 などの国際標準は、一部の「事業」に関連する「マネジメントシステム」モデルを提供している。この個別基準の要求事項を満たす外部の「基準」および「スキーム」は、「保証マニュアル」に記載されている。

2.3 (b) について

- 社会「マネジメントシステム」は、「労働者」への影響およびより広い範囲のコミュニティへの影響を考慮するとともに、「人権」、労働者の権利、「労働安全衛生」への配慮を含む。

個別基準 2.3 を監査する際の留意事項：

目的に合致し一貫性のある文書化は、通常、機能的な「マネジメントシステム」の基盤を成し、小規模「事業」ではかなり単純化される場合がある。

2.4 責任ある調達

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 環境、社会、ガバナンスの問題を対象とし、この「基準」の「原則」と整合性のある、責任ある調達「方針」を施行する。
- b. 責任ある調達「方針」の最新版を公開する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに責任ある調達「方針」をレビューする。
- d. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、責任ある調達「方針」をレビューする。
- e. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、責任ある調達「方針」をレビューする。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 2.4 を実施する際の留意事項：

- 欧州アルミニウム協会は、資源調達ツールキットを開発して「ASI メンバー」に提供している。これは *elementAI* の『Download』タブで入手できる。
- 責任ある調達に関するその他のガイダンスは、個別基準 9.1「人権」（「人権デューディリジェンス」に関連する）および個別基準 9.8「紛争地域および高リスク地域」にある。
- 責任ある調達「方針」では、以下の項目を行う。
 - 商品およびサービスの調達に関連する環境、社会、およびガバナンスの問題を特定する。
 - 供給レベルでの人または環境へのリスク（「人権」および労働者の権利の侵害、または供給者／業務に起因する環境への悪影響など）を検討する。
 - 商品およびサービスの供給者に対して企業が行う管理または影響に相応する方法で、これらに対応するよう努める。「事業」におけるすべての関連するレベルにわたって、「方針」を統合する方法を検討する。
- 大規模企業は、責任ある調達「方針」を文書化し、ツール（供給者の「デューディリジェンス」プロセス、リスクアセスメント、持続可能性アンケート、および契約・供給者監査・特別チームにおける持続可能性の統合など）を使用して、特定された問題に対処することを検討する。サプライチェーンの「デューディリジェンス」アプローチに関する詳細は、以下の資料を参照されたい。
 - [International Finance IFC; Performance Standard 1 - Guidance Notes](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準 1 - ガイダンスノート）
 - [UN Guiding Principles on Business and Human Rights](#)（国連のビジネスと人権に関する指導原則）
 - [OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains from Conflict-Affected and High Risk Areas](#)（OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス）
 - [GRI and RMI Reporting Toolkit](#)（GRI および RMI レポーティング・ツールキット）
- 責任ある調達「方針」（または概要）を公開し、関連するすべての供給者に伝達することを検討する。
- 「供給者」への伝達方法としては、注文書または契約文書への記載、ニュースレター、ウェブサイトなどが利用できる。
- 責任ある調達「方針」の実施に関する進捗状況は、定期的に監視し、評価する。大規模企業は、必要な場合、責任ある調達の目標設定を検討する。

- 大規模企業は、内部スクリーニングおよび評価プロセスで特定された高リスク供給者について、詳細な「デューディリジェンス」評価の実施を検討する必要がある。

2.4 (b) について

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、適用法の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 3 に従った報告である。

2.4 (c) について

- 責任ある調達「方針」の定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも 5 年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の供給者の規模および範囲、または供給者が参加する活動
 - 既存の企業慣行が責任ある調達「方針」に合致する程度
 - 責任ある調達「方針」に影響を与える「事業」内外の変化（合併または買収を含む）
 - 法的要求事項との整合性
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または責任ある調達「方針」に対する「重大な」違反を特定した場合、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、責任ある調達「方針」に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない
 - 法的要求事項に適合していない

個別基準 2.4 を監査する際の留意事項：

- 「認証審査」の時点では、「事業体」は一部の「方針」を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準 2.4c は「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。

2.5 環境および社会の「影響評価」

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- 「新たなプロジェクト」に対して、または既存「施設」での「重大な変更」に対して、環境および社会の「影響評価」を実施する。
- 「影響評価」では、「過去のアリウム事業」によって「ベースライン状態」がどのような影響を受けたかを確実に検討する。
- 特定された何らかの「重大な」影響を防止し、軽減し、必要があれば修復するための、環境および社会の影響マネジメント計画を施行する。
- 少なくとも 5 年ごとに、環境および社会の影響マネジメント計画をレビューする。
- 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、環境および社会の影響マネジメント計画をレビューする。

- f. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、環境および社会の影響マネジメント計画をレビューする。
- g. 環境および社会の「影響評価」および最新版の環境および社会の影響マネジメント計画を公開する。

適用：

この個別基準は、「新たなプロジェクト」のあるすべての「施設」または「重大な変更」のある既存「施設」に適用される。

個別基準 2.5 を実施する際の留意事項：

- 開発、拡大、業務「施設」への重要な変更（および採掘の場合は、重要な調査活動）を審査し、環境および社会の「影響評価」（「ESIA」）を要する、環境または社会のリスクおよび影響が存在するかどうかを判定するプロセスの整備を検討する。
- 「影響評価」の形態と時期は、「適用法」によって定義されることが多い。
- 「影響評価」は、できるだけ早く開始する必要がある。
- プロジェクトの性質、規模、およびリスクを考慮する。たとえば、調査段階で適切なものは、大規模な採掘プロジェクトに適切なものとは異なる場合がある。
- 「新たなプロジェクト」または既存「施設」への「重大な変更」を行う前に、環境、社会（衛生を含む）および「人権」の属性に及ぼされうる悪影響についての「影響評価」を実施する（個別基準 2.6 の一部として）。「ESIA」を実施する場合には、以下の項目を考慮する。
 - リスクと影響の特定は、最近の環境および社会のベースラインデータをもとに、プロジェクトの性質（例：未開発の土地、再開発を待つ土地）に適切な詳細度で行う。
 - 事業の規模および特定された影響。
 - 広く全体に与える影響を検討し、必要な関連する土地利用計画（一時的な土地利用など）を特定する。一時的な土地利用には、その他の長期／短期の産業、農業、またはコミュニティの活動、移転・連絡用道路、保管・処分区域、作業員宿舎などが含まれる
 - 「関連施設」の影響。
 - 「影響を受ける人や組織」と地域開発との潜在的相乗効果、およびインフラ設計の基準とプロトコル（[Global Infrastructure Basel](#) や、必要の場合は [Hydropower Sustainability Protocol](#)（水力発電持続可能性評価プロトコル）など）に取り組むプロジェクトパートナーの重要性。
 - 当該プロジェクトによって、または、リスクおよび影響を特定するプロセスの実施時点において既存もしくは計画もしくは合理的に定められている他の開発によって、利用されるもしくは直接影響を及ぼされる、地域もしくは資源への累積的影響（すなわち、影響が積み重なった結果）。累積的影響の例を以下に示す。
 - 「大気への排出」の漸増的寄与
 - 複数箇所の取水による「水流域」の水流減少
 - 「水流域」における堆積物の増加
 - 野生生物の移動経路または野生生物移動の阻害
 - 「地元コミュニティ」の道路における交通渋滞および事故の増加
 - 「環境評価」には、必要に応じて、プロジェクト設計の代替アプローチの分析を含める。
 - 「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」に従い、緩和よりも影響の回避を優先する。（「原則」8「生物多様性」を参照）
 - 「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」、および「アルミニウム製錬」のプロジェクトには、「施設」の廃止措置または閉鎖時の「リハビリテーション」計画を含める（個別基準 8.7 および 2.10 を参照）。
 - 「影響評価」に関する詳細は、以下の資料を参照されたい。

- [International Association of Impact Assessment: Best Practice Principles Series](#)（国際影響評価学会：ベストプラクティス原則シリーズ）
- [Intergovernmental Forum on Mining, Minerals, Metals and Sustainable Development: Environmental and Social Assessments](#)（鉱物・金属鉱業及び持続可能な開発に関する政府間フォーラム：環境社会影響評価）
- The [IRMA Responsible Mining Standard: Environmental and Social Impact Assessment & Management](#)（IRMA 責任ある鉱業基準：環境および社会の影響評価およびマネジメント）
- [International Finance IFC。 Performance Standard 1 - Guidance Notes](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1 - ガイダンスノート）
- 「ボーキサイト採掘」作業および関連インフラが、保護価値の高い地域で提案されている場合は、「環境評価」の環境要素に以下を含めることを検討する。
 - 保護価値の高い地域の「生物多様性」評価は、適格な専門家が標準化されたアプローチで実施する。
 - 提案されたプロジェクトに関連する累積的「影響評価」、およびインフラ、長期定住、伐採、密猟などが環境にもたらす間接的影響を明らかにする地域計画調査。
 - 特定された影響を管理するための適切な回避、緩和、および埋め合わせ。選択肢の評価にあたっては、関連する社会的影響を考慮する。これらの影響には、基本資源（食糧、水、エネルギー）、および「労働者」の家族と関連コミュニティの生活を維持し、不適切な伐採、水の窃取、農業開発、密猟、居住地消失、細分化などを防ぐために必要なその他の自然資源の提供（「廃棄物」マネジメントを含む）が含まれる。
- 「影響評価」は、相応の適格な専門家が実行する。以下の事項を検討する。
 - 「適格スペシャリスト」は、通常、ベースライン調査を実行して「影響評価」を円滑に進め、その結果を文書化する必要がある。
 - 評価は、影響を受けるコミュニティの特性と利害を反映し、不利益を被る、または「弱者またはリスクにさらされている」と特定された者が有意義に参加できるようにする。
 - 「影響評価」は、独立企業が準備するか、少なくとも査読している場合に、信頼度が高まることが多い。
- 「影響評価」は、リスクと影響を管理するため、システム全体を対象に実施する（個別基準 2.3 を参照）。
 - 特定された環境および社会のリスクおよび影響に対処する「マネジメントシステム」の一環として、文書化された行動計画および「手続」を確立して実施するとともに、「適用法」、規則、およびライセンスを確実に遵守する。
 - 主な指標（環境、社会、文化、公民権、および性別の属性に対して特定された潜在的影響に基づく）の監視を行う。
- 環境および社会の影響マネジメント計画について、定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも 5 年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置、または「事業」が参加する活動によるリスクの程度
 - 既存の企業慣行が環境および社会の影響マネジメント計画に合致する程度
 - 環境および社会の影響マネジメント計画が、特定されたリスクを効果的に低減または除去できる程度
 - 環境および社会の影響マネジメント計画に影響を与える「事業」内外の変化（合併または買収、自然災害、戦争やパンデミックを含む国際的危機など）
 - 「影響を受ける人や組織」からの「メンバー」、「事業体」または部門に対する期待の経時的変化
 - 法的要求事項との整合性
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または環境および社会の影響マネジメント計画に対する「重大な」違反を特定した場合、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。

- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、環境および社会の影響マネジメント計画に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない
 - 法的要求事項に適合していない
- 「認証審査」の時点では、「事業体」は一部の「方針」を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準 2.5c は「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。

2.5(g)について

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、適用法の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 413 に従った報告である。

2.6 「人権」「影響評価」

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- 「新たなプロジェクト」に対して、または既存「施設」での「重大な変更」に対して、「人権」「影響評価」（ジェンダー分析を含む）を実施する。
- 「人権」「影響評価」では、「過去のアリミニウム事業」によって「ベースライン状態」がどのような影響を受けたかを確実に検討する。
- 「人権」「影響評価」には、「先住民」の権利の評価を必ず含めるようにする。
- 特定された何らかの「重大な」影響を防止し、軽減し、必要があれば修復するための、ジェンダーに配慮した「人権」影響マネジメント計画を施行する。
- 少なくとも 5 年ごとに、「人権」影響マネジメント計画をレビューする。
- 「重大な」「人権」のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「人権」影響マネジメント計画をレビューする。
- 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「人権」影響マネジメント計画をレビューする。
- 「人権」「影響評価」および最新版の「人権」影響マネジメント計画を公開する。この際、「影響を受ける人や組織」に対して、または営業上の守秘義務に関する法的要求事項に対してリスクが発生しないように十分考慮する。

適用：

- この個別基準は、「新たなプロジェクト」のあるすべての「施設」または「重大な変更」のある既存「施設」に適用される。
- 個別基準 2.6c は、先住民またはその土地、領土、資源の存在が確認されている場合に適用される。

個別基準 2.6 を実施する際の留意事項：

- 「影響評価」の実施に関する詳細情報については、個別基準 2.5 を参照されたい。

- 「人権」の評価は、独立した評価として、または個別基準 2.5 で要求される ESIA の一部として実施してもよい。
- 「新たなプロジェクト」または「重大な変更」があっても、影響を受ける「有権者」（「先住民」を含む）が存在しないために、「人権」「影響評価」を必要としない場合がある。影響を受ける「有権者」がいるかどうかの分析を実施する責任は、「事業体」にある。「有権者」が見つからなかった事例においては、「事業体」は、「新たなプロジェクト」または「重大な変更」によって「先住民」またはその他の「有権者」に影響を与えないことを確認した方法を示す文書を「監査人」に提示する必要がある。
- 「新たなプロジェクト」または「重大な変更」があっても、「人権」リスクに関する特定の変更が発生しない場合がある（たとえば、場所が変わらない、発生する仕事と同様）。「人権」リスクに関する何らかの変更があるかどうかの分析を実施する責任は、「事業体」にある。そのような変更が見つからなかった事例においては、「事業体」は、その結果を確認した方法を示す文書を「監査人」に提示する必要がある。「人権」の変化が特定されない場合、「新たなプロジェクト」または「重大な変更」は、個別基準 2.3（環境および社会の「マネジメントシステム」）の要求事項について監査を受けなければならない。
- 「人権」「影響評価」は、国際的な「人権」法を枠組みとし、女性、子ども、高齢者、およびその他の「弱者またはリスクにさらされている」社会の分野に対する差別の影響を考慮する。[国際人権章典](#)およびILO の [8 つの基本条約](#)に列挙された権利を考慮する。
- 「先住民」が存在する場合：
 - 世界の先行する慣行に従って「影響評価」の協議を実施する。たとえば、以下の資料を参照されたい。
 - カナダ政府の [Practitioner's Guide to the Impact Assessment Act](#)（影響評価法の実務家向けガイド）
 - [Effectiveness in social impact assessment \(O'Faircheallaigh, 2012\)](#)（社会影響評価の有効性）
 - 生物の多様性に関する条約に基づいて発行された [Akwé: Kon Guidelines](#)（Akwé: Kon ガイドライン）
 - プロジェクトの「影響範囲」には、関連する「先住民」により決定された文化的な影響の範囲を含む。「先住民」が国境に広がっている場合、または越境する影響を伴うプロジェクトにより影響される場合、「影響評価」に越境する影響を含める。
 - 累積的影響は、提案されたプロジェクトの既存の影響と予測可能な影響を含み、「先住民」居住区の内部または近辺における、過去および現在の、さらには計画中的のその他の活動に照らして検討する。
 - 参加型「影響評価」では、「先住民」がそうすることを選択した場合に、「先住民」自身が評価を実施することができる。
 - プロジェクトのすべての段階での衛生的影響は、「先住民」が参加（希望した場合）して、評価し、慎重に監視し、軽減すべきである。
 - 「先住民」にリソースを提供することにより、影響評価をレビューする独立した専門家を選定できるようにする。
- HRIA（「人権」「影響評価」）には、一般に認められた単一の方法論があるわけではないが、利用可能な方法論には、すべて共通の要素がある。HRIA は、「人権」というレンズを通して、業務／プロジェクト／サイトの状況に対処する。「HRIA」は、他のすべての「影響評価」プロセスと違って、確立され、広く受け入れられた国際的な「人権」法から導出された「人権」という言語体系を使って、「有権者」が経験した影響を分析する。以下に示す「HRIA」に関する 10 項目の重要な個別基準は、主要な「HRIA」の実務家が協力して制定し、[デンマーク人権研究所](#)が発行したものである。
 1. 参加型：「有権者」の直接の関与、または、きわめて不安な状況では、その正当な代表者の関与を伴う。
 2. 非差別的：多様な年齢、ジェンダー、民族、宗教、雇用状態、健康状態、出自、社会経済的地位を反映して、さまざまな「有権者」を包括する。
 3. 権限の拡大：「有権者」が評価プロセスそのものについて、および評価プロセスでの自らの役割について理解し、自らの人権を主張できるようにする。

4. 透明性：上流に向かって（「有権者」から評価者へ、さらに意思決定者へ）また下流に向かって（評価者および意思決定者から「有権者」へ）の両方向で、「HRIA」のプロセスおよび結果について確実に情報共有できるようにする。
 5. 責任：フォローアップが直接計画されていること、フォローアップには適切な責務履行者（意思決定者）と「有権者」（影響を受ける人々）を含んでいること、の両方を確保する。
 6. ベンチマーク：「人権」という言語体系および確立された適切な「人権」基準を使って、影響を評価する（『適切』とは、少なくとも、世界人権宣言に示されたすべての権利について評価していることを意味するが、大部分の基準においては、ILO 中核条約、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約に示された権利の評価も求めている）。
 7. 範囲の決定：業務が原因となる、寄与する、または利益を得る悪影響が対象に含まれる（サプライチェーンまたは政府とのパートナーシップなど、『「事業」上の関係』によって『つながりがある』と言う場合もある）。
 8. 重大度の評価：「人権」に関する影響は、すべて同じように発生するわけではないので、影響の重大度に従って介入の優先順位を決める必要がある。効果が最も大きいもの、または評価対象の事業にとって費用が最も手頃なものという基準で決めるべきではない。
 9. 軽減手段の包含：8 番の評価順序と関連して、評価にあたっては、「人権」に対する悪影響を除去、防止、軽減する方法について、明確なガイダンスを提示する必要がある。
 10. 修復方法の包含：影響が既に発生している場合、「HRIA」は、その修復方法を特定する必要がある。これに付随する結果として、権利重視の苦情処理制度を通じて、「有権者」が自分に対する影響を企業に報告できるようになっているべきである。
- これらの基準は、国連の指導原則および責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスと整合性がある。
 - 「ASI メンバー」が「基準」を施行する、および「監査人」がその施行を評価するという目的においては、これらの 10 項目の原則は、評価のプロセスに重点を置いた 5 つの主要な指標に変換することができる。「人権」「影響評価」の文書で使われる方法論的プロセスに重点を置いて、（結果ではなく）プロセスの指標として、「HRIA」の内容全体を読んだり判断したりしなくても、これらを監査できる。これは、企業の「人権デュー・ディリジェンス」が全体として適切であることを保証するものではないが、実施したプロセスが「HRIA」を構成する影響について十分に評価していること、ひいては「ASI 基準」に適合していることを示している。
 - デンマーク研究所による 10 項目の個別基準から導出された 5 つの主要な指標を以下に示す。
 - I. 多様な「有権者」（「原住民」を含む）に直接参加してもらう（参加型および非差別的）。
 - II. 『「事業」上の関係』を分析し、世界人権宣言に示されたすべての権利を網羅する（範囲の決定）。
 - III. 「有権者」への、また「有権者」からのフィードバックを行う（権限の拡大、責任、透明性）。
 - IV. 影響を重大度によって評価する（ベンチマーク）。
 - V. 「人権」への影響の重大度によって介入の優先順位を決める（軽減手段の包含および修復方法の包含）
 - 5 つの主要な指標は、効果的かつ完全な「HRIA」において、すべて重要かつ必要である。しかし、多くの場合、「HRIA」が成功して効果を発揮するためには、最初の 2 つの基本的な要素を適切に実施する必要がある。
 - 多様な「有権者」に直接参加してもらう。
 - 『「事業」上の関係』を分析し、世界人権宣言に示されたすべての権利を網羅する。
 - これら 2 つの手順を実施しなければ、残りの 3 つの要素を効果的に実施することは、ほとんど無理である。したがって、次のセクションで説明するように、これら 2 つの要素の実施は、残り 3 つの要素よりも優先度が高い。

- 最初の2つの基本的要素を実施した「HRIA」は、有意義な評価に向けた多大な努力の跡を示している。最初の2つの要素を実施していない場合、「事業体」は「個別基準」の施行において重大な不履行を犯している可能性があり、「監査人」は、この不実施が「重大な不適合」であるかどうかを検討する必要がある。後の3つの要素のいずれかを実施していない場合、「HRIA」の軽微な不履行となる可能性が高く、「監査人」は、これを「軽微な不適合」と判断する可能性が高いと思われる。個別基準の要件に適合する「HRIA」の例については、[「ASI」ウェブサイト](#)を参照されたい。
- 「HRIA」が5つの要素に適合していないが、「事業体」がこの状況を改善できる可能性がある場合、「監査人」は、「事業改善提案」を作成することを選択できる（「ASI」「保証マニュアル」のセクション8.13を参照）。「事業改善提案」が適切である状況の例としては、影響を受ける人々の大部分に対して企業がフィードバック（3番目の要素）を実施しているが、意図せずに一部が欠落した場合（すなわち、スタッフの変更、または影響を受ける人々の連絡窓口の変更による）が考えられる。
- 「ASI」「パフォーマンス基準」は、「新たなプロジェクト」または既存の「施設」での「重大な変更」について「HRIA」を実施することを要求している。下の付録1に、このような状況で「ASI認証」を受けようとする「メンバー」が適切な「HRIA」を実施しているかどうかの判定、および軽微な不履行と重大な不履行を区別する方法について、「監査人」を支援するデシジョンツリーを示す。グラフィックとアウトラインの両方のフォーマットで下に掲載する。
- 「監査」において、この個別基準をどのように評価するかを示すフローチャートを[付録1](#)に示す。
- 「人権」影響マネジメント計画について、定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも5年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置、または「事業」が参加する活動によるリスクの程度
 - 既存の企業慣行が「人権」影響マネジメント計画に合致する程度
 - そのマネジメント計画が、特定された「人権」リスクを効果的に管理できる程度
 - 「人権」影響マネジメント計画に影響を与える「事業」内外の変化（合併または買収、自然災害、紛争の発生またはその他の危機（たとえば、パンデミック）など）
 - 「影響を受ける人や組織」からの「メンバー」、「事業体」または部門に対する期待の経時的変化
 - 法的要求事項との整合性
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または「人権」影響マネジメント計画に対する「重大な」違反を特定した場合、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、「人権」影響マネジメント計画に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない
 - 法的要求事項に適合していない
- 「認証審査」の時点では、「事業体」は一部の「方針」を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準2.6eは「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。
- 「HRIA」で特定された影響評価のマネジメントは、社会「マネジメントシステム」（個別基準2.3）および「人権デューディリジェンス」プロセス（個別基準9.1）を通じて、継続的マネジメントに発展することがある。
- その他の方法論としては、以下を参照されたい。

- [Danish Institute for Human Rights. Human Rights Impact Assessment Guidance and Toolbox](#) (デンマーク人権研究所、人権影響評価のガイダンスおよびツールボックス)
- NomoGaia (2012), [Human Rights Impact Assessment: A toolkit for practitioners conducting corporate HRIAs](#) (人権影響評価：企業 HRIA を実施する実務家向けツールキット)
- Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構) (2015), [Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractives Sector, Paris: OECD](#) (採取産業分野における有意義なステークホルダー参加のためのデューディリジェンスガイダンス)
- Salcito, K., Utzinger, J., Weiss, M.G., Münch, A.K., Singer, B.H., Krieger, G.R., & Wielga, M. (2013). [Assessing human rights impacts in corporate development projects. Environmental Impact Assessment Review](#), 42, 39-50 (企業開発プロジェクトにおける人権影響調査)
- その他の主要な枠組み：
 - United Nations Human Rights Council (国連人権理事会) (2011), [Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework, A/HRC/17/31 \(UN Guiding Principles\)](#) (ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施)
 - Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構) (2011), [OECD Guidelines for Multinational Enterprises, Paris: OECD Publishing](#) (OECD 多国籍企業行動指針)
- その他の概要および主要文献
 - World Bank and Nordic Trust Fund (世界銀行およびノルディックトラストファンド) (2013), [Human Rights Impact Assessments: A Review of the Literature, Differences with other forms of Assessments and Relevance for Development, Washington: World Bank and Nordic Trust](#) (人権影響評価：文献のレビュー、他の形態の評価との相違、開発との関連性)
 - Harrison, James (2013), [Establishing a meaningful human rights due diligence process for corporations: learning from experience of human rights impact assessment, Impact Assessment and Project Appraisal](#), 31:2, 107-117; (企業のための有意義な人権デューディリジェンスプロセスの確立：人権影響評価から学ぶ)
 - Kemp, Deanna and Frank Vanclay (2013), [Human rights and impact assessment: clarifying the connections in practice, Impact Assessment and Project Appraisal](#), 31:2, 86-96. (人権と影響評価：実務上のつながりを解明する)

2.6(h)について

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、適用法の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 412、412-3 に従った報告である。

2.7 緊急事態対応計画

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「労働者」、「影響を受ける人や組織」、関連機関と協働して、サイトごとに緊急事態対応計画を施行する。

- b. 少なくとも 5 年ごとに緊急事態対応計画をレビューする。
- c. 緊急事態のリスクの性質または規模が変わるような変化が「事業」に発生したとき、緊急事態対応計画をレビューする。
- d. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、緊急事態対応計画をレビューする。
- e. 緊急事態対応計画を実行すべき状況が発生しない場合には、計画を試行する。
- f. 緊急事態対応計画の最新版を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 2.7 を実施する際の留意事項：

- サイトごとの緊急事態対応計画は、リスク分析に基づいて作成され、各種の要因（地理的位置、気候、エコシステムの影響の受けやすさなど）、および人、環境、資産への潜在的影響を考慮し、さらに、必要な緊急事態対応を行う者（その役割、リソース、懸念事項などを含む）を規定してもよい。
- 「労働者」および「影響を受ける人や組織」、たとえば「労働者」の代表者、「弱者またはリスクにさらされている」グループを含む「影響を受ける人や組織」、その他の関連機関と協力して、代表者の性別構成にも配慮しながら、計画を策定する。
- 緊急事態対応計画は、高度な技術を伴う文書であることが多いが、協議の目的は、技術的分析についてフィードバックすることではなく、計画策定者が「影響を受ける人や組織」のニーズや懸念事項を確実に理解すること、また逆に、「影響を受ける人や組織」がどのように保護されるかを彼らが確実に理解することである、と認識されている。
- 緊急事態対応計画の内容を「影響を受ける人や組織」となる可能性のある人々に伝達する。
- サイトレベルまたは企業レベルで、緊急事態対応計画がリスク特定および「影響評価」につながるように検討する。また、人、環境、および資産への影響を軽減する管理が実施できるように配慮する。

2.7 (b) について

- 緊急事態対応計画の定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも 5 年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置、または「事業」が参加する活動によるリスクの程度
 - 既存の企業慣行が緊急事態対応計画に合致する程度
 - 既存の計画の適用性に影響を与える「事業」内外の変化（たとえば、ダム決壊の緊急事態対応計画の妥当性に影響しうる降雨パターンの変化）
 - 計画の施行を必要とし、改善分野を特定する緊急事態の発生
 - 法的要求事項との整合性
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または緊急事態対応計画に対する「重大な」違反を特定した場合、それは、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、緊急事態対応計画に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない
 - 法的要求事項に適合していない

- 緊急事態対応計画に関する詳細は、[International Council on Mining and Metals \(ICMM\)/United Nations Environment Programme \(UNEP\) - Good Practice in Emergency Preparedness and Response](#)（鉱業および金属に関する国際評議会（ICMM）／国連環境計画（UNEP） - 緊急準備と対応のグッドプラクティス）（2005）などの参考資料を参照されたい。

個別基準 2.7 を監査する際の留意事項：

「認証審査」の時点では、「事業体」は一部の「方針」および計画を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準 2.7b は「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。

2.8 業務の中断

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 管理の及ばない要因により、業務を中断または大幅に変更せざるを得ない状況に対処するための「事業」復旧計画を策定する。その際、社会、環境、およびガバナンスの「重大な」悪影響を考慮する。
- b. 少なくとも 5 年ごとに「事業」復旧計画をレビューする。
- c. 環境、社会、ガバナンスのリスクの性質または規模が変わるような変化が「事業」に発生したとき、「事業」復旧計画をレビューする。
- d. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「事業」復旧計画をレビューする。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 2.8 を実施する際の留意事項：

- 考慮すべき『「事業体」の管理の及ばない要因』には以下のものが含まれる。
 - 紛争／市民の暴動
 - パンデミック
 - 自然災害
 - 気候変動
 - サイバー攻撃
- 業務の大幅な変更としては、以下のものがありうる。
 - 人員配置レベルが大幅に減少する（たとえば、3 交代から 1 または 2 交代へ）
 - 予定されたスケジュールどおりにプロジェクトが開始されない、または継続されない
 - 一部の業務「施設」が閉鎖される
 - 「施設」が『保存整備』業務だけを実施するようになる
- 可能な限り「影響を受ける人や組織」と関わりを持って、企業が作為または不作為によって重大な問題を深刻化させないこと、「人権」回復に関する約束を引き続き守ることを確約する。これには、企業が「人権」に対する悪影響を発生させた、またはその一因となったと特定した場合に、回復策を提供する、または回復に協力することを含む。

- 事業の中断または変更が、以下のような環境への悪影響を及ぼさないようにする。
 - すべての「廃棄物」保管「施設」の管理
 - 「リハビリテーション」の責任
 - 「生物多様性行動計画」に必要な要素の実施
 - 雑草、「外来種」、野生動物の管理、火災管理などの環境責務

2.8 (b) について

- 「事業」復旧計画の定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも5年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置、または「事業」が参加する活動によるリスクの程度
 - 既存の「事業」慣行が「行動規範」に合致する程度
 - 「事業」復旧計画に影響を与える企業内または「事業」外の変化
 - 法的要求事項との整合性
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または「事業」復旧計画に対する「重大な」違反を特定した場合、それは、またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、「事業」復旧計画に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない
 - 法的要求事項に適合していない

2.9 合併および買収

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 合併および買収に対する「デューディリジェンス」のプロセスにおいては、「過去のアルミニウム事業」に関連するものを含めて、この「基準」に関する環境、社会、ガバナンスの慣行をレビューする。
- b. 合併または買収の後：
 - I. 「過去のアルミニウム事業」による「重大な」環境、社会、ガバナンスの影響に関する情報を「影響を受ける人や組織」と共有する。
 - II. 「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、「過去のアルミニウム事業」による「重大な」環境、社会、ガバナンスの影響を軽減するための計画を施行する。
 - III. 1年に1回、「影響を受ける人や組織」と、影響を軽減する計画の進捗状況を共有する。

適用：

- 個別基準 2.9(a)は、すべての「施設」に適用される。
- 個別基準 2.9(b)は、合併後または買収後の「施設」に適用される。

背景：

- 合併および買収では、環境、社会、およびガバナンス（「ESG」）の要素が、リスク管理と同様、価値創造にも貢献することが知られつつある。2012年の [PwC の調査](#)は、以下を明らかにしている。
 - 環境、社会、ガバナンスの要素は、取引発生の可能性に影響を与えうる。「ESG」要素のパフォーマンスが低いと、取引の評価が大きく下がる場合がある。
 - 「ESG」要素の管理について、対象企業を買い手の基準にまで引き上げるコストと困難は、取引過程での重要な検討材料となる。統合とは、買収した企業が「ESG」要素のパフォーマンスが低い分野を改善し、価値と効率性を高める機会である、と企業が考える場合もある。しかし、「ESG」マネジメントの基準が低すぎると、この機会は十分には実現しない。
 - 多くの企業が、「ESG」「デューディリジェンス」に対して体系化されたアプローチを取るようになっていく。自社の持続可能性への一般的アプローチがかなり進んでいると考える企業は多いが、そのほとんどが、合併と買収の「ESG」「デューディリジェンス」へのアプローチはそれに劣ると認めている。

個別基準 2.9 を実施する際の留意事項：

- 合併および買収計画では、財務「デューディリジェンス」に加えて、当該事業の範囲に関連する環境、社会、およびガバナンスの問題をレビューする「デューディリジェンス」のプロセスを実施する。これらの問題には以下が含まれる。
 - 環境：土地・空気・水の汚染・汚濁、関連する法令遵守の問題、環境効率、「廃棄物」のマネジメント・リサイクル・再利用、水の利用と効率、エネルギーの利用と効率、天然資源の不足、気候変動と二酸化炭素排出削減戦略、有害化学物質など
 - 社会：「労働者」の処遇、安全衛生、労働条件、「児童労働」、「強制労働」と「人身取引」、「人権」、サプライチェーン、平等と多様性、顧客とコミュニティの公正な処遇など。受入国の政府が、事業認可に先立って「先住民」の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」を得るために十分な協議のプロセスを実施したかどうか、をレビューして判定する。
 - ガバナンス：環境・社会問題マネジメントのガバナンス、「贈収賄」と「不正行為」の防止、「事業」の倫理性および透明性

- 上記に対するリスク要因（作業場所、「事業」の性質、以前のマネジメントおよび業務慣行など）を検討する。
- 「デューディリジェンス」の一部として、社会、環境、およびガバナンスの負の影響に取り組む、またはそれらを最小化できる可能性のあるマネジメント方法の評価を含める。
- 影響を軽減する計画の進捗状況を「影響を受ける人や組織」と共有するときは、「影響を受ける人や組織」が利用可能かつ理解できる方法で実施することを徹底する。
- 環境、社会、およびガバナンスのリスクの「デューディリジェンス」に関する詳細は、[International Financial Corporation \(IFC\) Performance Standard 1 - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1 - ガイダンスノート）、[UN Guiding Principles on Business and Human Rights](#)（国連のビジネスと人権に関する指導原則）などの参考資料を参照されたい。

2.10 閉鎖、廃止措置、および売却

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 閉鎖、廃止措置、および売却のための計画プロセスにおいて、この「基準」に関連する環境、社会、およびガバナンスの慣行をレビューする。
- b. 「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、閉鎖、廃止措置、および売却に関連する「過去からの影響」を含む、「重大な」環境、社会、ガバナンスの影響を監視する計画を施行する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 2.10 を実施する際の留意事項：

- 業務の閉鎖、廃止措置、または売却のための計画プロセスは、個別基準 2.3 による現在のリスクの評価、特定、および緩和を基本とする。
- この個別基準の重点は、達成期限を定めた閉鎖、廃止措置、および売却の実施ではなく、「影響を受ける人や組織」との継続的な参加型の対話を含む、責任ある撤退についての長期の事前計画である。
 - サプライチェーンにおける位置、規模、立場を考慮して、閉鎖、廃止措置、および売却に関連するリスクを検討する。また、それに応じて、リソースの計画および割り当てを行う。
 - 閉鎖計画は通常、対象期間が何十年にもわたるため、複雑なものになる。計画者は、作業期間および閉鎖後も長期にわたり、必然的に変化していく環境、社会、経済、およびガバナンスの要素に対応する必要がある。
 - 計画プロセスの一環として、計画された業務の閉鎖、廃止措置、および売却に関する「方針」と「手続」を策定し、実施する。
 - 「施設」の「影響範囲」にある「関連施設」（鉄道、道路、ダム、自家発電所または送電線、パイプライン、ユーティリティ、倉庫、および物流ターミナル）も必ず考慮に入れる。
 - 社会、環境、およびガバナンスの負の影響を回避し、よい結果を促すマネジメント手段の特定に努める。
 - 「影響を受ける人や組織」との協議の上、十分な資金的保証を提供し、閉鎖および「鉱山リハビリテーション」の要求事項を満たすためのリソースを確保する。
 - コミュニティの希望または法的要求事項、もしくはその他の同意された最終用途に従って、土地を以前の状態に戻すか、または土地に付加価値が加わるようにする。

- 鉱業セクターでは、閉鎖に向け、初期段階から環境、経済、および社会的事項を考慮した統合アプローチを取り、これは採鉱サイトの利用期間を通じて存続する。このアプローチでは、閉鎖を「事業」の中核部分ととらえることが欠かせない。（個別基準 8.7「鉱山リハビリテーション」を参照されたい）。
 - 場合によっては（資源の枯渇だけでなく、物価の下落、規則の変更、技術的課題、または社会的紛争などにより）、鉱山の閉鎖が早まることがある。早期の計画策定が欠かせない。
 - 鉱山閉鎖および「リハビリテーション」計画の策定と実施において、鉱山サイトは、「地元コミュニティ」の参加を重視する必要がある。
 - 採鉱は一時的な土地利用であるので、「生物多様性」の価値の高い地域では、採鉱に使用した土地は、その価値を考慮した将来の使用に向けた復元を目指すべきである。
 - さらに、閉鎖コストは事実上、鉱山が収益を生み出さなくなった後に生じる場合が多い。したがって、閉鎖に向けた資金は作業の開始前または作業中に用意しておくか、他の収入源から提供するか、または他の資産を担保にして得る必要がある。これらの資金的保証方法の選択は、法的要求事項に応じて行う。

2.10 (b) について

- 一般的に、「施設」の「影響範囲」内に存在する「影響を受ける人や組織」との継続的関与には、将来あるかもしれない閉鎖、廃止措置、および売却に伴う結果など、「施設」の長期的な見通しについて定期的に協議することが含まれる。「施設」は、閉鎖、廃止措置、および売却が計画されているかどうかにかかわらず、實際上可能な限り早期に、「影響を受ける人や組織」に対して、閉鎖、廃止措置、および売却に関する条件についての情報を提示し、協議し、有意義に参加する機会を提供すべきである。
- 「先住民」が存在する場合、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」（FPIC）プロセス（個別基準 9.4 を参照）が適用できる。
- 2.9(b)のレビュープロセスで特定された、環境、社会、ガバナンスの問題を監視する計画の策定を検討する。その問題の一部は、「メンバー」が「施設」を所有する以前にさかのぼる「過去からの影響」を含むことがある。
- 石炭業界に関するものであるが、SOMO による [Responsible Disengagement from Coal as Part of a Just Transition](#)（公正な移行の一部としての炭鉱からの責任ある撤退）は、閉鎖、廃止措置、および売却に伴う「人権」への影響の扱いについての知見を示している。

3. 透明性

原則

「事業体」は、国際的に認められた報告「基準」に従って透明性を確保しなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	3.1	3.2	3.3	3.4
「ボーキサイト採掘」				
「アルミナ精製」				
「アルミニウム製錬」				
「アルミニウム再溶解／精製」				
「鋳造工場」				
「半製品化」				
「材料加工」				
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）				
「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」				

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

民間企業の求める透明性は、質量ともに高まっている。これは、説明責任の増進、および第三者によるパフォーマンスと影響の理解と評価の実現を目指すものである。

実施

3.1 持続可能性報告書

「事業体」は、以下のものを公開しなければならない。

- a. 環境、社会、経済の影響に対するガバナンスのアプローチ。
- b. この「基準」の「原則」に関連する「重大な」環境、社会、経済の影響。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

環境、社会、および経済的な情報を公的報告書に盛り込む企業が増えている。これは、「持続可能性報告書」として構成されることが多く、幅広い「ステークホルダー」の期待に応えている。「持続可能性報告書」の一般的枠組みの必要性を受けて、グローバルレポーティングイニシアチブ（GRI）が開発された。その他にも、特定の規制内容、セクター、および問題に焦点を置いた報告書の枠組みが、引き続き開発されている。

個別基準 3.1 を実施する際の留意事項：

- 「事業体」の報告／伝達では、「影響を受ける人や組織」に適切な形で以下を伝達する方法を検討する。
 - 「影響を受ける人や組織」が関心を持っている、または企業にとって「重大な」主要問題
 - これらに関する「事業体」または「事業」の「方針」または立場
 - 「事業体」が（たとえば、自身の業務において、または「地元コミュニティ」もしくは業界イニシアチブへの関与を通じて）これらに関して取っている、または取ることを計画している行動
 - 行動によって達成された、または達成が期待される量的または質的な結果（可能な場合）
 - 特定の問題、たとえば「人権」または労働者の権利による影響などが、「影響を受ける人や組織」によって提起された場合、報告／伝達を通じて、組織の応答の妥当性を評価するのに十分な情報を提供しよう努める。
- 「重大性」評価を実施して「事業体」に最も関係のある指標を判定し、その「重大な」影響に相応の報告実施を検討する。
- 「持続可能性報告書」は、「事業体」が経済、環境、社会に及ぼす重要な影響を示す側面、または「影響を受ける人や組織」の評価および判断に実質的に影響を与える側面を対象とする。公的報告書のために「重大性」評価を実施する方法に関するガイダンスは、GRI「基準」（GRI 3 Material Topics 2021）（重大な主題）に示されている。
- 該当する場合には、たとえば、以下に示す項目と「持続可能性報告書」とを整合させる機会を特定する。
 1. 年次会計報告書
 2. 国連の持続可能な開発目標（SDGs）への「事業」の貢献
 3. 国連のビジネスと人権に関する指導原則の実施に関する報告（個別基準 9.1 を参照）
 4. グローバルコンパクトに基づく進捗状況の伝達
 5. 採取産業透明性イニシアティブ（「EITI」）に基づく収入の開示
 6. 「影響を受ける人や組織」（「労働者」を含む）の関与プロセス
 7. 定期報告（たとえば、現代の奴隷制度またはサプライチェーンの「デューディリジェンス」に関する開示など）
 8. 倫理的投資市場に関する情報

- 「持続可能性報告書」を「デューディリジェンス」システムおよび個別基準 9.8（「紛争地域および高リスク地域」）で求められる慣行に関する年次公的報告書と整合させることを検討する。

3.2 非「遵守」および法的責任

「事業体」は、毎年、「適用法」を遵守しなかったことによる「重大な」罰金、判決、刑罰、および非金銭的制裁に関する情報を公開しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

「事業体」の非「遵守」レベルには、一定のパフォーマンスパラメーターに業務を確実に適合させるマネジメントの能力が表れる。経済面では、「遵守」は、直接的な刑罰および訴追、または間接的な「事業体」の評判への影響を通じて生じる財務上のリスクを低減する。状況によっては、非「遵守」は浄化債務またはその他の高価な環境債務につながる可能性がある。組織の「遵守」記録が、業務拡大または許可取得の能力に影響を与えることもある。（[GRI 307: Environmental Compliance 2016](#)（環境遵守） および [GRI 419 Socioeconomic Compliance 2016](#)（社会経済遵守））

個別基準 3.2 を実施する際の留意事項：

- 開示は、GRI 205-3（不正行為）、206-1（反競争的行為）、307-1（環境遵守）、411-1（先住民）、419-1（社会経済遵守）および適用法令に従って、「事業体」のウェブサイトまたは年次報告書もしくは持続可能性報告書への情報記載を通じて行う。
- 環境または社会的な法律および規則の違反に対する行政上または司法上の制裁を特定する。以下の「重大な」罰金および非金銭的制裁を開示する。
 - 「重大な」罰金の総額
 - 非金銭的制裁の合計数
 - 「苦情解決制度」を使用した事例
 - 非「遵守」に対処した是正処置
- 「事業体」が法律または規則の非「遵守」を何も特定しなかった場合は、その旨を簡潔に記載するだけでよい。
- 「慣習法」に従って紛争が解決した場合は、同意を得て解決の条件を公開することができる。

3.3 政府への支払

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- 政府（政党を含む）への支払を行う、または代理人に支払わせるのは、法令または契約に基づく場合のみとする。

- b. 既存の監査および保証システムに基づいて、政府への支払を公開する。
- c. 毎年、または既存の監査および保証システムに基づいて、直接か仲介者経由かを問わず、金銭および物品による政治献金の額を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 3.3 を実施する際の留意事項：

3.3 (a) について

- 組織の「不正行為」防止「方針」に、組織またはその代理人による政府への支払が、確実に法令または契約に基づくことを保証する要求事項を設定することを検討する。政府への支払の監査は、定常的な財務監査の一環として行う。

3.3(b)および(c)について

- 政府への支払の透明性により、採掘活動にまつわる紛争を回避し、採掘への投資が国にもたらす貢献を示すことができる。
- [Extractive Industries Transparency Initiative \(EITI\)](#)（採取産業透明性イニシアティブ（「EITI」））は、政府、企業、市民団体グループ、投資者、および国際組織を含むマルチステークホルダーのイニシアチブであり、企業が支払ったものを公開し、政府が受領したものを開示するグローバル基準を設定している。「事業体」は、以下の項目を実施するとよい。
 - 「方針」またはそれに類似する形で「EITI」の「原則」および個別基準を支持し、これを企業のウェブサイトで表明する。
 - 税金、使用料、契約金、その他の支払または給付の形態による参加国政府へのすべての「重大な」支払を開示する。これは、適切な報告テンプレートおよび国の作業計画の形で行う。「EITI」ビジネスガイドには、「EITI」の報告の要求事項に関する助言が記載されている。
 - 契約の秘密保持条項が開示を認めている場合には、「EITI」非参加国の政府への支払を開示する。

3.3 (c) について

- 開示は、GRI 415-1 および「適用法」に従って、「事業体」のウェブサイトまたは年次報告書もしくは持続可能性報告書への情報記載を通じて行う。

3.4 ステークホルダーの苦情、抗議、および情報請求

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 以下の条件を満たす「苦情解決制度」を施行する。
 - I. 合法である
 - II. 容易に利用できる
 - III. 予測可能である

- IV. 公平である
- V. 透明性がある
- VI. 権利と両立する
- VII. 継続的学習の情報源となる
- VIII. 参加と対話に基づく
- IX. 「影響を受ける人や組織」による、事業に関する苦情、抗議、情報請求への対応に適する
- b. 「苦情解決制度」を「影響を受ける人や組織」と共有する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに「苦情解決制度」をレビューする。
- d. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「苦情解決制度」をレビューする。
- e. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「苦情解決制度」をレビューする。
- f. 「苦情解決制度」の最新版を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

権利に対応した効果的な苦情と抗議の制度は、組織の活動により影響を受ける個人とコミュニティが、十分な情報をもとに早い段階でオープンに、権利の保護のもと、尊重し合う空気の中で懸念事項を提起できる伝達経路を提供する。これらの制度は、学習および関係強化の実現により、紛争拡大に歯止めをかけ、紛争解決を促し、将来の紛争防止に貢献する可能性がある。「人権」は、紛争を扱うためのプロセスという点でも、潜在的な苦情対象としても、苦情と抗議の制度の重要な要素である。

個別基準 3.4 を実施する際の留意事項：

- この個別基準で重要なことは、企業が、理想的には「影響を受ける人や組織」と協力し、彼らの参加を得て、確実に定める制度である。これには、「事業体」を含むすべての関係者から少なくとも一步離れた場所に位置する、裁定の制度（司法または非司法）は含まれない。それよりも、ここで重点を置くのは、対話ベースのプロセスである。このようなプロセスは、他の制度を使用せずに、可能な限り現場レベルで早期に問題を解決できるよう促す。
- 「苦情解決制度」は、対象となる業界、国、および文化に合わせて調整する。
- 「苦情解決制度」を策定する際には、以下の項目を考慮する。
 1. 「影響を受ける人や組織」が質問する、または詳細情報を求める連絡先
 2. 苦情および抗議の受理と公的記録の責任者
 3. 苦情解決に誰がどう取り組むか
 4. 苦情解決のさまざまな段階について目安となる所要期間
 5. 問題をエスカレーションするルート
 6. 申請について存在する規定
 7. どのようにして、プロセスでジェンダーに配慮し、組織の業務に関連する文化面を考慮するか
 8. 「委託先」、または組織のために行動するその他の仲介者に、プロセスをどのように適用するか
 9. どのようにして記録を保持するか
 10. どのようにしてプロセスと結果を記録し、評価するか
- 「影響を受ける人や組織」との有意義な「協議」を通じて、制度および運用の定期的な評価および改善の一部としての継続的な参加を得て、制度を策定することを検討する。「事業」は、「影響を受ける人や組織」

を起源とする『「労働者」中心』または『コミュニティ中心』の制度への参加を検討してもよい。「協議」は、情報アクセスに対する地理的、構造的、社会政治的、経済的障壁を説明する。

- 「事業」活動から適度な独立性を持った制度を提供する。それには以下の項目を含む可能性がある。
 1. 透明性のある雇用プロセスおよび適切な指揮命令系統
 2. 予測可能な予算に対する「管理」
 3. 「方針」および「手続」に対する自主性
 4. マネジメントから独立して苦情を受理し処理する能力
 5. ジェンダーのバランスがとれていて、期待されるユーザーグループおよび利害関係を適切に代表する、独立したマルチステークホルダーの諮問委員会の利用
- 特にシニアマネジメントとの直接のつながりを通じて、業務および組織レベルでの変化をもたらすために、制度の権限の強化を検討する。苦情担当役員は、業務マネジメントの変更を実施する権限を持っている必要がある。
- 苦情解決プロセス（たとえば、情報の収集および伝達、または苦情の取り扱い）に関連して利用される技術は、プライバシーおよびデータの保護に関する「適用法」、「方針」および「基準」に確実に適合するようにする。
- 苦情処理の終了時、およびその後定期的に、制度を利用した経験について、および改善すべき点について、「影響を受ける人や組織」からのフィードバックを積極的に求めることを検討する。
- 外部の専門知識提供者（たとえば、独立した諮問委員会、市民社会団体、「労働組合」、または国内「人権」機関）を利用して、構想している活動が「人権」の見地から適正な方法であること、正しく施行されていることを確認する。
- 事業者は、報復に対する保護、内部調査のマネジメント、利益相反マネジメント、その他の倫理的問題について、強力な「方針」を策定し、浸透させることを検討する必要がある。問題提起者に対して報復のリスクがある場合、彼らの安寧を守るための明確なプロトコルを用意しておく必要がある。
- 国連人権理事会は、策定のための一般的ガイダンスを提供している。「苦情解決制度」策定に関するその他のガイダンスを以下に示す。
 1. ハーバード大学の [Rights Compatible Grievance Mechanisms](#)（権利と両立可能な苦情解決制度）
 2. ICMC の [Handling and Resolving Local-Level Concerns and Grievances](#)（地域レベルの懸念事項および苦情の取り扱いと解決） [Human rights in the mining and metals sector](#)（鉱山および金属分野における人権）
 3. CAO の [Grievance Mechanism Toolkit](#)（苦情解決制度ツールキット）
 4. [The UNDP Supplemental Guidance on Grievance Redress Mechanisms](#)（国連開発計画（UNDP）苦情解決制度に関する追加ガイダンス）
 5. [The Remedy Project Operational Guidelines for Businesses on remediation of migrant-worker grievances](#)（移住労働者の苦情解決に関するビジネス向け救済プロジェクト業務ガイドライン）

「苦情解決制度」は、ジェンダーへの配慮が必要である

- 移住者、女性、その他の「弱者またはリスクにさらされている」グループに関する苦情は、特定の専門知識（たとえば、セクシャルハラスメントの専門知識または労働搾取の専門知識）を必要とする場合があり、その問題提起者の代理を務める（たとえば、女性または「移住労働者」の代表）委員会ベースの制度を通じた監督が必要となる可能性がある。
- 構造的、社会文化的、経済的障壁によって、特定層のグループ（たとえば、民族または人種の少数集団、女性またはジェンダーの少数集団）が苦情を提起することを妨げている場合には、匿名の苦情提起を推奨する。必要な場合には、女性、弱者集団、少数集団に対して、苦情提起に関する援助を提供する（たとえば、追加リソースの資金提供、独立した助言または仲裁の利用実現）。
- 正確な記録作成、たとえば、苦情の頻度、パターン、原因のデータベースを検討する。これにより、以下のような分析が可能である。

1. さまざまなジェンダーおよびステークホルダーのグループによる利用パターンを示す
2. 特に、ジェンダーに基づく「差別」による障壁、および脆弱化または疎外化のリスクが高まっている「影響を受ける人や組織」が直面する障壁について、利用の障壁およびその原因の特定に役立てる

3.4(a)(i)『合法である』について

- 「苦情解決制度」は、利用者であるステークホルダーグループから信頼され、苦情解決プロセスの公正な遂行に対して責任を負う。

3.4(a)(ii)『容易に利用できる』について

- 関連するすべてのコミュニティおよびコミュニティメンバーがこの制度を利用できるようにする方法を検討する。例：
 1. どのような形でもたらされた苦情も、受理して対処できる（たとえば、技術的なプロセスや文書の理解が困難なコミュニティの場合、現地語での口頭伝達）
 2. 「影響を受ける人や組織」が、独立した情報または専門知識、もしくは苦情の対話プロセスを助ける進行者または仲裁者の利用を要請できる
 3. 一部のステークホルダーグループまたは一部の状況においては、匿名性が重要になる（社会的紛争状況または内部通報の場合など）。
- 「影響を受ける人や組織」が地理的に広い範囲に分布している、特定または位置把握が困難である、またはその他の理由で連絡が困難である場合など、状況によっては、苦情提起のために複数の利用拠点および伝達手段が必要になる。
- 苦情プロセスを開始する適格性の基準は、明確かつ最小限で一貫性があり、公平に適用されるべきである。「影響を受ける人や組織」が、直ちに不正を認識できない、「苦情解決制度」に気付かない、苦情提起にあたって他の障壁に直面している、などの可能性があるため、制度を利用する期限（時効）を設けるべきではない。
- 苦情の受理および「影響を受ける人や組織」の参加のための「手続」は、「影響を受ける人や組織」が最も一般的に話す言語を受け入れる必要がある。また、さまざまな識字能力やデータネットワークアクセス、その他の利用時の障壁に対応するために、各種の伝達手段を受け入れる必要がある。「事業体」は、女性が直面する特有の障壁に対応するために、文化、物理的安全保護、雇用確保およびコスト（たとえば、保育）など、苦情提起の際の障壁を評価するとよい。
- 組織は、制度利用に関連する可能性のある金銭上の障壁を低減する対策をとることもできる。その例として、適切な助言および支援のサービス（たとえば、電話相談または指定のケースワーカーによる）、オフラインやオンラインのリソース（たとえば、パンフレット、ビデオ）、文書その他の情報の翻訳支援などを無料で利用できるようにすること、がある。さらに、障害者など、「影響を受ける人や組織」のさまざまなグループの利用を拡大するために適切な調整をしてもよい。たとえば、点字や音声形態でのリソース提供がある。
- 苦情を提起した人の身元について、また、苦情プロセスそのものについて、脆弱化または疎外化のリスクが高まっている人々に特有のニーズに配慮して、制度には適度な秘密保持が必要である。
- 「先住民」が存在する場合、苦情解決制度の運用レベルの設計において、彼らの「慣習法」および法制度に十分配慮する。
- 「先住民」により要請された場合、組織は既存の慣例的な苦情解決制度に参加することができる。

3.4(a)(iii)『予測可能である』について

- 「苦情解決制度」には、各段階に目安となる所要期間を示した、明確で周知の手続が設けられ、利用可能なプロセスおよび結果のタイプについて明確に説明され、履行を監視する手段がある。
- 主要な決定が行われ、節目に到達するまでの、目安となる所要期間を公表することを検討する。

- 制度が他の苦情解決制度または国の機関と協力しようとする場合、「影響を受ける人や組織」は、相談を受け、拒否する権利を有する。制度は、当該協力の結果として、国および国以外の当事者から報復を受けるリスクについて考慮する必要がある。
- 制度が提供できること、提供できないことに関する情報を公開し、積極的に広報することによって、制度のしくみについて、「影響を受ける人や組織」の適切な理解を促進する。

3.4(a)(iv)『公平である』について

- 「事業」と「ステークホルダー」の間の苦情または紛争において、「ステークホルダー」は、情報および専門家のリソースを利用する機会が少なく、また、その料金を支払う資金源がないことが多い。この不均衡を是正しなければ、公平なプロセスの達成度および認知度が低下し、永続性のある解決策を得ることが困難になる可能性がある。
- 「苦情解決制度」は、被害を受けた当事者が、公平で、情報に通じ、互いに相手に対する敬意を保持できる条件のもとで苦情解決プロセスに参加するために必要な情報源、助言および専門知識を合理的に利用できるようにする。

3.4(a)(v)『透明性がある』について

- さまざまな幅広い手段を通じて、制度の実績に関する統計、ケーススタディ、またはその他の詳細情報を定期的に伝達する。これは、たとえば以下に示す項目について、すぐに利用できる情報を一般に向けて提供するためである。
 1. 苦情の種類および性質
 2. 苦情解決プロセスの開始要求の数
 3. 制度によって拒否された要求の数、およびその理由
 4. 完了した苦情解決プロセスの数（苦情の種類別の数を含む）
 5. 苦情解決プロセスの結果（制度によって実施されたフォローアップ活動の結果を含む）
 6. 制度の実績全般および特定案件に対する「影響を受ける人や組織」の満足度
 7. 操業に対する有権者の理解向上という目的に関連するその他のデータ、情報または分析、および制度の実務上の実績
- このような透明性は、「影響を受ける人や組織」に対するリスク（特に報復）から彼らを守ること、および秘密保持に関する取り組み（営業上の秘密保持についての法的要求事項を含む）を尊重することと整合している必要がある。制度は、編集または集約された形式（たとえば匿名化された事例要約）で、情報を提示することを検討すべきである。どのような解決策を採用するとしても、「影響を受ける人や組織」からの意見を求めて、適切に考慮することが重要である。

3.4(a)(vi)『権利と両立する』について

- 苦情解決制度は、結果および救済が国際的に認められた「人権」に適合していることを確保する。
- 苦情は、往々にして「人権」という観点でとらえられず、最初は、「人権」に関する懸念事項として提起されないことが多い。それとは別に、結果が「人権」との関連を持っている場合、国際的に認められた「人権」に確実に適合するように注意が必要である。
- 制度によってさらなる侵害が発生しないように、救済策と「人権」との関連を適切に評価して対応することが重要である。そのためには、救済策が実施される社会文化的小および経済的状況の完全な理解が必要である。その状況としては、過去の問題（たとえば、人々を土地から強制移動させる状況などの国家主体による過去の「人権侵害」）、凝り固まった古いジェンダー意識の問題、その他の形態での「差別」などがある。実施される救済策の効果について批判的に評価することは、制度が、救済策と権利との両立に関する『過去の教訓』を把握し、適切に実施するのに役立つ。

3.4(a)(vii)『継続的学習の情報源となる』について

- 苦情の頻度、パターン、原因を定期的に分析することによって、制度を運営する機関は、将来の被害を防止するために修正すべき方針、手続、慣行を特定し、影響を与えることができる。

3.4(a)(viii)『参加と対話に基づく』について

- 策定や実施において、「影響を受ける人や組織」の参加を得れば、それが彼らのニーズに適合すること、彼らが実際にそれを利用すること、確実な成功が共通の利益になることを確保するのに役立つ。営利企業が苦情の対象になると同時に、一方的にその救済策を決定することは、合法的にはできないので、この制度は、対話を通じて合意された解決策を得ることに重点を置く必要がある。裁定が必要な場合は、合法的な独立した第三者の制度によって提示される必要がある。

3.4 (c～e) について

- 「苦情解決制度」の定期的なレビューを実施する。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置、または「事業」が参加する活動によるリスクの程度
 - 既存の企業慣行が「苦情解決制度」に合致する程度
 - 法的要求事項との整合性
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または「苦情解決制度」に対する「重大な」違反を特定した場合、それは、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、「苦情解決制度」に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない
 - 法的要求事項に適合していない

3.4 (f) について

- 「事業体」（または「事業体」を含む）に示された情報は、適用法の範囲内で、すべて公開の形態として許可可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 3-3 に従った報告である。

4. 素材管理

原則

「事業体」は、その事業の中で、さらにはバリューチェーンの中で、ライフサイクルの視点を持ち、資源の効率化、「アルミニウム」の収集およびリサイクルを推進することに尽力しなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	4.1	4.2	4.3	4.4		
				a	b	c
「ボーキサイト採掘」						
「アルミナ精製」						
「アルミニウム製錬」						
「アルミニウム再溶解／精製」						
「鋳造工場」						
「半製品化」						
「材料加工」						
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）						
「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」						

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

素材管理に対する「ASI」のアプローチは以下を含む。

- 「アルミニウム」の製造、利用、寿命終了というライフサイクルの影響の理解
- 資源効率の良い「製品」設計を通じて、持続可能性および環境ライフサイクル影響の改善
- 「アルミニウム加工スクラップ」発生最小化、発生する場合には、その回収の最大化
- 「寿命終了時」の「アルミニウム」含有製品の収集およびリサイクルの最大化ならびに関連する「ステークホルダー」のリサイクル率向上への関与。

実施

4.1 環境ライフサイクルアセスメント

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「アルミニウム」を考慮した、または使用した重要な「製品」ラインについて、ライフサイクルの影響を評価する。
- b. 顧客の要求がある場合、「アルミニウム」（を含有する）製品に関する、適切なゆりかごからゲートまで（原料入荷から製品出荷まで）の「ライフサイクルアセスメント」（LCA）情報を提供する。
- c. 「LCA」に関するあらゆる広報は、「LCA」情報に対する公開アクセス、およびその基礎となる前提条件、たとえばシステム境界などを確実に含むようにする。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 4.1 を実施する際の留意事項：

- 全体の「ライフサイクルアセスメント」を実施する場合は、ISO 14040:2006 および ISO 14044:2006 に定められた原則を考慮して（以下の資料を参照）、アセスメントの一貫性を高め、比較できるようにする。アセスメントには、必ず適切な専門家が関与する。
- 「ライフサイクルアセスメント」（LCA）および「ライフサイクルインベントリ」（LCI）分析の目的および範囲の定義には、以下の項目が含まれる。
 1. 関連する原材料および使用したエネルギー（「インプット」）の特定および定量化
 2. 販売可能な製品の生産に関与したプロセスの特定（製造、移動、設備の操作、メンテナンス、「廃棄物」マネジメントなど）
 3. 大気への排出（「GHG」排出を含む）、廃水、固体および液体の「廃棄物」など、製造プロセスから発生した、関連するアウトプットの特定および定量化
- 生産されたすべての製品（副産物を含む）の特定および定量化。帰属的「ライフサイクルアセスメント」（カットオフ）および帰結的「ライフサイクルアセスメント」（回避負荷）は、いずれも ISO 14040 および 14044 による有効な方法である。
- 材料のリサイクルを含む「ライフサイクルアセスメント」（LCA）では、アセスメントの目的および範囲の定義に合わせて、プロセスの割り当て方法および回避する排出量を選択する必要がある。リサイクルには、主に以下の 2 つのアプローチがある（[CE Delft, 2013 年](#)）。
 1. 「寿命終了時」（EOL）リサイクルアプローチ（回避負荷とも呼ばれる）。使用段階後に回収およびリサイクルした材料の一部を使用することで、環境に利益をもたらす

2. リサイクル成分（RC）アプローチ（カットオフとも呼ばれる）。材料を分解し、製品の二次原料として使用することで、環境上の利益をもたらす。
- アプローチの割り当ての選択は、特定製品の「LCA」の結果に、しばしば重大な影響を与える。
 - このため、一部のセクターまたは「製品」グループは、「LCA」のリサイクル対応に優先「基準」を定義している。中でも、グローバルな金属業界は、「LCA」の国際学術誌上で「Declaration by the Metals Industry on Recycling Principles（金属業界のリサイクル原則に関する宣言）」を発表した（[Atherton, 2006 年](#)）。この宣言には以下の内容が記載されている。
 - 『金属リサイクルに関する環境のモデル作成、意思決定、および方針策定に向け、金属業界は、リサイクル成分アプローチよりも寿命終了時リサイクルアプローチを強く支持する。』
 - リサイクルに使用するアプローチの割り当てとは別に、リサイクルによる影響または利益を個別に提示する。

4.1 (a) について

- 自社製品のライフサイクルの影響を評価する場合に、必要に応じて、業界団体の提供する情報とモデル、および公開されているリソースを活用する。
1. 業界団体に問い合わせ、自社「製品」に関連するどのような「LCA」作業が完了しているか、または進行中であるかを確認する。業界団体の調査には、それを利用してライフサイクルの影響を評価し、サプライチェーンの『ホットスポット』を特定できるデータが含まれている。
 - たとえば、[European Aluminium Foil Association](#)（欧州アルミ箔協会）は、食品の柔軟な包装に関するさまざまな調査を公開している。4.1 (b) のその他の例も参照されたい。
 2. どの「製品」ラインが『重要』であるかを検討する場合には、以下を参考にしてもよい。
 - 総計で、「事業体」の使用する「アルミニウム」の 3 分の 2 以上を消費する「製品」または「製品」ライン
 - 「事業体」の使用する「アルミニウム」の中で占める割合が多い順に、上位 10 番目までの「製品」または「製品」ライン
 - 他の方法で『重要な』製品ラインとみなす場合は、ASI 監査時に説明する必要がある。
 3. ライフサイクルが及ぼす影響の評価では、さまざまな生産段階および「寿命終了時」のリサイクルの影響を考慮する。これらの分析は、長期的な影響低減計画の策定にも使用できる。
 4. 複数材料を使用する製品では、「製品」の「アルミニウム」成分を単独で評価する必要はない（例：B2C 計算など）。ただし B2B の場合は、「アルミニウム」成分のみを対象とする「LCA」が必要になる。
 5. 小規模企業または一部の用途では、基本的な前提条件だけの簡単なプロセスで十分な場合があることに留意されたい。

4.1 (b) について

- ゆりかごからゲートまでの情報を示す「LCA」情報の文書を特定または作成し、要求に応じて、顧客が簡単に利用できるようにすることを検討する。
1. 顧客の要求は、電子メール、電話、または「事業体」のウェブサイトでの要求で受け付けてもよい。顧客の要求による「LCA」情報は、個別の回答として、または販売もしくは取引に伴う他の「製品」文書とあわせて提示される定期的更新によって提供してもよい。「事業体」および顧客の間で合意があれば、この情報は、「加工・流通過程の管理」「基準」の個別基準 9.3 に規定された、任意の「持続可能性報告書」の要求事項の一部として提供することができる。『ゆりかごからゲートまで』の「LCA」では、資源の採取（ゆりかご）から工場ゲート（バリューチェーンの次のステップに移る前）までの部分的な「製品」ライフサイクルを評価する。この場合、「製品」の使用段階および処分/リサイクルの段階

は、除外される。すなわち、ゆりかごからゲートまでの情報は、自社の製造および上流の影響が対象となる。

2. ゆりかごからゲートまでの分析は、バリューチェーン内の位置によって異なる。たとえば、「ボーキサイト採掘」では、採取プロセスおよび鉱山ゲートまでの関連する影響が分析対象になるが、下流の「事業体」では、上流の影響に関する情報を得た後に、自社の製造による影響を含めることが多い。「半製品化」を含む下流の活動には、「製品」の「寿命終了時」を考慮するゆりかごから墓場までを使用することができる。
3. International Aluminium Institute (IAI) (国際アルミニウム協会)、Aluminum Association (アルミニウム協会(米国))、および [European Aluminium](#) (欧州アルミニウム協会) など多数の協会が、製造部門および使用部門向けに「LCA」情報を公開している。これはゆりかごからゲートまで、または単なる「ゲートからゲートまで」(特定のサプライチェーンステップに焦点を置く場合)の情報である。
 - たとえば、[European Aluminium \(EA\) Environmental Profile Report](#) (欧州アルミニウム協会(EA) 環境プロファイル報告書) には、「アルミニウム」の製造および加工のさまざまな段階に関する業界の平均データが記載されている。この情報はすべての市場と「製品」全体についてではなく、「LCA」を通じて個別に収集されていることがあるため、ライフサイクル全体を反映しているわけではない。
 - 「環境製品宣言」(EPD) にも、関連するライフサイクル情報が含まれている場合がある。EN 15804 および EN 15978 は、「監査人」に対して、「環境製品宣言」(EPD) に関連するデータのレビューと検証を要求している。たとえば、アルミニウム協会(米国) が策定し、独立して検証を行った ISO14025 準拠の [EPD](#) には、熱間圧延「アルミニウム」、冷間圧延「アルミニウム」、押出「アルミニウム」、一次地金、および二次地金などに関する情報が含まれている。欧州アルミニウム協会の EPD には、一連の [建築製品](#) が含まれている。
 - 欧州標準化委員会(CEN) は、EN 15804 および EN 15978 規格に基づき、建築「製品」と建築物の持続可能性評価に向けたアプローチの開発を進めている。
4. 『ゆりかごから墓場まで』の情報を利用できる場合、その情報は、この要求事項を満たし、かつ上回っている。これにより「ASI メンバー」が「アルミニウム」に関する十分な情報に基づく意思決定を行うことが可能になる場合には、それが推奨される。ゆりかごから墓場までの分析には、前提条件を示して、使用段階および「寿命終了時」の収集とリサイクル(個別基準 4.4 参照) から生じる環境上の利益も含めることができる。ただし、上流の生産者が金属のその後を追跡するのが難しいことを考えると、通常はゆりかごからゲートまでの分析のほうが実現しやすい。
5. この個別基準は、直接/サプライチェーン/B2B 顧客からの要求に対する適用を意図していることに留意されたい。

4.1 (c) について

- 「LCA」情報またはアセスメント結果の広報を行う場合、その基礎となる前提条件に誰でもアクセスできるようにしなければならない。これは、透明性、正確性、および一貫性の実現に役立つ。
- 「LCA」の概要には、一般的に以下のタイプの情報を含める。
 1. 調査範囲：範囲の説明、システム境界、主な前提
 2. 結果：結果の開示、影響のカテゴリー(地球温暖化係数、酸性化ポテンシャル、水の消費、一次エネルギー需要など)に関する説明の記載または非記載およびその理由。「アルミニウム」の「LCA」は通常、少なくとも地球温暖化係数を含む
 3. 感度分析：結果に影響を与える主なパラメーターの調査と議論
 4. 結論。

- このような「LCA」の情報またはアセスメント結果に関する広報は、ISO 14040 および 14044 に準拠し、ISO 14021 または 14025 を踏まえて第三者が検証した「LCA」をもとに行うのが理想的である（下記の参考資料を参照）。「事業体」は、そのような「LCA」データの最終用途を知っているべきである。「LCA」情報の広報という目的においては、営業上の機微情報は除外するものとし、その他の非営業的データは、幅広い情報収集と情報提供を示すためだけに概要を示すべきである。
- 「LCA」データの広報（4.1(c)）は、「事業体」の顧客に対する「LCA」データ提供（4.1(b)）とは異なると考えられる。4.1(b)の場合、これらのデータは、顧客に対してのみ開示されるものであり、より深いレベルの技術的詳細が含まれるとともに、現行の特定のサプライチェーン活動および顧客が製造する製品に対応して提供される可能性がある。現場特有の機密、または営業機密データの保持に留意されたい。「LCA」情報の準備に使用されるバックグラウンドデータは、しばしば「第三者」の「ライフサイクルインベントリ」データベース（GaBi、eolInvent など）に由来する。こうしたデータは、カテゴリーに大きく影響する可能性があるが、独占権があり、データ取得が困難な場合が多い。
- 必要な場合、「事業体」は、業務を行う地域の平均 LCI データベース開発に貢献することができる。これには、直接、もしくは業界団体またはその他の協力グループやイニシアチブ経由で、データまたはその他のリソースを提供する。「事業体」は、業界グループまたは事業者団体の実施する業界レベルの「LCA」調査に積極的にデータを提供し、業界規模の「LCA」情報の質と代表性を高めることを奨励されている。
- 関連する ISO 規格：
 1. ISO 14040 : 2006 環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－原則及び枠組み
 2. ISO 14044 : 2006 環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－要求事項及び指針
 3. ISO 14021 : 1999 環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプⅡ 環境ラベル表示）
 4. ISO 14024 : 1999 環境ラベル及び宣言－タイプⅠ 環境ラベル表示－原則及び手続
 5. ISO 14025 : 2006 環境ラベル及び宣言－タイプⅢ 環境宣言－原則及び手続

4.2 製品設計

「事業体」は、「循環型経済」を拡大するために、「製品」または最終「製品」の部品の設計および開発プロセスに、明確な持続可能性の目標を取り入れなければならない。

適用：

- この個別基準は、「半製品化」、「材料加工」および「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に適用される。
- この個別基準は、「製品」または部品の設計および開発プロセスに関与する「事業体」に適用される。これには、設計目標および仕様の設定に関与する企業が含まれ、設計プロセスに関与せずに最終製品の小売のみを行う企業は含まれない。必ずしも設計および開発プロセスを持たず、より専門化された製造のインプットになる標準化された半製品（「アルミニウム」スラグなど）も関連性が低い。

個別基準 4.2 を実施する際の留意事項：

- この個別基準では、部品または「製品」内での「アルミニウム」の使用に重点を置く。
- 「製品」設計に関するシステムの文書化には、リソースの効率性、使用段階の最適化、リサイクル性、またはスクラップ耐性の目標を必要に応じて含める。これらについては、以下のように、最終製品のライフサイクルの影響を考慮する。
 - 開発プロセス開始時に、製品の環境への影響を低減するための目標を策定する。

- 「製品」環境フットプリント（合金、重量、「アルミニウム加工スクラップ」の予想比率、およびリサイクル性など）に影響を与える主な設計パラメーターを指定する。
- 以前のバージョンの製品と比較した改善を説明する（必要な場合は数値で表す）。
- 目標に向けた進捗状況を監視する。必要があれば、是正処置計画を策定する。
- 「製品」の持続可能性の目標およびライフサイクルパフォーマンスの例：
 - 再利用またはリサイクルに関する設計
 - 解体または分解に関する設計
 - 「製品」寿命を延ばすための設計
- 持続可能性の目標を盛り込む文書には、以下を含める。
 - 最終「製品」に関する一次データまたは「LCA」（特にゆりかごから墓場まで）の提供
 - 設計および開発プロセスの文書化（開発ステップ、マイルストーン、および責任の説明）
 - 『リサイクルに向けた設計』プロセス（「内部で発生したスクラップ」および「寿命終了時」のスクラップによるリサイクル性など）またはそれに類似するものの説明および実施
 - 製造プロセスに関する一次データ（エネルギーまたは水の消費、材料のインプット、スクラップ、直接排出など）の収集および文書化
- 新しい「製品」または「製品」ライン、および既存の「製品」または「製品」ラインのアップグレードでは、材料のパフォーマンスおよび品質を維持し、その一方でスクラップ耐性を高める材料または処理技術の適用を検討する。

4.3 アルミニウム加工スクラップ

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- b. その事業において「アルミニウム加工スクラップ」の発生を最小化する。発生する場合には、スクラップの100%を収集、リサイクル、または再利用することを目指す。
- c. リサイクルには「アルミニウム」合金およびグレードを分別する。

適用：

- この個別基準は、「アルミニウム製錬」、「アルミニウム再溶解／精製」、鋳造、「半製品化」、「材料加工」および「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に適用される。
- この個別基準は、「ボーキサイト採掘」および「アルミナ精製」には適用しない。

個別基準 4.3 を実施する際の留意事項：

個別基準 4.3 の全般的アプローチには、定期的に更新して関連する利益を高める、スクラップマネジメントおよびリサイクル計画を含む。これは、個別の計画でも、既存の「廃棄物」または材料マネジメント計画と統合してもよい。

4.3 (a) について

- 「アルミニウム」をベースにした各「製品」ラインについて、「アルミニウム加工スクラップ」の発生するすべてのプロセスステップおよび製造領域を検討し、その発生を最小化しうる具体的な手段を特定する。

- 検討すべきスクラップのタイプには、使用後製品のスクラップ、製造過程のスクラップ、スカルピング、縁や末端の切り落とし、不具合製品などが含まれる。
- 継続的なスクラップ分析および卓越した「事業」プログラムは、改善すべき領域の特定に役立つ。
- すべての「アルミニウム加工スクラップ」の出所を検討し、収集およびリサイクルまたは再利用率を増加または維持する具体的な手段を特定し、できるだけ多くのスクラップを対象にする。こうした手段には、以下が含まれる。
 - 「アルミニウム」スクラップおよび関連する経済価値についての従業員の意識および知識の強化
 - 組織内のコミュニケーションおよび訓練
 - スクラップ量の定量化および視覚化
- 分別およびクローズドループのリサイクルシステムは、材料の完全性およびリサイクル性を高めるが、分別システムには多大な投資が必要な場合がある。状況によっては、スクラップ分類のコストが、獲得される価値を上回る場合もある。

4.3 (b) について

- このアプローチがまだ製造プロセスに統合されていない場合、事業体が「アルミニウム」合金およびグレードの分別を開始または促進する可能性を評価する。
- このアプローチの実行が環境的および経済的に証明された場合は、同一または類似の品質の製品で、将来的に合金を再利用できる詳細な合金分別を優先するように努める。または、可能であれば、合金系ごとに「アルミニウム加工スクラップ」をグループ化するように努める。
- 必要に応じて、スクラップおよびリサイクルマネジメントの一部としてスクラップ分別を統合する。

4.4 寿命終了時の製品収集およびリサイクル

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

「材料加工」または「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に従事する場合、

- a. 具体的なタイムライン、活動、および目標を含む、リサイクル戦略を施行する。
 - b. 少なくとも 5 年ごとにリサイクル戦略をレビューする。
 - c. リサイクル戦略の最新版を公開する。
- 「アルミニウム再溶解／精製」、「鋳造工場」、「半製品化」、「材料加工」または「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に従事する場合、
- d. 地元の、地域の、または全国的な回収およびリサイクルシステムに参加して正確な測定を支援し、また、それぞれの市場において「アルミニウム」を含有する自社「製品」のリサイクル率を上昇させる活動に参加する。

適用：

- 4.4(a)、(b)、(c)は、「材料加工」および「アルミニウム」を含有する製品の製造または販売に適用される。
- 4.4(d)は、「アルミニウム製錬」、「アルミニウム再溶解／精製」、鋳造、「半製品化」、「材料加工」および「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に適用される。

個別基準 4.4 を実施する際の留意事項：

- これらの個別基準は、「アルミニウム」を含有する「製品」について、「ライフサイクルアセスメント」での比較において、素材のリサイクルが環境にとって最良の選択肢ではないことが証明される場合には適用されない。
- この判断は、「事業体」がすでに個別基準 4.1d で決定したか、または供給者もしくはパブリックドメインから収集した情報を利用する「LCA」の比較を通じて行う。
- 「LCA」の比較は、全体の「ライフサイクルアセスメント」をもとに、インプットおよび影響に関連するすべての重要要素を考慮して、確実に準備する必要がある。「LCA」は、一貫した比較基準（類似の手法を使用した相対的 CO₂ 排出量など）を必要とする。その他の要素には、「廃棄物」内の「アルミニウム」の可用性および回収性、および回収プロセスのリソースと影響が含まれる。
- 個別基準 4.4 の適用を除外されるためには、他の処分または処理手段のほうが環境に好ましい成果をもたらすという明確な結果を示す「LCA」の比較結果のレビューを監査人に対して明示する。
- 個々の企業戦略およびエンゲージメント活動は、市場における企業の総体的位置に比例する（市場の規模とシェア、およびサプライチェーン内での役割）と考えられる。
- 「寿命終了時」には以下のような「製品」を含む。
 - まだ目的を果たす状態のビルの窓枠であるが、ビルの解体のために取り外したもの
 - コーティング不良の飲料缶で、充填後に不合格となってリサイクルのために返却されたもの
 - 販売された欠陥のある自動車部品で、未使用でリサイクルのために返却されたもの

4.4 (a) について

- 国または部門レベルで示された強制または任意の既存のリサイクル目標に、この目標を合致させることを検討する。さらに、生産、回収率、「廃棄物」マネジメント、エネルギー利用に関する既存の「事業体」の目標に合致させることを検討する。
- リサイクル戦略策定時には、「事業」内容、地域市場の状況、規制環境、既存の最終市場、使用可能な収集とリサイクルのインフラ、および消費者の教育と消費者への働きかけを考慮する。これらの要素をもとに、個々のリサイクル戦略は企業ごとに変化する。たとえば、小規模な半製品メーカーの戦略は、大規模な消費者向けブランドとはタイプや規模が異なってくる。
- リサイクル戦略では、以下に示す要因を考慮することもある。
 - 顧客に対するコミュニケーション
 - 「製品」のラベル表示の要求事項
 - 「事業体」の製品が「アルミニウム」サプライチェーンにおいて製品利用に与える影響の理解
 - 研究開発の機会（たとえば、製品に含まれるリサイクル成分の増加、異なる合金の検討など）
 - リサイクル実践コミュニティ拡大の一環として、同業他社、顧客、業界団体との協働の機会
- 大規模企業では、関連するステークホルダーグループ（顧客、小売部門、消費者、および地元、地域、国のリサイクルシステムなど）を含むステークホルダーとの協議を通じて、自社の収集およびリサイクル戦略策定についての情報提供を検討する。この協議には、戦略的優先順位の定義、目標および関連する期限の定義のための情報収集を行うこともできる。
- 経済、環境、社会に最大の利益を提供する方法を検討する。たとえば、「事業体」は、リサイクル率が特に低い領域の活動に焦点を置くことも、すでに良好なリサイクル率がさらなる努力の影響によりさらに高まるのが期待される領域の活動に焦点を置くこともできる。
- 民生用および消費者向け製品の供給者は、「アルミニウム」の収集とリサイクル、およびその経済、環境、社会的利益について「製品」ユーザーと直接やりとりする中で、自社の役割に優先順位を付ける必要がある。大規模ブランドは、市場で直接行動する場合も、4.4 (c) のような協働活動においても、消費者の意識向上に非常に重要な役割を果たすことができる。
- リサイクル戦略は、単独の文書でも、既存の「廃棄物」もしくは材料マネジメント計画と統合してもよい。リサイクルが「事業体」の事業範囲の重要な部分である場合には、リサイクル戦略の統合を、より戦略的な

「事業」計画文書に拡大してもよい。リサイクル戦略（またはその構成要素）は、「事業体」の事業計画、設備投資計画、または「事業体」の5ヵ年戦略計画（またはこれに相当するもの）の中で参照してもよい。

4.4 (b) について

- リサイクル戦略の定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも5年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置、または「事業」が参加する活動によるリスクの程度
 - 既存の企業慣行がリサイクル戦略に合致する程度
 - リサイクル戦略に影響を与える企業内外の変化（合併または買収を含む）
 - 新しい重要なプラクティス
 - ステークホルダーの期待の変化
 - 法的要求事項との整合性およびリサイクルに関する自発的イニシアチブの検討
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、リサイクル戦略に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない
 - 法的要求事項に適合していない

4.4 (d) について

- 可能な限り、それぞれの市場の関連する地元、地域、または国の収集およびリサイクルシステムに参加して、「寿命終了時」の「アルミニウム」含有製品の正確な測定およびリサイクル率向上を支援する。これは、直接参加、団体経由、またはその他の方法で行うことができる。
- 正確なリサイクル率データを出せるよう、広く受け入れられている計算方法の使用を促進する。必要に応じて、計算方法またはデータ収集を調整し、正確性を高める活動に参加する。
- 地域レベルで、製品ごとに定量化したリサイクル目標の設定を促す。
- 「事業体」が業務を行う国または地域の収集およびリサイクル率向上を目指すプログラムを支援する。たとえば、国レベルで協働と行動を強化している [IGORA](#)（スイス）、[Keep America Beautiful](#) および [The Recycling Partnership](#)（米国）。[欧州](#)および[英国](#)の Every Can Counts は、特定製品を対象としたプログラムであり、家庭外で使用する飲料缶のリサイクルの実現と促進を目指している。この種のプログラムが存在しない場合、リサイクル規則がない場合、または法令やその強制力が弱い場合は、この領域での進歩および行動を開始または支援する方法を検討する。
- バリューチェーンパートナーと連携・協働して主要市場の収集率とリサイクル率を高める最適な方法を検討する。パートナーとの協力関係では、消費者への周到な働きかけ、収集インフラの利用、仕分け施設での処理、地方自治体への技術支援、または支持「方針」を重視する。
- 消費者、およびその他の「ステークホルダー」を、「アルミニウム」の収集およびリサイクル（特に関連する経済、環境、および社会的利益）に関与させ、それらについて教育する。

個別基準 4.4 を実施する際の留意事項：

「認証審査」の時点では、「事業体」はリサイクル戦略を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準 4.4b は「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。

B. 環境

5. 温室効果ガス排出

原則

気候変動に関する国際連合枠組条約の下で確立した最終的な目標を認識して、「事業体」は、地球全体の気候に対する影響を緩和するために、ライフサイクルの観点から「温室効果ガス（「GHG」）」排出を減少させることに尽力しなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	「パフォーマンス基準」での個別基準の適用性			
	5.1	5.2	5.3	5.4
「ボーキサイト採掘」				
「アルミナ精製」				
「アルミニウム製錬」				
「アルミニウム再溶解／精製」				
「鋳造工場」				
「半製品化」				
「材料加工」				
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）				
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売				

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

「アルミニウム」業界は、2018 年現在、年間 11 億トンを超える「温室効果ガス」を排出している（CO₂ 換算）。これは、全世界の人為的排出の約 2%（二酸化炭素の 4%）に相当する（[IAI \(2021\) Aluminium Sector Emissions & GHG Pathways](#)（アルミニウム業界の排出および GHG 対応の道程））。この排出の 90%以上は、一次製造プロセスによるものであり、一次製造は、年間金属需要の約 70%を満たしている。

「アルミニウム」業界は、セメント、鉄鋼、プラスチック、航空、海運業界などと同じ分類で、『排出削減が困難な産業』と言われてきた。これは、脱炭素化ソリューションがすでに存在しているとしても、排出削減のコストが他の業界と比べて著しく大きいということを意味する。「アルミニウム」業界が、多くの排出削減が困難な産業と異なる点は、すでに電力を大量に利用していることである。

「アルミニウム」製品の需要は、2018 年から 2050 年の間に拡大すると見込まれている。この需要拡大には、「リサイクル・アルミニウム」と「アルミニウム新地金」の組み合わせで対応することになるだろう。多くの「アルミニウム」製品のリサイクル率は、すでに高くなっているが、回収率がさらに向上したとしても、耐久性のある「アルミニウム」製品の長寿命、人口増加、用途範囲の拡大に起因して、この需要に応えるには「ポストコンシューマスクラップ」だけでは不十分である。少なくとも、今世紀の後半までは、「アルミニウム新地金」を生産する必要がある。

「ASI 基準」委員会は、その「基準」およびプログラムを「温暖化 1.5°C 未満シナリオ」と整合させることに取り組んでいる。このシナリオは、気候変動による最悪の影響を制限するための、世界の平均気温上昇に関する科学的合意のとれた上限値である。

国際エネルギー機関の'[Net - Zero Emissions by 2050' Scenario](#)（2050 年ネットゼロ排出シナリオ）に概ね整合する形で、IAI は、[1.5° C pathway for the Aluminium sector](#)（アルミニウム業界の 1.5°C への道程）を策定した。この資料では、「アルミニウム」業界全体の排出は、2018 年のベースラインである CO₂ 換算 11 億トンから、2050 年までに CO₂ 換算 5,000 万トンまで削減する必要があると述べている。通常どおり推移すれば、2050 年に CO₂ 換算 16 億トンレベルになると予測されている。

この集計のうち、すべてのプロセス（特に「アルミニウム製錬」）で消費される電力による排出は、2050 年までに CO₂ 換算 1,000 万トン未満になる。「アルミニウム新地金」による電力以外の排出（ゆりかごからゲートまで）は、現在の CO₂ 換算 3 億 5,000 万トンから、CO₂ 換算 2,500 万トンまで削減する必要がある。また、リサイクルおよび製品化プロセスでは、CO₂ 換算 2,000 万トン未満に削減する必要がある。

実施

5.1 「GHG」排出およびエネルギー利用の開示

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「重大な」場合、毎年、排出源別にエネルギー利用および「GHG」排出について説明し、公開する。
- b. すべてのエネルギーおよび「GHG」排出データは、公開前に必ず、独立した検証を行う。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 5.1 を実施する際の留意事項：

5.1 (a) について

- 「事業体」の「GHG 排出削減計画」および削減目標を策定する基礎となるので、明確で読みやすく監査可能な排出データは、重要である。
- 「事業体」は、排出データについて、すべてを一括した形で報告するのではなく、期間、スコープ、活動、場所、または「施設」に基づいて、明確に規定された項目別に提示するよう努める必要がある。
- 「事業体」の排出が、非「アルミニウム」「製品」を提供するプロセスおよびサービスから発展して、「認証範囲」外の「事業」（たとえば、電力、熱、蒸気の外部販売、または焼成陽極の販売）になっている場合、これらについては、「アルミニウム」製造プロセスの発生源とは別に報告することを推奨する。
- プロセスが同じ場所に立地しているが、「事業体」の「認証範囲」外である場合、その排出は、別に報告することを推奨する。
- エネルギー利用データの報告は、上記の排出に関する推奨事項と同じ内容に従うことを推奨する。
- 「事業体」の排出量算定は、その生産する「製品」のカーボンフットプリントとは異なる。この個別基準の目的において、排出量計算の基礎として、[GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard](#)（GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準）、ならびに関連するガイダンスおよび計算ツールを推奨する。「製品」のカーボンフットプリントの報告については、「ASI」「加工・流通過程の管理」（「CoC」）「基準」（個別基準 9.3）に記載されている。
- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 305-1（スコープ 1）、305-2（スコープ 2）、305-3（スコープ 3）、305-4（排出原単位）、305-5（削減）、302-1（エネルギー消費）、302-3（エネルギー原単位）、302-4（エネルギー削減）に従った報告である。

5.1 (b) について

- この個別基準の目的において、独立した検証が必要なのは、公開するデータのみである。ただし、通常、妥当性確認および検証の活動には、公開データの基礎となる包括的な排出インベントリおよびエネルギーモデルの分析とレビューが必要である。したがって、「監査人」に対して、幅広いデータセットを提供することを推奨する。
- さまざまな読者やステークホルダーのニーズおよび要求、さまざまな目的に対応するために、「事業体」が複数のデータセット（検証済みおよび未検証）を公開する可能性もある。そのようなデータセットは、スコ

ープ、含まれるガス、計算方法、不確実性が異なっていることがある。この種の多様性は異常ではない。

「監査人」は、この事実を認識した上で、公開されたすべての「GHG」排出データの独立した検証に注力すべきである。

- 未検証データを「第三者」（たとえば、規制当局）に報告し、さらに「第三者」がそのデータを公開する場合であっても、独立した検証を受けた排出データを公開するという、この個別基準による「事業体」の義務は、無効にはならない。しかし、「第三者」が報告したデータについて、独立した検証を行う義務が「事業体」に課されるわけではない。
- エネルギーおよび「GHG」排出データの公開前の独立した検証は、「温室効果ガス」排出量算定およびコミュニケーションに関する実証可能な能力を備えたグループまたは人（『検証人』）が、職業上の基準に従って、体系的で、文書化され、エビデンスに基づく保証のプロセスを適用して、実施するものとする。
- 独立した検証（保証）は、「持続可能性報告書」のために実施されることが多い。検証人が提供する保証の範囲に「GHG」排出データが含まれる場合、その検証は、この個別基準の要求事項を満たしている。
- 他の認証（たとえば、ISO 50001 の監査）の一部としての、または国または地域の排出取引スキームに関連した、エネルギーおよび「GHG」排出データの独立した検証（保証）は、調査対象のマネジメントシステムだけでなく、データそのものについても検証の対象であるというエビデンスが提示できるならば、この個別基準の要求事項を満たすのに十分である場合がある。
- 検証人は、「メンバー」から独立し、客観的で公平な評価を発表でき、検証実施には品質管理手続を適用できる必要がある。
- 検証人は、提示されたデータが、調査対象期間の「事業体」の活動全体にわたる「GHG」排出を、正確かつ妥当に表現しているかどうかを評価できる必要がある。
- 検証人は、実施した検証プロセスを要約し、提示されたデータが、調査対象期間の「事業体」の活動全体にわたる「GHG」排出を公正かつ正確に表現していることを確認する、公開可能な調査を提出できる必要がある。
- 独立した検証に必要とされる適切なレベルの労力がどのようなものかについて、具体的なガイダンスはない。それは、調査の対象となる活動、排出インベントリデータの質と量、当該データの表現および管理、検証人に対する「事業体」の協力の程度によって異なるからである。一般的な指針として、1つの中規模「事業体」であれば、検証人が半日程度の工数を使うだけかもしれないが、複数の地域にわたって複数のサイトを持つ大規模組織であれば、数日の工数を要することもある。いずれの場合においても、適切なレベルの所要工数に関する「事業体」および検証人の予測は、検証プロセスの実施前および実施中に「事業体」と検証人の間で明確なコミュニケーションを取りながら、注意して管理する必要がある。
- 範囲 - エネルギー
 - 具体的なエネルギー媒体（たとえば、電力、石炭、蒸気）の記述とその定量化、および適切な単位（たとえば、kWh、kg、GJ）に変換されたエネルギーの値をエネルギー利用データに含めることは、グッドプラクティスである。さらに、必要があれば、電力のエネルギー源構成の開示を含めてもよい。
 - 「事業体」のかかなりの部分（特に一次製造）は、エネルギー利用だけでなくエネルギー変換プロセスを管理している（たとえば、ガスの燃焼により発電または熱電併給を行って、それを「アルミニウム」製造プロセスに使用したり社外へ供給したりしている）。そのようなプロセスで変換されたエネルギー（たとえば、燃焼したガスの量、m³ 単位）は、「アルミニウム」製造プロセスでのエネルギー使用量（たとえば、kWh 単位）とともに報告してもよい。または、社外へ供給する場合もしくは「事業体」の「認証範囲」外である場合、報告書から除外することもできる。
- 範囲 - 温室効果ガス
 - 時には、事業者排出量算定の範囲が「事業体」の算定範囲と一致しない場合があり、本質的なレベルでこれらの報告体系に重複または乖離がありうることに注意が必要である。そのような場合には、不整合の理由について説明することを推奨する。
 - 「GHG」プロトコルのスコープ1またはスコープ2（もしくは相当するもの）の「GHG」排出を公開データから除外するのは、良くない慣行である。

- 電力の利用について「スコープ 2 の GHG 排出」を決定する場合、地元、地域、または国の電力網について一般化または平均化された「GHG」排出要素よりも、電力会社／排出発生者（既知の場合）から提供されたデータを優先する。伝送および分配時の損失に関連する排出は、「スコープ 3 の GHG 排出」（カテゴリ 3 - 燃料およびエネルギー関連活動）として報告する。
- これらが「重大な」ものであると考えられる場合、「スコープ 3 の GHG 排出」に含めるのはグッドプラクティスである。スコープ 3 のカテゴリの概要については、表 2 を参照されたい。
- 一部の「事業体」では、「スコープ 3 の GHG 排出」が「GHG」排出インベントリの大部分を占める。たとえば、下流の「アルミニウム新地金」メーカーの排出インベントリが、金属そのものの製造において大きな割合になるような場合である（「スコープ 3 の GHG 排出」、カテゴリ 1 の排出 - 購入した製品・サービスとして算出される）。「アルミナ」の供給者から見れば、下流の「アルミニウム製錬」に関連する排出が大きな割合を占めるだろう（「スコープ 3 の GHG 排出」、カテゴリ 10 - 販売した製品の加工として算出される）。
- 「事業体」は、カテゴリ別に「スコープ 3 の GHG 排出」源の「重大性」を判断するために適用した根拠と方法を提示するとともに、いつ、どこで推定または導出を使ったのかを特定することを推奨する。排出源の「重大性」は、評価を行った後に初めて確定できる。これは必ずしもすべての排出源の厳密な定量化を求めるものではなく、業界レベルのデータなど、利用可能なデータを使った一般的な推定に基づいてもよい。
- アルミニウム製造の単位反応についての世界または地域の平均排出データは、メーカー団体から入手できる。しかし、可能な場合には、「事業体」は、自社の供給者および顧客と連絡を取って、正確な排出データを入手することを推奨する。デフォルトの数値を使うのは最後の手段であり、業界全体での単位反応の排出のばらつき、および「事業体」の排出インベントリ内での「重大性」が小さい場合に限られる。
- 一般的なルールとして、「事業体」が「重大な」排出源とみなすべきものは、スコープ 1 および 2 については、すべての GHG 排出インベントリ総計（スコープ 1,2,3）の 5%を超える排出源、スコープ 3 については、10%を超える排出源である。一部の法域では、「重大性」の閾値が、その地域の法的報告制度によって定められている場合がある、と認識することが重要である。
- 法規制またはその他の制度による「重大性」の閾値では、排出データを公開すべき排出量総計の最小値についても定めている場合がある。個別基準 5.1 において、排出量は、その総計にかかわらず公開しなければならない。「事業体」から発生する排出量の総計について、報告の最小閾値はない。

表2 - スコープ3 のカテゴリ (GHG プロトコルによる)

上流または下流	「スコープ3のGHG排出」のカテゴリ
上流の「スコープ3のGHG排出」	1. 購入した製品・サービス
	2. 資本財
	3. Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動
	4. 輸送、配送（上流）
	5. 事業から出る廃棄物
	6. 出張
	7. 雇用者の通勤
	8. リース資産（上流）
下流の「スコープ3のGHG排出」	9. 輸送、配送（下流）
	10. 販売した製品の加工
	11. 販売した製品の使用
	12. 販売した製品の廃棄
	13. リース資産（下流）
	14. フランチャイズ
	15. 投資

5.2 アルミニウム製錬業者の GHG 排出原単位

「事業体」が「アルミニウム製錬」に従事する場合であって、

- a. 「アルミニウム」製錬業者が 2020 年よりも後に稼働を開始した場合、「事業体」は、「製錬時排出量」原単位の平均値が、鑄造「アルミニウム」1 トン当たり CO₂ 換算 11.0 トン未満 (t CO₂e/t Al)であることを証明しなければならない。
- b. 「アルミニウム」製錬業者が 2020 年まで（同年を含む）に稼働している場合、「事業体」は「製錬時排出量」原単位が次に示すものであることを証明しなければならない。
 - I. 11.0t CO₂e/t Al 未満である。
または
 - II. 過去 3 回の報告期間のうちに最小 10%削減し、かつ「事業体」は、「製錬時排出量」原単位について以下の内容を確認する「GHG」排出削減計画を策定している。
 - a. 2025 年末までに 13.0t CO₂e/t Al 未満とし、かつ
 - b. 2030 年末までに 11.0t CO₂e/t Al 未満とする。

適用：

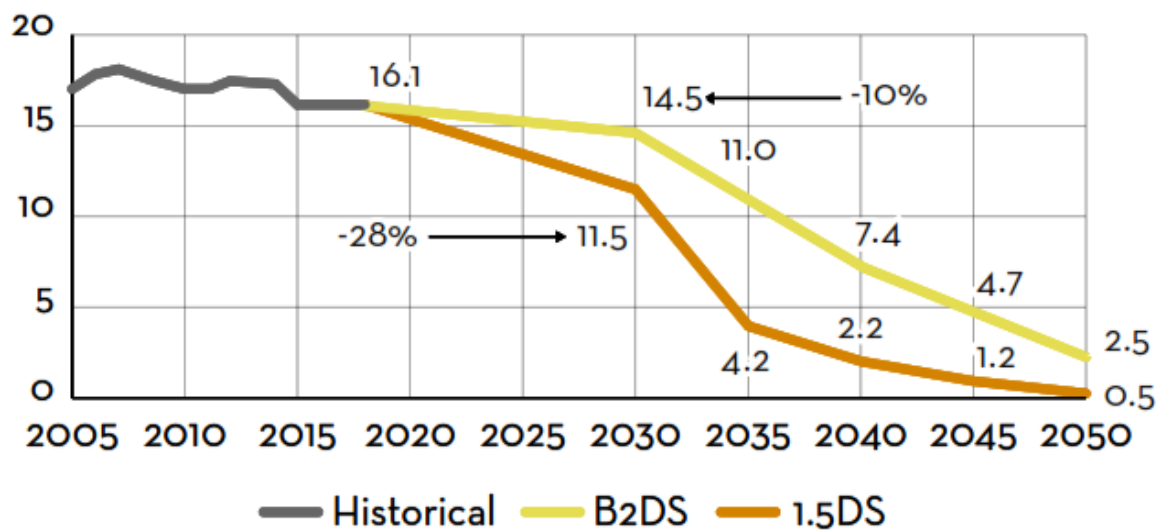
この個別基準は、すべてのアルミニウム製錬業者に適用される。

背景：

- 閾値の根拠
 - アルミニウム製錬業者の「製錬時排出量」原単位の世界平均は、約 16t CO₂e/t Al (IAI) であり、実績値は 4~25t CO₂e/t Al 超の間に分布している。
 - この範囲でばらつきがある最大の要因は、「アルミニウム製錬」のための電力のエネルギー源構成（購入する場合は「スコープ 2 の GHG 排出」、自家発電の場合は「スコープ 1 の GHG 排出」）であり、その数値は、ゼロ近くから 20t CO₂e/t Al 以上までになっている。
 - 製錬業者の「鑄造工場」での「スコープ 3 の GHG 排出」（カテゴリ 1,3,4）は、世界平均で約 3t CO₂e/t Al である（主に「アルミニウム製錬」の上流の「アルミナ精製」による - 製錬業を行う「事業体」が所有／運営している場合、スコープ 1 になる可能性もある）。この排出のばらつきは、かなり少なく、約 2.5~4t CO₂e/t Al の範囲である。
 - 「製錬時排出量」原単位の世界平均（約 16t CO₂e/t Al）は、変動範囲の上限近くになっている。これは、生産された「アルミニウム」の大部分（約 60%）が石炭火力を利用するアルミニウム製錬業者の製品 (IAI) だからである。
 - ガス火力を利用する製錬業者、または化石燃料／低炭素燃料のエネルギー源構成を利用する製錬業者では、通常、9~11t CO₂e/t Al（スコープ 1,2 のみについては、6~8 t CO₂e/t Al）である。
 - IAI が策定した 1.5° C pathway for the Aluminium sector（アルミニウム業界の 1.5℃への道程）では、「製錬時排出量」原単位の平均は、2025 年までに 13.5t CO₂e/t Al 未満、2030 年までに 11.5t CO₂e/t Al 未満にする必要があるとしている。
 - 2030 年以降、平均一次排出原単位は、より大幅に削減されなければならない。また、この個別基準の将来版では、これを反映する予定である（科学的合意の変化も含む）。
 - この個別基準は、「ASI」の『変化の理論』に整合するように策定されたものである。

- ベースライン年度に排出量の多い「アルミニウム」製錬業者を除外することは、「ASI」「パフォーマンス基準」「認証」を通じて実績を改善する機会にならない。したがって、この個別基準では、排出曲線の上限付近で操業している「アルミニウム」製錬業者に対して、改善の道程を示している。一般的に、排出量の多い製錬業者がエネルギー源を変更することは、非常に困難であるが（大部分が自家発電であるため）、実施する必要がある。
- また、この個別基準では、新規操業（2020 年以降）の石炭火力を利用する製錬業者も適合できないことが確実である。

図1- アルミニウム新地金の精錬時排出量原単位の世界平均 (t CO₂e/t Al)、2℃未満シナリオ (B2DS) および 1.5℃シナリオ (1.5DS) の場合 (AI 1.5 Degrees Scenario: A Model To Drive Emissions Reduction (AI 1.5℃シナリオ: 排出量削減推進モデル) による)



個別基準 5.2 を実施する際の留意事項：

- 製錬時のスコープ
 - 計算は、個別の製錬業者レベルで行い、複数の製錬事業にわたって平均するのではない。排出量データは時間とともに変化することを認識することが重要である。
 - [GHG プロトコル](#)（および「アルミニウム」固有のプロセス排出量計算のための関連する「アルミニウム」ツール）の利用を推奨する。
 - 推奨されない他の方法を利用した場合も、この個別基準の規定には合致している。これは、「事業体」が「適用法」により特定の方法を使って報告する必要がある状況において、ある程度の融通性を持たせるためである。そのような場合、「GHG」プロトコルへの準拠を推奨する。この際、方法に「重大な」相違があれば明確に説明し、必ずデータとあわせて提示する。
 - 「製錬時排出量」には、製錬業者の「鋳造工場」で計測された、「GHG」プロトコルのスコープ 1,2,3 の GHG 排出、カテゴリ 1,3,4 またはそれに相当するものが含まれる。
 - 「スコープ 3 の GHG 排出」は、製錬業者の「鋳造工場」の『上流』の排出源およびカテゴリ 1,3,4 に限られる ([GHG プロトコル](#))。
 - カテゴリ 1 - 購入した製品・サービス
 - カテゴリ 3 - 燃料及びエネルギー関連活動
 - カテゴリ 4 - 輸送、配送（上流）

- 通常、これらのカテゴリは、「アルミニウム」製錬業者の最も「重大な」（上流の）「スコープ 3 の GHG 排出」を示しており、先行する素材生産プロセス（「ボーキサイト」、「アルミナ」、炭素、燃料）に最も密接に関連するものである。したがって、「GHG」プロトコルのスコープ 1,2,3（カテゴリ 1,3,4）は、製錬業者の排出に関する同一条件でのベンチマークが可能な比較データの調査および提供の下で、鑄造「アルミニウム」について、ゆりかごからゲートまでのカーボンフットプリント（の一部）とほぼ同等であるとみなすことができる。
- 他の上流のスコープ 3 カテゴリは、生産プロセスそのものにあまり密接に関連しておらず、むしろ「事業」の構造に関連している。
- この個別基準において、「GHG」プロトコルの「スコープ 3 の GHG 排出」は、カテゴリ 1,3,4 に限定されているが、個別基準 5.1、5.3、5.4 は、「事業体」の活動の上流および下流のすべての「スコープ 3 の GHG 排出」カテゴリを含むことがある。これらの個別基準は、（製錬業者の）内外の操業実績よりも、脱炭素化戦略、排出マネジメントおよび透明性に重点を置いているからである。

5.2 (b) (ii)について

- 排出量 10%削減の実証は、過去 3 回の報告期間（通常は年）にわたって実施する。報告期間（年）ごとに 10%ではない。
- この個別基準では、2021 年 1 月 1 日以降に稼働を開始した「事業体」には、「アルミニウム」1 トン当たり CO₂ 換算 11.0 トンの閾値を上回る操業を認める措置はない。ある 1 つの報告期間において排出量がこの閾値を上回った場合、「監査人」は、酌量すべき事情（たとえば、著しい操業の混乱または不可抗力の状況など）を考慮するよう指示されている。したがって、その前後の報告期間における排出原単位の一般的な値または平均値を評価する必要がある。「監査人」は、「適合性」を判断する際、過去 3 回の報告期間にわたって「事業体」が排出削減のために提供した行動およびリソースについても考慮すべきである。
- 削減計画は、技術、調達、その他の手段によって、ただし、オフセットその他の補償制度によらずに、「事業体」の「アルミニウム製錬」活動による直接および間接の排出を削減するための、実行可能な行動戦略である。

5.3 「GHG 排出削減計画」

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「GHG 排出削減計画」を策定し、必要な場合には「ASI」が推奨する方法を使って、「GHG 排出削減戦略」が確実に 1.5℃温暖化シナリオに合致するようにする。
- b. 「GHG 排出削減戦略」が、5 年以内の期間を対象とする以下の内容の「中間目標」を確実に含むようにする。
 - I. すべての「直接 GHG 排出」および「間接 GHG 排出」に対応する。
 - II. 利用可能であれば、「ASI」が認めた「科学的根拠に基づくアプローチ」を使って策定されている。
 - III. 公開されている。
- c. 「GHG 排出削減計画」を毎年レビューする。
- d. ベースラインまたは目標を変えるような変化が「事業」に発生したとき、「GHG 排出削減戦略」をレビューする。
- e. 以下の項目を公開する。
 - I. 「GHG 排出削減戦略」の最新版
 - II. 「GHG 排出削減計画」の最新版
 - III. 「GHG 排出削減計画」に対する毎年の進捗状況

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 5.3 を実施する際の留意事項：

5.3 (a) について

- IAI の [1.5 Degrees Scenario: A Model To Drive Emissions Reduction](#)（アルミニウム業界の 1.5℃への道程）は、国際エネルギー機関の [Net - Zero Emissions by 2050' Scenario](#)（2050 年ネットゼロ排出シナリオ）に概ね整合しており、2022 年 4 月時点で、計画および関連目標を策定するための「アルミニウム」業界に特化した唯一の方法論である。★
- 科学的根拠に基づく目標イニシアチブ（SBTi）は、一部の「事業体」が利用するのに適した枠組みおよび方法論を提供しているが、多くの状況において、「事業体」の活動範囲およびサプライチェーン活動が複雑なもので、そこから発生するすべてのインプットに対応できないことがある。「アルミニウム」業界向けの現行の SBTi Sectoral Decarbonisation Approach（SDA）（セクター別脱炭素化アプローチ）は、1.5℃未満温暖化シナリオとの整合性がなく、IAI の 1.5℃シナリオと比べて対象範囲が限定されている。「ASI」は、アルミニウム業界の SDA を、IAI の策定した 1.5℃シナリオと整合させる作業を実施中であり、将来、概ね IEA に整合したシナリオを更新する可能性がある。その代わりに、他の妥当な方法論がこの業界での利用に適したものとして策定された場合、それについてもこのガイダンスの将来版で参照する可能性がある。
- 「ASI」は、世界の能力が発展するのに合わせて、その推奨事項を改訂する権利を留保する。世界の合意事項が方法論について発展しているので、「ASI」は、世界的にすでに承認が得られたものについてのみ推奨する予定である。

- 「事業体」向けのより正確で全般的な「GHG 排出削減戦略」を策定するために、主要な排出源ごとに個別の道程を策定してもよい。個別の道程には、異なる達成速度、最終目標、中間マイルストーンがありうる。それぞれについて「事業体」が投資ニーズ、技術の利用可能性、インフラの準備状況を特定し、その後、あらかじめ定められた時点ですべてを結合する。
- IAI は、「アルミニウム」業界全体向け GHG 排出削減の道程を 3 つ指定している。「事業体」は、自組織独自の「GHG 排出削減戦略」を策定する際には、これらを考慮してもよい。また、1.5℃シナリオに整合していれば、すでに実施された排出削減活動を参照してもよい。

5.3(a)および 5.3(b)について

- 商業的、技術的、物流的に可能であれば、「事業体」は、「GHG 排出削減計画」の一部として、削減の選択肢を組み合わせて利用してもよい（計画内にこれに関する情報を含める）。選択肢の利用可能性および影響は、時間の経過とともに変化することがある。
- 自組織のインベントリの一部として、バリューチェーン（スコープ 3）の重大な排出がある「事業体」は、その「GHG 排出削減計画」に調達戦略、ならびに供給者および顧客の参加を含めることができる。供給者の参加によるスコープ 3 排出削減のためのツールとしては、[1.5 Degree Supplier Engagement Guide](#)（1.5℃供給者参加ガイド）、[Buyer-Supplier Engagement to Reduce Upstream Scope 3 Emissions Transformation Guide](#)（上流のスコープ 3 の排出変革への購買者-供給者参加ガイド）および SME Climate Hub（中小企業気候ハブ）の[中小企業向けオンラインコース](#)がある。
- 削減計画の他にも、「事業体」のバリューチェーンの外で、法令による、または自発的な排出削減への貢献は、「事業体」の広義の排出削減計画の一部であると考えてもよい。その他のガイダンスとしては、[Science Based Targets Initiative](#)（科学的根拠に基づく目標イニシアチブ）がある。
- 目標設定
 - 「GHG 排出削減計画」は、（2050 年の）『最終状態』と通常の間目標を統合したものである。
 - この中間（定量的）目標では、特定の（中間）期間における戦略の実施がその次の期間での実現につながるように、「事業体」側の技術的およびその他（調達／供給、投資）戦略に対する実績を計測する。
 - 長期目標は、排出削減の主要手段として、削減（および中和）に重点を置く。
 - 適切な目標とは、平常どおりの状態よりも高い目標で、1.5℃シナリオに整合性のある野心的計画に沿った進捗が計測可能かつ表示可能なものである。たとえば、IAI の 1.5℃ pathway for the aluminium sector（アルミニウム業界の 1.5℃への道程）では、2050 年までに電力に関して 100%近い削減、直接排出原単位に関して約 95%の削減が提示されている。「事業体」は、この最終目標に向かって、さまざまな達成速度で進んでいくが、野心は明確である。11%超である製錬業者が 2025 年までに 13.0%を達成し（世界の一次製造の半分以上が現状では 15.0%を超えている）、さらに 2030 年までに 11.0%を達成する必要があることに留意されたい。
 - 「重大性」の低い（インベントリ総計の 5%未満）排出源は、計画から除外してもよいが、計画をレビューし改善する際に（「重大性」が高くなっていけば）計画に含めるようになることがある。
 - 目標およびそれに対する進捗状況は、公開するものとされており、個別基準 5.1 - 公開「GHG」データの公開前の独立した検証 - が適用される。

5.3(c)および 5.3(d)について

- 「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、計画に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 重要なプラクティスに合致していない

- 法的要求事項に適合していない

5.3 (e) について

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 305-5 に従った報告である。

5.4 GHG 排出マネジメント

「事業体」は、必要とされる「マネジメントシステム」、評価手続、ならびに「GHG 排出削減計画」および個別基準 5.3 で策定された目標に整合する実績を達成するための事業管理を施行しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 5.4 を実施する際の留意事項：

- 「マネジメントシステム」は、「GHG」排出報告ツールおよびデータベース、データの定期的レビュー、検証、品質管理を含む。これは、個別基準 5.1 に規定された、独立した検証の要求事項に加えて適用される。
- 「事業体」は、独立したエネルギー「マネジメントシステム」（ISO 50001 またはそれに相当するものに準拠して策定）を作成してもよい。そのシステムのエネルギーマネジメント手続および作業指示は、エネルギー削減活動および構想によって期待される「GHG」排出削減に言及する。エネルギー「マネジメントシステム」（または、統合もしくは環境「マネジメントシステム」のエネルギーに関する部分）は、「事業体」が現在利用可能かつ経済的に実現可能なすべてのマネジメント技術を考慮していると実証することを推奨する。
- 「事業体」は、「GHG」排出マネジメントおよび排出削減目標に対する実績を、内部監査プログラムおよびプロトコルに取り入れることを推奨する。これは、既存のマネジメントおよび事業管理が、個別基準 5.3 の一部として策定された目標に規定されている削減要求事項に適合するのに十分であるかどうかについて、「事業体」が理解するのに役立つ。内部監査プログラムには、改善の機会を特定する規定を設けてもよい。
- 「事業体」の「マネジメントシステム」は、行動計画、設備投資プログラム、「事業」改善戦略および計画の中で、排出削減構想を相互参照してもよい。
- グッドプラクティスは、事業管理について定期的にレビューおよび査察すること、または実施中の手続および作業指示の妥当性および適用性を含む定期的レビューをすることである。
- 「GHG」排出マネジメントについて、「事業体」が「重大な」問題であるとみなす場合、それを「事業」リスクの公的記録または環境リスクの公的記録に独立した項目として取り入れること、および一連の「GHG」排出削減構想および改善計画を添付することを推奨する。これらの行動では、適切な人および財務的リソースの割り当て、さらには、期限および権限を指定する。
- 「GHG」排出データの定期的な照合、検証、報告に関する「手続」および施行（5.1 参照）を推奨する。
- その「手続」は、「事業体」がどの会計方式および報告方式を選択したかを規定し、明確にする（5.1 参照）。その「手続」におけるすべての仮定、除外、推定を示すとともに、関係のある「労働者」に対して、選択された報告方式の効果的な利用方法の説明を提示することを推奨する。

- データの照合、検証、報告および事業管理の施行を担当する「労働者」には、相応の能力のある人物を選任し、適切な訓練の提供により支援するよう「事業体」が万全を期することを推奨する。必要な場合には、職務記述書にこれらの責務を記述すべきである。
- 業界フォーラム、討論会、イニシアチブへの参加など、排出マネジメントに関する研究開発計画に「事業体」が関与することを検討する。
- 電力網の電力を利用している「事業体」は、契約および供給による排出削減の可能性を特定するために、定期的に電力会社と協議していることを示してもよい。また、これには、製錬業者のマネジメントシステムで再生可能エネルギーを購入することを含めてもよい。

6. 排出、流出、廃棄

原則

「事業体」は、人間の健康および安全への影響の可能性または環境への影響の可能性のある排出および流出を最小化し、また、「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」に従って「廃棄物」を管理しなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性							
	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8
「ボーキサイト採掘」								
「アルミナ精製」								
「アルミニウム製錬」								
「アルミニウム再溶解／精製」								
「鋳造工場」								
「半製品化」								
「材料加工」								
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）								
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売								

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

排出、流出、廃棄は、業務プロセス（製品の原材料管理、処理、およびアウトプット品質）に直接関連する。「廃棄物」は、間接的なプロセス（輸送、管理、およびインフラ開発など）からも生じる。「アルミナ」および「アルミニウム」製造特有の重要な「廃棄物」には、「ボーキサイト残渣」、「使用済みポットライニング」（SPL）、および「ドロス」などがある。

「廃棄物」管理のための具体的なアプローチは、「廃棄物」の特性、業務または活動の性質、法規制環境、地元の生態環境、および利用可能な地元および国の「廃棄物」処理施設により異なる。しかし、「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」に基づく、すべての場所に適用される廃棄物マネジメントの基本原則は存在する。このヒエラルキーは、「廃棄物」の発生防止を最優先とし、以下、その最小化、「廃棄」素材の再利用、既存の形態では利用できない場合はリサイクル、資源の回収（エネルギーなど）と続くものである。ヒエラルキーによる「廃棄物」マネジメントの最後の選択肢は、残留「廃棄物」の安全な処分の確保である。

実施

6.1 大気への排出

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 毎年、その活動によって発生する（可能な場合には「影響範囲」内で発生する）「重大な」「大気への排出」を定量化し、公開する。
- b. 「大気への排出」への曝露および「大気への排出」による影響を最小化する計画を施行する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに計画をレビューする。
- d. 社内または社外で義務づけられた限度を超える排出事象が発生したとき、計画をレビューする。
- e. 「大気への排出」による「重大な」リスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- f. 計画の最新版を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 6.1 を実施する際の留意事項：

- 「大気への排出」に関する既存の法的枠組みが「先住民」の期待するものと異なっている場合には、影響を受ける「先住民」（希望する場合）および彼らによって選定された独立した技術専門家が、「大気への排出」の許容レベルの決定に参加できるようにする。
- 「ボーキサイト採掘」については、資源にアクセスするために使用する爆発物、植物の除去（すなわち、焼き払い）、輸送に関連する塵の排出、「ボーキサイト」の備蓄または保管、むき出しの土の存在に関連する排出および影響を検討する。
- 排出監視プログラムに参加する権限を「地元コミュニティ」に認め、大気への排出の監視結果を定期的に「地元コミュニティ」に伝達する。

- 「影響評価」および開発承認の段階において、個別基準 9.4 (FPIC) および 2.5 (環境および社会の影響評価) の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」プロセスに、「大気への排出」を取り入れるべきであることに留意されたい。

6.1 (a) について

- 「大気への排出」を定量化するために、通常、「事業体」は、「適格スペシャリスト」および「影響を受ける人や組織」と協議して、インベントリ（ベースラインを含む）を作成する。
 1. 複数のサイトおよびプロセスを持つ「事業体」については、インベントリは、毎年のサイトライセンスに関する要求事項を含む「適用法」を考慮して、サイトごとに作成し、定期的に更新することにしてもよい。
 2. 関連するサイトそれぞれについて計算または測定した数値に基づいて、「事業体」レベルでの集計データ計算にサイトデータを使用できる。
- 人間の健康または環境の健全性に影響する可能性を理解するために、通常、「事業体」は、受け取る大気流域に対する点排出および一時的排出の影響を評価する。この評価には、気象条件および風速の高さ方向分布、最悪の場合の排出シナリオ、地勢と地形、近隣の建物および構築物の位置と種類（特に、影響を受けやすい対象である住宅地、学校、病院、影響を受ける可能性のある公共空地など）で構成される大気拡散モデリングを含む。
- 粒子状物質排出を含む、サイトの「大気への排出」に関連する物理的、化学的、および生物学的ストレス要因などのパラメーターを検討する。
- 騒音の減衰は、「労働者」およびコミュニティの健康への影響だけでなく、「生物多様性」への潜在的影響も低減するための基本である。騒音の減衰は、たとえば（ただし、これらに限定されない）、遮音材料の設置、防音壁の設置、設備の包囲、固定および可動設備の稼働時間の制限などの事業管理によって達成できる。
- 個別基準 3.1 による「持続可能性報告書」に「大気への排出」に関する報告を含めてもよい。
- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 305-7 に従った報告である。

6.1 (b) について

- 「大気への排出」削減計画は、通常、適用される法的「大気への排出」基準または地元の大気質基準と整合するように策定される。適用される法的基準がない場合は、大気への排出および大気質の一般的な国際基準 ([International Finance Corporation Air Emissions and Ambient Air Quality Guidance](#) (国際金融公社：大気への排出および大気質のガイダンス) など) を参照してもよい。
- 「大気への排出」の濃度（大気の単位体積当たりの物質の計測値）および制限値（全排出量）に関するグッドプラクティスは、「影響を受ける人や組織」および技術専門家との協議による策定、ベンチマークおよびマイルストーンの採用である。
- 特定の地域または業界に対して、重要なプラクティスとしての濃度制限値がある場合は、排出削減計画に盛り込んでよい。
- インベントリまたは削減計画で特定された関連する排出を、排出監視プログラムによって定期的に測定または計算する。
 1. 監視計画には、すべての固定された監視装置および大気サンプルの採取場所（たとえば、すべての点排出源（大煙突、煙突、排気口）、一時的排出のサンプルを採取する場所）の具体的な位置を示すサイト計画を含んでもよい。
 2. 排出監視プログラムには、大気監視装置の校正に必要な要求事項を含んでもよい。

6.1 (c)~(e) について

- 計画の定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも 5 年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 1. 「事業」の規模および範囲
 2. 「大気への排出」処理のための慣行変化の程度
 3. 法的要求事項との整合性
- 悪影響を示す異常または重大な監視結果が発生した場合、それは、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、計画に以下の項目が発見された場合を含む。
 1. その目的に完全には合致していない
 2. ステークホルダーの期待に適合していない
 3. 重要なプラクティスに合致していない
 4. 法的要求事項に適合していない

個別基準 6.1 を監査する際の留意事項：

6.1 (c) について

「認証審査」の時点では、「事業体」は一部の「方針」を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準 6.1c は「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。

6.2 水への放出

「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。

- a. 毎年、その活動によって発生する（可能な場合には「影響範囲」内で発生する）「重大な」「水への放出」を定量化し、公開する。
- b. 「水への放出」への曝露および「水への放出」による影響を最小化する計画を施行する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに計画をレビューする。
- d. 社内または社外で義務づけられた限度を超える放出事象が発生したとき、計画をレビューする。
- e. 「水への放出」による「重大な」リスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- f. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、計画をレビューする。
- g. 計画の最新版を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 6.2 を実施する際の留意事項：

- 影響を受ける「影響を受ける人や組織」に、「水への放出」に関連するすべての法と国際基準の情報を確実に伝える。
- 水監視プログラムに参加する権限を「地元コミュニティ」に認め、水の監視結果を定期的に「地元コミュニティ」に伝達する。
- 「先住民」が（希望する場合に）、影響評価のベースライン調査、ならびにベースラインおよび目標に照らした水への放出および水質に対する実施中の監視に参加できるようにする。
- 影響評価および開発承認の段階において、水への放出は、個別基準 9.4 (FPIC) および 2.5（環境および社会の影響評価）の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」プロセスの一部であることに留意されたい。

6.2 (a) について

- 「水への放出」を定量化するために、通常、「事業体」は、「適格スペシャリスト」および「影響を受ける人や組織」と「協議」して、インベントリ（ベースラインを含む）を作成する。
 - 複数のサイトおよびプロセスを持つ「事業体」については、インベントリは、毎年のサイトライセンスに関する要求事項を含む「適用法」を考慮して、サイトごとに作成し、定期的に更新することにしてもよい。
 - 関連するサイトそれぞれについて計算または測定した数値に基づいて、「事業体」レベルでの集計データ計算にサイトデータを使用できる。
- 「事業体」は、通常、「水への放出」を受け取る水流域への影響を評価する。この評価には、水の条件および滞留時間、最悪の場合の排出シナリオ、下流のエコシステムおよびエコシステムサービスの位置と種類で構成されるモデリングを含んでもよい。
- サイトの直接排水および外部委託による排水に関連する物理的、化学的、および生物学的ストレス要因などのパラメーターを検討する。

- 関連する地域の水監視基準がない場合、[European Commission Water Framework](#)（欧州委員会水枠組み）、[USEPA Water Quality Criteria](#)（米国環境保護庁水質基準）または [ANZECC & ARMCANZ Water Quality Guidelines](#)（豪州ニュージーランド環境保全委員会および豪州ニュージーランド農業資源利用委員会水質ガイドライン）を参照されたい。
- 個別基準 3.1 の「持続可能性報告書」に「水への放出」に関する報告を含める。
- 「事業体」による放出が他の「事業体」または「認証範囲」外の「事業」からの水を含む場合（たとえば、複数の発生源から単一の流出）、「事業体」は、公開データが確実なものであって、少なくとも「事業体」固有の「水への放出」を反映していることを確保する必要がある。
- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 303-4 に従った報告である。

6.2 (b) について

- 「水への放出」マネジメント計画は、通常、適用される法令、ライセンスまたは地元の水質基準と整合するように策定される。適用される法的基準がない場合は、水の放出および水質の一般的な国際基準（[International Finance Corporation Air Emissions and Ambient Air Quality Guidance](#)（国際金融公社：大気への排出および大気質のガイダンス）など）を参照する。
- 「水への放出」マネジメント計画のグッドプラクティスは、「影響を受ける人や組織」および技術専門家との協議による策定、ベンチマークおよびマイルストーンの採用である。
- 特定の地域または業界に対して、重要なプラクティスとしての濃度制限値がある場合は、排出削減計画に盛り込む。
- 監視プログラムによって、インベントリまたはマネジメント計画で特定された関連する「水への放出」を定期的に測定または計算する。この計画は、独立した計画として、または水マネジメント計画（個別基準 7.2）と統合して作成してもよい。水（固有の）リスクが高いと評価されるサイトについては、独立した個別の計画を作成することを推奨する。
 - 水の監視は、通常、サイトライセンスの要求事項に準拠して実施されるが、季節的変動に応じて、特に著しい降雨事象の後には、追加の監視が必要になることもある。
 - 計画には、既存の事業管理の完全性維持に関する具体的な行動、および時間をかけて環境へ放出される水の質を改善するための構想および改善行動を含んでもよい。
 - 水監視プログラムには、すべての固定された水監視装置、および水サンプルの採取場所（たとえば許可されたすべての放出地点、豪雨による雨水の放出地点、「水の放出」のサンプルを採取する場所）の具体的な位置を示すサイト計画を含んでもよい。

6.2 (c) について

- 水マネジメント計画に照らして進捗状況を定期的にレビューし、それに従って計画を更新して、放出される側のベースライン水質を確実に維持する。
- 「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。
- レビューは、少なくとも 5 年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「大気への排出」処理のための慣行変化の程度
 - 法的要求事項との整合性
 - 悪影響を示す異常または重大な監視結果が発生した場合、それは、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、計画に以下の項目が発見された場合を含む。

- その目的に完全には合致していない
- ステークホルダーの期待に適合していない
- 重要なプラクティスに合致していない
- 法的要求事項に適合していない

個別基準 6.2 を監査する際の留意事項：

6.2 (c) について

「認証審査」の時点では、「事業体」は一部の「方針」を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準 6.2c は「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。

6.3 流出および漏洩の評価およびマネジメント

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「流出および漏洩」によって大気、水、または土壌が汚染される恐れのある、事業の主要リスク領域について評価を実施する。
- b. 「流出および漏洩」を防止、検出、修復するためのマネジメント計画（コンプライアンス管理および監視プログラムを含む）を施行する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに計画をレビューする。
- d. 「流出および漏洩」事象が発生したとき、計画をレビューする。
- e. 「流出および漏洩」のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- f. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、計画をレビューする。
- g. マネジメント計画の最新版を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 6.3 を実施する際の留意事項：

- 「影響を受ける人や組織」に対して、「流出および漏洩」に関連するすべての「重大な」リスクについて確実に伝達する。また、「重大な」管理されない「流出または漏洩」があれば、これらのコミュニティに直ちに確実に通知する（個別基準 6.4（流出の報告）参照）。
- （希望する場合に）「先住民」が、「流出および漏洩」を防止および検出するためのリスク領域の監視に参加できるようにする。

6.3 (a) について

- リスクアセスメントを使用して、大気、水、または土壌への「流出および漏洩」に関する事業の主要リスク領域を特定し、文書化する。
- リスクマネジメントプロセスは、文書化された管理方法を通じて、特定されたリスクを軽減するように計画される。管理方法には、以下のものを含むが、これに限定されない。
 - これらのリスクの防止および軽減に関連する「労働者」に対する定期的な訓練プロセスの実施
 - 漏洩防止および封じ込め設備および構造物（たとえば、重機駐車場、堤防、汚水槽、阻集器、排水管の完全性）に関連する定期的な検査体制
 - すべての大量貯蔵容器（配管および注入ポイントを含む）について、技術専門家による定期的な完全性の試験および検査
 - 漏洩検出設備および漏洩検出プロセス（たとえば、大量貯蔵施設に貯蔵された化学物質に関連する報告書およびインベントリの調整）の導入
 - 「流出および漏洩」の防止および検出を目的とする監視システムの施行
 - 「流出および漏洩」の予測モデリング

6.3 (b) について

- 「流出および漏洩」の修復計画は、リスクマネジメントプロセスに盛り込むとともに、何を、どのように、いつ、誰とコミュニケーションを実施すべきかを含むコミュニケーション計画にも盛り込まれるべきである。
- 規制当局を含む「影響を受ける人や組織」と「協議」して策定した外部コミュニケーション計画には、すべての緊急通報サービスの詳細を含めることができる。そこには、関連する「影響を受ける人や組織」の特定を含めて、「流出および漏洩」の報告（個別基準 6.4（流出の報告）参照）をどのように実施するかを必ず記載する。

6.4 「流出および漏洩」の公開

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 事故後できるだけ早期に、「影響を受ける人や組織」に対して、「重大な」「流出および漏洩」の量、種類、影響の可能性を開示する。
- b. 毎年、「重大な」「流出および漏洩」の「影響評価」、根本原因、修復行動を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 6.4 を実施する際の留意事項：

6.4 (a) について

- 流出の重大性では、流出の量、物質、影響の可能性を考慮する。
- 「重大な」「流出または漏洩」が発生した場合、以下の項目を実施する。
 - 直ちに「流出または漏洩」を緊急通報受理機関（消防、警察、環境保護機関（またはこれに相当するもの））に報告する
 - 「影響を受ける人や組織」を特定する
 - できるだけ早期に、影響を受ける可能性のあるコミュニティを含む、社内外の主要な「影響を受ける人や組織」に対して、「流出または漏洩」の量、種類、影響の可能性を開示する
 - 詳しい情報が入り次第、影響および修復活動について迅速に開示し、定期的に更新する
 - 問い合わせに適時に対応する
 - 行動および進捗を追跡して、リスクマネジメントおよびコミュニケーション計画（個別基準 6.3（「流出および漏洩」の評価およびマネジメント）参照）を更新する

6.4 (b) について

- その後は、以前発生した「重大な」流出、その影響の評価、実施した低減および修復活動による結果の現状に関する更新情報を定期的に公開する。
 - これは、個別基準 3.1（持続可能性報告書）の「持続可能性報告書」に含めるか、または個別に伝達してもよい。
 - これは、「流出および漏洩」の報告に関連する「適用法」に追加することができる。
- 「影響を受ける人や組織」に対して、「流出または漏洩」について、およびそれらの影響の可能性について直ちに確実に伝達する。
- すべての緊急でない修復活動は、必ず、「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て実施する。

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトに表示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 306 に従った報告である。

個別基準 6.4 を監査する際の留意事項：

「ASI」への加入以降「流出および漏洩」が発生していない場合は、この個別基準は「非該当」と判定される。

6.5 廃棄物マネジメントおよび報告

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- 「事業体」の活動によって「事業体」から発生する（可能な場合には「影響範囲」内で発生する）「有害廃棄物」および「非有害廃棄物」の量、ならびに関連する「廃棄物」処分方法について、毎年、定量化し公開する。
- (a)の「廃棄物」による人間の安寧および環境に対する「重大な」影響を評価する。
- 「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」に従って策定された「廃棄物」マネジメント戦略を施行する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 6.5 を実施する際の留意事項：

- サイトにおける主要な「廃棄物」の流れの概要を示すベースライン記述、および標準的発生量を含む、「廃棄物」情報の概要を「影響を受ける人や組織」に必ず提示する。このベースラインの更新は、影響を受けるコミュニティに対して定期的に提示する。
- 報告書は、「影響を受ける人や組織」が自らレビューするために利用できるようにする。また、影響を受けるコミュニティが独自に検証を実施できるようにするため、要求があれば、独立した専門家を利用する機会を確実に提供する。

6.5 (a) について

- 「事業体」は、関連する事業範囲内で生じるすべての「廃棄物」の種類および流れを対象とした「廃棄物」マネジメント戦略または計画の策定および施行を検討することができる。
- 「廃棄物」マネジメント戦略には、廃棄物の発生、マネジメント（保管および取り扱いを含む）、処理、輸送、および処分による影響を軽減する持続可能かつ統合された管理方法を含める。
- 埋め立て処分を削減し、長期的目標として埋め立て処分ゼロを達成するという、期限を定めた行動計画を含める。
- リサイクル原材料および副産物の他産業での使用（たとえば、「ボーキサイト残渣」をセメント製造プロセスにおけるフィードストックとして利用するなど）を検討する。
- 「廃棄物」、特に「有害廃棄物」のマネジメント、処理、または処分に関するすべての「適用法」をレビューする。
- 発生源、成分、分別、量、流量／発生速度、移送と保管、処理、目的地／経路、および処分などの要素を考慮して、「廃棄物」を特徴付ける。
- 「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」（本章の導入部を参照）、および「廃棄物」を最も効果的に管理して人間および環境への影響を低減する方法を検討する。ヒエラルキーの最も好ましい選択肢から最も好ましくない選択肢までを順に列挙すると、回避、資源回収、廃棄である。

- 「廃棄物」マネジメントは、技術的方法（例：汚染管理装置）、事業管理（例：「手続」の改善）、生産管理（例：使用する材料タイプの管理）、マネジメント管理（例：責任の明確な定義）、および訓練などにより改善できる。
- 「事業体」で発生する「廃棄物」を処理できる、およびリサイクル施設（処分または回収）を提供できる、地元の「廃棄物」処理およびリサイクル施設との提携を検討する。
- 「廃棄物」管理戦略のベンチマーク目標およびマイルストーンを策定し、長期的に人間または環境への影響低減を大きく進展させる。
- 「廃棄物」の現場からの移動および輸送に関連するリスクでは、「有害廃棄物」の輸送に関する経路、居住地域との距離、密閉容器の使用、「廃棄物」輸送「委託先」（車両および船舶の妥当性を含む）および適用規則などの要素を考慮する。個別基準 6.3（「流出および漏洩」マネジメントの評価）で策定するマネジメント計画および管理に、これを確実に組み込むことが重要である。

6.5 (b) について

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- これは、個別基準 3.1 の持続可能性報告書に記載したり、ウェブサイト上で利用できるように（中小企業では、要請に応じて情報を提供）することができる。
- 報告書の詳細度には、関連する「影響を受ける人や組織」の興味または関心を反映させる。これは、「有害廃棄物」および「非有害廃棄物」の報告に関する「適用法」に追加することができる。
- 「廃棄物」の量情報が容易に利用できない場合は、「廃棄物」の密度と収集量、物質収支、または類似の利用可能な情報を使用して、重量または体積を推定する。その他可能な情報源には、処理サービス業者による社外の「廃棄物」審査、またはこれらの業者の「廃棄物」バランスシートなどがある。
- グッドプラクティスは、GRI 306 に従った報告である。

6.6 ボーキサイト残渣

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「ボーキサイト残渣」を水環境に放出しない。
- b. 「ボーキサイト残渣」の貯蔵または再利用に関するグッドプラクティス技術を優先して、「ボーキサイト残渣」貯水池撤去のためのタイムラインおよびロードマップを策定する。2020 年以降に稼働を開始するすべての「アルミナ精製」「施設」は、「ボーキサイト残渣」の貯蔵または再利用に関するグッドプラクティス技術のみを使用しなければならない。
- c. 「ボーキサイト残渣」および浸出液の環境への放出を効果的に防止できる方法により「ボーキサイト残渣」貯蔵領域を設置する。
- d. 「ボーキサイト残渣」貯蔵領域の完全性を確保するために、定期的に確認および管理（第三者により実施されるものを含む）を実施する。
- e. 「ボーキサイト残渣」貯蔵領域からの水の放出による影響を評価し、環境に対する現実のまたは潜在的な悪影響を軽減する。
- f. 環境への影響を最小化するために、「ボーキサイト残渣」貯蔵領域からの水の放出を管理し中和する。
- g. 「アルミナ精製」「施設」の閉鎖後には、「ボーキサイト残渣」貯蔵領域を修復して、将来の環境汚染のリスクを十分に軽減できる状態にする。

適用：

この個別基準はすべての「アルミナ精製」業者に適用される。

個別基準 6.6 を実施する際の留意事項：

- 「ボーキサイト残渣」の貯蔵施設に関する持続可能なマネジメントに関する設計および業務上の推奨事項については、国際アルミニウム協会が発行した [Sustainable Bauxite Residue Management Guidance](#)（持続可能なボーキサイト残渣マネジメントガイダンス）（IAI, 2022）を参照されたい。
- [ICMM Global Industry Standard on Tailings Management \(2020\)](#)（尾鉱管理に関する国際業界規格）は、尾鉱管理の統合アプローチのための包括的な枠組みを提示している。これは、壊滅的な障害を防止し、尾鉱管理における安全を強化するもので、「ボーキサイト残渣」貯蔵施設に適用できる。
- その他の有益な資料としては、既存の技術および管理アプローチに加えてガバナンス重視の必要性を指摘する、国際金属・鉱業評議会（ICMM）の [Review of Tailing Management Guidelines and Recommendations for Improvement](#)（尾鉱管理ガイドラインのレビューおよび改善のための推奨事項）（2016）、および [ANCOLD Guidelines of Dam Safety Management and the Guidelines of Tailings Dams - Planning, Design, Construction, Operation and Closure](#)（大型ダムに関する豪州全国委員会：ダムの安全管理ガイドライン、尾鉱ダムガイドライン - 計画、設計、建設、運転、閉鎖）がある。
- 「影響を受ける人や組織」に対して、発生した「ボーキサイト残渣」の量、およびその管理（貯蔵施設の再構成または廃止措置に関連する長期的戦略を含む）について伝達する必要がある。

6.6 (a) について

- 「ボーキサイト残渣」自体（処理済みか未処理かにかかわらず）を、海洋または淡水エコシステムに放出してはならない。

6.6 (b) について

- 「ボーキサイト残渣」貯水池の『撤去』は、新たな貯水領域での貯水池の利用を段階的に廃止することを指し、以前に建設された「ボーキサイト残渣」貯水池の代替貯蔵施設への建て替え、または残渣の再処理を必要とするものではない。
- 現状での「ボーキサイト残渣」貯蔵のグッドプラクティスは、「ボーキサイト残渣」の乾燥貯蔵、乾燥処分、または中和である。その他の新技術または既存方法の拡張も、時間の経過とともに出現する可能性がある。
- 乾燥貯蔵方法の使用は、貯蔵に必要な土地面積、および地下水への漏洩リスクの最小化を目指すものである。このプロセスは、残渣の『洗浄』およびその後のろ過による固形率 65%以上の脱水ケーキの生成を目的とする。可能な場合は、最新のプレスフィルターを使用して、固形物含有量を 70～75%まで高める。

6.6 (c) について

- 「ボーキサイト残渣」は、放出された場合に環境に影響を与える浸出液および表流水を含む。したがって、「ボーキサイト残渣」と浸出液の双方を確実に封じ込めるように、「ボーキサイト残渣」の貯蔵領域を設計、建設、および維持することが必須である。
- 古い「施設」の貯蔵領域には、ライナーまたは基本排水システムがない場合がある。そのような場合、浸出液の適切な封じ込めおよび処理の管理を実施しなければならない。それは、管理対象の量と「施設」の特性に見合ったものでなければならない。「ボーキサイト残渣」／浸出液の放出／排出を防ぐ管理手段には、他に、地下水の監視や浸出液ポアポンプなどがある。
- 「事業体」は、「ボーキサイト残渣」貯蔵施設の位置、規模、築年数を公開することを推奨する。また、利害関係のある「影響を受ける人や組織」の要求に応じて、これらの施設の管理に関連する情報を公開することを推奨する。

6.6 (d) について

- 個別基準 6.3「流出および漏洩」の評価およびマネジメントのガイダンスは、「ボーキサイト残渣」および浸出液の管理されない放出に関連がある。

6.6 (e) について

- 日常の確認および管理は、社内の要員が実施すべきであり、通常、ひび割れ、浸出、表面の腐食、その他地質工学的異常の発生の可能性を特定するための目視検査（週 1 回以上の頻度）を含む。より回数の少ない、ただしかなり詳細な検査は、地質工学、水文地質学、ダムに関する専門知識のある「適格スペシャリスト」が実施しなければならない。
- これらの検査は、「ボーキサイト残渣」貯蔵施設のタイプに応じて十分な頻度で行うべきである。たとえば、貯水池では乾燥貯蔵施設よりも、現在の貯蔵の完全性を維持できなくなるリスクが高い。また、検査計画策定時には、「ボーキサイト残渣」貯蔵施設の気候状況も考慮する必要がある。降雨が多い、または著しい／極端な降雨事象の発生率が高い傾向のある地域では、検査回数を増やすべきである。

6.6(f)および(g)について

- 水の放出は、「ボーキサイト残渣」からの溶出物質の影響を受けた可能性のある表流水または地下水を含む。そのような放出は、管理されなければならない、通常、何らかのレベルの化学的中和が必要である。
- 部分的または完全な中和には、酸（通常は硫酸または塩酸）、二酸化炭素、二酸化硫黄、海水、または濃縮塩水を使用する。ボーキサイト残渣の中和は、堆積に関連する潜在的危険を低減し、修復時の土地の植生回復を促進する。
- 沿岸地域では、浸出液は海水を使用して、海または河口に放出できるレベルになるまで、管理された状況で「適用法」に従って処理される。地域にこれに対応する規則がない場合は、こうした放出は、一般的な国際基準に従って管理する。

- 「ボーキサイト残渣」の再利用は、環境に利益をもたらす新たなプロセスである。再利用アプリケーションの商業的な可能性は、場合によって異なる。また、再利用アプリケーションを利用する活動および「事業」の立地および距離の近さによっても異なる。

6.6(h)について

- 個別基準 8.7「鉱山リハビリテーション」に関するガイダンスは、「ボーキサイト残渣」領域の修復に関連がある。
- 現在生産活動を行っていない過去の鉱山は、通常、「認証範囲」に含まれないことに留意されたい。「ASI」**「パフォーマンス基準」**は、生産方法の変更を促せるように、現在生産中の「施設」を対象としている。

6.7 使用済みポットライニング (SPL)

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「SPL」または浸出液の環境への放出を防止できるように「SPL」を貯蔵および管理する。
- b. 「SPL」から炭素および耐火材料を回収およびリサイクルするためのプロセスを最適化する。
- c. 環境に悪影響を及ぼす可能性がある場所に「未処理 SPL」を埋め立て処分しない。
- d. 処理済みの「SPL」または貯蔵されている「SPL」の埋め立て処分に代わる選択肢について、少なくとも 1 年ごとにレビューする。
- e. 「SPL」を淡水および汽水環境に放出しない。
- f. 「SPL」を海洋環境に放出しない。

適用：

この個別基準は、すべてのアルミニウム製錬業者に適用される。

個別基準 6.7 を実施する際の留意事項：

- 「使用済みポットライニング」に関する持続可能なマネジメントのグッドプラクティスを認識し促進する、設計および業務上の推奨事項について、国際アルミニウム協会が発行した [Sustainable Spent Pot Lining Management Guide](#) (持続可能な使用済みポットライニングのマネジメントガイド) (2020 年 2 月) を参照されたい。

6.7 (a) について

- 「使用済みポットライニング」(SPL) は有害化合物を含有し、放出した場合、環境に影響を与えることがある。したがって、SPL およびその派生物を確実に封じ込めるように、貯蔵領域を設計、建設、および維持して、SPL マネジメントの管理を実施することが必須である。

6.7 (b) について

- 寿命終了時の SPL 処理に関連する具体的な目標を掲げ、発生する SPL の有害特性および量に集中的に取り組む SPL マネジメント計画を策定および実施する。
- SPL マネジメント計画には、管理された SPL 施設の検査および試験体制、また、SPL の輸送、処理、または処分に従事する外部「委託先」組織の利用など、採用した処理の選択肢を明記しなければならない。
- SPL の炭素および耐火部品、または SPL 処理の副産物のリサイクルの最大化に努める。リサイクルの最大化には、経済的な代替物を利用する可能性の検討が含まれる。
- リサイクル原材料および副産物の他産業での使用（セメント、ロックウール、および鋼の製造プロセスにおけるフィードストックなど）を検討する。
- リサイクル可能な SPL 材料の供給を経済レベルにまで拡大する協働の機会を検討する。通常、個々のアルミニウム製錬業者から生じる SPL は、フィードストックの継続的供給に十分ではない（たとえば、それを理由に、セメント工場がこの材料の受け入れ、または集中化した SPL 処理施設の建設に転換することはない）。
- SPL を他産業の燃料として使用でき、これがリサイクルより有益だと実証される場合は、有効な代替手段とみなすことができる。
- 計画の実施に関する目標、行動、および期限を指定する。

6.7(c)および(d)について

- SPL の処理についてのさまざまな選択肢は、[Sustainable Spent Pot Lining Management Guide](#)（持続可能な使用済みポットライニングのマネジメントガイド）（IAI 2020）に記載されている。
- 未処理 SPL は、反応性などの有害な特性を除去する処理、ならびにフッ素化合物およびシアン化合物の除去／中和による無害化を実施していない、ファーストカットまたはセカンドカットの材料である。
- 未処理の SPL は、埋め立ててはならない（ただし、「事業体」が、埋め立てた SPL または埋め立てた SPL に関連する浸出液が環境に悪影響を及ぼさないと実証できる場合を除く）。
- 環境への影響を低減し、経済的に実現可能な、処理（焼却または化学処理）済み SPL の埋め立てにまさる寿命終了時の選択肢を定期的に調べる。
- SPL マネジメントに代わる手段を比較し、総費用（長期負債およびリスクプレミアムを含む）を考慮して、『利用可能な最善の技術』を特定する。
- これに関して実施したすべての行動の記録を取り、マネジメント計画のレビューと更新を適宜行う。

6.7 (e) について

- 処理済みまたは未処理にかかわらず、SPL を淡水または汽水環境に放出しないよう徹底する。
- 『淡水環境』には、漏洩防止のために密閉された特別指定領域での湿式貯蔵は含まれない。

6.7 (f) について

- 『海洋環境』には、漏洩防止のため密閉された特別指定領域での湿式貯蔵は含まれない。

6.8 ドロス

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「ドロス」および浸出液の環境への放出を防止できるように「ドロス」を貯蔵および管理する。
- b. 「ドロス」および「ドロス」残留物の処理によって「アルミニウム」の回収を最大化する。
- c. 処理済み「ドロス」残留物のリサイクルを最大化する。
- d. 「ドロス」残留物の埋め立て処分に代わる選択肢について、少なくとも年1回レビューする。

適用：

この個別基準は、すべてのアルミニウム再溶解／精製業者および「鑄造工場」に適用される。

個別基準 6.8 を実施する際の留意事項：

6.8(a)、(b)および(c)について

- 「ドロス」は、放出した場合、環境に影響を与えることがある。したがって、「ドロス」およびその派生物を確実に効果的に封じ込めるように、貯蔵領域を設計、建設、および維持して、「ドロス」マネジメントの管理を実施することが必須である。
- 「ドロス」および「ドロス」残留物（たとえば「ソルトスラグ」／ソルトケーキ）の処理、その他の「廃棄物」（耐火材料など）の処理に関するマネジメント計画を、策定および実施する。
 - ドロスは必ずしも現地で処理する必要はなく、通常は専門の処理業者に送られる。
 - 処理では、「アルミニウム」の回収、および処理済み「ドロス」残留物のリサイクルの最大化に努める。回収率は、利用可能な技術および処理装置、ならびに「ドロス」および「ドロス」残留物の性質に応じて異なる。地域によっては、現場もしくは第三者の処理装置が利用できない、または実際的でない場合がある。
 - 処理済み「ドロス」のリサイクルに代わる手段を適用でき、これがリサイクルより有益だと実証される場合は、有効な代替手段とみなすことができる。
 - 計画の実施に関する具体的な目標、行動、および期限を指定する。
- 環境への影響を低減し、「ドロス」残留物の埋め立てにまさる寿命終了時の選択肢を定期的に調査しレビューする。
 - これに関して実施したすべての行動の記録を取り、マネジメント計画のレビューと更新を適宜行う。

7. 水の管理

原則

「事業体」は、共有水資源管理を支援するために、責任ある水の取り入れ、利用、および管理を行わなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性	
	7.1	7.2
「ボーキサイト採掘」		
「アルミナ精製」		
「アルミニウム製錬」		
「アルミニウム再溶解／精製」		
「鑄造工場」		
「半製品化」		
「材料加工」		
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）		
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売		

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

水は、コミュニティ、エコシステム、および経済活動により使用される貴重な共有資源である。人口および食料需要の増加、経済活動の活発化、土地利用の変化、気候変動、水路の汚染、その他の課題による水資源への圧力は高まりつつあり、集団としての社会、経済、および環境の安寧に重大な影響を与えている。

協働を通じて共有淡水資源の持続可能な管理を促進するとともに、「事業」活動およびサプライチェーンの効率性および清浄性を改善する行動を表すために、『水の管理』という語が使われることが多くなってきている。水の不適切な管理または過剰な採取によって、「事業」と社会の両方にリスクが生じることが知られている。

「事業体」は、水に関連するリスクからの影響に寄与することも、リスクの影響を受ける（これは小規模「事業」に多い）こともあるという点も重要である。

実施

7.1 水の評価および開示

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 毎年、水源と種類ごとに、取水および利用場所を特定し、文書化して公開する。
- b. 毎年、「事業体」の「影響範囲」にある「水流域」での水に関連するリスクについて評価を実施し、「重大な」場合には公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 7.1 を実施する際の留意事項：

7.1 (a) について

- 水収支とは、業務「施設」内外の水の流れを特定し、マッピングするために使用するアプローチである。
 1. 場所の水収支は主に、取水、放水、および水消費の 3 つの要素で成り立っている。
 2. 場所の水収支を計算する式は以下のとおり。
 3. $\text{取水量} = \text{放水量} + \text{水消費量} + \text{現場の水の貯留量変化}$
 4. 気象データが利用可能であれば、水収支に蒸発を取り入れることを検討する。（特に、大規模なプロセス水域が存在する場合（たとえば、「ボーキサイト残渣」貯蔵施設、その他の開水域貯蔵ダム））
- 取水量、水消費量、および放水量を計算する場合は、河川、海洋、湖、湿地、処理施設、または地下水脈につながる地表水、地下水、下水道、雨水排水を行き来する、あらゆる種類の水（淡水、塩水、飲用水、再生水など）および水源（海洋、湖、河川、公営水道、地下水、水処理プラントなど）を考慮する。水の量は以下により計算する。
 1. 定義された取水または放水地点（点源）
 2. 分散した、または未定義の方法（非点源）で地上に放出される水
 3. 道路輸送によって、運び込まれた水、および組織から搬出された廃水
- 大規模「事業体」では、以下を含む事項を詳細に特定する。
 1. 水のサービス提供者（該当する場合）を含む水源の名称および位置、水量、および根本的水源

2. 放水地点、その名称、位置、放水量（最終放水先、または最終的に水を受け取る組織を含む）。
- 現状を反映した水マップは「事業」のすぐれた情報源になるが、その主な目的は、7.1 (b) の水関連の「重大な」リスク評価に使用することである。たとえば、公営水道から得た水量を正確に説明するよりも、注意を払うべき水源からの取水を特定することのほうが、重要性が高い場合もある。水マップは、すべての「影響を受ける人や組織」に視覚的表現を提供するのに役立つ。特に、「先住民」と関与して水収支の概念を説明する際に有益である可能性がある。
 - 集水域または帯水層からの直接取水と、公益企業が管理する公共水道システムとの区別は、水に関するリスクおよび機会を評価する際に有益である。
 - 小規模な鋳造企業の水マップまたはインベントリのテンプレートの例を表 3 に示す。

表 3 - Family Foundry & Parts 社の水インベントリマップの例

事業体名		Family Foundry & Parts		施設		本社	
インベントリ期間		2021 年 1 月～11 月		記入日		2021 年 11 月	
場所	機能／活動	水の種類	水源	用途	水量	最終放水先	その他の情報
ダイカストマシン（高圧 2 台）	アルミニウム部品（注文による）	淡水	水道	ダイカストマシンの冷却	月 1500 リットル（平均）	下水廃水（許可取得済み）	排水は毎年 Acme Labs が検査
メンテナンス洗浄ベイ	鋳型準備	淡水	水道	鋳型およびその他の部品の洗浄	月 500 リットル	下水廃水（許可取得済み）	阻集器にオイルを分離
キッチン／浴室	労働者による使用	淡水	-	飲用、食事の準備、手洗い、シャワー	月 900 リットル	下水排水（許可不要）	非該当
トイレ	-	再生水	地元の廃水処理施設	トイレ洗浄のみ	月 1000 リットル	下水排水（許可不要）	非該当

庭	-	雨水	雨水タンク	植物および庭	月 500 リットル (概算)	地中	非該当
---	---	----	-------	--------	-----------------	----	-----

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 303-1 に従った報告である。

7.1 (b) について

- 業務に関連する「水流域」における「事業体」の位置を考慮して、水関連のリスクを評価する。
 1. 「事業体」は、以下のツールおよび枠組みを利用して、水関連のリスクを特定および評価し、それらの対処方法についてのガイダンスを使用することができる。例：
 - WWF の [Water Risk Filter](#)（水リスクフィルター）および WWF の [Contextual Water Targets guide](#)（流域視点の水目標ガイド）
 - WRI の水リスクツール：[Aqueduct](#)
 - [Alliance for Water Stewardship - International Water Stewardship Standard](#)（水資源管理国際標準）
 - [ISO 14046:2014](#)（環境マネジメント—ウォーター・フットプリント—原理、要求事項および指針）
 - 「ボーキサイト採掘」では、国際金属・鉱業評議会（ICMM）の [Water Stewardship Framework](#)（水資源管理の枠組み）、[A practical Guide to Consistent Water Reporting](#)（一貫した水資源報告の実践ガイド）、および [A Practical Guide to Catchment-Based Water Management](#)（集水域ベースの水マネジメントの実践ガイド）
 - 「影響範囲」にある水力発電施設については、[Hydropower Sustainability Assessment Protocol](#)（水力発電の持続可能性評価プロトコル）が有益だろう。
 - [World Resources Institute \(WRI\) Aqueduct Country and River Basin Rankings](#)（世界資源研究所（WRI）の Aqueduct 国別、河川流域別ランキング）は、180 ヶ国の 100 を超える個別の集水域について、水不足のリスクを特定し評価している。「事業体」が水不足の地域に立地しているかどうかは、水関連リスクの評価に重要な情報となる。
 - 水のリスク評価は、その領域における水の使用量と水の可用性の関係（水ストレス指数）を考慮し、それに応じたものにする。集水域での水質、水ストレス、または水に関する共有課題は、状況によっては重要な問題になる。
 - 水のリスク評価も、「事業体」の規模および性質に見合うものにする。小規模「事業体」は、水資源に与える影響が比較的小さくても、水資源の供給および利用への依存度は高い（質および量の点で）可能性がある。こうした場合、そこに与える影響力が限られていることが多いので、小規模「事業体」にとっては「影響範囲」が重要性を増す。
 - 「影響範囲」は、「事業体」の関連プロジェクトの影響、「関連施設」、および累積的影響に関係する。
 - 「関連施設」に起因する影響に対する「事業体」の影響力は、特に、主に「事業体」の活動を支えるために存在している「関連施設」について検討する必要がある。
 - 影響力は、「事業体」と周辺領域、または、「事業体」と関連施設の所有者、オペレーターもしくは管理者との間の関係および取り決めに依存する。
 - たとえば、「事業体」の「施設」で使用するパイプラインまたは送電回廊に関連する影響（直接的であれ間接的であれ）は、パイプラインまたは送電線が建設された時期および目的、ならびにパイプラインまたは送電線を使用する他のユーザーの数などの要素に依存する。影響力には、業務を支えるために必要な「事業体」の「水流域」への依存、および自然環境による「事業体」活動への影響が含まれる。

- 「事業体」が業務を行う「水流域」に与える、およびその「水流域」から受ける影響の範囲について、正当な境界（隣接、直接、またはその他の証明しうる実質的接続性があるなど）を定義し、想定する。
- 小規模「事業」は、通常、直接的な活動および「施設」の領域を超える「影響範囲」を持たない程度の規模である。
- 「影響を受ける人や組織」との「協議」は、特定されたリスクの「重大性」または重要性のより正確な表現の決定に役立つ。
- 「先住民」が存在する場合は、彼らを認識し、彼らと協議し、彼らの希望があれば水関連のリスクの特定に参加してもらう。「先住民」には、以下を十分に通知する。
 1. 使用される水源、それらに対する潜在的リスク、および関連する緩和計画
 2. 水への放出、および生じうるすべての汚染源
 3. 「ボーキサイト採掘」では、「ボーキサイト」採取の結果としての水レベルへの影響、「ボーキサイト」またはカオリンの輸送、貯蔵、および保管時における（道路、河川、および海洋への）「流出および漏洩」の可能性を回避するための措置
 4. 地元の水文学的状況の変化、たとえば、建設活動による地元の水流の一時的な遮断もしくは迂回、新しい排水ラインの建設による恒久的な変更、細流や小川の拡張、または、流量に対する間接的变化、水の利用可能性の季節変動に対する間接的变化
 5. 「アルミナ精製」では、赤泥の処分、ならびに予見される事象および予見されない事象発生時に「水流域」、河川、海洋、または土地に与える影響

7.2 水マネジメント

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 個別基準 7.1 で特定した「重大な」リスクに対処するための、期限を定めた流域視点の目標を備えた水マネジメント計画を、「影響を受ける人や組織」と協力して策定し、施行する。
- b. 少なくとも 5 年ごとに計画をレビューする。
- c. 「重大な」水関連のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- d. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、計画をレビューする。
- e. マネジメント計画の最新版を公開する。

適用：

- この個別基準はすべての「施設」に適用される。
- 7.1(b)で特定したリスクが、低リスクと評価されて文書化された場合、個別基準 7.2 は「非該当」とする。

個別基準 7.2 を実施する際の留意事項：

7.2(a)について

- 7.1(b)の水のリスク評価で特定された「重大な」リスクに対処する水マネジメント計画を策定、採用、および実施する。
 - 計画プロセスでは、水の効率性向上、および（可能な場合には）取水と水利用の削減に努める責任ある水マネジメントのために、期限を定めた目標を特定する必要がある。

- 策定および施行は、「影響を受ける人や組織」と協議して行う必要がある。
- 「先住民」が存在する場合は、彼らに協議の機会を提供すること、また、彼らの希望があれば水関連のリスクのマネジメントに参加してもらうことを徹底する。
- 「水流域」における水利用に関する共同イニシアチブに参加する方法を検討する。

7.2 (b) について

- 水マネジメント計画の有効性、および目標に向けた進捗状況を定期的に評価する。
- 「影響を受ける人や組織」が組織の水利用により重大な影響を受ける場合は、通常のコミュニケーション手段（年次報告書、ウェブサイトなど）に加え、水マネジメント計画に関する積極的なコミュニケーション措置を取る。
- 水マネジメントに関するガイダンスは、[Alliance for Water Stewardship \(AWS\) の Global Standard for Water Stewardship](#)（水資源管理国際標準）を参照されたい。
- [流域視点の水目標](#)に関する新たな取り組みは、最も有効な科学の活用を目指し、他との関連性を考慮した社会ニーズを知り、地元および世界の公的方針目標（持続可能な開発目標（SDGs）など）に整合したものである。これは、計画策定および目標設定の際にも関心の対象になることがある。

8. 「生物多様性」および「エコシステムサービス」

原則

「事業体」は、エコシステム、生息地、および種を保護するために、ミティゲーションヒエラルキーに従って「生物多様性」および「エコシステムサービス」の影響を管理しなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性										
	8.1	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6					8.7
						a	b	c	d	e	
「ボーキサイト採掘」											
「アルミナ精製」											
「アルミニウム製錬」											
「アルミニウム再溶解／精製」											
「鋳造工場」											
「半製品化」											
「材料加工」											
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）											
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売											

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

「生物多様性」とはすべての生物（特に陸上生態系、海洋その他の水界生態系、およびこれらが複合した生態系）の間の変異性をいう。これには、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性を含む。

エコシステムの中で生物多様性を維持することは、生物の健康および機能にきわめて重要である。エコシステムが機能していれば、生命維持に欠かせない活動（水および空気の循環および浄化、土壌の生成、ならびに農作物の受粉など）を維持できる。種の遺伝的多様性を確実に保てることから、種の個体群内での生物学的多様性維持もまた重要である。直接または間接の影響により、個体群の大きさおよび種の分布範囲が小さくなると、生物多様性が減少し、種の回復力が低下する。

Convention on Biological Diversity（生物の多様性に関する条約）（CBD）には、エコシステムアプローチの実践に向けた相互に関連し補完する 12 の原則が示されている。

- 原則 1：土地、水、および生物の資源のマネジメントの目的は、社会的に選択される。
- 原則 2：マネジメントは、最も低い適切なレベルにまで細分化する。
- 原則 3：エコシステム管理者は、隣接したエコシステムおよびその他のエコシステムに対する活動の（実際の、または潜在的な）影響を検討する。
- 原則 4：マネジメントから得る可能性がある利益を認識し、通常は経済的な文脈でエコシステムを理解し、管理する必要がある。
- 原則 5：エコシステムサービスを維持するためのエコシステムの構造および機能の保護を、エコシステムアプローチで最優先する。
- 原則 6：エコシステムは、必ずその機能の範囲内で管理する。
- 原則 7：エコシステムアプローチは、適切な空間的および時間的規模で取り組む。
- 原則 8：エコシステムを特徴づける一時的な規模の変化および影響の遅れを認識し、エコシステムマネジメントの目標は長期的に設定する。
- 原則 9：マネジメントでは必ず、変化が不可避であることを考慮する。
- 原則 10：エコシステムアプローチでは、生物多様性の保護および利用の適度なバランス、ならびに双方の統合に努める。
- 原則 11：エコシステムアプローチでは、あらゆる形態の関連情報（科学知識、地元先住民の知識、画期的措置、慣行を含む）を検討する。
- 原則 12：エコシステムアプローチでは、社会的分野と科学的分野のすべての関連部門を関与させる。

「保護地域」は、引き続き、国のおよび国際的な保護戦略の基本的な構成要素として、政府および国際的枠組み（生物の多様性に関する条約（CBD）など）により保護される。さまざまなタイプの「保護地域」が包括的および代表的に指定されており、それらは、エコシステム、生息場所、および種（特に豊富さ、潤沢さ、希少性、敏感性、または「エコシステムサービス」および産物の提供の点で顕著なもの）を損害および喪失から確実に保護することを目指している。国際的に「生物多様性」の重要性が高い多くの地域が、「保護地域」に指定されていないことを考慮すると、地球の健全性を確保するためには、国際的に「生物多様性」の重要性が高い地域だけでなく、あらゆる場所での行動が必要である。

IUCN（国際自然保護連合）のエコシステムおよび種のレッドリストは、エコシステムや種が絶滅の危機にさらされているレベルを示している。

「事業」においては、「生物多様性」に好ましい結果をもたらし、悪影響を低減する機会が状況によって大きく異なる。「生物多様性」の評価およびマネジメントは、新しい事業だけでなく、長年事業を行ってきた場合も重要である。

実施

8.1 「生物多様性」および「エコシステムサービス」のリスクおよび「影響評価」

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「事業体」の「影響範囲」内での土地利用および活動で発生する「生物多様性」および「エコシステムサービス」に対するリスクおよび潜在的な影響を評価する。
- b. 「事業体」が「エコシステムサービス」に影響を与える場合、または与えるおそれがある場合、「影響を受ける人や組織」に関係のある「優先エコシステムサービス」を特定するために、「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、体系的なレビューを実施する。

適用：

- この個別基準はすべての「施設」に適用される。
- 8.1(a)で特定したリスクおよび潜在的な影響が、低リスクと評価されて文書化された場合、個別基準 8.1(b)は「非該当」とする。

個別基準 8.1 を実施する際の留意事項：

8.1(a)について

- 「事業体」による活動、または「事業体」の「影響範囲」内での活動で発生する「生物多様性」および「エコシステムサービス」に対する潜在的な影響を特定および評価するために、リスクアセスメントを実施する。
- 「影響範囲」は、関連するプロジェクトの影響、「関連施設」、および累積的影響に関係する。
- 「関連施設」に起因する影響に対する「事業体」の影響力は、特に、主に「事業体」の活動を支えるために存在している「関連施設」について検討する必要がある。
- 影響力は、「事業体」と周辺領域、または、「事業体」と関連施設の所有者、オペレーターもしくは管理者との間の関係および取り決めに依存する。
- たとえば、「事業体」の「施設」で使用するパイプライン、コンベヤベルト、または送電回廊に関連する影響（直接的であれ間接的であれ）は、パイプラインまたは送電線が建設された時期および目的、ならびにパイプライン、コンベヤまたは送電線を使用する他のユーザーの数などの要素に依存する。影響力には、業務を支えるために必要な「事業体」の「水流域」への依存、および「事業体」活動による自然環境への影響が含まれる。
- 「事業体」が業務を行う「水流域」および大気流域に与える、ならびにその「水流域」および大気流域から受ける影響の範囲について、正当な境界（隣接、直接、またはその他の証明しうる実質的接続性があるなど）を定義し、想定する。
- 多くの場合、小規模「事業」は、通常、直接的な活動および「施設」の領域を超える「影響範囲」を持たない程度の規模である。
- プロセスでは、絶滅危惧種およびそれらの生息場所、生態学的プロセスおよび機能を保護し、「生物多様性」および「エコシステムサービス」の価値への影響を軽減するために、管理および行動を策定しなければならない「生物多様性」および「エコシステムサービス」に対する潜在的なリスクを評価し、規定する必要がある。
- リスクアセスメントを実施する前に、プロセスで使用するツールが地理的および生物物理学的な状況、および「適用法」による地元の枠組みに適合していることを確認する。
- 「生物多様性」の価値が低いとみなされる地域に立地する「事業体」（たとえば、工業地帯にある、または長期的な土地利用活動によって激しく荒らされたもしくは改変された地域に立地する製造工場）については、「生物多様性」リスクアセスメントのプロセスは、以下の項目を取り入れることができる。

1. 「事業体」の「影響範囲」の特定
 2. 「事業体」の「影響範囲」内に存在する、または存在する可能性のある「生物多様性」の特性の特定特性には、すべての生息地（天然および人工）、種または生態学的コミュニティ、および優先「エコシステムサービス」、保全の重要性が高い場所を含めてもよい。
 3. 何らかの「生物多様性」の特性が重要であると考えられるかどうかを判断するために、「生物多様性」保護および保全に関する地元の「適用法」をレビューする。このレビューには、[IUCN's Red List of Threatened Species](#)（IUCN 絶滅危惧種レッドリスト）の参照を伴うこともありうる。
 4. 「事業体」の活動に起因するこれらの特性に対する潜在的な影響（もしあれば）の特定
 5. これらのリスクから特定された「生物多様性」の特性に対する固有リスクの全体的評価（「事業体」が推奨するリスクアセスメント方法を使用）その方法は、「事業体」が他のリスクアセスメント要求事項（すなわち、環境、安全衛生、財務など）で使用している方法と同じでもよいし、または、このガイダンスに記載された推奨ツールのいずれかを使ってもよい。
- 「生物多様性」およびエコシステムサービスに対する全体的な固有リスクが低いと判断した「事業体」は、通常、重要な「生物多様性」の特性に対して事業による直接の影響を与えない。または、これらの特性に対する潜在的な影響を効果的に軽減する複数の事業管理を以前から実施している。
 - IUCN が発行した [Tools for Measuring, Modelling, and Valuing Ecosystem Services](#)（エコシステムサービスの計測、モデリング、評価のためのツール）は、主要な「生物多様性」領域、自然の「世界遺産」、「先住民」およびコミュニティによる保護地域、特に「保護地域」に関連する「エコシステムサービス」について、実務家のためのガイダンスを提供している。より詳細な文脈については、[「ASI」 「用語集」](#)の「エコシステムサービス」を参照されたい。
 - また、「事業体」は、[IUCN の 160 を超える専門家グループ](#)、レッドリスト作成機関およびタスクフォースに相談する、または参加することを選択してもよい。あるグループは、特定の種類の植物、菌類、または動物に関連し、他のグループは、より広い問題、たとえば以前の生息地への種の再導入、気候変動、野生生物の健康、持続的利用および売買などを対象としている。
 - マッピングは、「事業体」の業務によって影響を受ける地域周辺の法的「保護地域」の存在、および「生物多様性」の優先的保護地域の特定に役立つ。この作業は、「適格スペシャリスト」が実施する。
 - [Integrated Biodiversity Assessment Tool](#)（統合生物多様性評価ツール、IBAT）は、ツールの一例であり、関連する主な「生物多様性」地域の場所を特定するための最初のステップとして利用できる。このツールは、最新の正確な「生物多様性」情報に簡単にアクセスし、「事業」上の重要な決定を支援できるように設計されている。中央のデータベースに、世界的に認知されている「生物多様性」情報（主な「生物多様性」地域および法的「保護地域」など）が保存されている。例：
 - [世界保護地域データベース](#)、IUCN カテゴリーI〜VI 保護地域および海洋保護地域I〜VI を含む。
 - [世界遺産の場所および推薦中の世界遺産の場所](#)
 - [ラムサール条約湿地](#)
 - [ユネスコ生物圏保護区の中核地域](#)
 - [保護価値の高い地域（HCVA）](#)
 - [主な生物多様性地域](#)
 - 組織が維持管理するデータベース（[IUCN's Red List of Threatened Species](#)（IUCN 絶滅危惧種レッドリスト）など）から、絶滅のおそれがある種に関する分類、保護状況、および分布情報を入手できる。このレッドリストは、絶滅の相対リスクを評価し、絶滅寸前、絶滅危機、および危急とされる植物および動物をわかりやすく分類している。
 - 政府および他の国立機関が維持している国、および他の地域、地元のデータベースは、法的「保護地域」、および国や地元として「生物多様性」について重要な地域を特定するために参照でき、また、「生物多様性」の優先度に関するデータの照合にも役立つ。たとえば、南アフリカとアフリカ南部の [SANBI](#) およびウガンダの [National Biodiversity Databank](#)（国立生物多様性データベース（NBDB））がある。
 - 該当する場合は、関連する法的「保護地域」（国立公園およびその他の「適用法」により指定された保護地域など）に適用される法的およびその他の要求事項を社内での公的に記録し、維持管理する。公的記録には、

これらの要求事項の「遵守」に責任を持つ担当者を指名する。法的規制の存在が明らかでない場合は、業務時および閉鎖活動時に、環境保護法を遵守する。

- 「事業体」の影響範囲内またはその周辺に「先住民」が存在する場合は、彼らに「生物多様性」評価に積極的に参加してもらう。彼らの生活が依存している「生物多様性」または「エコシステムサービス」に生じうる影響には、特に注意を払う。生物の多様性に関する条約をもとに策定された [Akwé Kon Guidelines](#) (Akwé: Kon ガイドライン) は、こうした評価に従来の知識と画期的手法を取り入れ、実践する方法のガイダンスとなる。
- 「先住民」に「生物多様性」の重要な影響をもたらす「新たなプロジェクト」、または既存プロジェクトへの「重大な変更」では、個別基準 9.4 に示す「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」プロセスの要求事項が適用される場合があることに留意されたい。
- 「生物多様性」リスクアセスメントは、新たな「施設」でも既存の「施設」でも実施できる。これは、事前実現可能性調査に先立って詳細な「生物多様性」「影響評価」を実施する前の、予備的な審査活動とみなすことができる。「生物多様性」リスクアセスメントをこれまでに実行していない場合は、実行してこの個別基準を満たす必要がある。「生物多様性」リスクアセスメントを、一定期間稼働している「施設」で新たに実施する場合、影響を軽減する管理方法は以前の設計の決定を考慮する必要があり、状況によっては変更の機会が制限される場合があることがわかっている。
- より詳細で広範囲にわたる「影響評価」(個別基準 2.5 および 2.6 を参照) を実行している場合は、そこでさらに詳しい調査を行い、「生物多様性の価値が高い地域」へのリスクおよび影響を特定および評価する。これには、「生物多様性」の情報が少ない地域の広範な実地調査が必要な場合がある。影響を受ける種(コウモリなど)に騒音が与える影響、または移住が「生物多様性」に与える影響(野生動物の肉または絶滅危惧種の取引の発達など)は、必要な場合に検討する。
- 建設活動の開始に先立って、詳細な「生物多様性」影響評価を実施すれば、軽減策の適切な策定と実施が可能になる。また、それは、建設マネジメント計画、鉱山計画プロセス、または「生物多様性」の特性および「エコシステムサービス」に直接影響を与える可能性のあるその他の活動の提案を、プロジェクト計画プロセスで修正する機会にもなる。
- この個別基準の実施に関する詳細なガイダンスとして、他に、国際金融公社 (IFC) の「生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理」に関する [パフォーマンス基準 6](#) および [ガイダンスノート 6](#) も参照されたい。これ以外に、IFC の「生物多様性」リスクアセスメント情報としては、IFC が公開した [Biodiversity Business Risks](#) (生物多様性事業リスク) に関する文書もある。

8.2 生物多様性マネジメント

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 個別基準 8.1 で特定された、「生物多様性」および「エコシステムサービス」に対する「重大な」リスクおよび影響に対応するための期限を定めた目標を含む「生物多様性行動計画」を施行し、その有効性を監視する。
- b. 「生物多様性行動計画」は、必ず、「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」に基づき、ノーネットロスを達成するという目標を含めて、「適格スペシャリスト」が立案する。
- c. 「生物多様性行動計画」は、必ず、「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て策定する。
- d. 少なくとも 5 年ごとに「生物多様性行動計画」および関連する目標をレビューする。
- e. 「重大な」「生物多様性」のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、または、アセスメントによりリスクの変化が示されたとき、「生物多様性行動計画」および関連する目標をレビューする。
- f. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「生物多様性行動計画」および関連する目標をレビューする。
- g. 「生物多様性行動計画」および関連する目標の最新版を公開し、「影響を受ける人や組織」と共有する。

適用：

- この個別基準はすべての「施設」に適用される。
- 8.1(a)で特定したリスクおよび潜在的な影響が、低リスクと評価されて文書化された場合、この個別基準は「非該当」とする。

個別基準 8.2 を実施する際の留意事項：

8.2 (a) について：

- 個別基準 8.1 のリスクアセスメントで「生物多様性」の「重大な」リスクが明らかになった場合は、「生物多様性行動計画」が必要になる。
 1. 「新たなプロジェクト」または「重大な変更」については、「重大性」は通常、「影響評価」を経て決定される。「生物多様性」の価値が高い法的「保護地」域は、「重大な」ものと考えられる。開発済み地域または工業化された地域でも、特定の種などに「重大な」「生物多様性」リスクがある場合がある。
 2. 既存業務については、「生物多様性」に対するリスクおよび機会の双方の観点で「重大性」を検討する。この場合は、エコシステムだけでなく、企業に関する規制、財務、評判に関する、またはその他の「影響を受ける人や組織」の懸念事項に重点を置くこともできる。たとえば、「影響範囲」内およびそれを超えた幅広い行動により、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に寄与する機会が得られる場合がある。
- 「生物多様性行動計画」には、以下の事項に関する具体的な詳細を含めてもよい。
 1. 財務的リソースの確保（実施および監督を担当する責務、特定の活動の実施または監視に必要な専門知識の記述を含む）

2. 「影響を受ける人や組織」との定期的かつ継続的な協議が実施中であり、「生物多様性行動計画」で規定されている（たとえば、1つの活動として、または一連の特定の活動として）。
3. コミュニケーション文書（活動の実施および監視結果の概要）も協議プロセスの一部として利用できる。[IFC Good Practice Handbook for Stakeholder Engagement](#)（ステークホルダー参加のためのグッドプラクティスハンドブック）は、変化する状況の中で「影響を受ける人や組織」との関係を扱うために不可欠な手順について、詳細なガイダンスを提供している。
- 「生物多様性行動計画」は、（必要な場合には）「事業体」の「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画（個別基準 8.7 参照）と確実に統合するようにする。この2つの計画には、行動、施行、リソース確保、スケジュール、監視、評価、および「影響を受ける人や組織」の参加活動という点で、相乗効果が存在するからである。
- 計画の実施およびその有効性の監視に十分な財源および人的リソースを確保する。好ましい影響をもたらす、関連する「生物多様性」の専門知識を使用し、協議プロセスおよび実施時の監視に必要なリソースを提供するため、長期予算の必要性を検討する。

8.2 (b) について

- 文書化された「生物多様性行動計画」は、「生物多様性」への「重大な」影響を軽減し、「生物多様性」に利益をもたらすための期限を定めた目標を確立することを目指すものである。
- プロジェクトの概念または建設段階の初期に、予算を含む「生物多様性行動計画」を策定すれば、そこで表明した結果を達成する可能性が高くなる。軽減のための予算を事業予算から取得する場合、通常、その結果は不十分になる。「生物多様性」のような非技術的要素は、効率向上のためのコスト削減の対象になりやすいからである。同様に、プロジェクトが売却された場合、「生物多様性」への関与や予算は、優先度が低くなりがちである。
- 「事業体」は、「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」の理解、およびその計画やプログラム（「労働者」の訓練や「労働者」とのコミュニケーションなど）への取り入れを実証できるようにする必要がある。
- 新規「施設」または既存「施設」に「生物多様性行動計画」を取り入れる方法を検討する。
- 分野横断生物多様性イニシアチブによる [Cross-Sector Guide for Implementing the Mitigation Hierarchy](#)（ミティゲーションヒエラルキー施行のための分野横断ガイド）は、ミティゲーションヒエラルキーを効果的に実施するための、実用的なガイダンス、アプローチ、事例を示している。
- 「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」は、「生物多様性」への影響の緩和手段のカテゴリーを、優先順位の高いものから順に、以下のように階層化している。
 1. **回避**：既存の業務または提案された業務の設計または変更による影響を『回避』することにより、「生物多様性」に影響が及ばないようにする（例：可能な場合には、提案どおりにプロジェクトを展開しない、または「生物多様性」がすでに低下している地域にプロジェクトを移す、など）。発生する前に影響を回避することは、「生物多様性」の喪失を低減する最も効果的な方法なので、『回避』は、プロジェクトの設計よりも前に検討すべきである（予防は治療にまさる）。この手順は、調査、建設、運用、閉鎖の活動に適用される。『回避』は常に最優先すべきであり、最も安価で効果的な影響低減方法である。
 2. **最小化**：既存の決定または活動を、提案された活動が「生物多様性」に与える好ましくない影響を低減または制限するよう計画されたものに置き換えることにより、影響を『最小化』する。この手順は、調査、建設、運用、閉鎖の活動に適用され、空間的（たとえば、野生生物回廊）または時間的（たとえば、繁殖期以外の時期に試掘）に実施可能である。
 3. **機能回復または修復**：影響を受ける環境を『機能回復』または『修復』する。これは最低限、（特に採掘作業で）閉鎖計画の一部に取り入れる。「生物多様性」に重要な利益をもたらすことから、「ボーキサイト採掘」の作業実行中に鉱山「リハビリテーション」を進める機会も検討する（個別基準 8.7 も参照）。特に、残渣の影響評価の一環として修復の成功を予測する場合は、環境修復の予防的アプローチを取る。

4. オフセット：影響を受ける「生物多様性」の価値を補償する手段を実施することにより、生物多様性への影響を『オフセット』する。補償手段には、直接的なオフセット（相応の保護価値を提供する行動または資源）と、その他の補償手段（研究助成金または教育奨学金など）を組み合わせることができる。可能な場合は、影響が生じる前に、オフセットによる利益を得る。オフセットによる利益を得るまでに時間がかかる場合は、影響が生じる前に、専用資金を調達してオフセットを開始する。[IUCN Policy on Biodiversity Offsets](#)（IUCN 生物多様性オフセットポリシー）は、「生物多様性」オフセットの計画およびプロジェクトの設計、実施、およびガバナンスの指針となる枠組みを示すものである。[Business and Biodiversity Offsets Programme](#)（ビジネスおよび生物多様性オフセットプログラム）は、より詳細なガイダンスを示している（BBOP 基準は IFC PS6 策定に情報提供）。オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーにおけるそれ以前の 3 つの手順を適用した後の、最後の手段と考えるべきである。オフセットは（回避や最小化と違って）、多くの場合、管理が難しく、長期にわたる投資が必要である。
- それ以外の保護行動としては、「生物多様性」の利益になる行動が多岐にわたって存在しており、その効果や成果を定量化するのは困難である。このような定性的成果は、「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」には当てはまらないが（上で説明したとおり）、軽減活動に対する重要な支援となる場合もある。たとえば、認知活動は、新しい軽減策の実施に必要な政府の方針変更を促すこともある。絶滅危惧種の調査は、効果的な最小化の手段を計画するのに不可欠な場合がある。また、能力開発は、「影響を受ける人や組織」が「生物多様性」オフセットの実施に参加するために必要かもしれない。
- 『ノーネットロス』とは、「生物多様性」への影響が、その影響を回避し最小化するための手段により差し引きゼロになり、現地の修復を行い、最終的に適切な地理的規模で重大な残渣の影響（存在する場合）が相殺されることを指す。生物多様性にもたらされる利益は以下を含む。
 1. 「事業体」の活動により影響を受ける種、または生態学的コミュニティについての、既存の生息場所の改善または新しい生息場所の作成
 2. 種、その生息場所、および生態学的コミュニティを脅かす要因の低減
 3. 保護を目的とした将来の使用を保証することによる、種またはその生息場所の喪失の回避
 4. 特定の地域での種、その生息場所、または生態学的コミュニティの部分的損失を、他の地域でこれらの特性を拡大することによってオフセット
- 「事業体」は、事業の枠組みおよびマネジメントシステムに、長期的な保護および機能回復という目標を取り入れることにより、ノーネットロスを達成するという目標を実証できる場合がある。たとえば（ただし、これらに限定されない）、ベースラインの確立、継続的監視プログラム、研究開発活動、漸進的な機能回復プログラム、その他の保護手段（継続的な外部ステークホルダーの参加を含む）など、さまざまな計画およびプログラムの策定および施行を通じて実施できる。
- ノーネットロスの「生物多様性」目標が適しているのは、「新たなプロジェクト」および「重大な変更」についてのみである。これらは、ベースラインとなる「生物多様性」の影響が定義可能な状況だからである。
- 「生物多様性」目標（『ノーネットロス』を含む）を達成するスケジュールに関する情報は、国際金融公社（IFC）で見ることができる。
 1. [Performance Standard 1 \(2012\)](#)（パフォーマンス・スタンダード 1（2012 年））、パラグラフ 6：「既存の施設への EHS ガイドラインの適用は、適切な達成スケジュールが設定された、サイトごとの目標の確立を伴うことがある。」
 2. [Performance Standard 6 \(2012\)](#)（パフォーマンス・スタンダード 6（2012 年））、パラグラフ 17（+ 脚注 14）：「顧客が、絶滅寸前および絶滅危機の種について『純減なし』を実証すべき期限は、外部の専門家との協議により個別に決定される。」
 3. [Guidance Note 6 \(2019 update\)](#)（ガイダンスノート 6（2019 年更新））、GN88：「パフォーマンス・スタンダード 6 パラグラフ 17 の 3 番目の箇条書き項目は、『合理的な期間にわたって』という用語も使っている。これは、顧客が『純減なし』を実証できるのはいつになると予測されるか、という質問に関連している。この期限は、本質的にそれぞれの場合によるものであり、種の繁殖周期、寿命、およびプロジェクトの影響からの回復に成功する能力を左右するその他の変数を考慮する必要がある。個

体数の減少が受容可能であるからといって、現地においてすべての個体が生存していると解釈すべきではない。ある場合にはそうかもしれないが（たとえば、野生で絶滅に近づいているCR（絶滅寸前）の種について）、純減なしというのは、種の『世界または地域／国の規模で何世代にもわたって、または長期間にわたって生き残る能力』（パフォーマンス・スタンダード6の脚注13）に基づくものである。」

- 国連の生物の多様性に関する条約（CBD）のポスト2020 [生物多様性枠組（ドラフト）](#)（2022年4月現在）の観点から、プロジェクトのベースラインとの相対比較によるノーネットロス（代替案）が出現している。これは、軽減の成果について、当該地域の法規制と整合した、絶対値による目標ベースの要求事項（生態学的補償）を含むものである（[Simmonds et al, 2019](#)）。「生物多様性行動計画」のもとでノーネットロスを達成するという目標は、「新たなプロジェクト」および「重大な変更」の重要事項であるが、「生物多様性」の影響軽減および「生物多様性」の利益発生のための計画を策定する際に、「事業体」は、この枠組みに限定されない。
- [国際自然保護連合（IUCN）エコシステムマネジメント委員会テーマ別グループ（IMEC）](#)は、「生物多様性ミテイゲーションヒエラルキー」の適用、ならびに影響軽減および生態学的補償と「生物多様性目標」との整合について、主要プラクティスに関するガイダンスを提供している。

8.2 (c) について

- 「影響を受ける人や組織」との効果的な協議プロセスを、「生物多様性行動計画」の策定、実施、またはレビューに取り入れる方法を検討する。

8.2 (d~g) について

- 計画の実施および有効性を監視する。「生物多様性行動計画」は、定期的にレビューすることにより、「生物多様性」リスクに関する新しい情報を反映して更新し、所期の目標および結果についての進捗状況进行评估することができる。
- 「生物多様性行動計画」の結果の定期的報告は、年次報告書および企業のウェブサイトによって共有できる。
- 小規模企業は、「生物多様性」に関する成果を、要請に応じて提供することを選択できる。
- [IUCN Guidelines for Planning and Monitoring Corporate Biodiversity Performance](#)（国際自然保護連合：企業の生物多様性パフォーマンスの計画策定及びモニタリングのためのガイドライン）（2020）は、「生物多様性」パフォーマンスの報告のためのガイダンスを示している。これは、一連の簡単で実用的な手順を通じて、「生物多様性」目標の計画、適切な「生物多様性」指標の選択および適用、結果重視のマネジメントおよび企業の「生物多様性」報告を円滑化するデータ収集、提示、分析を実施できるようになっている。
- 「生物多様性」の測定および報告に役立つ方法論の開発が継続中である。「生物多様性」は本質的に多様であるので、リスクの測定およびコミュニケーションは、効果的な軽減の制約条件になる場合がある。これに対応するための取り組みが進行している。これは、発展中の生物多様性枠組と連動し、科学根拠に基づく目標ネットワーク（SBTN）または自然関連財務情報開示タスクフォースを包含している。その他にも、技術や学術の専門家が、これらの取り組みと連携して測定基準について検討している。

8.3 「優先エコシステムサービス」のマネジメント

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「事業体」が「優先エコシステムサービス」に依存している場合、業務における資源の効率を向上する手段を実施する。

個別基準 8.1 により「影響を受ける人や組織」に関係のある「優先エコシステムサービス」が特定された場合、かつ、影響の発生源が以下の状況である場合：

- b. 「事業体」の直接の「管理」下にある場合、「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」を使って、当該「エコシステムサービス」の価値および機能ならびにアクセスを維持する。
- c. 「事業体」の直接の「管理」下でない場合、他の関係者と協力して、または他の関係者の影響範囲内で、「優先エコシステムサービス」への影響を軽減する。

適用：

- この個別基準はすべての「施設」に適用される。
- 8.1(b)で「優先エコシステムサービス」が特定されない場合、この個別基準は「非該当」とする。

個別基準 8.3 を実施する際の留意事項：

- 「優先エコシステムサービス」には、2 つの要素がある。
 1. 業務が影響を及ぼす可能性の最も高いサービスであって、「影響を受ける人や組織」に影響を及ぼす結果となるもの
 2. 「事業体」がその業務のために直接依存しているサービス（たとえば、水）
- 「エコシステムサービス」は、地元、地域、世界の規模で提供される。自然地域からの水供給は、地域的な「エコシステムサービス」の例であるが、地元の昆虫の個体群およびその受粉活動は、地元の「エコシステムサービス」とみなされる。これら地元の「エコシステムサービス」を判定するには、通常、「影響を受ける人や組織」との協議が必要である。
- 「優先エコシステムサービス」の価値および機能ならびにアクセスを維持するために（「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」を使って）実施される手段、または「優先エコシステムサービス」への影響を軽減するために実施される手段の文書化は、通常、個別基準 8.2 による「事業体」の「生物多様性行動計画」の一部となる。
- リスクの評価、ならびに「生物多様性」および「エコシステムサービス」への影響の評価は、「ESIA」の要求事項（2.5）に、水管理については 7.1 に関連付けて実施する必要がある。
- その他のガイダンスについては、[International Finance Corporation's Guidance Note 6: Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources](#)（国際金融公社のガイダンスノート 6：生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理）に示されている。

8.4 外来種

- 「事業体」は、「生物多様性」および「エコシステムサービス」に「重大な」影響を及ぼす可能性のある「外来種」を偶然に、または故意に持ち込むことを積極的に防止しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 8.4 を実施する際の留意事項：

- 外来種の評価には、[Global Invasive Species Database](#)（グローバル外来種データベース（GISD））の他に、利用可能であれば、地元や国のデータベースを使用できる。GISD は、その土地の「生物多様性」および自然エコシステムを脅かす侵略的「外来種」に焦点を当て、あらゆるエコシステムの微生物から動物および植物まで、分類学上のすべてのグループを対象にしている。（利用可能であれば）地元および国のデータベースを参照することが好ましい。そのほうが、より正確で最新である可能性が高く、対象となる特定の種について、常に、地元で策定された軽減活動および計画を提示しているからである。
- リスクを評価し、企業の活動および業務を通じた偶発的な「外来種」の持ち込みを管理する手段を整える。媒介物および経路の可能性を検討する。
 - 輸送：船舶は、バラスト水内の水生生物を運ぶ場合がある。トラックは、タイヤの付着物を通じて雑草を運ぶ場合がある。（詳細については、[International Maritime Organization \(IMO\) Ballast Water Management](#)（国際海事機関：バラスト水管理）参照）。
 - 木製品：木、輸送パレット、木枠、および梱包材は、世界中に輸送され、虫が入り込む場合がある。
 - 観賞植物：庭の観賞植物の一部は、野生化して侵略種になる場合がある。
- 「事業体」の「管理」下にある領域に「外来種」が存在し、「生物多様性」または「エコシステムサービス」に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、当該種の拡散を防止する手段を特定し実施する。状況によっては、撲滅プログラムがより適切な場合もあり、管理されない土地から管理された土地への「外来種」の拡散が発生しないよう徹底するための、他の隣接する土地所有者も参加した協調的アプローチを考慮してもよい。
- 「事業体」の管理する地域内への「外来種」の意図的な持ち込みを検討する場合、環境の「影響評価」により、当該種が現地のエコシステムおよび「生物多様性」に悪影響を与えないことを実証する必要がある。「外来種」の意図的な持ち込みは、生育可能な地元の種がない場合にのみ検討すべきである。

8.5 「世界遺産」に『影響を与えない』ための取り組み

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「世界遺産」において「新たなプロジェクト」を調査または開発しない、また、「重大な変更」を行わない。
- b. 「世界遺産」における既存の事業および「世界遺産」に隣接する既存または将来の事業が、これらの資産が選定された理由である世界的にすぐれた価値と対立せず、これらの資産の完全性をリスクにさらさないことを確保するために、あらゆる可能な措置を講じる。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

この個別基準は、国際金属・鉱業評議会（ICMM）の [Mining and Protected Areas Position Statement](#)（鉱業および保護地域に関するポジションステートメント）（2003 年）と整合している。

この個別基準を実施する際の留意事項：

- 「事業体」は、「世界遺産」における「新たなプロジェクト」の調査または開発を禁止する「方針」の文書化を検討する必要がある。「施設」は、「世界遺産」に登録される前から操業している場合がある。それ以外にも、現在または将来の作業が、「世界遺産」の近隣で行われる場合がある。
- 「新たなプロジェクト」および「重大な変更」について、「事業体」は、「影響評価」（個別基準 2.5 - 環境および社会の影響評価による）を実施し、管理手段を確立して、活動が「世界遺産」に悪影響を及ぼさないように万全を期することを検討すべきである。
- 「事業体」は、[「世界遺産」リスト](#)に登録された資産だけでなく、[暫定リスト](#)および[「世界遺産」候補](#)の資産についてもレビューを実施して、既存または計画中の活動が潜在的な「世界遺産」内にあるか、または隣接するかどうかを確認することを検討すべきである。

8.6 「保護地域」

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「影響範囲」内にある「保護地域」を特定する。
- b. 「保護地域」に由来する規則、契約、法的要求事項を遵守する。
- c. 関連する「保護地域」の管理当局と協力して、可能であれば「影響を受ける人や組織」の参加を得て、管理計画を策定し、それを施行することにより、保護または「先住民」の宣言のために指定された、8.6a で特定された地域の特別な価値の完全性に、「事業体」の活動および「施設」が悪影響を与えないように徹底する。
- d. 「影響を受ける人や組織」が利用可能かつ理解できる方法で、管理計画を公開する。
「ボーキサイト採掘」に従事する場合、
- e. 以下に示す除外条件が満たされていない場合は、8.6a で特定された「保護地域」において調査または採掘しない。
 - I. 「保護地域」の存在、それに対する影響、その価値について、外部の「適格スペシャリスト」による独立した第三者評価を実施し、それを「影響を受ける人や組織」と共有し、公開するとともに、必要に応じて更新する。
 - II. 「事業体」は、「保護地域」内で「ボーキサイト採掘」を実施する際に、特に環境保護について「ASI 基準」に従うこと、また、外部の「適格スペシャリスト」によって示された推奨事項に従うことを確約する。
 - III. 「先住民」が存在する場合、彼らの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得る。

適用：

この個別基準は、既存および新規に操業する、すべての「施設」に適用する。

個別基準 8.6 を実施する際の留意事項：

- CBD のすべての関係者は、「保護地域」が世界保護地域データベース (WDPA) に報告されることに合意している。WDPA の「基準」は、IUCN が定義している。WDPA は、「保護地域」の定義について、CBD および IUCN 両者の定義が同等とみなされるという事実を参照している。「世界遺産」に『影響を与えない』ための取り組み（個別基準 8.5 参照）に対するガイダンスについても考慮する必要がある。
- WDPA は、IUCN CBD の定義に合致する、国が定義した保護地域データを使用している。CBD 事務局と IUCN の間には、両者の定義が同じ意味であるという合意がある (*Lopoukhine and Dias 2012*)。IUCN または CBD による「保護地域」の定義に合致しない場合には、記録を WDPA に提出するべきではないが、データ提供者が一貫してこの基準に従うという保証はできない。その一因として、IUCN または CBD の定義に完全に一致しない自国の「保護地域」を定義している国が多いということがある。したがって、WDPA のすべての記録が IUCN または CBD の定義に合致しているとみなすべきではない。ただし、これらの資産の大部分は、データ更新によるデータ提供者との協議でレビューされており、WDPA に取り入れられる前に削除されることが多い。

8.6 (a) について

- 大部分の「保護地域」は、[Integrated Biodiversity Assessment Tool](#)（統合生物多様性評価ツール、IBAT）（個別基準 8.1 で説明済み）により特定できる。2021 年 7 月現在、IBAT は、153 の国と地域にわたる「保護地域」のリストを維持している。「ASI」は、定期的に IBAT と連絡を取って、報告が少ない国に関するリストの維持に協力している。IBAT 経由で、以下のものにアクセス可能である。
 - The World Database on Protected Areas（世界保護地域データベース、WDPA）WDPA は、各地域の以下の区分に基づいて「保護地域」へのアクセスを提供している。
 - IUCN 管理カテゴリー
 - ガバナンス
 - 指定（この分類には、国、Natura2000、Regional Seas、ラムサール条約、世界遺産、MAB などがある）
 - The World Database of Key Biodiversity Areas（主な生物多様性地域の世界データベース）
 - The IUCN Red List of Threatened Species（IUCN 絶滅危惧種レッドリスト）
- IBAT で報告されているものと地元の法的規制範囲には相違がありうること、また、IUCN カテゴリーが関連する「適用法」で規定されたものと異なる場合があること、については常に注意すべきである。
- 一部の法域／地域が完全には IBAT の対象になっていないこと、および一部の国が IUCN 管理カテゴリーを指定していないことに留意されたい。
- 国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）は、特定された相違点について「事業体」が正しい対応方法を決定するための支援を実施できる場合がある。また、その場合、「事業体」は、IBAT の説明を求めることもできる。

8.6 (c~d) について

- 「事業体」の活動および「施設」が「保護地域」の特別な価値に悪影響を及ぼさないことを確保するための管理計画は、個別基準 8.1、8.2、8.3 で述べた「マネジメントシステム」と統合してもよい。
- 管理計画は、通常、リスクベースのアプローチに従っており、（個別基準 8.6a により）「保護地域」が特定されない場合、行動は不要である。しかし、計画には、「保護地域」の状況または地形に対する変化を特定するプロセスを含めることができる。
- 管理計画の実施によって、悪影響のリスクは低下するはずである。
- 管理計画が、法的要求事項になっていることもある（8.6b による）。その場合にも、8.6d（「影響を受ける人や組織」に対する開示）は適用される。

8.6 (e) について

- 調査または採掘には、「関連施設」の存在または設置を含む。
- 「保護地域」にある「施設」の潜在的な影響に関する独立した第三者の評価は、独立した「適格スペシャリスト」が実施しなければならない。この評価において、「適格スペシャリスト」は、実際に偏向がある状況ではなく、かつ、偏向があると認識される状況ではなく、「事業体」から独立していなければならない。絶滅寸前、絶滅危機、または危急とされる種が存在する場合、一般に認められている種の専門家が関与すべきである（たとえば、IUCN 種の保存委員会専門家グループのメンバーなど）。IUCN の世界保護地域委員会（WCPA）は、140 カ国の 2,500 人を超えるメンバーを擁する世界有数の「保護地域」の専門家ネットワークである。WCPA は、依頼に応じて独立した評価を実施できる。
- 「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」（FPIC）に関するガイダンスについては、この文書の個別基準 9.4 を参照されたい。
- 「保護地域」内で調査または採掘が発生し、除外条件(i~iii)を満たす必要がある状況の例を以下に示す。
 - 既存のライセンスが「事業体」による全資源の採取を法的に要請している場合。

- 既存の許可により「事業体」が実施しなければ、他の企業に許可が与えられ、「保護地域」の価値に対するリスクが増加する可能性がある場合。

8.7 鉱山リハビリテーション

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画を施行し維持する。
- b. 少なくとも 5 年ごとに「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画をレビューする。
- c. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画をレビューする。
- d. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画をレビューする。
- e. 「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画は、必ず、「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、「適格スペシャリスト」の立案により策定する。
- f. 「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画の最新版を公開する。
- g. できるだけ早期に、「ボーキサイト採掘」活動により阻害または占有された環境のリハビリテーションを順次実施する。
- h. 「リハビリテーション」および鉱山閉鎖の要求事項に適合する十分なリソースを利用できるようにするための資金を用意する。
- i. 「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画の実施および効果に関する、データに基づく年次報告を公開し、「影響を受ける人や組織」と共有する。

適用：

この個別基準は「ボーキサイト採掘」「施設」に適用される。

個別基準 8.7 を実施する際の留意事項：

- 「鉱山リハビリテーション」および閉鎖に関する詳細は、以下のウェブサイトおよび参考資料を参照されたい。
 - [Global Industry Standard on Tailings Management](#)（尾鉱管理に関する国際業界規格）、国際金属・鉱業評議会（2020 年）
 - [Sustainable Bauxite Mining Report](#)（持続可能なボーキサイト採掘報告書）、国際アルミニウム協会（2008 年）。

8.7 (a) について

- 「リハビリテーション」とは、採掘を行った土地を閉鎖後、合意されたように使用するために取る措置を指す。
 - 一部の管轄区域では、採掘前の土地利用に向けた修復が法的要求事項で求められる。
 - それ以外では、土地の最終用途は、規制当局または広範囲にわたる「影響を受ける人や組織」との交渉プロセスに任される。
 - 「生物多様性」の価値の高い地域では、採掘に使用した土地は、規制当局および「影響を受ける人や組織」の支援を受けて、「生物多様性」の高い価値を可能な限り取り戻すような将来の用途に向けて修復すべきである。必要な場合には、「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画を「生物多様性行動計画」と確実に統合する。

- 達成可能な目的および目標は、作業に「リハビリテーション」プログラムの基盤となる枠組みを与えるために必須である。以下の項目を検討する。
 - 関連する「適用法」
 - 計画プロセスへの主な「影響を受ける人や組織」の参加
 - 「先住民」の権利および利益
 - 「生物多様性」情報
 - 技術的境界
 - 採掘前の土地利用、および「生物多様性」の悪化の程度
 - 緩和または強化の意図の有無
 - 採掘後の土地保有および土地利用
 - 租鉱権設定期間全体にわたる生物多様性マネジメントへの統合
 - インフラ、陥没、および採掘後の土地利用により残存する影響
 - 二次的影響の最小化
 - 「生物多様性」改善に向けたその他の機会

8.7(g)について

- 利用可能な最高の技術には、鉱山のライフサイクル（設計、開発、操業、閉鎖、および関連する場合は租鉱権放棄まで）の開始時に始まる措置が含まれる。所定の場所の「リハビリテーション」および閉鎖活動の実行には、最高の技術を使用することが望ましい。少なくとも、重要なプラクティスの技術は、「適用法」に適合する必要がある。
- 「適用法」または法的規制の内容が、一般的に受け入れられる慣行よりも大幅に不十分である法域では、国際標準を協議の枠組みとして利用すべきである。「鉱山リハビリテーション」および閉鎖のベストプラクティスの手法には、以下が含まれる。
 - 個々の採掘領域または採掘場所の採掘作業が完了した、または廃止措置が取られてもう作業が行われない場合は、可能な限り、「リハビリテーション」を順次進める。
 - 以前に存在したものと同様の採掘後の土地利用状態、または該当する政府当局および影響を受けるコミュニティにより同意された代替の土地利用状態に修復する。
 - 作業が行われる特定地域に関連する、鉱山閉鎖後の環境的および社会経済的な影響を考慮する。
 - 採掘後の地域および場所のパフォーマンス結果を監視し、「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画の定期的レビューに組み入れる。

8.7(h)について

- 資金の用意は、少なくとも「適用法」を遵守して行う。こうした法が存在しない場合は、企業会計に反映させるか、または社債、信用状、もしくはその他の形態の金融商品を使用するか、または自家保険もしくは担保により、資金を用意する。資金のメカニズムは、特に閉鎖後は、「第三者」による管理が適切である。
 - 『資金の用意』は、法的または会計上規則化されているわけではない。主な目的は、企業が必要な資金を何らかの形で企業会計に反映し、閉鎖の責任を果たすことである。
 - 「リハビリテーション」のコストの見積もりは、できるだけ早期に開始し、定期的に更新する必要がある。「適用法」による他の規定がない限り、閉鎖コストは、現地の状況および費用構造を考慮した実際のコストの合理的な見積もりをもとに算出すべきである。リハビリテーションおよび閉鎖コストの見積もりでは、特定されたリスクおよび関連する管理手段に適した確率的または決定論的な見積もり方法を使用する。
 - 「ボーサイト採掘」では通常、「リハビリテーション」を順次進めるが、これは、採掘作業を行っている間に、関連する資金の支払いが開始されることを意味する。したがって、「リハビリテーション」および閉鎖コストの見積もりは、進行している「リハビリテーション」アプローチを考慮に入れながら、定期的に更新されるべきである。

8.7(i)について

- 年次報告書は、合意された重要なメトリクスに対する「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画の実施に関する「影響を受ける人や組織」との定期的（合意された間隔での）関与の代替にはならない。

C. 社会

9. 人権

原則

「事業体」は、その事業によって影響を受ける個人および集団の「人権」を尊重し、支援しなければならない。「事業体」は、「人権」に対して潜在的および実際に影響を及ぼす可能性について、「人権」に関する国際文書と整合性のある方法で、評価、防止、および是正するために適切な行動をとらなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性								
	9.1	9.2	9.3	9.4	9.5	9.6	9.7	9.8	9.9
「ボーキサイト採掘」									
「アルミナ精製」									
「アルミニウム製錬」									
「アルミニウム再溶解／精製」									
「鑄造工場」									
「半製品化」									
「材料加工」									
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）									
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売									

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

「人権」は、業務の規模、部門、または国に関わらず、すべての「事業」に関連している。「人権」とみなされる種類の権利には、以下のものがある。

- 社会的、文化的、および経済的権利（文化活動に参加する権利、食糧の権利、安全な飲み水と衛生の権利、教育の権利など）
- 労働者の権利（結社の自由の権利、団体交渉権の実効的な承認、「強制労働」、「児童労働」、および「差別」からの自由など）。
- 市民的所有および政治的権利（生命および自由の権利、表現の自由、法の下での平等など）。

「事業」の観点から見ると、これらの権利の多くは、通常、企業の「方針」および「手続」の基盤を成す原理となっている。たとえば、企業の安全衛生に関する「方針」は、「人権」という言葉を使用していなくても、実質的には「労働者」の生命の権利、良好な労働条件の権利、および健康権を尊重している。

2011 年、国連（UN）は、ビジネスと人権に関する指導原則を発表し、以下の『保護、尊重及び救済』枠組を示した。

- 適切な「方針」、規則、および裁定を通じて、「事業」を含む第三者による「人権」侵害から**保護**する国家の義務
- 他者の権利を侵害せず、他者の活動に関連する影響に対処する「デューディリジェンス」により、「人権」を**尊重**する「事業」の責任
- 司法および非司法の効果的な**救済**に対する人権侵害被害者のアクセス。

The OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas（OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス）は、紛争地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンに関する詳細な枠組みである。その目的は、企業が「人権」を尊重するのを支援し、鉱物調達慣行を通じて紛争に加担しないようにすることである。このガイダンスは、当初、コンゴ民主共和国での『紛争鉱物』および関連する「人権」への影響に対処するために立案されたものである。

この「OECD」ガイダンスには、「OECD」理事会の勧告、包括的な 5 段階の「デューディリジェンス」の枠組み、鉱物サプライチェーン「方針」のモデル、リスク軽減の推奨対策、および改善効果計測の指標が記載されている。その他にも、2 つの補足書 - すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書（3T）、金に関する補足書 - があり、これらの鉱物のサプライチェーンの構造に関連する課題に合わせて調整されたものになっている。「OECD」ガイダンスの第 3 版は、2016 年 4 月に発行された。原則を更新して、補足書の対象である、すず、タンタル、タングステンおよび金（3TG）のサプライチェーンだけでなく、すべての鉱物について、「OECD」ガイダンスが適用されると考えるべきであることを明確にした。

2019 年 10 月に、ロンドン金属取引所（「LME」）は、「OECD」ガイダンスを基礎として、上場銘柄に適用される、新しい責任ある調達の要求事項を導入した。「LME」の新しい規則は、「アルミニウム」（「LME」「アルミニウム」、「LME」「アルミニウム」合金、北米特殊アルミニウム合金（『NASAAC』））およびその他の「LME」金属（コバルト、銅、鉛、ニッケル、すず、亜鉛）の現物決済契約について「LME」のグッドデリバリー（引き渡し適合品）として上場されたすべての銘柄に適用される。「ASI」は、「LME」のルール施行を支持するために、「ASI 基準」を「OECD」ガイダンスへさらに整合させること、および「OECD」評価ツールによって整合性を独立して評価することに取り組んでいる。

当初指定されていた『紛争鉱物』（3TG）の範囲を超えて「OECD」ガイダンスを適用することが多くなるのに伴って、「ASI 認証」を「OECD」の枠組みにさらに整合させることは、「LME」上場銘柄に役立つだけでなく、鉱物サプライチェーンの「デューディリジェンス」に対するステークホルダーからの期待に、他の「ASI メンバー」が応えるためにも有効である。「ASI」のアプローチは、包括的な「OECD」の 5 段階の枠組みに基づいており、必要に応じて、金および 3T に関する補足書から、また、金および非 3T 鉱物のサプライチェーン向けに実施されている他のプログラム（特に責任ある宝飾協議会のもの）から引用した、付加的ガイダンスおよび補足的定義を使用している。

実施

9.1 人権デューディリジェンス

「事業体」は、「人権」を尊重し、その規模および状況に適した方法で、国連のビジネスと人権に関する指導原則を遵守しなければならない。最低限の事項を以下に示す。

- a. 以下の項目を取り入れた、「人権」尊重に関するジェンダー平等を志向する「方針」公約
 - I. 少なくとも 5 年ごとに「方針」公約をレビューする。
 - II. 「重大な」「人権」関連のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「方針」公約をレビューする。
 - III. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「方針」公約をレビューする。
 - IV. 「方針」公約の最新版を公開する。
- b. 「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、策定したジェンダー平等を志向する「人権デューディリジェンス」プロセス。これは、「人権」に対する現実の影響および潜在的な影響（「事業体」自体の操業による、および「事業」上の関係を通じて提供した製品またはサービスによる「重大な」「過去からの影響」を含む）について、特定、防止、軽減するように努力し、また、対応方法を説明するものであり、以下の項目を取り入れる。
 - I. 少なくとも 5 年ごとに、「人権デューディリジェンス」プロセスをレビューする。
 - II. 「重大な」「人権」のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「人権デューディリジェンス」プロセスをレビューする。
 - III. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「人権デューディリジェンス」プロセスをレビューする。
- c. 「影響を受ける人や組織」が以下の状況にあることを確認するために、「影響を受ける人や組織」のマッピングを行う。
 - I. 「事業体」の関与を受けている
 - II. 操業活動について、および「人権」に対する重大な影響の可能性について協議するとともに、操業の「苦情解決制度」について通知されている
- d. 「デューディリジェンス」または苦情を通じて、「事業体」が「人権」に対する悪影響を発生させたこと、または発生に寄与したことを認識した場合には、合法的なプロセスを通じて、その是正措置を提供し、または是正に協力しなければならない。

適用：

- この個別基準はすべての「施設」に適用される。
- 「先住民」が関与する場合には、FPIC（個別基準 9.4）が適用される。

背景：

- 国連のビジネスと人権に関する指導原則は、民間企業が「人権」尊重の責任を果たすために最初に参照する資料となっている。この指導原則では、「人権」の尊重を以下のように定義している。
 1. 自社の活動を通じて「人権」に悪影響を及ぼす、またはそれに寄与する（一因となる、など）ことを回避し、そうした影響が生じた場合はそれに対処する
 2. 「事業」上の関係により、「人権」への悪影響が自社の業務、「製品」、またはサービスに直接結びつく場合は、それらの影響に寄与していなくても、防止または軽減に努める。

- ジェンダーに配慮したデータ指標がないこと、データ収集方法にジェンダーの偏向があること、および最も基本的かつ信頼できるデータがないことにより、方針およびプログラムを策定し施行しても、通常、女性またはノンバイナリーが直面するさまざまな障壁、または、障壁に直面する多数の女性の存在に対する責任を果たすことになっていない。したがって、デューディリジェンスプロセスの一環として、ジェンダー別のデータを収集することが重要であり、それが国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）で強調されている。「人権」を尊重するためのジェンダー平等を志向する方針公約の導入は、女性、少女、ノンバイナリーに関する活動において、差別的かつ不均衡な影響の特定および軽減について、より熟慮したアプローチをとることを意味する。

個別基準 9.1 を実施する際の留意事項：

- 「人権」尊重に関する「方針」公約は、独立した「方針」としても、個別基準 2.1（環境、社会、およびガバナンスの方針）で採用するアプローチに統合してもよい。必要に応じて、社内または社外の専門家から情報を得る。
- 国連のビジネスと人権に関する指導原則に示されている「人権デューディリジェンス」のプロセスは、「事業」でしばしば使用される広く知られたリスクマネジメントの実践方法に基づいている。しかし、それを「人権」および「事業」上の関係に適用して、企業内で実施するには、通常、時間がかかる。「ASI メンバー」および「監査人」は、継続的な改善プロセスの一環としてシステムを確立し、長期的に進化させる必要性を考慮に入れる。主に、以下の点に注意する。
 - リスク「マネジメントシステム」は、通常、企業自体にとっての「重大な」リスクの特定および管理に重点を置くが、「人権デューディリジェンス」は、「有権者」へのリスクおよび影響も評価しなければならない。
 - 『「人権」のリスク』とは、「人権」に悪影響が及ぶ可能性と理解されており、防止または軽減を通じて対処すべきものである。実際の影響は、すでに生じているものであり、改善の対象となる。
- 人権デューディリジェンスは、
 - 「事業体」がその活動により生じさせる、または寄与する可能性のある「人権」への悪影響を対象とする。
 - 「事業」上の関係により、自社の業務、「製品」、またはサービスに直接つながる可能性のある「人権」への悪影響に対処するよう努める。
 - 「事業」の規模、「人権」への深刻な影響のリスク、および業務の性質と状況により、複雑性は異なる。
 - 定期的に更新する（新しい活動または「事業」上の関係を開始するとき、「人権」のリスクの長期的変化を認識した場合など）。
 - 規模、範囲、および改善できない特性に基づいて、最も深刻な「人権」リスク領域に焦点を当てる。これには、以下が含まれる（ただし、これに限定されない）。安全衛生、セキュリティおよび「人権」の問題、「人身取引」および「強制労働」、「結社の自由」、「差別」、「移住労働者」の地位とジェンダー公正、労働時間、または「先住民」。
- サプライチェーンの個々のリスクのすべて、または関係しているすべての組織の「人権」記録を評価することは、実現可能でなかったり、現実的でない場合がある。優先順位付けの必要がある場合は、最も深刻なリスクの防止および軽減に努める。
 - 優先順位付けは、地域、製造またはサービスのプロセスのタイプ、「労働者」の統計などを参考にする。
 - 購入方法が、供給者に影響を与えている可能性があるかどうかを検討する（リードタイム、価格設定、または注文の季節性など）。自社の一部の行動が、「事業」パートナーに悪影響を生じさせている場合は、その影響に『寄与』していることになる。
 - しかし、単にある組織と「事業」上の関係を結んでいるだけであれば、その組織が生じさせる一部またはすべての影響に『寄与』していることにはならない。「事業」上の関係による結びつきのみが原因で、悪影響に関与しているリスクがある場合は、その影響自体に対する責任はない。その責任は、それ

を発生させた、またはそれに寄与した組織にある。それでも、「事業」上の関係を活用して、将来の影響の防止または軽減に努めることはできる場合もある。

- リスクを評価したら、「デューディリジェンス」プロセスで、リスクアセスメントを「業務」活動に統合し、影響の追跡および伝達を行う。
- 「人権デューディリジェンス」の実施に関するその他のガイダンスについては、以下の参考資料を参照されたい。
 1. [UN Guiding Principles on Business and Human Rights](#) (国連のビジネスと人権に関する指導原則) (2011 年) およびそれに付随するガイドである [The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide](#) (人権尊重についての企業の責任：解釈の手引き、2012 年)
 2. デンマーク人権研究所の [Human Rights Compliance Assessment Tool](#) (人権コンプライアンスアセスメントツール、2014 年)
 3. 国連グローバル・コンパクトの [Navigating the Future of Business and Human Rights: Good Practice Examples](#) (ビジネスおよび人権の将来案内：グッドプラクティスの例)
 4. 欧州連合の [Due Diligence Toolbox for SMEs](#) (中小企業向けデューディリジェンスツールボックス)
 5. [BSR Framework for Conducting Gender Responsive Due Diligence in Supply Chains](#) (BSR：サプライチェーンでのジェンダー平等を志向するデューディリジェンス実施の枠組み)

9.1 (b) について

- 「協議」ができない場合、企業は、信用できる独立した外部の専門リソース（たとえば「人権」擁護者、その他の市民団体）と相談するなど、合理的な代替策を検討する必要がある。
- 「事業体」は、直接のコミュニケーションにこだわって失敗することがありうる。「影響を受ける人や組織」と直接「協議」できない場合とは、たとえば、「協議」を実施すると生命が脅かされるような場合である。『経済的に実施可能でない』というのは、「影響を受ける人や組織」と直接「協議」できない合理的な理由付けとはみなされない。
- 企業が「人権」への悪影響を生じさせている、またはそれに寄与している場合は、特定された影響の重大度をもとに改善プロセスを確立する。
 1. 影響を受ける「有権者」（「弱者またはリスクにさらされている」グループを含む）と協議の上で、期限を定めた改善計画を策定する。
 2. 改善の形態には、自認と謝罪、人権への悪影響を繰り返さないようにするためのステップの実施、悪影響に関する補償（金銭またはそれ以外）、活動または関係の停止、もしくは関係者が同意したその他の形の救済策が含まれる。
 3. 「先住民」が存在する場合、「事業体」は、改善のしくみと措置が文化的に適切であり、「FPIC」原則（個別基準 9.4 参照）に適合することを保証する必要がある。これには、「先住民」の慣習的活動に基づく伝統的な方法を通じて損害を救済する活動を含めてもよい。
 4. 効果的な「苦情解決制度」では、すべての関係者が「人権」への悪影響について懸念事項を提起でき、それらに早期に対処して、直接的に是正することができる。企業レベルまたは業務レベルの苦情解決制度に関する要求事項とガイダンスを示した個別基準 3.4（ステークホルダーの苦情、抗議、および情報請求）も参照されたい。「ASI」にも [苦情解決制度](#) がある。詳細は、[ASI ウェブサイト](#) を参照されたい。

9.1 (e) について

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 3、GRI 412、GRI 413 に従った報告である。

個別基準 9.1 を監査する際の留意事項：

- 国連のビジネスと人権に関する指導原則に示されている「人権デューディリジェンス」のプロセスは、「事業」でしばしば使用される広く知られたリスクマネジメントの実践方法に基づいている。しかし、それを「人権」および「事業」上の関係に適用して、企業内で実施するには、通常時間がかかる。「ASI メンバー」および「監査人」は、継続的な改善プロセスの一環としてシステムを確立し、長期的に進化させる必要性を考慮に入れる。主に、以下の点に注意する。
 1. リスク「マネジメントシステム」は、通常、企業自体にとっての「重大な」リスクの特定および管理に重点を置くが、「人権デューディリジェンス」は、「影響を受ける人や組織」へのリスクおよび影響も評価しなければならない。
 2. 『「人権」のリスク』とは、「人権」に悪影響が及ぶ可能性と理解されており、防止または軽減を通じて対処すべきものである。実際の影響は、すでに生じているものであり、改善の対象となる。

9.2 ジェンダー公正および女性のエンパワーメント

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 以下の項目について、ジェンダー公正および女性のエンパワーメントを促進するプログラムを実施する。
 - I. 雇用慣行
 - II. 訓練の機会
 - III. 受注者の決定
 - IV. 関与のプロセス
 - V. 管理活動
 そして、少なくとも、専門能力の開発に対する障壁、「差別」、「暴力およびハラスメント」に対処する。
- b. 少なくとも 5 年ごとにプログラムをレビューする。
- c. 「重大な」ジェンダー公正のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、プログラムをレビューする。
- d. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、プログラムをレビューする。
- e. ジェンダー公正を促進する手段の有効性について、毎年、公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

ジェンダー公正は、基本的「人権」であるだけでなく、持続可能な世界のために必要な基盤である。データによれば、意思決定の役割および権力ある地位に女性が多い事業では、事故率が低く、「労働者」の満足度が高く、経済的利益も多い。これらの利点を享受するためには、職場のジェンダー公正データを評価し、職場のジェンダーギャップを解消するよう努力する必要がある。

個別基準 9.2 を実施する際の留意事項：

- 『女性』は、生殖に関する解剖学よりも、自己認識に根ざす言葉である。「基準」は、女性、男性、およびバイナリージェンダーを拒絶する人が、「事業体」から等しい保護と機会を受けることを期待している。
- ハラスメントは、性的、身体的、もしくは言語的ハラスメント、またはその他の種類の行動であって、脅迫的、敵対的、もしくは侮蔑的な職場環境を生み出すものである。
- ジェンダー公正および女性のエンパワーメントを促進するプログラムの策定に関するその他の情報は、[国連グローバル・コンパクト](#)の [Women's Empowerment Principles](#) (女性のエンパワーメント原則) で見ることができる。
- ジェンダーに基づく暴力およびセクシャルハラスメントに関するその他のガイダンスは、[国際労働機関 \(ILO\) 国際研修センター](#)で入手可能である。
- [W+ Standard](#) は、(組織の外部の) サプライチェーンでの女性のエンパワーメントに利用できる。
- ジェンダー公正および女性のエンパワーメントプログラムの影響の計測に関するその他の情報は、[BSR Making Women Count Report and Toolkit](#) (BSR：女性が信頼される社会レポートおよびツールキット) で見ることができる。

- 「事業」におけるジェンダー公正の促進に関するガイダンスは、[Women's Empowerment Principles](#)（女性のエンパワーメント原則）（国連グローバル・コンパクト／国連女性機関）、および国連加盟国に適用される [UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women](#)（国連の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約：CEDAW）などの参考資料を参照されたい。

9.2(a)について

- ジェンダー公正および女性のエンパワーメントを促進するプログラムを策定する際は、以下の点を考慮する。
 - 組織のジェンダー監査を実施する。
 - 賃金を安全に受け取って保持できる状況を確保するため、必ず、すべての「労働者」が、直接、相互に合意した方法（たとえば、銀行振込、授業料の直接支払、など）で支払を受ける。女性「労働者」の安全を確保するために、授業料の直接支払など、代替的支払方法を策定する。
 - 父親の出産育児休暇を確保し、その取得に不利益を与えないようにする。男性が出産育児休暇を取得するよう奨励する。
 - 子を持つ親に対して、フレックスタイム、ワークシェアリング、授業時間前後の在宅勤務など、柔軟な労働「方針」および運用を提供する。
 - 妊娠により身体的負担の軽い職務が必要である場合、賃金を減額することなく代替の職務を提供する。
 - 妊娠中および育児中の女性が、母または子の健康を損なう恐れのある作業を実施することがないように徹底する。これには夜勤も含まれる。
 - 妊娠中および授乳中の女性のための施設、および就学前の幼児のための保育施設を提供する。
 - ジェンダー公正および女性のエンパワーメントを促進する手段の施行、監視、評価について責任を負う委員会を設置する。大規模組織でない場合、経営幹部は、委員会の代わりに、責任者を選任してもよい。

専門能力の開発に対する障壁

- 職業の機会は、女性にも男性にもバイナリージェンダーを拒絶する人にも、同じ条件で開かれており、かつ、女性は、すべてのレベルの雇用に積極的に参加することが奨励されるよう徹底する。組織のさまざまなレベルで、男性と女性の参加の程度に差がある場合、その根本原因の調査を実施すべきである。
- 出産育児休暇は、出産から 8 週間以上の期間とし、その賃金補償は、「適用法」の規定、または通常賃金の 3 分の 2 以上のいずれか高い額によるものとする。これには、年次有給休暇を含まず、また、当該休暇による不利益または特典は発生しない。
- 女性および男性を含む会議、管理委員会、意思決定フォーラムを組織して、両者の積極的な参加促進を確保する。

差別

- 「差別」およびセクシャルハラスメントを防止する強力な「方針」を確実に整える。
- すべてのライン管理者および監督者は、「差別」およびセクシャルハラスメントに関する企業の「方針」を認識し、必要があれば、追加の研修を実施することを徹底する。
- ジェンダー、婚姻状況、妊娠、子の有無、性的志向による「差別」の事例を報告し排除するための、秘密厳守かつ効果的な制度の存在を確保する。
- 女性も男性も、同等の仕事をするれば、必ず同じ賃金が支払われるようにする。
- 従来男性の仕事とみなされてきた業務に、女性が就くことを積極的に促進し奨励する。
- 求人または募集にあたって、企業が妊娠検査を義務づけることは禁止する。
- 理解力を評価するための企業研修の機会をレビューする。必要があれば、参加への障壁に対処する。
- 組織のあらゆるレベルで、女性の雇用確保を支援するプログラム（メンタリングおよびリーダーシップ研修など）を提供する。
- 文化に関連のあるハラスメントの事例、および被害者が救済を求める方法について描写したポスターを掲示する。

- 調査手順では、個別の申し立てについて「第三者」の検証を必要としない（通常、事象発生時に目撃者がいない。また、苦情について被害者が加害者から報復される可能性がある）。しかし、職場の状況をレビューして、その申し立てが真実でありうるかどうかを判定する。次に、リスクに対処できるように職場の状況を変更し、変更点を公表する。
- 「労働者」委員会（選挙による選出を含む）、苦情処理委員会などに必ず女性代表が含まれるようにする。

ハラスメント

- セクシャルハラスメントの事例を報告し排除するための、秘密厳守かつ効果的な制度の存在を確保する。
- 直接および間接のハラスメント、および職場外で発生する可能性のあるハラスメントについて、その定義および対処の「手続」を記載した文書を策定する。
- ジェンダーに基づく暴力に対処する「方針」および「手続」は、被害者救済、さらなる被害の防止、加害者に対する懲戒処分に重点を置くべきである。これには、被害者に対する報復を禁止すること、休暇取得その他の被害者保護に資する便益について被害者が柔軟に選択可能とすることなどが含まれる。
- ジェンダーに基づく暴力に効果的に対処するために、「方針」では、状況の秘密保持を尊重すること、合理的に可能であれば被害者による安全の評価に従うこと、防止および意識向上研修を積極的に推進することも必要である。
- 職場でのハラスメントおよび虐待を防止する。職場でのハラスメントおよび虐待の例を以下に示す。いずれも、許されない行動とみなされる。
 - 異性を『じろじろ見る』、または近すぎる位置に立つ
 - 不適切に、手、腕、髪に触れる
 - 列に並ぶときに、男性が隣接する女性に意図的に接触する
 - 男性が女性の胸に触れる
 - 女性または男性の外見、身体、性的習慣について、不適切な発言をする
 - 何かの見返りに（たとえば、「時間外労働」または雇用確保）、性交の同意を求める
 - キスまたは愛撫を強要する
 - 強制的に性交する（レイプ）
 - 性的に露骨な言葉を使う
 - 虐待的に罵倒する（たとえば、『売春婦』または『尻軽女』）
 - 言葉による虐待をする、または下品な言葉を使う
 - 品位を傷つける、いじめる、または威圧する意図をもって大声を出す
 - 異性を押す、引っ張る、たたく、突き飛ばす
 - 髪を引っ張る
 - 平手打ちする、つねる、ピンで刺す
 - 性的に露骨な写真を壁に掲示する
 - 侮辱的な落書きを除去しない
 - 電話、電子メール、またはソーシャルメディアで、虐待的または性的なメッセージ、写真、画像を送信する
 - ([ILO International Training Centre, Gender-Based Violence in Global Supply Chains: Resource Kit \(2013\)](#)) (ILO 国際研修センター、グローバルサプライチェーンにおけるジェンダーに基づく暴力：リソースキット) から改変)

9.2 (b) について

- ジェンダー公正および女性のエンパワーメントを促進するプログラムの有効性を計測する際は、以下の測定基準を考慮する。
 - ジェンダーによる賃金差 ([Independent](#) の記事で説明している)

専門能力の開発に対する障壁

- 「差別」は、以下のようなさまざまな指標で評価できる。

- 最高幹部に占める女性／マイノリティの割合
- 管理機関に占める女性／マイノリティの割合
- 非事務職に占める女性の割合

差別：

- 「差別」は、以下のようなさまざまな指標で評価できる。

- 全従業員に占める女性の割合
- 総賃金額に占める女性に支払われる額の割合
- 男性と女性の給料比（従業員が多数の場合、「労働者」のカテゴリー別に区分してもよい）
- 有色人種の女性および性的マイノリティの女性は、より多くの「差別」を経験しているので、これに対応するためにデータをさらに細分化してもよい（たとえば、全従業員に占める人種／民族マイノリティの女性の割合、人種／民族マイノリティの女性と人種／民族マイノリティの男性の賃金比など）。

ハラスメント：

- ハラスメントは、監視するのがより困難である。被害者が事件を報告するのを嫌がる場合が多く、また、加害者がその行動の影響に気付かないこともあるからである。ハラスメントに対する効果的なアプローチの指標を以下に示す。
 - セクシャルハラスメントに関する「事業体」の「方針」を認知している従業員の割合（ジェンダー別に集計）
 - どのような行為がセクシャルハラスメントになるかを理解している従業員の割合
 - セクシャルハラスメントに関する懸念を報告した「労働者」の割合（報告がないのは、「方針」があまり知られていない、もしくは、理解されていない場合もあるし、従業員がその「方針」を利用することに不安を感じている場合もあることに注意）
 - ハラスメントの苦情に適切に対処して、苦情を報告した「労働者」が満足した割合
- ジェンダー公正を促進する手段の有効性について定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも5年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 既存の「事業」慣行がジェンダー公正プログラムに合致する程度
 - ジェンダー公正プログラムに影響を与える企業内または「事業」外の変化
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、ジェンダー公正プログラムに以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 既存の慣行に合致していない
 - 法的要求事項に適合していない

9.2 (e) について

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 3、GRI 405 に従った報告である。

9.3 先住民

「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。

- a. 「ILO 条約」第 169 号（原住民及び種族民条約）および先住民族の権利に関する国連宣言などの国際標準に従って、先住民の権利および利益の尊重を確保するための「方針」およびプロセスを施行する。
- b. 国家による承認に基づくのではなく、言語、社会、ガバナンス、資源に関連した特性に基づいて「先住民」を特定するプロセスを策定し、文書化する。
- c. 有意義なステークホルダー参加を含む、エビデンスに基づく分析を通じたプロセスを実施する社内処理能力（人員、リソース）を実証する。
- d. 少なくとも 5 年ごとに「方針」およびプロセスをレビューする。
- e. 「先住民」の権利および利益のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「方針」およびプロセスをレビューする。
- f. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「方針」およびプロセスをレビューする。
- g. 「方針」およびプロセスの最新版を公開する。
- h. 先住民コミュニティを、法的な指定によるのではなく、文化的特性に基づいてマッピングする社内処理能力、および有意義に関与する社内処理能力を実証する。
- i. 「先住民」に対して、適切な時期に利用可能かつ理解可能な方法で、彼らの関与を含めて、関連する「ASI」「パフォーマンス基準」の要求事項および「ASI」「認証監査」プロセスを通知する。

適用：

この個別基準は、有意義なステークホルダー参加に基づく評価プロセスを通じて、「先住民」またはその土地、領地、資源の存在が確認されているすべての「施設」に適用される。

個別基準 9.3 を実施する際の留意事項：

- 「先住民」またはその土地、領地、資源の存在が確認されている場合、以下の項目を実施する。
 - 影響を受ける土地領域に存在する可能性のある「先住民」の法的および慣習的権利を確実に認識する
 - 「先住民」と関与する際には、関与の指導および議論の促進のために、社内の文化を適切に理解し、能力開発と監督について熟練した技能を持つ人の支援が確実に得られるようにする。これには、有意義な関与を支援するための、地元の言語／方言の通訳者も含む。
 - 文化的に適切な方法で、影響を受ける可能性のある先住民コミュニティと十分な情報に基づく「協議」を行う
 - 「先住民」を特定する基本的な判定基準は、自分たちが「先住民」であるという自己認識であることに留意されたい。したがって、「先住民」には、国家の政府が明示的に認めていない者が含まれる可能性がある（国連の先住民問題に関する常設フォーラムに基づく用語集の定義を参照）。
 - 「先住民」の『存在』という場合、操業地域に単に物理的に存在しているだけでなく、周辺地域における企業の業務によって影響を受ける可能性のある土地および領地との結びつきが深い、より広い意味での「先住民」も指すことに留意されたい。
- 「ASI」「先住民」諮問フォーラムは、「先住民」を地域ごとに特定するためのガイダンスを以下のように策定した。

ラテンアメリカにおける「先住民」の特定

大部分のラテンアメリカ諸国は、「ILO 条約」第 169 号、またはその前身である「ILO 条約」第 107 号を批准しており、多くの国は、先住民族の権利に関する国連宣言の折衝に積極的に参加していた。近年、これらの国の多くは、「先住民」およびその権利を認める法律を制定しており、場合によっては、「先住民」に対して憲法上の承認が与えられている。地域レベルでは、米州人権委員会および裁判所が「先住民」の権利に関する重要な法制度を策定している。「ILO 条約」第 169 号の対象範囲は、先住民と部族民の両方であるが、自分では「先住民」と認識していなくても、彼らと共通の特性を多く備えているアフリカ系住民などのグループにも拡張される。これについて、米州人権裁判所は、「先住民」の権利に関する国際的枠組みで認められる権利は、採掘およびエネルギープロジェクトについて「FPIC」を得るという要求事項も含めて、「先住民」と同様な特性を持つ部族グループにも適用される。すなわち、社会的、文化的、経済的な伝統が他地域の国民のコミュニティと異なっており、自分自身を先祖の土地と結びつけて認識し、少なくとも部分的には、独自の規範、慣習、伝統によって身を律する、というグループである。¹

それにもかかわらず、この地域の各国政府は、重要な議論に関する国際標準に完全に準拠することに抵抗し続けている。アフリカ人の大多数が自国の「先住民」であり、それ以外のほとんどはこの大陸の「先住民」であるという事実に基づくこの概念に抵抗しているのである。その結果、開拓者植民地と違って、『外国人によって侵略された、最初からの住民』としての「先住民」という概念は、あまり支持されていない。アフリカ人権委員会は、以下のように述べて、この概念にまつわる誤解を解消することを試みている。

先住性よりも、自己認識の原則が「先住民」を特定するための重要な判断基準になる。この原則では、人々が自分たちを先住民だと認識し、国内の他のグループとは明らかに異なると認識している必要がある。²

また、同委員会は、アフリカの「先住民」の主要特性を 3 つ示している。

重視すべき点は、「先住民」であるという自己認識および国内の他のグループとの明らかな相違を重視する最近のアプローチ、伝統的な土地への特別な愛着および利用（それにより、先祖の土地および領地が、集団としての身体的、文化的な人間としての生存に基本的に重要なものになっている）、その国で主導的かつ多数を占める様式とは異なる文化、生活様式、または生産方法を持つことによる従属、疎外、排斥、差別の経験である³。

この従属の経験について、同委員会は、さらに詳しく説明している。

支配および植民地化は、白人入植者や植民地主義者だけが行ったものではない。アフリカでは、独立後、支配集団が弱者集団を抑圧してきた。現在のアフリカ先住民運動が対処しようとしているのは、アフリカ諸国におけるこの種の今の国内弾圧である。⁴

また、同委員会は、アフリカでの「先住民」の範疇に入るいくつかの集団を特定している。その一部を以下に示す。

- アフリカ大湖沼地域のピグミー族
- 南アフリカのサン族
- タンザニアのハザベ族
- オギエク族、セングウェル族
- ケニアのヤクー族、すべて狩猟採集民

遊牧民としては以下に示すものがある。

- ケニアおよびウガンダのポコット族
- タンザニアのバラバイグ族
- ケニアおよびタンザニアのマサイ族
- ケニアのサンプル族、トゥルカナ族、レンディーレ族、エンドロイス族、ボラナ族
- ウガンダのカラマジョン族
- ナミビアのヒンダ族

- マリ、ブルキナファソ、ニジェールのトゥアレグ族、フラニ族
- 北部アフリカのアマジグ族⁵

同委員会が述べているように、これらの集団の生活様式や文化は、アフリカ社会の主流となっているものとは異なっている。彼らの生活は、土地および自然資源に大きく依存し、多くの場合、自然を利用した自給自足である。これらの集団には、狩猟採集コミュニティ、遊牧民、そして割合は少ないが小規模な農民が含まれる。特に、エネルギー、採取、旅行業界の当事者による領地への侵害のせいで、彼らの生存は、ますます脅かされている。アフリカ人権裁判所も、「先住民」の概念をこれらの集団に適用できること、そして彼らの権利を確実に保護する必要があることを認識している。また、アフリカ諸国（たとえば、コンゴ、ケニア、ニジェール、タンザニアなど）の「先住民」の特性および状況について、いくつかの概要報告書が国際農業開発基金（IFAD）との協力により作成されている。⁶

アジアにおける「先住民」の特定

アジアでは、アフリカと同様に、多くの政府が「先住民」という用語の使用に抵抗している。フィリピン、日本、ネパールなど、わずかな例外を除いて、アジア諸国では、「先住民」が集合的権利を持つ異なる人々として、憲法上または法律上承認されていない。アフリカと同様に、諸国が示している考え方は、アジアのすべての人々が自国の先住民である、ということである。しかし、この考え方は、アフリカでアフリカ人権委員会が提起したのと同様の根拠に基づいて、アジアの先住民グループ、学者たち、国連の「人権」機関によって強く反論されている。⁷

アフリカやラテンアメリカと違って、アジアには、この問題に対処する地域全体にわたる「人権」制度が存在しない。⁸より狭い地域のレベルでは、東南アジア諸国連合（ASEAN）が「人権」制度を設立しているが、その権限は、明示的には「先住民」の権利に対応していない ASEAN 人権宣言（ADHR）の推進に限られている。⁹しかし、アジアの「先住民」代表による 2013 年の協議を受けて、「先住民」の権利に関する国連の特別報告者が、地域全体のガイダンスを提示している。

アジアの「先住民」の状況に関する特別報告者の報告書では、『部族民』、『丘陵部族』、『指定部族』または『アディバシ（Adivasis）』と呼ばれる特定のグループがあり、『自らをアジア諸国の大部分の人々と区別しており、「先住民」についての国際的な懸念の対象である』と説明している。¹⁰これらのグループは、『異なるアイデンティティと生活様式を持ち、たとえば、土地および自然資源の強奪、文化表現の否定など、さまざまな形態の迫害の歴史による個別に特化した「人権」問題に直面している。』¹¹彼らは、『彼らが住む国の社会で、社会的、経済的に最も疎外され、政治的に軽視された部分の 1 つ』であり続ける。¹²特別報告者は、この現実を説明するために、この協議に参加したさまざまなアジア諸国のグループの網羅的でないリストを示している。¹³

アジアの「先住民」の概念を扱っている書籍は、アジア先住民連合および先住民問題のための国際ワークグループが制作している。また、アジア太平洋諸国（たとえば、バングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、ネパール、フィリピン、ベトナムなど）の「先住民」の特性および状況に関する概要報告書が、国際農業開発基金（IFAD）との協力により作成されている。¹⁴

ロシアにおける「先住民」の特定

ロシアの法的枠組みでは、サーミ族および『北方の先住少数民族』と呼ばれる集団など、国際法による「先住民」の特性に合致する集団の一部を承認している。しかし、同様の歴史や生活様式を持つ、50,000 を超える人口の人々を恣意的に除外している。¹⁵

アジア、アフリカ、ロシアで公式に承認されていないこれらの「先住民」は、他の地域で「先住民」というカテゴリーに該当する集団と同様の特性を持ち、同様の問題に直面している。すなわち、a) その土

地に元から住んでいる、b)多数を占める地位ではない、c)『社会の主流派が感じることもない、異なるアイデンティティおよび基本的「人権」に対する脅威に苦しんでおり、今後もそれが続く』。¹⁶たしかに、「人権」原則に従って彼らの不利な状況に対処する必要があることは、彼らの政府も国際的なレベルでは認識している。それは、先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP）への政府の支持に表れている。これらの異なる人々を表現するのに「先住民」という用語を使用することについて、これらの国の一部が国レベルで採用している立場が相反するものであっても、彼らは、その存在、特性、必要性に基づいて、UNDRIP で承認された固有の権利が同じように与えられる。

米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、欧州における「先住民」

オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、米国の入植者社会では、建国当時その国に住んでいた人々の子孫であると証明することは、他の地域と比べて障害になりにくい。しかし、国家による「先住民」の承認に関する問題は存在しており、法令や政策の枠組みおよび司法判断は、先住民の権利の承認と保護に関して、国際標準に比べて不十分である。

米国では、あるネイティブアメリカンの部族が連邦政府に承認されている。それは、米国の法体系の下で、先住民固有の主権がある程度認められるというものである。その結果、部族は、構成員の要件を自由に決めることができる。しかし、承認のためには部族としての自己認識が必要であるが、法律においてそれだけでは十分ではない。その結果として、一部の部族は、承認されないままになっていて、法的保護を受けられない。同様に、部族の権利、部族の構成員の権利、居留地の外に住む人の権利については、法の下での保護が不十分である。さらに、伝統的な統治構造と並行して、連邦が承認した部族政府が存在している。実際に企業の「人権デューディリジェンス」の際にどちらを対象にすべきか、包括的な「協議」および同意を求めるプロセスの際にどちらに関連があるのか。

カナダでは、「先住民」の既存の権利は、1982 年以来、憲法上の保護が与えられている。そして、複雑で、多くの場合遅くて非効率な土地紛争解決制度が存在して、これらの権利の承認と保護を確保している。ファーストネーションの居留地は、ネイティブアメリカンの居留地よりも小さくて数が多い傾向にあり、1951 年のインディアン法で登録されていないファーストネーションの非承認に関する問題が存在している。また、イヌイトおよびメティの権利は、つい最近になって承認された。司法判断は、先住民の自治、土地の権利、協議と同意の要求事項について、政府の政策形成に重要な役割を果たしている。また、米国およびカナダには、歴史的条約が存在しており、引き続き、国家と「先住民」の関係を規制するのに重要な役割を果たしている。

ニュージーランドでは、ワイタンギ条約が、英国君主とマオリ族との間の関係を規定している。マオリ族の人々の要求に対応するために、審判所が設立された。要求の処理にいくらかの改善は見られるが、ワイタンギ審判所はリソースが不足しており、大幅な遅延につながっている。また、国家は、マオリ族と「協議」する義務を完全には遵守していない。『協議手続の適用に一貫性がないように思われる。また、合意形成に重点を置いた包括的討議を伴うことが多く、伝統的なマオリ族の意思決定手続に必ずしも合致していない。』¹⁷

オーストラリアの「先住民」は、アボリジニおよびトレス海峡諸島民と呼ばれ、1967 年まで憲法による市民権がなかった。国レベルで先住権原が最初に認められたのは、1982 年の画期的なマボ判決であった。1993 年には、先住権原法が制定されて、その判決が実施された。先住民の権利も、連邦および州レベルの法律で、さまざまな程度において承認されている。アボリジニの代表として、全国的な代表団体、アボリジニ土地権法により設立された大規模な土地委員会、先住権原の代表機関などの組織など、さまざまな機関が存在する。これらの代表団体と伝統的土地所有者との関係は、時には複雑になること

がある。確実に伝統的土地所有者の意見を聞いて尊重するために、先住民グループは、制度的枠組み改善の必要性を指摘している。

欧州では、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドのサーミ族が「先住民」として承認されている。各国は、サーミ族に承認を与える法律をそれぞれ制定しており、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドにはサーミ議会が存在する。この議会は、通常、文化遺産の問題に重点を置いており、土地および資源の入手および使用に関する交渉でサーミ族コミュニティを代表する権力または権限はない。ノルウェーは、「ILO 条約」第 169 号を批准しており、その結果、「先住民」の権利に対して、4 ヶ国の中で最大レベルの法的保護を与えている。欧州人権裁判所は、サーミ族の立場を「先住民」として承認しているが、今までのところ、彼らの土地および資源の権利の行使に関する法制度は策定されていない。

- 個別基準 9.1 の「人権デューディリジェンス」プロセスでは、関連する「先住民」と協力して、特に「先住民」の権利と利益のリスクに対処すべきである。
 - 「先住民」の権利に関する国連の特別報告者は、以下の枠組みを適用すべきだとしている。『企業は、自社の活動を開始する前に「先住民」の権利に関連する問題を特定し、活動実行時にそれらの問題に十分な注意を払うことにより、「デューディリジェンス」を実行する。これには、以下のものを認識することが含まれる。すなわち、「先住民」の存在ならびに彼ら独自の社会的および政治的構造の存在、「先住民」による土地、領地、および自然資源の所有および利用、彼らに影響を与える可能性のある活動について「先住民」と協議する義務の国家による行使、関連する「事業」の責任、影響の調査および軽減措置、ならびに「先住民」との利益共有である。』
- 経験豊かな専門家の支援、および関連する「先住民」の協力を得て、「方針」、訓練、戦略、計画、および行動を策定する。これらには、適切な言語、人類学、文化、社会のスキルを必ず利用する。
 - 「先住民」と継続的な関係を作り上げ、それを維持するチームは、慎重に検討して結成する。
 - 「先住民」コミュニティが、業務活動に関する問題について、企業の適切な連絡先に確実に問い合わせられるようにする。
- 関連する「先住民」の協力を得て、以下の項目に取り組む「方針」および「手続」を策定し実施する。
 - 「先住民」の権利、利益、願望、文化、および自然資源に根ざした生活を尊重する。
 - 業務、プロジェクト、および生じうる影響に関する「先住民」の利益および視点を明確に特定し、理解する。「先住民」のコミュニティは、必ずしも均質ではなく、コミュニティ内で多様な視点や意見がありうる。伝統的な長老やリーダーの意見は、正式な教育を受けた人の意見とは異なるかもしれない。年長者の意見は、若者の意見とは異なるかもしれない。男性の意見は、女性の意見とは異なるかもしれない。それにもかかわらず、多くの場合、コミュニティの長老またはリーダーが、必ずしもそのコミュニティの選挙で選ばれた公職者ではなくても、重要な役割を果たしている。さらに、そのコミュニティの一部の区分、たとえば、女性、若者、高齢者などは、プロジェクトの影響について、他の区分の人々よりも「弱者またはリスクにさらされている」場合もある。伝統文化的アプローチが意思決定プロセスからコミュニティの一部の区分を排除することもあると認識した上で、「協議」では、コミュニティ内でこれらの区分に該当する人々の利益を考慮する必要がある。
 - 業務のライフサイクルを通じて、公正かつ時宜を得た文化的に適切な方法で「先住民」への関与および「協議」を行い、「先住民」が適切な方法、言語、および形態で確実にすべての関連情報を利用できるようにする。関与のプロセスでは、既存の社会構造、リーダーシップ、意思決定プロセス、社会的アイデンティティ（ジェンダー、年齢など）を考慮する。また、リーダーの役割や意思決定プロセスへの女性の参加を制限するような家父長的伝統、社会規範、価値観が存在すること、および先住民女性の法的権利を保護し保証する必要があることを認識する。
 - 該当する状況では、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」を得る
 - 利益を提供するとともに影響を軽減する、パートナーシップまたはプログラムを交渉する
 - 「先住民」との長期的なパートナーシップの確立を目指し、「先住民」が地域およびコミュニティを自力で発展させられるよう支援して、教育、訓練、ヘルスケア、および企業サポートなどを通じて、関連する「先住民」の発展に関する優先事項に取り組む

- 影響を受ける「先住民」が、「方針」の定期的レビューおよび改訂にあたって、確実に彼らの情報を提供できるようにする
- 関与アプローチ、合意、および影響評価の進捗状況を監視する
- ジェンダーに配慮し、上記各項目にも適用する
- 「方針」および「手続」の効果的な実施に必要なリソースを検討する。
 - リソースは、企業および「先住民」の能力開発ニーズを満たすように配分する。「影響評価」、交渉、監視、報告、および苦情解決活動の領域では、独立した専門家が必要になる場合がある。
 - 「先住民」に関連するすべてのスタッフは、必ず関連する訓練を受け、主な原則、地元の問題、および適切な行為について十分な知識を備えるようにする。
 - 「先住民」が業務の「労働者」でもある場合、すべてのスタッフに文化的認識を高める訓練を行う必要性を検討する。その目的は、文化間の理解を確立することにより、企業の人員が「先住民」の文化、価値観、および願望を理解するとともに、「先住民」が企業の原則、目的、業務、および実践方法を理解することである。
- 「先住民」の権利の尊重に関するその他のガイダンスとしては、[IFC Performance Standard 7 - Indigenous Peoples - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準7 - 先住民民族 - ガイダンスノート（2012 年））、[International Council on Mining and Metals \(ICMM\) Good Practice Guide - Indigenous Peoples and Mining](#)（鉱業および金属に関する国際評議会（ICMM）グッドプラクティスガイド - 先住民と鉱業、2015 年）、[Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples](#)（採掘、アルミニウム産業および先住民、2015 年）および関連する [Fact Sheet - Criteria for the Identification of Indigenous Peoples](#)（ファクトシート - 先住民の特定基準）、[UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples](#)（先住民民族の権利に関する国際連合宣言）などの参考資料を参照されたい。

9.3(g)について

- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
- グッドプラクティスは、GRI 301、GRI 411 に従った報告である。

9.4 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）

以下のように、「事業体」は、「先住民」の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」を得るために、彼らの代表機関を通じて誠意をもって「協議」し、協力しなければならない。

- a. 「新たなプロジェクト」または既存プロジェクトの「重大な変更」によって、「事業体」の「影響範囲」内の関連する土地に住み、文化的に関係がある「先住民」に「重大な」影響を及ぼす恐れがある場合（特に鉱物、水、エネルギー、またはその他の資源の開発、利用、または採掘に関連して、彼らの土地または領地、およびその他の資源に影響を及ぼすあらゆるプロジェクトを承認する前に実施する）。
- b. 「ボーキサイト採掘」に従事する場合。
 - I. 特に鉱物、水、またはその他の資源の開発、利用、または採掘に関連して、彼らの土地または領地、およびその他の資源に影響を及ぼす操業の新しい段階を開始する前に実施する。
 - II. 特に鉱物、水、またはその他の資源の開発、利用、または採掘に関連して、彼らの土地または領地、およびその他の資源に影響を及ぼす既存の「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画を変更する前に実施する。
- c. 9.4a および b で「FPIC」が必要となる場合、その同意は「先住民」コミュニティによって支持されていることを立証する。

適用：

- 2022 年よりも前に開始した「新たなプロジェクト」および「重大な変更」については、この個別基準は、「事業体」の「ASI」加入後に開始したプロジェクトにのみ適用される。
- 2022 年 1 月 1 日以後に開始した「新たなプロジェクト」および「重大な変更」については、この個別基準は、すべてのプロジェクトに適用される。
- 個別基準 9.4(a)は、すべての「施設」に適用される。
- 個別基準 9.4(b)は、すべてのボーキサイト採掘に適用される。
- 個別基準 9.4(c)は、9.4(a)または 9.4(b)のいずれかが適用される場合に適用される。
- 「先住民」またはその土地、領地、資源の存在が確認されている場合、「FPIC」プロセスは、影響を受ける「先住民」に重大な影響を与える可能性のある「新たなプロジェクト」または既存のプロジェクトもしくは「施設」の「重大な変更」に適用される。これには以下の場合が含まれる。
 - 伝統的所有または慣習的利用の対象となっている土地および自然資源への影響
 - 伝統的所有または慣習的利用の対象となっている土地および自然資源からの「先住民」の再定住¹⁸
 - 「先住民」のアイデンティティ、または文化面、儀式面、もしくは精神面に欠かせない非常に重要な文化的遺産への重要な影響
 - 文化的遺産（「先住民」の知識、画期的手法、または実践方法を含む）の商業的利用

背景：

- 「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」に広く認められている定義はなく、実践方法は進化の途上である。広義の「FPIC」は、プロセスと結果で構成されている。プロセスは相互の関与プロセスを基盤とし、企業と影響を受ける「先住民」の間の誠実な交渉を通じて確立される。誠実な交渉は、すべての関係者の側において以下の項目を必要とする。
 - プロセスに関与する意欲、および適切な回数と頻度で会合できること
 - 十分な情報に基づく交渉に必要な情報の提供

- 主な重要問題の調査
- 相互に許容可能な交渉「手続」の使用
- 可能な場合には、当初の立場を変更し、提案を修正する意欲
- 十分な意思決定時間の提供
- このプロセスが成功した場合は、その結果として、合意およびそれについてのエビデンスが得られる。
([International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 7 - Indigenous Peoples - Guidance Note](#) (国際金融公社 (IFC) パフォーマンス基準 7 - 先住民民族 - ガイダンスノート、2012 年))

個別基準 9.4 を実施する際の留意事項：

- 「FPIC」は、協力的な関与に基づいて構築されて拡大し、誠実な交渉プロセスを通じて確立される。これは、「協議」よりも有効である。
 - 同意する権利または同意を保留する権利は、影響を受ける「先住民」との交渉プロセスにおいて明確にしなければならない。
 - 企業は、このプロセスを実施する中で適切な専門性を必要とする。これには、社会学または人類学の専門知識、ならびに影響を受ける「先住民」の地元の事情、文化、および言語の知識および理解が含まれる。
 - このプロセスでは、公正および透明性の実現に努め、すべてのコミュニティおよびその関連部分が確実に説明を受けるようにする。
 - 女性、若者、高齢者、「弱者またはリスクにさらされている」人々が、会議および交渉に有意義に参加できるように、特別な注意を払う必要がある。社会的または文化的な規範または慣習によって、関与活動への参加が阻害されることがある。たとえば、ある文化では、コミュニティの重要な意思決定プロセスに参加した女性が気まずい思いをする、あるいは、女性の参加が許されないという場合がある。行動の支援に関する制約も、参加を難しくしている。家事を担当する女性、高齢者や若者、病弱な人または障害のある人は、関与プロセスへの参加に制約を受けることがある。
- **自由意思による：**強制、威嚇、または操作がないことを意味する。
- **事前の：**活動の許可または開始の前に同意を求める作業が十分に行われ、「先住民」の協議、関与、熟考により意見の一致に至るプロセスに要する時間を尊重した同意であることを意味する。
- **十分な情報に基づく：**(少なくとも) 以下を含む情報が提供されていることを意味する：
 - 提案されたプロジェクトの性質、規模、速度、期間、可逆性、および範囲
 - プロジェクトの理由または目的
 - 影響を受ける地域の場所
 - 経済、社会、文化および環境に及ぶ可能性のある影響（生じうるリスクおよび利益を含む）の予備的評価
 - プロジェクトの実施に関与する可能性の高い人員
 - プロジェクトで必要とされる可能性がある手続。
- **同意：**「協議」および参加が、同意プロセスの主要要素である。「協議」は、誠実に実施しなければならない。関係者は、相互に尊重し合う雰囲気の中で適切かつ実施可能な解決策を特定できるような話し合いの場を設け、完全かつ公平な参加を得た上で十分な時間を取り、結論を出さなければならない。このプロセスでは、同意の保留も選択できる。「先住民」および地元コミュニティは、自由に選んだ代表者、および慣習的またはその他の制度を通じて、プロセスに参加できなくてはならない。
- 誠実には、「先住民」が「FPIC」プロセス／プロトコルをどう展開したいかを尊重し、「先住民」の意思決定プロセスの独立性を尊重することが含まれる。「FPIC」プロセスは、基本的にその土地で決定され、影響を受ける人々の特別な文化および伝統を背景に展開される。企業が事前に定義するプロセスではなく、企業は「先住民」当局の協力および指導のもとで、これを進めなくてはならない。
 - 影響を受ける可能性のある「先住民」に「FPIC」プロセス／プロトコルがある場合は、企業はその規定に従うことを検討する。

- 既存の「FPIC」プロセス／プロトコルが存在しない場合、影響を受ける可能性のある「先住民が」それを希望すれば、企業はリソースを提供することを検討し、彼らが企業から独立して「FPIC」プロセス／プロトコルを策定できるよう支援する。また、影響を受ける可能性のある「先住民」が単独で「FPIC」プロセス／プロトコルを策定することを希望しないならば、企業は、「先住民」の代表機関とともに「FPIC」プロセス／プロトコルに関する相互理解の達成に向けて努力する。
 - 接触しなかった「先住民」が関係している場合、彼らが自分の領域への侵入に抵抗を示すことは、それが「FPIC」の行使であり、提案された侵入に対する拒絶を明確に示しているとみなすべきである。
- 「FPIC」プロセスの一環として、企業は IFC パフォーマンス基準 7 に従って、以下の項目を検討すべきである。
 - 影響を回避または最小化する活動を文書化する
 - 資源の利用を特定、評価、および文書化し、影響を受ける先住民コミュニティに彼らの土地の権利を確実に通知する
 - できれば現金でなく、土地ベースまたは現物での補償を提案する
 - 自然資源の継続的利用を保証し、影響を受ける「先住民」コミュニティのアイデンティティおよび生活の中心にある資源の利用に関連した公正で公平な利益の共有を保証する
- 十分な情報に基づく同意の提供および「FPIC」のその他の局面では、「先住民」が意思決定前に企業の提案をより深く理解できるようにするプロセスが必要になる場合がある。企業の代表者が提供する情報のみでなく、「先住民」が独立した専門家の情報提供および技術的アドバイスを利用できるようになっている必要がある。以下の実施方法を検討する。
 - 意思決定に向けた十分な情報の提供
 - 理解しやすい形での情報提示
 - 現地言語への資料の翻訳
 - 独立した法的アドバイスまたはその他の専門家のサポートを受けるための、「先住民」団体の管理下にある基金の設立
- 「先住民」の物理的または経済的な移動を提案する場合は、彼らの「FPIC」が必要になる。
 - 提供される土地は同様の品質で、彼らが生活、および（必要かつ可能な場合は）生活様式を維持できるものでなければならない。
 - 「再定住行動計画」の一環として、彼らが確実に元の土地を利用し、そこに戻れるよう、十分に配慮する必要がある。
 - 下記の個別基準 9.6（移動）の一般的ガイダンスも参照されたい。
- 「FPIC」が得られたら、権利に基づくプロジェクトレベルの合意事項について、影響、リスク、利益、監視、報告、苦情解決制度、プロジェクトの譲渡、閉鎖、「リハビリテーション」、および文化的、宗教的場所の利用と保護などの問題に関する契約を結ぶことを検討する。
 - オーストラリアの先住民土地利用契約（ILUA）、およびカナダの影響と利益分配に関する協定は、このような枠組みの合意の例である。
- 「FPIC」が得られない場合も、その旨を記録する。
- 同意プロセスの結果は、「先住民」に対して、彼らが理解できる形式（口頭、文章、図、またはその他適切な形式）で開示する必要がある。これは、「先住民」の機密保持に関する懸念を十分に考慮して実施すべきである。
- 「FPIC」プロセスの施行に関するその他のガイダンスについては、以下に示す参考資料を参照されたい。
 - [International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 7 - Indigenous Peoples - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準 7 - 先住民族 - ガイダンスノート、2012 年）

- [Food and Agriculture Organisation of the United Nations \(FAO\) - Respecting Free, Prior and Informed Consent](#) (国際連合食糧農業機関 (FAO) - 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意の尊重、2014 年)
- [Forest Stewardship Council \(FSC\) guidelines for the implementation of the right to free, prior and informed consent \(FPIC\)](#) (森林管理協議会 (FSC) : 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) に関するガイドライン、2012 年)
- [International Council on Mining and Metals \(ICMM\) Good Practice Guide - Indigenous Peoples and Mining](#) (鉱業および金属に関する国際評議会 (ICMM) グッドプラクティスガイド - 先住民と鉱業、2015 年)
- the [Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples](#) (採掘、アルミニウム産業および先住民、2015 年) の報告書および関連する [Fact Sheet - Free Prior and Informed Consent \(FPIC\)](#) (ファクトシート - 「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」)
- Resolve の [The Practice of FPIC](#) (FPIC のプラクティス)
- [Australian Business Guide to Implementing the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples](#) (先住民族の権利に関する国際連合宣言の実施のためのオーストラリアビジネスガイド)
- [UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples](#) (先住民族の権利に関する国際連合宣言)

9.5 文化的小および宗教的小遺産

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、「事業体」の「影響範囲」にある宗教的小または文化的小遺産の場所および価値を特定し、影響の回避または修復のために、および当該場所または価値にアクセスする権利を引き続き確保するために、適切な行動をとらなければならない。
- b. プロジェクトが、「先住民」のアイデンティティに不可欠な、歴史的、宗教的小、または文化的小遺産に重大な影響を与える恐れがある場合、そのような影響の回避を優先するものとする。影響を回避できない場合、「事業体」は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得なければならない。

適用：

- 個別基準 9.5(a)は、すべての「施設」に適用される。
- 個別基準 9.5(b)は、「先住民」またはその土地、領地、資源の存在が確認されているすべての「施設」に適用される。

背景：

有形の文化的小遺産は、文化的小、科学的小、精神的小、または宗教的小価値を持つ、唯一の、通常は再生不可能な資源と考えられ、考古学的、古生物学的、歴史的、建築学的、宗教的小、審美的、またはその他の文化的小価値を有する移動可能または移動不可能な物体、場所、建造物、建造物群、地勢、または風景がこれに含まれる。

個別基準 9.5 を実施する際の留意事項：

- 関連する「影響を受ける人や組織」との協議を通じて、作業領域内の既存の宗教的小または文化的小遺産の場所および価値を特定する。

- 「先住民」が自らの宗教的および文化的遺産を特定するプロセスは、「先住民」が管理し、外部の専門家は立ち入ってはならない。文化的に適切な場所の特定プロセスを適宜使用すべきである。これには、追加のリソース必要とする場合がある。
- 影響を受ける可能性のあるコミュニティとの協議の上、宗教的または文化的な遺産および価値に関する一般的な「方針」および「手続」を策定する。
- 宗教的または文化的遺産がある場所に影響を与える可能性のある、土地の安定を乱す活動を行う前に、自社の活動による悪影響を回避、修復、または軽減する具体的な措置を策定して実施する。
 - これらの措置の策定には、関連する「影響を受ける人や組織」に参加してもらう。
- 必要な場合、関連する「影響を受ける人や組織」と協力して、可能であれば彼らの参加を得て、これらの措置の有効性を検証する監視システムを実施する。対処を要する問題が特定された場合、コミュニティの既存の価値およびプロセスに基づくアプローチをとる。
- 文化的遺産の保護に関する詳しいガイダンスについては、[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 8 - Cultural Heritage - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準 8 - 文化遺産 - ガイダンスノート）、[Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples](#)（採掘、アルミニウム産業および先住民報告書、2015 年）などの参考資料を参照されたい。

9.6 移動

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. プロジェクト策定にあたっては、環境的、社会的、財務的な費用と便益のバランスを取り、さらに、女性を含む貧困層および「弱者またはリスクにさらされている」人々に対する影響に特に注意しながら、物理的または経済的な移動を回避または最小化するための実現可能な代替案を検討する。

物理的または経済的な移動が回避できない場合、「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- b. 「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、少なくとも、以下に対応する「再定住行動計画」を策定する。
 - I. 「IFC」パフォーマンス基準 5（用地取得および非自発的住民移転）で適用される要求事項
 - II. 影響を受ける人の数にかかわらず「適用法」を遵守
 - III. 移動以前と同等またはそれを上回る生活環境および収入稼得手段
- c. 少なくとも 5 年ごとに「再定住行動計画」をレビューする。
- d. 計画を策定した状況が大きく変わるような変化が「事業」に発生したとき、「再定住行動計画」をレビューする。
- e. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「再定住行動計画」をレビューする。
- f. 影響を受ける人の数を含む「再定住行動計画」の最新版を公開する。
- g. 計画の実施期間中は毎年、または「再定住行動計画」からの逸脱が発生したとき、「再定住行動計画」の進捗状況を「影響を受ける人や組織」と共有する。
- h. 移動に「先住民」が関与する場合には、「先住民」の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」を得る。
- i. 該当する場合には、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」および同意の成否を公開する。

適用：

- 2022 年よりも前に開始した「新たなプロジェクト」および「重大な変更」については、この個別基準は、「事業体」の「ASI」加入後に開始したプロジェクトにのみ適用される。
- 2022 年 1 月 1 日以後に開始した「新たなプロジェクト」および「重大な変更」については、この個別基準は、すべてのプロジェクトに適用される。

背景：

- 移動は、プロジェクト関連の土地買収または土地利用の制限の結果としての、収入源またはその他の生活手段の損失につながる物理的移動（シェルターの移転または損失）、および経済的移動（資産または資産の利用手段の損失）を表す。
- 非自発的移動は、影響を受ける人またはコミュニティに、物理的または経済的移動をもたらす土地買収または土地利用制限を拒む権利がない場合に生じる。これは、以下の場合に発生する。(i) 合法的な収用、または合法的で一時的もしくは永続的な土地利用の制限、(ii) 交渉による解決であって、売却者との交渉が決裂した場合に、購入者が収用手段に訴える、または土地利用に法的制限を与えることができるもの。

- 非自発的移動が、影響を受ける人およびコミュニティに長期的な苦難をもたらすことは、これまでの例が示している。適切に管理した場合を除き、非自発的移動は、貧困化、移動先地域の環境被害および社会的ストレスをもたらす恐れがある。
- 「IFC」パフォーマンス基準 5 は、自発的土地取引（すなわち、売却者に売却の義務がなく、交渉が決裂した場合に、購入者が専有またはその他の強制的「手続」に訴えることができない市場取引）から生じた移動には適用されないことに留意されたい。
- [International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 5](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準 5、2012 年 1 月）では、以下を目的とする用地取得および非自発的住民移転の国際基準を定めている。
 - 代替的なプロジェクト設計の検討により移動を回避し、回避が可能でない場合は最小化する
 - 立退きの強制を回避する
 - 失われる資産の再取得原価に相当する補償を提供し、再定住活動の実施における適切な情報開示、「協議」、および影響を受ける人々の十分な情報に基づく参加を保証することにより、土地買収もしくは土地利用の制限による社会的および経済的悪影響を事前に考慮し、それを回避するか、または（回避が可能でない場合は）最小化する
 - 移動する人の生計および生活水準を改善または回復する
 - 移動場所に安心して永住できる適切な住居を提供することにより、物理的に移動した人の生活条件を改善する。

個別基準 9.6 を実施する際の留意事項：

- 物理的または経済的移動の管理に関するその他のガイダンスについては、以下の参考資料を参照されたい。
 - [International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 5 - Land Acquisition and Involuntary Resettlement - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準 5 - 用地取得および非自発的住民移転 - ガイダンスノート、2012 年）
 - [IFC Handbook for Preparing a Resettlement Action Plan](#)（IFC 再定住行動計画準備ハンドブック、2001 年）
 - [Basic Principles and Guidelines on Development Based Evictions and Displacement \(UN Special Rapporteur\)](#)（開発に基づく立退きおよび移動に関する基本原則およびガイドライン（国連特別報告者））
- 「再定住行動計画」の概要は、「IFC」パフォーマンス基準 5 ガイダンスノートの付録 A に示されている。また、ハンドブックは、再定住計画プロセスの段階的なガイダンスであり、実用的なツール（実施チェックリスト、サンプル調査、監視の枠組みなど）も記載している。

9.6(a)について

- 環境的、社会的、および金銭的コストと利益のバランスを取りながら、物理的もしくは経済的移動を回避するか、または（回避が可能でない場合は）最小化する、実現可能なすべての代替的なプロジェクト設計を検討する。
 - ジェンダーは非常に重要な要素であり、女性の利益、期待、および参加を追求する。ジェンダーに配慮したしくみを実施し、女性の生活への悪影響を回避する。
 - 貧困層または「弱者またはリスクにさらされている」人々（交渉に関与している土地所有者の土地を借り受けている人など）の権利も考慮する。
- 交渉による解決は、収用を回避し、政府当局による人々の強制立退きの実行を排除するために役立つ。交渉による解決は、通常、影響を受ける人またはコミュニティへの公正かつ適切な補償およびその他の報酬または利益の提供、ならびに情報および交渉力の不均衡というリスクの軽減により成立する。

- 非自発的移動は、他のすべての解決策が模索され、拒絶された場合に限り、環境的、社会的、および金銭的コストと便益のバランスを取り、貧困層および「弱者またはリスクにさらされている」グループへの影響を考慮した社会影響分析を通じて実行される。

9.6 (b) について

- 物理的移動（すなわち再定住、プロジェクトに人々の住居の移転が含まれる場合）では、影響を受けるすべての人とコミュニティの参加を得て、「IFC」パフォーマンス基準 5 に沿った「再定住行動計画」を策定し、実施する。「再定住行動計画」の詳細な範囲およびレベルは、移動の規模、および影響の軽減に要する措置の複雑さにより異なる。以下の点に留意する。
 - 移動するすべての人々の特定
 - 移動が不可避であることの証明
 - 移動を最小化するための活動の説明
 - 法的枠組みの説明
 - 許容可能な移動の代替策について、影響を受ける人々との十分な情報に基づく「協議」および関与のプロセス、ならびに意思決定プロセスに彼らが関与するレベルの説明
 - 移動するすべてのカテゴリーの人々に対する権利付与の説明、およびさまざまな権利付与が「弱者またはリスクにさらされている」グループにもたらすリスクの評価。この際、買収された土地と比べて、生産性および社会的価値において同等または上回る土地との交換による補償を提供する努力に重点を置く。
 - 失われる資産の補償額の提示、その算出方法の説明、およびその額が、失われる資産の再取得原価以上であることの証明。
 - 所有権または占有に関する文書（たとえば権利証書および賃貸契約書）ならびに補償に関する文書（補償金の支払のために開設した銀行口座を含む）は、必ず、それぞれの状況に応じて、夫婦連名で、または世帯主である独身女性の名前で発行する。「適用法」および地元の慣習的土地保有制度が、資産に関して女性に平等な機会または権利を与えていない場合、女性に対する土地保有権保護の適用は、男性に対するものと同じであるという規定を設けて、女性がさらに不利にならないように万全を期する。
 - 移動先住居の詳細の説明
 - 該当する場合は、生計回復計画の概略説明。この際、女性、貧困層および「弱者またはリスクにさらされている」グループのニーズに特に注意する。
 - 提供される移転支援の説明
 - 「再定住行動計画」および苦情救済「手続」の実施に関する制度上の責任の概略説明
 - 監視および評価に関する取り決めの詳細、ならびに影響を受けるコミュニティのこのフェーズでの関与の説明
 - 「再定住行動計画」の実施に関する予定表および予算の提供。
- 「再定住行動計画」で検討すべき主な問題としては、現地での補償、生計、住居、および生活環境の他、コミュニティの社会的および文化的連続性などがある。
 - 再定住の場所および住居を検討する場合、以下の事項に関する基準の妥当性を考慮する。すなわち、利用しやすさ、無理のない価格、居住適性、確実な土地保有権、文化的適性、場所の適合性、および必須サービス（健康、教育など）へのアクセス。
 - 歴史的、宗教的、または文化的に特に重要な対象物（個別基準 9.5 参照）のある場所の保護、またはそれらの安全な移動について、合意された戦略の策定が必要な場合もある。
 - 個人またはコミュニティが元の土地に戻る可能性を考慮する。
 - 再定住の計画または実行が不適切である場合、最初に苦痛を感じるの女性であることが多い。女性は、不釣り合いに貧困であることが多く、男性と比べて、リソース、機会および公共サービスの利用に制限があり、既存のコミュニティ内の非公式な支援ネットワークに強く依存しているからである。再定住プロセスでは、特に女性の状況を考慮すべきである。必要に応じて、女性が意思決定の役割を果たせるように関与プロセスを変更する。女性について、以下の項目を特定するよう特に努力する。(i) 収入稼得および生計の手段（自然資源の採集、サービスおよび商品の取引および物々交換などの非公式活動を

- 含む)。(ii)社会的および経済的ネットワーク(拡大された家族の絆を含む)。(iii)土地および農作物を含む、影響を受ける資産の所有権(所有者に適切に補償するため)。たとえば、女性は、移動させられたコミュニティの社会的継続性の維持に、特に重点を置くことがある。
- 再定住計画の過程で、政府当局およびその他の関連グループとの討議において、ジェンダー関連の問題に対する関心を高めるように配慮する。そうすることによって、影響を受ける女性が、より公正な扱いを受けられるように仕向ける。
 - 補償基準は、透明性を確保し、影響を受けるすべての人に一貫して適用され、移動時まで実施できるようにする。
 - 「IFC」パフォーマンス基準5に従って、移動の種類および正式な法的権利に応じて、影響を受ける人を適切に分類して権利を付与する。
 - 農業中心に生計を立てているコミュニティでは、現金でなく土地ベースの補償から交渉を開始する。
 - 「再定住行動計画」の一環として、以下のようなコミュニティの苦情に対する苦情解決制度の策定を検討する。
 - 移動後の生計回復に関する苦情を聞く用意がある
 - 再定住実施の前および後に、移動そのものに関する懸念事項(「再定住行動計画」を含む)を提起できるように、移動の問題に特化する
 - 期間限定で実施する。または移動に特化した期間限定苦情解決制度の策定を検討する
 - 全般的な苦情解決制度の策定に関するガイダンスは、個別基準3.4に記載されている。

経済的な移動

経済的な移動のみを伴うプロジェクトの場合(収入源またはその他の生計手段の損失につながる資産または資産利用の損失)、「事業体」は、以下のような生計回復計画を策定する。

1. 協力または参加を得て、影響を受ける人またはコミュニティへの権利付与を確立する
2. 影響を受ける人に補償する
3. これらが透明性、一貫性、公正性のある方法で確実に提供される。経済的な移動の軽減は、影響を受ける人またはコミュニティが、移動前と同等または上回るレベルにまで彼らの生計を再建したときに完了したものとみなす。

法的に認められた土地所有権のない、経済的に移動させられた人(ただし、適格要件の最終日以前に居住)は、土地以外の資産の損失(たとえば、農作物、灌漑インフラ、土地に対して実施されたその他の改良)について、再調達原価総額での補償を受ける。

土地によって生計を立てている人については、提供される代替の土地は、潜在的生産能力、立地上の優位性、その他の要因の組み合わせが、失われる土地と少なくとも同等であることを優先事項とすべきである。自然資源によって生計を立てている人については、影響を受ける資源の利用を引き続き認める措置、または生計維持の可能性および利用しやすさが同等である代替資源を利用できるようにする措置を実施する。

自然資源の利用が個人ではなく集団で行われる場合には、先住民の保護(9の個別基準9.3、9.4)が適用される可能性がある。

多くの場合、現金による補償だけでは、生計の回復には不十分である。しかし、経済的に移動させられたすべての人に対して、収入稼得能力、生産レベル、生活水準を回復するのに要する時間の合理的な見積に基づいて、必要に応じて、経過的な支援を提供すべきである。

9.6 (c) について

- 「再定住行動計画」の定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも5年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」およびサプライチェーンの規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置のリスクの程度
 - 「再定住行動計画」に影響を与える「事業」内外の変化（合併または買収を含む）
 - 法的要求事項との整合性
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または「再定住行動計画」に対する「重大な」違反を特定した場合、それは、より頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、「再定住行動計画」に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 既存の慣行に合致していない
 - 法的要求事項に適合していない

個別基準 9.6 を監査する際の留意事項：

9.6 (c) について

- 「認証審査」の時点では、「事業体」は一部の「方針」を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準 9.6c は「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。

9.7 影響を受ける人や組織

- 「事業体」は、その規模および状況に適した方法で、「影響を受ける人や組織」の土地、生活、自然資源の利用に関する法的および慣習上の権利および利益を尊重しなければならない。最低限の事項を以下に示す。
 - a. 活動により生じる重大な影響（安全衛生、社会、文化、人権、環境への影響を含む）を特定、防止、監視、軽減し、説明する計画を施行する。
 - b. 計画は、必ず、「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て策定する。
 - c. 計画に従って、「地元コミュニティ」の発展のためにリソースを投入する。
 - d. 少なくとも 5 年ごとに計画をレビューする。
 - e. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
 - f. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、計画をレビューする。
 - g. 計画の最新版を公開する。
 - h. 「影響を受ける人や組織」と共に、彼らの生活を尊重し支援する機会を探る。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 9.7 を実施する際の留意事項：

- 個別基準 9.1 で実行される「人権デューディリジェンス」プロセスをある程度使用して、「地元コミュニティ」に影響を与える問題の存在を特定する。
- 「地元コミュニティ」の土地および生活、ならびに関連する自然資源の利用手段および利用についての法的および慣習上の権利および利益を確実に認識し、尊重する。
 - 個別基準 9.1(c)の「影響を受ける人や組織」のマップをレビューする。彼らが存在する場合には、社会および環境の「影響評価」をレビューして、現在の関与および紛争解決戦略を評価する。
 - 各業務の「影響範囲」（直接影響を受ける地域、「影響を受ける人や組織」の生活が依存する「生物多様性」または「エコシステムサービス」に対するプロジェクトの間接的影響など）を検討する。
 - 「先住民」を含む「地元コミュニティ」が、生活またはコミュニティの目的のために、土地に対する法的権利を持たずに土地および自然資源を利用している（季節的または周期的利用を含む）可能性があることを認識する。
 - 双方向の情報共有および意思決定プロセスに基づくコミュニティの関与アプローチは、相互理解を生み出し、すべての関係者からの応答を得るために役立つ可能性がある。
 - 影響を受けるコミュニティに生じる影響（業務による騒音、ダスト、および交通量増加など）を必ず検討する。より広範囲の影響としては、ある領域で、新しい業務が一部のコミュニティメンバーにのみ利益をもたらして、他のメンバーには利益をもたらさない場合、コミュニティ内で社会的紛争が生じ、ソーシャルダイナミクスが変わることがある。新たな「労働者」または求職者の流入により、コミュニティの性質が変化する場合もある。
 - 特に、生じる影響のジェンダーごとの特性を検討する。「地元コミュニティ」の土地に根ざした活動に対して環境的影響がある場合、女性は食糧および清潔な水を家族に提供しにくくなり、女性の作業量

が増えることがある。補償または雇用が家族の『代表である』男性に向けられる場合、現金ベースの経済が生じ、社会における女性の伝統的地位に影響を及ぼす。男性の一時的な労働力は、アルコール、性労働者、および暴力の増大をコミュニティにもたらし、女性の安全に影響を与える。

- コミュニティにもたらされうる利益（地元の人々の利益になる道路および鉄道の開発、ならびに「生物多様性」、「エコシステムサービス」および文化を高める機会など）も検討する。
- 関与が成功するためには、定期的な話し合い、「協議」、およびやりとりに関する継続的な枠組みが必要である。関与活動において包括性、公平性、文化的な適切性、および権利への対応を実現する方法を検討する。

9.7(b)および(c)について

- 「地元コミュニティ」の生活への実際のまたは潜在的な影響が特定された場合は、それらを防止するか、またはそれらに対処する適切なステップを取る。
 - 女性と男性双方の生活を検討する。
 - 生じうる影響または影響の範囲を考えて、組織にとってどのようなステップおよび措置が適切かを検討する。一般に、「事業」は「地元コミュニティ」の生活を維持する責任を求められてはいないが、企業が引き起こす、または寄与する悪影響を回避し、最小化する責任は求められる。
 - 「生物多様性」の保護措置が「地元コミュニティ」の生活に影響を与える可能性が高い場合、「生物多様性」保護および自然資源の利用に関する決定は、地元コミュニティ（女性および男性の双方を含む）との協議の上で行う。
 - 同様に、「地元コミュニティ」に対する重大な影響を監視、回避、最小化、低減、補償するための行動は、「生物多様性」および「エコシステムサービス」を尊重すべきである。
 - コミュニティ関与アプローチの一環として、苦情および抗議の制度を明確にし、彼らの期待に応じて「地元コミュニティ」および担当者に伝えるようにする。

9.7 (d) について

- 計画の定期的なレビューを実施する。「影響を受ける人や組織」のレビューへの参加を検討する。レビューは、少なくとも5年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が操業する地理的位置のリスクの程度
 - 既存の企業慣行が計画に合致する程度
 - 計画に影響を与える「事業」内外の変化（合併または買収を含む）
 - 法的要求事項との整合性
- これらの要因に応じて、レビューの実施間隔は、3年から5年の範囲になると思われる。
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、または計画に対する「重大な」違反を特定した場合、それは、より頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、計画に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - ステークホルダーの期待に適合していない
 - 既存の慣行に合致していない
 - 法的要求事項に適合していない
- 「認証審査」の時点では、「事業体」は一部の「方針」を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準9.6cは「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。

9.7(h)について

- より広い範囲での継続的なコミュニティエンゲージメントの一環として、コミュニティの生活を支援し、地元の発展に寄与するための選択肢も検討する。
 - 企業またはその他の関係者に依存せずに、「地元コミュニティ」の発展を促す構想および行動を検討する。
 - たとえば、能力開発、マイクロクレジット（少額融資）の構想、農業慣行の改善、および共有自然資源の管理に関するガバナンスモデルの導入などは、さまざまな状況で成功を収めてきたモデルである。

9.8 紛争地域および高リスク地域

武力紛争または「人権」侵害に関与することを避けるために、「事業体」は、その規模および状況に適した方法で、「アルミニウム」のサプライチェーンについて、OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス（OECD ガイダンス）に従って、リスクベースの「デューディリジェンス」を実施しなければならない。最低限の事項を以下に示す。

- 強固な企業管理システムの構築（サプライチェーン「方針」、責任とリソース、情報収集、供給者の参加を含む）（ステップ1）
- サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価（ステップ2）
- 特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施（ステップ3）
- 「デューディリジェンス」行為の監査を実施（ステップ4）
- サプライチェーンの「デューディリジェンス」に関する年次報告（ステップ5）

適用：

- この個別基準はすべての「施設」に適用される。
- この個別基準は、「ボーキサイト」、「アルミナ」、「アルミニウム新地金」を直接または間接に調達していない「事業体」には適用されない。

この個別基準を実施する際の留意事項：

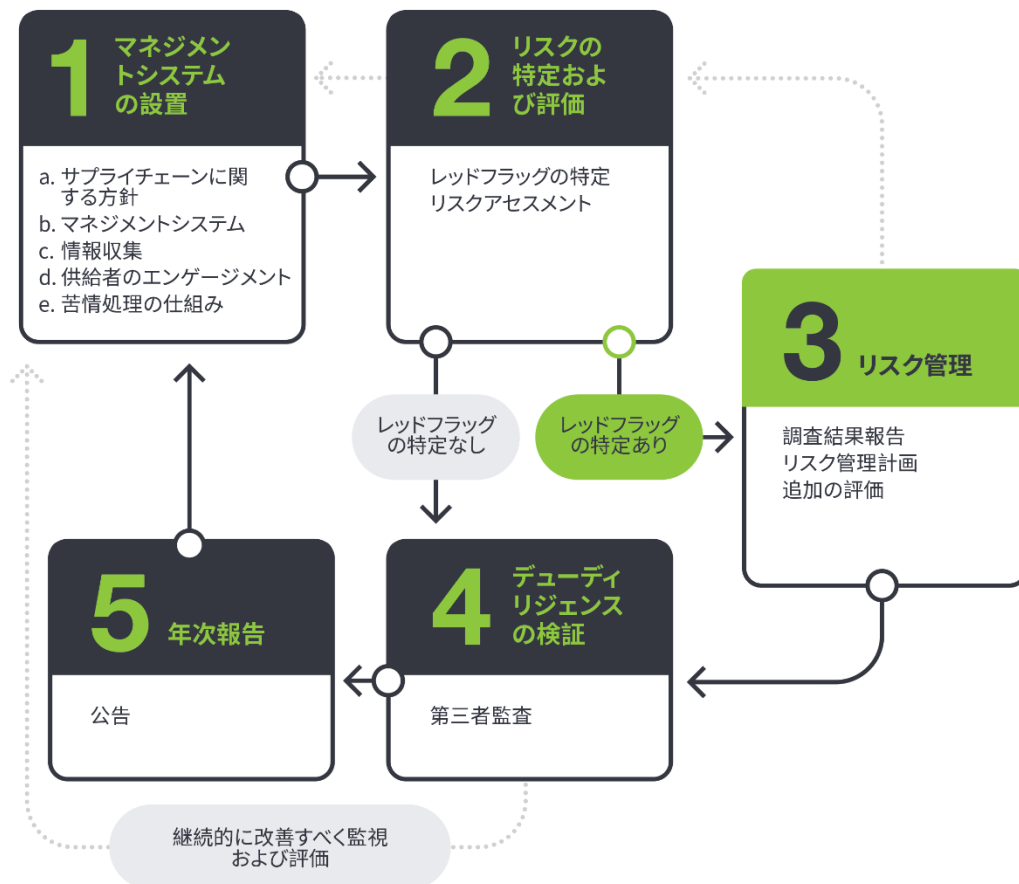
- リスクベースの「デューディリジェンス」は、「ASI」「パフォーマンス基準」のいくつかの個別基準に関連するプロセスである。個別基準 9.8 の「デューディリジェンス」は、「紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）」に関連するリスクの特定と評価に重点を置いている。「CAHRAs」は、[OECD Due Diligence Guidance for Conflict-Affected and High-Risk Areas](#)（OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス（OECD ガイダンス））で定義されている。

リスクベースの「デューディリジェンス」 - 企業がリスクを特定し評価する、また、特定されたリスクに対応する戦略を策定し実施するための、継続して行われる積極的および受動的プロセス。（[OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High Risk Areas](#)（OECD 紛争地域および高リスク地域

- 注：「プレコンシューマスクラップ」または「ポストコンシューマスクラップ」と合理的にみなすことができる金属のリサイクルは、OECD ガイダンスの対象範囲から除外される（p.13 脚注2）。
- したがって、「プレコンシューマスクラップ」もしくは「ポストコンシューマスクラップ」という形態の「アルミニウム」のみ、またはそのようなインプットから製造された「リサイクル・アルミニウム」のみを調達しており、サプライチェーンから直接または間接に（仲介供給者を通じて）「ボーキサイト」、「アルミナ」または「アルミニウム新地金」（「リサイクル・アルミニウム」または二次製造によるものを含む）を調達していない「事業体」については、個別基準 9.8 は「非該当」となる。「非該当」という判定の理由は、「自己評価」に明確に記載し、「監査報告書」のために検証および文書化しなければならない。

- リスクベースの「デューディリジェンス」により、企業は、リスクを特定して、調達慣行に関連する悪影響を防止または軽減することができる。「デューディリジェンス」は、以下に示すような活動プロセスとして立案される。
 - 継続的：「マネジメントシステム」および通常のプロセスに統合される
 - 積極的：リスクを特定し軽減して、悪影響を防止するために実施される
 - 受動的：実際のリスクおよび潜在的リスクに迅速に対処できる
 - リスクベース：自組織のサプライチェーンにおけるリスクの重大度および発生確率に見合った詳細度および労力に合わせて策定される
 - 長期的な改善：初期には、サプライチェーンのリスクがあまり理解されていないかもしれないが、時間の経過とともに、知識およびシステムは、改善されるはずである
- 「紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）」は、地方、国、国の中の地域、または1つ以上の国境を越える区域である可能性がある。「CAHRAs」で操業する企業、または「CAHRAs」で産出された鉱物を調達もしくは使用する企業は、必ずしも紛争に加担しているわけではない。実際には、「デューディリジェンス」に基づく責任ある調達プログラムの裏付けがあれば、これらの地域での生計、経済成長、繁栄を支援する役割を果たすことができる。
- 企業にとって適切な「デューディリジェンス」の性質および範囲は、個別の状況により異なっており、企業の規模、活動場所、その国の状況、関連する「製品」またはサービスの分野および特性などの要因によって影響を受ける。「デューディリジェンス」は、誠意をもって、相応の努力により実施すべきである。
- 「OECD」ガイドンスは、リスクベースの「デューディリジェンス」のための 5 段階 枠組みの概要を示している。これは、全世界を対象としており、すべての鉱物に適用できる。「OECD」の 5 段階の主な要素を 図 2 に示す。
- その他の資料としては、ロンドン金属取引所の ウェブサイト で、短い FAQ ビデオ などが利用可能である。

図2 - デューディリジェンスのためのOECD5 段階枠組みの主要要素 (Responsible Jewellery Council, Code of Practices Guidance (責任ある宝飾協議会、実施規範ガイダンス) から改変)



「ASI」「パフォーマンス基準」は、制定以来、「紛争地域および高リスク地域」からの調達という問題に対処してきた。最新版の「パフォーマンス基準」で「OECD」ガイダンスに正式に整合することにより、「ASI」は、『業界プログラム』となる意図を持っている。これは、特にステップ4（監査）に関して、世界の「アルミニウム」バリューチェーンのためのこの種のプログラムとして最初に策定されたものである。したがって、そのデューディリジェンスプロセスは、全世界を対象とし、サプライチェーンの全体にわたる企業群によって国際的に実施されるべきである。「OECD」ガイダンスは、すべての鉱物に適用されるのに対して、「ASI」のプログラムは、「ボーキサイト」、「アルミナ」、「アルミニウム」を対象としている。

「ASI メンバー」が初めて「OECD」ガイダンスを適用するのを支援するために、また、「アルミニウム」に特化した「OECD」ガイダンスの補足書がないので、「ASI」による「アルミニウム」サプライチェーン向けアプローチの詳細を以下に示す。詳細情報については、[OECD ガイダンス](#)そのものも参考になる。すべての適切なデューディリジェンスのステップ（報告を含む）を実施する個別の責任は、企業にある。

「ASI」のアプローチは、包括的な「OECD」の5段階枠組みに基づいており、必要に応じて、金および3Tに関する補足書から引用したり、金および非3TG鉱物向けに実施されている他のプログラム（特に責任ある宝飾協議会のもの）から改変したりした、付加的ガイダンスおよび補足的定義を使用している。

「ASI」と「OECD」ガイダンスとの整合性を評価するために、「ASI」のアプローチについて詳細な「OECD」整合性評価が実施される予定である。その後、「ASI」のアプローチは、この整合性評価の結果に基づいて、ロンドン金属取引所（「LME」）によって、「LME」の責任ある調達ルールの下で『トラック A』外部基準の承認を受ける予定である。

「OECD」ガイダンスで規定されている順に、「OECD」の5段階枠組みを以下に示す。枠組み全体の実施が義務づけられているが、企業は、学習と改善を強化するために、ステップ1およびステップ2のさまざまな部分について、自組織に最適な順序で、または並行して実施してもよい。

零細採掘（ASM）は「ボーキサイト」採取では非該当

ASM、SSM（小規模採掘）、および大規模採掘（LSM）では、定義、採取の方式、法的規制、税制、当事者の特性、参入方法、リスク特性が異なっている。これらの側面全体について見れば、ボーキサイト採掘は、時にはSSMである場合もあるが、圧倒的にLSMの分類に該当する。

ASM（「OECD」デュー・ディリジェンス・ガイダンスの金に関する補足書（2016年）の定義では、『極めて単純な形式の探索、採鉱、加工、および輸送を行う、公式、非公式の鉱山事業である。通常、資本集約性が低く、労働集約性の高い技術を用いている。』¹⁹⁾は、いくつかの理由により、明らかに異なる。これは、ボーキサイトの地質学的特徴によるもので、手作業または単純な形式の探索、採鉱、加工、および輸送に適しておらず、また、その供給先であるアルミニウム新地金の製造は、大量かつ資本集約的な性質を持つからである。

「ASI」は、広範囲にわたる業界の知識、文献調査、ステークホルダー参加を通じて、ボーキサイトについてはASMの活動事例がないことを確認している。

ASMは、ボーキサイト採掘業界では該当するものがないが、小規模（SSM）の操業は、時には存在する。小規模採掘（SSM）は、環境への影響が小さく、短期である可能性が高く、面積が小さく、法規制を適用される採掘活動および技術を使用する、鉱石または鉱床からの採取であって、通常、労働集約的ではない。この方式は、小規模な鉱床に適しているが、それに限定されるものではない²⁰⁾。小規模な鉱床での中小企業による正式な採掘活動の詳細な調査結果が存在しないことが、小規模採掘と零細採掘が混同される一因になっている²¹⁾。

ボーキサイト採掘業界では、ASMに該当するものがないので、OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスのASM特有の側面は、アルミニウムのバリューチェーンに適用されない。「ASI」ガイダンスで説明している「OECD」の「デューディリジェンス」ステップは、さまざまな規模、さまざまな操業場所でのリスクを判定するため、また必要な場合には、潜在的または実際の悪影響を軽減するために利用できる。

9.8(a) OECD ステップ1- 強固な企業管理システムの構築 - について

• ステップ1A：サプライチェーン「方針」

- 「CAHRAs」「方針」を採用し、これにコミットする。「方針」では、「ボーキサイト」および「アルミニウム」に限定して、または鉱物全般について、自組織により、または供給者経由で、「CAHRAs」から調達される可能性がある場合のサプライチェーンのリスクを特定し管理する際の自組織の立場を述べる必要がある。
 - 「OECD」ガイドンス附属書Ⅱから編集した「CAHRAs」「方針」のテンプレートは、[別紙2](#)に示されている。
- 「OECD」ガイドンス（附属書Ⅰ）の5段階枠組みで示されたリスクベースの「デューディリジェンス」にコミットすることを述べる。この「方針」を使って、明確で首尾一貫した管理プロセスを設定し、これらのリスクの適切な管理を徹底する。
- 「方針」が、少なくとも「CAHRAs」に関連するすべてのリスクを対象にしていることを確認する。「CAHRAs」に関連するリスクは、「OECD」ガイドンス附属書Ⅱ（下の囲み記事参照）で特定されている。
- 「CAHRAs」「方針」は、独立した「方針」としてもよいし、たとえば、自社の「行動規範」（個別基準1.3）、環境、社会、およびガバナンスの「方針」（個別基準2.1）または「人権」「方針」（個別基準9.1a）などの、責任ある調達のためのより広いアプローチまたは「デューディリジェンス」に統合してもよい。
- 「方針」の策定にあたっては、それが実際に実施可能かどうかを確認できるようにするため、たとえば、調達、製造、コンプライアンス、顧客対応、広報部門など、関連するスタッフを参加させるよう努める。主な外部の「影響を受ける人や組織」との協議も有益だろう。
- たとえば、以下の方法などにより、「方針」を供給者および一般市民に伝達する。
 - ウェブサイトで公開する
 - 直接の供給者に直送する

OECD ガイドンス附属書ⅡのCAHRAsにおけるリスク

「CAHRAs」での**重大な「人権」侵害**のリスクは、「OECD」ガイドンス附属書Ⅱのパラグラフ1に、以下のよう
に概要が説明されている。

- あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い
- あらゆる形態の強制労働
- 「最悪の形態の児童労働」
- 広範な性的暴力など、その他の著しい「人権」侵害および虐待
- 戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺
- 「OECD」ガイドンス附属書Ⅱに記載された、「CAHRAs」におけるその他のリスクの概要を以下に示す。
- 違法な活動を行う非政府武装集団（国連安保理決議で特定されたもの）に対する直接的または間接的支援
- 公的または民間の保安隊で、鉱山現場、輸送ルート、サ

プライチェーンの上流を違法に管理する、または違法な課税や恐喝を行う組織に対する直接的または間接的支援

- 贈収賄および鉱物原産地の詐称
- 資金洗浄および政府への税金、手数料、採掘権料の不払い

- ステップ1B：内部「マネジメントシステム」を構築し、サプライチェーンの「デューディリジェンス」を支援する
 - サプライチェーンの「デューディリジェンス」を監督するのに必要な能力、知識、および経験を有する上級管理者に、権限と責任を割り当てる。その責任には以下に示すものが含まれる。
 - 「CAHRAs」「方針」の策定および実施（ステップ1A）を主導する
 - 「方針」およびその施行を社内で調整し伝達する
 - 関連する供給者が「方針」を尊重するように取り組む
 - 社内での、また、必要があれば社外での、研修を実施する
 - 特定されたサプライチェーンのリスクに対応する
 - 毎年「デューディリジェンス」を報告する（ステップ5）
 - 長期的に内部「マネジメントシステム」の見直しおよび改善を行う
 - 企業の規模、場所、状況を考慮して、サプライチェーンの「デューディリジェンス」の実施を支援するのに必要なリソースを確保する。
 - 「CAHRAs」「方針」（ステップ1A）を含む重要な情報が、関連する内部チームおよび供給者に届くように、内部の体制およびコミュニケーションプロセスを構築する。
 - 社内の能力（必要があれば、供給者を含む）を育成するために、関連する研修の実施を支援する。これには、公開されている「ASI」が開発した研修モジュールの利用を含めてもよい。
 - 規模および状況に応じて、サプライチェーン「デューディリジェンス」のさまざまな側面について、組織内のさまざまな個人およびチームが実行したり、委託を受けたりすることもある。しかし、社内での責任は、明確に規定されているべきであり、最終的には、これらの活動を監督する上級スタッフが責任を負うべきである。
- ステップ1C：サプライチェーンの透明性、情報収集、管理のためのシステムを構築する
 - 自組織のサプライチェーンを理解することは、リスクベースの「デューディリジェンス」の基礎である。「OECD」ガイドンスは、「CAHRAs」に関するリスクを評価できるようにするため、採鉱した鉱物の『原産地』および粗鉱輸送時の経由国の特定を中心にして構成されている。これらの活動に関する責任は、サプライチェーン内の自組織の立場によって異なる。
 - **原産地とは？「アルミニウム」の原産地の決定に役立てるため、「ASI」は、「OECD」ガイドンスの金に関する補足書を引用して、以下に示すように実施の手引きとなる枠組みを作成した。**

- 「**アルミニウム新地金**」の原産地：「ボーキサイト」鉱石が採掘された国または鉱山。
- 「**リサイクル・アルミニウム**」（「**アルミニウム**」二次地金）の原産地：「プレコンシューマスクラップ」または「ポストコンシューマスクラップ」と合理的に想定される金属のリサイクルは、「OECD」ガイドンスの対象範囲から除外されており、これらの金属は、原産地を決定する必要がない。しかし「アルミニウム」二次地金を製造するために「アルミニウム再溶解／精製」で使用される「**アルミニウム新地金**」の原産地は、決定されなければならない（必要に応じて、上記または下記の定義による）。
- **新規適用免除「アルミニウム」在庫品（新地金または二次地金）**：過去にさかのぼって調査するという著しい困難を避けるため、製造日が2022年1月1日より前であると確認できる、倉庫、取引所、製造者が保有する「アルミニウム」の在庫については、「ASI」「パフォーマンス基準」の個別基準9.8による「ボーキサイト」の原産地の決定は不要である。

- **ボーキサイトの原産地および経由国を決定する責任は誰にあるのか？**「OECD」ガイドンスでは、鋳物のサプライチェーンの中で、製錬業者または精製業者を、『拠点』（または、管理点）であると見ています。これらの業者は、通常、可視性が高く、粗鋳の原産地特定の管理がしやすいからである。2 つある「OECD」ガイドンスの補足書では、鋳山と下流の各金属ユーザーの間をつなぐ重要な管理点として、すず、タンタル、およびタングステンについては 3T の製錬業者、金については金の精製業者を特に指定している。
- 「アルミニウム」のバリューチェーンでは、鋳山と金属製造の間には、1 つではなくて **2 つの鋳物処理段階**がある。すなわち、「ボーキサイト」鋳石から「アルミナ精製」を行い、次に「アルミナ」を電気分解して「アルミニウム製錬」を行って、「アルミニウム新地金」を製造する。一部の企業を除いて、多くの企業は垂直統合しておらず、これらの「施設」は、通常、同じ場所には立地していない。
- さらに、「アルミニウム加工スクラップ」および使用済み「アルミニウム」製品をリサイクルするプロセスである「アルミニウム再溶解／精製」においても、「アルミニウム」二次（リサイクル）地金の品質を向上するために、時には、少量の「アルミニウム新地金」を調達することもある。
- **アルミニウム新地金（採掘）とリサイクル（二次）アルミニウム**：「アルミニウム再溶解／精製」プロセスは、それだけでは「アルミニウム新地金」を製造することはできない。「アルミニウム製錬」への原材料インプットである「アルミナ」（白い粉末）は、「アルミニウム再溶解／精製」業者が直接使用することは全く不可能であり、一次または二次金属インプットと混同することもない。したがって、金と違って、「アルミニウム製錬」業者へのインプットである「ボーキサイト」または「アルミナ」の原産地を偽装する手段として、リサイクル可能な「アルミニウム」を使うことはできない。「OECD」の金に関する補足書では、金の精製業者における原産地偽装問題に取り組んでいるが、これは、「アルミニウム」のサプライチェーンには無関係な問題である。

このようにして「OECD」ガイドンスの原則を理解すると、「アルミニウム」のサプライチェーンの『拠点』（または、管理点）は、「アルミニウム製錬」業者とみなすことができる。「OECD」ガイドンスに従って、以下のように扱う。

- 「ボーキサイト」の原産地および経由国に関する情報の収集および共有は、主に一次製造のサプライチェーンに責任がある。
- 「アルミニウム新地金」が製造された後は、それより下流のサプライチェーンに位置する企業の重点は、「アルミニウム製錬」業者の「デューディリジェンス」実施状況に移行する。

- **どのような情報を収集し共有する必要があるのか？**情報の収集および伝達、管理に関する「OECD」ガイドンスの原則を、「アルミニウム」のサプライチェーンに合理的に適用する方法を下の表 4 に示す。

「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」、「アルミニウム製錬」の場合、「ボーキサイト」の原産地および経由地の情報は、以下のように収集し共有する必要がある。

- **原産地**：「ボーキサイト」が採掘された特定の鋳山または国
- **経由地**：「ボーキサイト」鋳石の輸送の際に通過したその他の国のリスト

顧客またはその他の関係者と共有する情報は、特に営業上の秘密保持について懸念がある場合、供給者別に区分されている必要はない。「ボーキサイト」の原産地および経由地がたびたび変更される場合、情報は、出荷ごとに、または原産地もしくは経由地が変わるたびに、提供してもよい。原産地および経由地が変わらない場合、情報は、年 1 回または要請に応じて顧客に提供してもよい。

「アルミニウム再溶解／精製」および「鋳造後工程」（下流）の企業については、ステップ 1C の一環として収集すべき情報は、サプライチェーン内の「アルミニウム製錬」業者の身元情報、およびその業者の「デューディリジェンス」実施状況である。

表4- サプライチェーン活動ごとの、ボーキサイト原産地および「アルミニウム製錬」業者の情報収集

「ボーキサイト採掘」	「アルミナ精製」	「アルミニウム製錬」	「アルミニウム再溶解／精製」	「鋳造後工程」（下流）
「ボーキサイト」の原産地およびその他の経由国を顧客または「商社」に伝える。 直接の管理下でない鉱山から「ボーキサイト」を調達する場合、常に原産地を明確に理解する。	「ボーキサイト」供給者に要請して、「ボーキサイト」の原産地およびその他の経由国の情報を得るように努める。 「アルミナ」の顧客または「商社」に情報を伝える。	「アルミナ」供給者に要請して、「アルミナ」の製造に使用した「ボーキサイト」の原産地およびその他の経由国の情報を得るように努める。 「アルミニウム新地金」の顧客または「商社」に情報を伝える。	「アルミニウム新地金」を調達する場合、サプライチェーン内の「アルミニウム製錬」業者を特定するために最善を尽くす。 その製錬業者が、「OECD」ガイドンスに従って「デューディリジェンス」を実施していることを確認するよう努める。 「アルミニウム二次地金」の顧客または「商社」に情報を伝える。	「アルミニウム新地金」を調達する「アルミニウム再溶解／精製」業者経由の場合を含めて、サプライチェーン内の「アルミニウム製錬」業者を特定するために最善を尽くす。 その製錬業者が、「OECD」ガイドンスに従って「デューディリジェンス」を実施していることを確認するよう努める。 自社の顧客に情報を伝える（該当する場合）。

- どうすれば供給者と協力してこの情報を収集できるか？「アルミニウム」のバリューチェーン内で「OECD」ガイドンスの実施が長期的に普及するにつれて、供給者はこれらの要請に慣れてくるだろう。しかし、すず、タングステン、タンタル、および金の場合は、米国、EU、その他でサプライチェーンの「デューディリジェンス」が法律に定められて実施が期待されており、何年にもわたって理解が進んでいるのに対して、「アルミニウム」業界では、「OECD」の5段階枠組みを2022年から正式に採用しようとしているところである。

この状況を認識した上で、行動を始める方法を以下に示す。

- コミュニケーション、契約、協定、請求書、その他の関連文書で、自社の「CAHRAs」「方針」を参照する
- 関連するすべての供給者と連絡を取って、「CAHRAs」「方針」について協議し、質問を促す。これは、潜在的リスクまたは情報のギャップを理解する機会となる。また、追加の研修または能力開発が有効かどうか評価する機会にもなる
- 必要があれば、供給者と協力して、彼ら自身の「デューディリジェンス」戦略および制度の構築を支援する
- 供給者が情報を提供できない、または提供を渋る場合は、その理由を考える。内容によっては容易に解決できることもある。ヒントを以下に示す。

- 供給者が、彼ら自身の供給者から情報を入手できない場合、合同の会議または電話会議の開催を検討する
- 供給者が、秘密情報を提示したくない場合は、情報共有を管理するとともに情報の目的および利用方法を定める、秘密保持契約の可能性を協議する。
- 実際には、「デューディリジェンス」の実施が、供給者、「商社」、輸送者のつながり全体にわたって定着し始めるまでは、欲しい情報をどうしても入手できないかもしれない。
 - 当初、サプライチェーン上に情報がごく少ない、または全く存在しない状態である場合、情報を求めるために実施した手順、および長期的にデータを改善する計画を文書化することによって、個別基準への「適合性」を示すことができる。
- この情報を収集するための実用的手段は？ 以下のように、さまざまなアプローチが利用できる。
 - チェックリスト、記入用紙、またはオンラインデータ収集ツールを供給者に送付する
 - 供給者から「ASI」または他の「加工・流通過程の管理」（「CoC」）文書の提供を受ける
 - 供給者との会議または電話会議（小規模企業の場合は、この方が容易かもしれない。また、協議や認知のきっかけになりうる）
 - 「鋳造製品」を調達する「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鋳造後工程」（下流）企業の場合、通常、「アルミニウム」に刻印または添付されている物理的なスタンプまたはマーキングによって、「アルミニウム製錬」業者または二次製造業者を識別できる。
- 当社は、「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」または「アルミニウム製錬」に従事している。「ボーキサイト」の原産地および経由地ならびに供給者情報を、製品のインプットおよびアウトプットに結びつける必要があるのか？
 - はい。ステップ 1C で収集する情報は、顧客にとっても重要と思われる。鉱物および金属取引記録において、この情報を以下の情報と結びつける。
 - 重要なインプットの形態、種類、重量（必要に応じて、付随するアウトプットについても同様）
 - 供給者の詳細情報、『顧客確認』形式の情報（下記参照）を含む。「ボーキサイト」または「アルミナ」供給者の、身元情報、社長、操業場所。
 - 「アルミナ精製」業者および「アルミニウム製錬」業者の場合、「ボーキサイト」または「アルミナ」の貨物を受領する際に、品質管理プロセスを使って、「ボーキサイト」の原産地または経由地を判断するのに役立つと思われる、供給者が提供した情報の不整合を確認する。
- 透明性確保に役立つその他の事項：
 - 顧客確認（KYC）の原則は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策として確立された。供給者のデータを収集し維持することは、継続的なプロセスである。KYC の原則は、「ASI」「パフォーマンス基準」の個別基準 1.2 で求められ、また、「ASI」「加工・流通過程の管理」（「CoC」）「基準」の原則 7 による「デューディリジェンス」要求事項で求められる、有効な「不正行為」防止対策の要素である。この「CoC」「基準」では、「非 CoC 材料」、「仲介業者・流通業者」から入手した「CoC 材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」の供給者に関して、環境、社会、またはガバナンス上の潜在的なリスクを確認する「デューディリジェンス」の実施、およびリスクの回避または軽減のための合理的な措置の実施を「事業体」に求めている。
 - 企業は、それが妥当な場合、十分に、かつ、透明性を保って、関連する法執行機関と協力することを推奨する。
 - 現金取引は、透明性を低下させるために使われる場合もある。合理的に利用可能な場合には、鉱物および金属に対する代金の支払および受領は、正式な銀行チャネルを経由して行う。現金での購入は避ける。やむを得ず現金で購入する場合は、検証可能な文書による裏付けを必ず用意する。
 - 「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」については、「パフォーマンス基準」の個別基準 3.3b に従って、採取産業透明性イニシアティブ（「EITI」）の原則および個別基準の適用を支援する。
 - 営業上の秘密保持に関する懸念事項に注意する。責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスには、その方法に関する助言が記載されている。その例として、個別の「事

業」上の関係ではなく、集約された情報を要求すること、供給者の機密情報へのアクセスを制限することなどがある。

- 「デューディリジェンス」の情報（「デューディリジェンス」のプロセス、得られた知見、判定結果など）は、必ず、少なくとも 5 年間保存する。この情報を保持するのに、更新可能なスプレッドシート、データベース、または同様な手段を利用すれば、長期的に、利用しやすさおよび「デューディリジェンス」プロセスの強化に役立つ。

- ステップID：供給者との関係を強化する

- 供給者に対して、「OECD」ガイダンスと整合性のある「CAHRAs」「方針」にコミットさせるように努める。
- 供給者との契約または協定に、「CAHRAs」「方針」を取り入れる。
- 供給者が、附属書Ⅱの規定に従って、サプライチェーンの「デューディリジェンス」および「CAHRAs」に関連するリスクのリスクマネジメントを実施すべきである、という期待を供給者に伝える。
- 供給者がサプライチェーンの「デューディリジェンス」およびリスクマネジメントを改善する能力を構築し、自社の「CAHRAs」「方針」実施にさらに貢献できるようにするための方法を検討する。
- 供給者と長期的な関係を築いて、責任ある調達という関係を取り入れられるように努める。
- リスクの軽減が必要だと特定された場合（ステップ 2 および 3 参照）、供給者と協力して、計測可能な改善計画を策定する。政府や市民団体など、外部のステークホルダーも、関連があり適切であれば、参加してもよい。

- ステップIE：効果的な「苦情解決制度」

- 「苦情解決制度」は「影響を受ける人や組織」または内部告発者が、「CAHRAs」からの「ボーキサイト」採掘、取引、移動および輸出に関する懸念事項を提起できる『早期警戒』システムを提供する。これにより、自社のリスクアセスメントで取り上げなかった、サプライチェーン内のリスクについて警報を受け取ることができる。
- 「CAHRAs」に対する「苦情解決制度」は、「ASI」「パフォーマンス基準」の個別基準 3.4 で求められるものと同じもの（または整合性のあるもの）でもよい。そのガイダンスについては、権利に対応した「苦情解決制度」を策定するための原則に関する個別基準 3.4 を参照されたい。
- 「ASI メンバー」の活動に関する「CAHRAs」について、「ステークホルダー」が懸念事項を提起するためには、「ASI 苦情解決制度」も利用でき、これにより適正な手続が適用される。

9.8(b) OECD ステップ 2 - サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価 - について

- 強固な「マネジメントシステム」およびステップ1 で収集した情報に基づいて、ステップ2 では、サプライチェーンを通じて製造または購入した「ボーキサイト」、「アルミナ」または「アルミニウム」が、紛争または重大な「人権」侵害に寄与するリスクを評価する。
- このプロセスの土台となる 2 つの概念がある。
 - 『危険信号』の特定（次の項目に依存する）

- どの「ボーキサイト」の原産地または経由地が「紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs)」であるかの特定

危険信号 - 強化された「デューディリジェンス」の必要性をもたらす潜在的なリスクの指標ロンドン金属取引所（「LME」）の「LME」上場銘柄の責任ある調達方針との整合性を保つために、「ASI」は、「OECD」ガイダンスの 3T に関する補足書から、危険信号の枠組みを採用している。「アルミニウム」のバリューチェーンでは、場所および供給者に対する危険信号は以下のとおりである。

<u>場所に関連した危険信号：</u>	<u>供給者に関する危険信号：</u>
「ボーキサイト」が、「CAHRAs」を原産地とするか、またはこれら地域を輸送の際に経由している 「ボーキサイト」が、既知埋蔵量が限られ、期待資源または予想生産水準が疑問視されている国を原産地として申告されている 「ボーキサイト」が、「CAHRAs」からの鉱物が輸送中に通過することが知られている国を原産地として申告されている	- 供給者もしくはその他既知の上流の企業が、前述の危険信号の原産地や経由地のいずれかから「ボーキサイト」を供給したり、そこで操業したりする企業の株式を保有しているか、またはその他の利害関係を有する、または - 供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、過去 12 ヶ月間に前述の危険信号の原産地や経由地から「ボーキサイト」を調達したことが知られている

- 危険信号を特定できるようにするためには、どの地域が「CAHRAs」として扱われるかについて、合理的な判断をする必要がある。これは、サプライチェーンの性質によって、簡単なこともあるし、複雑なこともある。場合によっては、さらに有資格者の助言または支援があれば、これらの判断に有益なこともある。

「CAHRAs」を特定するための資料

残念ながら、唯一の決定的な「CAHRAs」リストはなく、この概念の適用は、「アルミニウム」のバリューチェーンにとって不慣れなことである。「ASI」は、コンフリクトフリー、または「紛争地域または高リスク地域」として扱われる国や地域のリストを維持管理していない。紛争の性質は、常に変化している。紛争が国全体で発生していることもあるが、多くの紛争関連および高リスクの事件は、地域もしくは局地的なレベルに集中しているか、または個別の現場、事業体、関係者だけが関与している。「CAHRAs」は、正確に国境で表示できない。また、国のある部分は「CAHRAs」とみなされるが、他の部分は「CAHRAs」ではない、という状況もありうる。

「OECD」ガイダンスおよび欧州連合などの組織は、3T および金に対する紛争鉱物規制を導入しているが、ある地域が「CAHRAs」であるかどうかについて合理的な判断をする責務を、サプライチェーンの参加者自身に課している。欧州連合は、その規制に役立てるために、3T および金に関連する「CAHRAs」の概要について、世

界の地図とリストを策定した。この資料は、『示唆的であって、網羅的ではない』と説明されており、<https://www.cahraslist.net/>で入手可能で、四半期ごとに更新されている。これは、今のところ「ボーキサイト」を対象にしていないが、「CAHRAs」のリスクを理解するために有益な基準になる。

「OECD」ガイダンスの「CAHRAs」の定義は、これらの地域の紛争、ガバナンス、「人権」に関する主要な特性をよく示している。下の表 5 は、調達する地域のリスクを評価するのに役立つために、これらを要約し、いくつかの公開された資料を示している。

表5 - CAHRAs の特定に利用できる公開資料

紛争	ガバナンス	人権
紛争状態にある地域。たとえば、 - 国際紛争 - 解放戦争または反乱 - 内戦 - その他の武力侵略	ガバナンスまたは安全保障が弱いまたは存在しない地域。以下のよう に分類される。 - 政情不安または弾圧 - 制度の弱体化 - 不安定 - 公共インフラの崩壊 - 暴力の蔓延 - 国内法または国際法の違反	「人権」侵害および法律違反の蔓延に 影響された地域。たとえば、 - 拷問、または残虐で品位を傷つける扱い 「強制労働」および「児童労働」 - 性的暴力の蔓延 - 戦争犯罪 - 人道に対する犯罪 - 集団虐殺
オープンソース： - Heidelberg Conflict Barometer (ハイデルベルグ国際紛争研究所の紛争バロメーター) - Rule of Law in Armed Conflicts (武力紛争における法の支配、ジュネーブアカデミー) - Uppsala Conflict Data Program - Georeferenced Event Dataset (ウプサラ紛争データプログラム - 地理参照イベントデータセット) - CrisisWatch (国際危機グループ) - Global Peace Index (世界平和度指数、ビジョンオブヒューマニティ) - Armed Conflict Location and Event Data Project (武力紛争の場所とイベントデータプロジェクト)	オープンソース： - Worldwide Governance Indicators (世界ガバナンス指標、世界銀行) - Fragile States Index (脆弱国家指数、平和基金会) - Corruption Perception Index (腐敗認識指数、トランスパレンシーインターナショナル) - NRGIガバナンス指数	オープンソース： - 国連安全保障理事会決議 - 国連開発計画 - Global Human Development Indicators (グローバル人間開発指数) - 国別統計 - Human Rights Watch (ヒューマン・ライツ・ウォッチ) - Amnesty International (アムネスティ・インターナショナル) - Global Witness (グローバル・ウィットネス)

「OECD」ガイドンスによれば、供給者が何らかの責任ある調達プログラムまたはイニシアチブに加入しているかどうかにかかわらず、供給者の危険信号を特定し、リスクアセスメントを実施する責任は、発注者にあることに留意されたい。

- ステップ2A：サプライチェーンのリスクを特定する - 『危険信号』

- **着手する方法**ステップ1の「マネジメントシステム」で収集した情報を使って『危険信号』を特定する。サプライチェーン内の自組織の立場によって、リスクアセスメントの範囲、それに続く「デューディリジェンス」ステップの枠組みが決まる。
 - **ボーキサイト鉱山の場合**、自組織の「ボーキサイト」の生産および輸送に関する知識に基づいて、危険信号を特定する。他の生産者から「ボーキサイト」を調達している場合は、供給者の身元情報、社長、操業場所に関する『顧客確認』情報、その他の情報収集も使って、危険信号を示しているかどうか判定する。
 - **「アルミナ精製」業者および「アルミニウム製錬」業者の場合**、供給者から提供された「ボーキサイト」の原産地および経由地の情報、供給者の身元情報、社長、操業場所に関する『顧客確認』情報、その他の情報収集。
 - **「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鑄造後工程」（下流）企業の場合**、サプライチェーン内の「アルミニウム製錬」業者に対して、サプライチェーンで危険信号を特定したか、または合理的に特定しておくべきだったか、を確認する。製錬業者の「デューディリジェンス」実施に関連するエビデンスとしては、以下に示すものがある。
 - ステップ1で得られたエビデンス、供給者と直接関与して収集したその他の情報、または机上調査
 - 「ASI」「パフォーマンス基準」（第3版）に基づく「ASI認証」に関する公開情報（「ASI」ウェブサイトで入手可能）のレビュー
 - ロンドン金属取引所（「LME」）上場銘柄、および「LME」の責任ある調達ルール遵守のエビデンス
 - 「OECD」ガイダンスに整合するサプライチェーンの「デューディリジェンス」向けその他類似のプログラム
 - 企業は、合理的な判断をするために、リスクに応じたエビデンスの外部情報源を使って、供給者の記述を検証する必要がある。
- **ステップ2Aに役立つその他の事項：**
 - 上の表5は、危険信号および「CAHRAs」を特定する際に役立つと思われる、具体的な資料の例を示している。一般的に、信頼できる資料としては、以下のものがある。
 - 政府、国際機関、市民団体、メディアによる調査報告書
 - マップ、国連報告書、国連安全保障理事会の制裁リスト、「OECD」報告書
 - 「ボーキサイト」採掘、ならびに紛争および「人権」についての関連業界の文書
 - 「苦情解決制度」を通じて提起された情報
 - 潜在的な「CAHRAs」および危険信号についての情報源をレビューし、信頼できると判断した経緯の記録を残しておいて、「ASI」「監査人」に見せられるようにする。
 - 特に、新しい供給者と関係を築く場合、または既存の供給者が調達運用を変更した場合、必ず、リスクを定期的にレビューし、評価する。
- **次のステップ：**
 - 「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」業者および「アルミニウム製錬」業者の場合：
 - 危険信号が特定されないと合理的に判断した場合、供給者は低リスクとみなすことができ、現時点では追加の「デューディリジェンス」は不要である。ステップ4および5を必ず実施する。
 - 危険信号が特定された場合、ステップ2Bに進む。
 - 「アルミニウム新地金」を調達する「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鑄造後工程」（下流）企業の場合：
 - サプライチェーン内の「アルミニウム製錬」業者について危険信号がないと合理的に判断できる場合、追加の「デューディリジェンス」は不要である。ステップ4および5を必ず実施する。
 - サプライチェーン内の「アルミニウム製錬」業者について危険信号が特定された場合、ステップ2Bに進む。

- 「アルミニウム製錬」業者を特定できない場合：「アルミニウム新地金」を調達する「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鋳造後工程」（下流）企業で、サプライチェーン内の「アルミニウム製錬」業者を特定できない場合は、ステップ 2A で危険信号を評価することが非常に困難になる。製錬業者を特定する取り組みについて計測可能な改善を実証できる計画を策定し、長期的に「デューディリジェンス」を改善できるようにする。例：
 - 改善の機会をレビューし、ステップ 1 および 2 による取り組みを拡大する
 - サプライチェーン内の製錬業者を特定できない場合、最も上流にある既知の企業に対して、「デューディリジェンス」情報またはその実施を要求してみる
 - 自社の規模またはその他の要因により、直接の供給者から上流の供給者を特定することが困難である場合は、他の関連する企業と協力して、サプライチェーン内の製錬業者を特定し、「デューディリジェンス」実施を評価することを検討する。
 - ステップ 4 および 5 を必ず実施する。
- ステップ 2B：特定された『危険信号』に関連する悪影響のリスクを評価する
 - ステップ 2A でリスクが特定されない場合、「事業体」は、ステップ 2B を実施する必要はない。
 - 上記の収集した情報と以下に示すものとの間に、合理的な不整合がある場合、『リスク』とみなす。
 - 「CAHRAs」「方針」
 - 自社の本社がある国もしくは操業する国、または「ボーキサイト」が生産もしくは輸送される国の「適用法」、
 - 企業の操業および「事業」上の関係に適用される法的文書、たとえば、金融、委託および供給の契約
 - その他の関連する国際的文書、たとえば国際「人権」法に関連する文書
 - 危険信号の発見は、必ずしも、サプライチェーンに悪影響が発生していることを意味するわけではない。ステップ 2B は、ステップ 2A で特定した危険信号に起因する、「CAHRAs」関連の悪影響の存在を見つけるプロセスである。

「CAHRAs」関連の悪影響とは？

「CAHRAs」からの鉱物サプライチェーンに関連する悪影響は、「OECD」ガイダンスの附属書Ⅱに以下のようまとめられている。

- 鉱物の採掘、輸送または取引に関連する深刻な虐待
 - あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い
 - あらゆる形態の強制労働
 - 「最悪の形態の児童労働」
 - 広範な性的暴力など、その他の著しい「人権」侵害および虐待
 - 戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺
- 違法な活動を行う非政府武装集団（国連安保理決議で特定されたもの）に対する直接的または間接的支援
- 公的または民間の保安隊で、鉱山現場、輸送ルート、サ

プライチェーンの上流を違法に管理する、または違法な課税や恐喝を行う組織に対する直接的または間接的支援

- 贈収賄および鉱物原産地の詐称
- 資金洗浄および政府への税金、手数料、採掘権料の不払い

- 悪影響が発生するリスクを評価する具体的な責任は、自組織のサプライチェーン活動によって異なる。
- 「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」業者および「アルミニウム製錬」業者の場合、危険信号のあるすべてのサプライチェーンに関する実際の状況を明確に描く。下記参照。
 - 「CAHRAs」は、必ずしも国境で表示できないことに留意する。危険信号の場所が「CAHRAs」に関連している場合、単に国だけではなく、特定の鉱山の位置が重要であり、これにより、「ボーキサイト」の採掘、輸送、または取引に関連する悪影響を評価できるようになる。
- 「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鋳造後工程」（下流）企業の場合、サプライチェーン内で危険信号のある「アルミニウム製錬」業者の「デューディリジェンス」およびリスク軽減の実施状況をさらに評価する。最善を尽くして以下の項目を実施する。
 - 「アルミニウム製錬」業者の「デューディリジェンス」実施に関する情報をさらに収集する
 - 彼らの「デューディリジェンス」実施が、「OECD」ガイダンスと整合性のある「基準」について、独立した監査を受けたかどうかを判定する。可能であれば、その結果をレビューする。
（「アルミニウム」のサプライチェーンでのプログラムとしては、「ASI」「パフォーマンス基準」、およびロンドン金属取引所の認定を受けたその他のプログラムおよびトラック）。
 - サプライチェーン内で「アルミニウム新地金」製造に従事する企業が実施した現場評価（下記参照）をレビューする。
 - リスクを特定した場合、ステップ3に進み、特定されたリスクに対処するための戦略を構築し、実施する。
- 「ボーキサイト採掘」「アルミナ精製」または「アルミニウム製錬」に従事する企業は、どのようにして危険信号のあるサプライチェーンの『実際の状況を明確に描く』のか？危険信号のあるサプライチェーンの実際の状況を明確に描くためには、2つの重要な活動がある。
- 危険信号のある場所、および危険信号のある供給者の「デューディリジェンス」実施について、その状況の詳細なレビューを実施する。
 - 「ボーキサイト」の採掘、取引、輸送および「CAHRAs」に関連する潜在的な悪影響とのつながりについての、報告書、状況説明および関連する文書をレビューする
 - 地方および中央の政府、地元の市民団体、コミュニティネットワーク、国連機関、地元の供給者と協議する
 - 供給者が「OECD」ガイダンスと整合性のある、効果的な「方針」および「マネジメントシステム」を持っているかどうかを解明する
- 「ボーキサイト」に関する危険信号のある場所および供給者に対する現場評価を実施し、供給者による「ボーキサイト」の採掘、取引、移動および輸出状況に関する情報を作成し、維持する
 - 評価者は、実際の評価対象活動から独立しており、利益相反がないことを確認する
 - 評価者は、「人権」および紛争関連のリスクの知識、地元の言語および文化の認識、「アルミニウム」のサプライチェーンの理解を含めて、適任であり十分な知識と能力を備えていることを確認する
 - 可能であれば、危険信号のある場所および供給者へのアクセスの準備を支援し、「CAHRAs」での現場評価活動を実施する際の評価者自身に対するリスクについても、必ず検討して軽減できるようにする
 - 独立して現場評価を実施してもよいが、可能であれば、同業他社との、または業界団体もしくはマルチステークホルダーのイニシアチブを通じて、共同評価チームを結成して、取り組みを共同利用できるように努力する。共同作業では、自社特有の事情を考慮するとともに、自社の「デューディリジェンス」プロセスに対する全責任は自社にあることを必ず理解する
 - サプライチェーンの下流の企業も、現場評価を利用できるように支援する

危険信号のあるサプライチェーンの『実際の状況を明確に描く』ために、どのような種類の情報が求められるか？

- ボーキサイト鉱山の位置および識別情報。
- 鉱山の現在の生産量および生産能力、可能であれば、不一致（たとえば、記録された生産量が既知の能力を超えている）を特定するための比較分析。
- 「ボーキサイト」輸送の手段および位置。
- サプライチェーンの上流のすべての関係者を特定する（たとえば、「ボーキサイト」生産者、仲介者、「商社」、輸出者、再輸出者、物流および輸送企業、保安提供者など）。これらの関係者について、以下の項目を実施する。
 - 所有者、企業構成（役員、取締役を含む）を特定する
 - 関連する「事業」、子会社、親会社、系列会社を特定する
 - 政府のウォッチリスト情報を確認する（たとえば、国連制裁リスト、OFAC の特別指定国民リスト、World-Check 検索）
 - 政府、政党、軍、犯罪者ネットワーク、または非国家武装集団との関係を特定する
- 採掘および輸出の事業ライセンス。
- 「ボーキサイト」の採掘、取引、輸送および輸出に関連した、政府への税金、手数料、採掘権料、ならびに政府機関および公務員へのその他の支払または報酬。
- 鉱山現場、輸送ルート、および「ボーキサイト」の取り扱いまたは処理を行うすべての地点の保安サービス。
- 鉱山現場、輸送ルート、および「ボーキサイト」の取引または輸出を行うすべての地点の軍事化。
- 公的もしくは民間の保安隊もしくはその他の武装集団への支払、またはその他の形態での直接もしくは間接の支援。
- 安全保障及び「人権」に関する自主「原則」に基づいた、すべての保安要員に対する訓練、選抜、セキュリティリスクアセスメント。
- ボーキサイト鉱山、輸送ルート、「ボーキサイト」が取引または処理される地点において、いずれかの当事者によって行われた深刻な「人権」侵害のエビデンス。

上記の情報と以下に示すものとの間に、合理的な不整合がある場合、『リスク』とみなす。

- 「CAHRAs」「方針」。
- 自社の本社がある国もしくは操業する国、または「ボーキサイト」が生産もしくは輸送される国の「適用法」。
- 企業の操業および「事業」上の関係に適用される法的文書、たとえば、金融、委託、および供給契約。
- その他の関連する国際的文書、たとえば国際「人権」法に関連する文書。

リスクを特定した場合、ステップ3 では、特定されたリスクに対処するための戦略を構築および実施する方法に関するガイダンスを提供している。

○ その他の考慮事項：

- 以下に示す（ただし、これらに限定されない）「CAHRAs」の特定のリスクに対処するために、関連する「ASI」「パフォーマンス基準」の個別基準のための内部「マネジメントシステム」の統合を検討する。
 - 深刻な「人権」侵害の影響による重大なリスク（個別基準 9.1「人権」を参照）

- 「贈収賄」と「不正行為」の重大なリスク（個別基準 1.2「不正行為」防止を参照）
- 保安隊の使用に関連する重大なリスク（個別基準 9.9 警備プラクティスを参照）
- 「児童労働」（個別基準 10.2 を参照）および「強制労働」（個別基準 10.3 を参照）の重大なリスク
- FPIC（個別基準 9.4 参照）プロセスを実行している場合、紛争（先住民の領地内に軍隊、民兵組織、警察、または武装保安隊がいる状態を含む）の存在する中での『自由意志による』の部分の意味するものを検討する。
- 高リスクまたは危険信号とみなされた場合、自動的に供給者または調達先という関係を解消してはならない。
 - 「事業」上の関係の停止または終了を検討する前に、可能かつ適切であれば、まず、供給者に関与して、リスク軽減戦略を採用する（ステップ 3）。
 - 「CAHRAS」からの調達は、「デューディリジェンス」に基づく責任ある調達プログラムの裏付けがあれば、これらの地域の生計や経済成長の支援に大きな役割を果たす可能性があることに留意する。

9.8(c) OECD ステップ 3 - 特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施 - について

- ステップ 2 のプロセスで、実際のリスクまたは潜在的リスクを特定できなかった場合、個別基準 9.8c は、その理由を付記して「非該当」と判定してもよい。
- ステップ 2 のプロセスで、実際のリスクまたは潜在的リスクを特定した場合、ステップ 3 に従って、これらに対処するための戦略を構築し、実施することにより、悪影響を防止または軽減する必要がある。
 - 企業は、ステップ 3 の活動について、共同のイニシアチブを通じて協力してもよい。ただし、企業は、個別に「デューディリジェンス」の責任を負うので、共同作業では、自社特有の状況を考慮しなければならない。
- 「OECD」ガイダンスは、次のように述べている。
 - 特定されたリスクに対応して、個々の企業が実施する行動を決定する責任は、その企業の経営陣にある
 - 「デューディリジェンス」を実施するために企業がとる手段は、特定されたリスクの重大度および発生確率に見合ったものにする必要がある
 - 「デューディリジェンス」は、企業の規模、活動場所、その国の状況、関連する「製品」またはサービスの分野および特性などの要因を考慮しながら、誠意をもって、相応の努力により実施する。
- ステップ 3A：任命された経営上層部に対し、結果を報告する
 - 収集した情報、ならびにステップ 2 のリスクアセスメントで特定した実際のリスクおよび潜在的リスクの概要をまとめて、経営上層部に報告する。
- ステップ 3B：リスク管理計画の立案と採用
 - ステップ 2 で実際のリスクおよび潜在的リスクが特定された場合：以下のいずれかにより、リスク管理の戦略を立案する。
 - I. 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を継続する
 - II. 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を一時停止する
 - III. 緩和の取組みが実施不可能または許容不可となった場合、供給業者との関係を解消する
 - （I、II、III）のどれを選ぶかは、特定されたリスクの種類、およびサプライチェーンに影響を及ぼす自社の能力によって決まる。

- 下の表 6 は、「OECD」ガイドンス附属書Ⅱのモデルサプライチェーン「方針」（これは、ステップⅠA の「CAHRAs」 「方針」 が整合しているべきものである）に基づく適切な対応についてのガイドンスを示している。
- 悪影響の重大度および発生確率などの要因は、対応の規模および複雑度を決める際に重要である。
- 実際の悪影響を特定した場合、その問題を解決し、影響を軽減する手段をとる必要がある。重大な影響に対しては、直ちに行動する必要がある。
- 実際の悪影響を特定していないが、潜在的な悪影響が予測できる場合、予防措置をとる必要がある。

表 6 - ステップ2 で悪影響の合理的なリスクを特定した場合の適切な対応（OECD 附属書Ⅱのモデルサプライチェーン方針に基づく）

特定された悪影響のリスク	適切な対応（附属書Ⅱ）
「ボーキサイト」／鉱物の採掘、取引、輸送に関連する深刻な虐待。 - あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い - あらゆる形態の「強制労働」 「最悪の形態の児童労働」 - 広範な性的暴力など、その他の著しい「人権」侵害および虐待 - 戦争犯罪またはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、または集団虐殺	「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」業者および「アルミニウム製錬」業者の場合、関連する供給者との関係を直ちに停止または解消する措置をとる。可能であれば、悪影響を軽減する。 「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鑄造後工程」（下流）企業の場合、「ボーキサイト」の採掘、取引、輸送に関連する深刻な虐待、または非政府武装集団への直接もしくは間接の支援について合理的なリスクが存在する場合に、製錬業者がその供給者との関係を停止または解消していないならば、「アルミニウム製錬」業者との関係を直ちに停止または解消する措置をとる。
違法な活動を行う非政府武装集団（国連安保理決議で特定されたもの）に対する直接的または間接的支援	
公的または民間の保安隊で、鉱山現場、輸送ルート、サプライチェーンの上流を違法に管理する、または違法な課税や恐喝を行う組織に対する直接的または間接的支援	関連する供給者との取引を継続するかまたは一時的に停止し、測定可能な軽減措置を実施する。 軽減措置に効果がない場合は、取引を停止または解消する。
贈収賄および鉱物原産地の詐称	
資金洗浄および政府への税金、手数料、採掘権料の不払い	資金洗浄の効果的な排除に資するための取り組みを支援する、またはその手段をとる。 採取産業透明性イニシアティブ（EITI）の原則に従って、開示の取り組みを支援する。

- 実際のリスクまたは潜在的リスクを特定した後、緩和措置を策定する際に、以下の項目を実施する。
 - 「OECD」ガイドンス附属書Ⅲのリスク緩和のために推奨される措置、および改善を測定するための指標を参考にする。

- 特定されたリスクについて、サプライチェーンの中で最も効果的かつ直接に緩和できる企業または組織に接触する
 - 可能かつ適切であれば、リスク軽減計画に合意する前に、影響を受ける「ステークホルダー」（たとえば地方および中央の政府当局、国際または市民団体の組織、影響を受ける第三者）と協議する
 - 変化する状況に応じて計画を変える必要がありうることに留意する（ステップ 3D 参照）。
- 高リスクの供給者との関与をさらに強化する方法、ステップ 1 で確立した内部システムを拡大する方法を検討する。
- いずれの場合でも、規模および現実の実施能力に応じたリスク管理計画を策定する。
- **ステップ 3C：リスク管理計画を実施しパフォーマンスを追跡する**
 - ステップ 3B で策定したリスク管理計画を実施し、リスク緩和の取り組みのパフォーマンスを監視および追跡する。
 - 必要な場合、「アルミニウム製錬」業者、共通の供給者、地方および中央の当局、その他の関連する「影響を受ける人や組織」および「CAHRAs」と協力または協議する。
 - 「ボーキサイト採掘」「アルミナ精製」または「アルミニウム製錬」に従事する企業の場合、リスク緩和の監視に役立てるために、「労働者」またはコミュニティに基づくネットワークを設立または支援することを検討する。
 - 「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鋳造後工程」（下流）企業で、サプライチェーン内でリスク緩和に関与している「アルミニウム製錬」業者が存在する場合、リスク管理計画の実施を追跡する。
 - 最も効果的かつ直接に悪影響のリスクを防止および軽減できる、サプライチェーン内の関係者に対して影響力を構築または行使し、パフォーマンス向上を支援する。例：
 - 「デューディリジェンス」のパフォーマンスを契約に取り入れる（該当する場合）
 - 業界団体およびマルチステークホルダーのイニシアチブを通じて取り組む
 - 能力開発および研修の策定および実施を支援する
 - 特に、発展途上国について、「デューディリジェンス」およびリスク緩和の取り組みの社会的および経済的効果を十分に考慮する。
 - 任命された経営上層部に対して、リスク管理および緩和のパフォーマンスを定期的に報告する。
 - 測定可能なリスク緩和は、特定されたリスクの除去に向けての著しくかつ測定可能な改善を、リスク管理計画の採用から 6 ヶ月以内にもたらす必要がある。
 - 6 ヶ月以内にそのような測定可能な改善が見られない場合、企業は、少なくとも 3 ヶ月の間、当該供給者との関係を停止または解消する必要がある。
 - 重大な虐待については、供給者との関係を直ちに停止または解消することになるが、適切な場合には、緩和の取り組みを実施することもできることに留意されたい。
 - 取り組みを調整または強化する必要がある状況かどうかを検討する（ステップ 3D）。
- **ステップ 3D：緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、追加的な評価を引き受ける**
 - サプライチェーンの「デューディリジェンス」は動的な工程であり、継続的なリスク監視を必要とする。以下の項目の監視を継続する。
 - 特定されたリスク（計画のパフォーマンスおよび効果を評価するため）
 - 他人が実施しているリスク緩和の取り組み（必要な場合）
 - 現状（および、必要な場合には「CAHRAs」）についての、変化しつつある情報
 - 現場での、またはサプライチェーン内での何らかの状況の変化（たとえば供給者の変更）に対して、リスク管理戦略を適合させる。

- そのような変化がある場合、悪影響を特定、防止、または軽減するために、ステップ 2 の評価を更新する、またはさらに実施する必要があること、またはステップ 3 のリスク管理計画を更新する必要があることを意味している可能性がある。
- 合理的な取り組みを行っても、リスク管理および緩和計画が求められる結果を生み出さない場合、関連する供給者との関係の解消を検討する。

9.8(d) OECD ステップ 4 – 独立した第三者によるデューディリジェンス行為の監査を実施 – について

- 「デューディリジェンス」行為は、「ASI」「パフォーマンス基準」に基づく「ASI 認証」の通常のプロセスの一部として、監査を受ける。これは、追加の監査を必要とせずに、9.8d 自体が「適合性」を満たすと評価されることを意味する。その上で、9.8 の他の部分に対する「適合性」評価は、「監査人」によって判断される。
 - 「ASI」は、大部分の「アルミニウム」のサプライチェーンの関係者が「OECD」ガイダンスに不慣れであると認識している。以下に示すように、「アルミニウム」のサプライチェーンにおいて、初めて正式に「OECD」ガイダンスを採用しようとしているところである。
 - 「ASI メンバー」については、2022 年 2 月[目標発行年月、最終確定日は要確認]から「ASI」「パフォーマンス基準」を利用して実施可能である。2019 年に、「ASI」は、2020～2021 年の「基準」改訂の一環として「OECD」ガイダンスに整合すると明言した。「OECD」ガイダンスとの整合性を評価するために計画された「ASI」の「OECD」整合性評価は、2022 年12 月までに完了する予定である。
 - 上場銘柄のためのロンドン金属取引所（「LME」）の責任ある調達ルールは、「アルミニウム」（「LME」「アルミニウム」、「LME」「アルミニウム」合金、北米特殊アルミニウム合金（『NASAAC』））の現物決済契約についてグッドデリバリー（引き渡し適合品）として「LME」に上場されているすべての銘柄に適用される。
 - トラック A（認定済みの整合性評価基準による監査）を選択している「LME」上場銘柄は、最初の監査を2023 年12 月31 日までに完了しなければならない。「LME」の認定を受けたトラック A 基準としての「ASI」のステータスは、「OECD」整合性評価の結果に基づいて、「LME」ウェブサイトで公開される予定である。「ASI」が認定済みトラック A 基準になった場合、「LME」に対する確認内容は、「ASI」「パフォーマンス基準」（第3 版）認証および「ASI」「事業体」（「LME」銘柄）による「監査概要報告書」になる。
 - トラック B または C（危険信号評価トラックの監査済み、または公開済み）を選択している「LME」上場銘柄は、最初の報告期間である2021 年1 月～12 月分（または法的報告年度により期間を調整）について、最初の監査結果または完了済みの「LME」危険信号評価を、2022 年6 月30 日までに「LME」へ提出しなければならない。
 - 「アルミニウム」のサプライチェーンにおいて「OECD」ガイダンスを採用するその他のプログラムも、開発される可能性がある。
- 「ASI」「パフォーマンス基準」の「監査」では、「ASI」「監査人」は、継続的な改善アプローチに基づいて、個別基準 9.8 を実施するために、合理的かつ誠実な取り組みを行っていることを検証しようとする。
 - リスクベースの「デューディリジェンス」プロセスが、策定および施行の初期の段階にある場合、その時点では情報源にほとんど情報がない状態であるが、効果的な「マネジメントシステム」プロセスおよび改善計画の整備状況を明らかにできれば、整合性を示すことが可能である。
 - 以後の「監査」では、時間の経過とともに改善していることを立証できるかどうかを評価する。
- 「OECD」ガイダンスによれば、以下の項目が監査プロセスに役立つ。

- 関連する企業の現場、人員、「デューディリジェンス」プロセスに関する文書および記録へのアクセスを認める。
- 危険信号および「CAHRAs」とつながりのある「ボーキサイト採掘」、「アルミニウム再溶解／精製」業者、「アルミニウム製錬」業者については、供給者、輸送者、その他関連する「影響を受ける人や組織」、（該当する場合には、現場評価チームも含む）へのアクセスを円滑化する。
- **アルミニウム製錬業者の場合**、「OECD」ガイダンスでは鉱山と金属製造の間の管理点である『拠点』とみなされており、特に「OECD」ステップ 4 の監査の重点になっているので、「監査範囲」には、「CAHRAs」からの「ボーキサイト」に対する「デューディリジェンス」を実施するすべての「事業」活動および「マネジメントシステム」を含む必要がある。
- **「アルミニウム新地金」を調達する「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鑄造後工程」（下流企業）の場合**、自社の「ASI 監査」以外で、「アルミニウム製錬」業者が、「OECD」ガイダンスと整合性のある基準またはプログラム（たとえば「ASI」または「LME」のプログラムなど）に従って、独立した第三者による『ステップ 4』監査を実施するように仕向けることを検討する。

9.8(e) OECD ステップ 5 - サプライチェーンのデューディリジェンスに関する年次報告 - について

公的報告および開示は、「CAHRAs」に関連するリスクに対処するために企業がとる措置に対する透明性を高め、公共の信頼を生み出す。年次報告により、「ステークホルダー」は、長期的に「デューディリジェンス」プロセスがどのように実施されているかを評価することができる。

- 「デューディリジェンス」システムおよび慣行に関する個別基準 9.8 の公的報告は、少なくとも 1 年に 1 回実施する。これは、以下の 1 つ以上によって実施できる。
 - 自社のウェブサイト
 - 年次の持続可能性報告書または企業の社会的責任報告書
 - 個別基準 3.1（「持続可能性報告書」）によるその他の報告プロセスへの準拠
- 「デューディリジェンス」を報告する書式は、実用的で、以下の詳細レベルに適したものとする。
 - サプライチェーンのリスクのレベル。
 - 「事業」の規模および影響。
- 「OECD」ガイダンスに準拠した OECD ステップ 5 での報告に記載すべき内容については、表 7 を参照されたい。

表 7 - OECD ステップ 5 での年次報告に記載すべき内容

OECD ステップ	記載すべき報告内容
「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」業者および「アルミニウム製錬」業者の場合：	
ステップ 1: マネジメントシステム	● 「CAHRAs」「方針」の概要またはリンク ● 企業の「デューディリジェンス」に対するマネジメント体制および責任の説明 ● 情報収集および記録のための内部管理システム、プロセスの説明
	● 危険信号のある場所または供給者を特定するためにとった措置の概要

ステップ2：リスクアセスメント	ステップ2B も実施している場合： • サプライチェーンで特定された危険信号、および実際の状況を明確に描くためにとった措置の説明 • 現場評価チームの方法、運用、それにより得られた情報の概要 • （既存のサプライチェーン内で）特定された高リスクの開示
ステップ3：対処	ステップ3 も実施している場合： • リスクの管理および悪影響の軽減のためにとった措置の概要 • リスク緩和のパフォーマンスを監視および追跡する取り組み、および6ヵ月後の測定可能な改善の評価についての開示 • 供給者またはサプライチェーンの関係を解消すると判断した件数の概要（供給者の識別情報を必ずしも開示する必要はない）
「アルミニウム新地金」を調達する「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鋳造後工程」（下流）企業の場合	
ステップ1：マネジメントシステム	「CAHRAs」「方針」の概要またはリンク • 企業の「デューディリジェンス」に対するマネジメント体制および責任の説明 • 情報収集および記録のためのプロセスの説明
ステップ2：リスクアセスメント	供給者と関与して、サプライチェーン内の「アルミニウム製錬」業者を特定するためにとった措置の概要 • 製錬業者の「デューディリジェンス」実施に対する評価内容の説明
	ステップ2B も実施している場合： • サプライチェーンリスクアセスメントの方法の概要 • （既存のサプライチェーン内で）特定された高リスクの開示
ステップ3：対処	ステップ3 も実施している場合： • リスクの管理および悪影響の軽減のためにとった措置の概要 リスク緩和のパフォーマンスを監視および追跡する取り組み、および6ヵ月後の測定可能な改善の評価についての開示

「OECD」の5段階枠組み全体の概要およびチェックリスト：

	チェックリスト
--	---------

OECD ステップ	「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」業者 および「アルミニウム製錬」業者		「アルミニウム新地金」を調達する「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鋳造後工程」（下流）企業	
ステップ1	✓ 「CAHRAS」「方針」を策定し、公開しているか。 ✓ 「方針」を社内および供給者に伝達しているか。 ✓ 上級管理者を「デューディリジェンス」の責任者にしているか。 ✓ 「デューディリジェンス」を支援するために必要なリソースを確保しているか。 ✓ 供給者から情報を収集し、顧客と情報を共有するためのシステムおよびプロセスを策定しているか。 ✓ 苦情または抗議の解決制度を整備しているか。			
ステップ2	✓ サプライチェーン内で『危険信号』を特定したか。 ✓ 特定した場合、危険信号の実際の状況を明確に描いているか。 ✓ これによって、実際のリスクまたは潜在的リスクを特定したか。 ✓ 危険信号が特定されなければ、ステップ4へ進む。	✓ サプライチェーン内の「アルミニウム製錬」業者を特定したか。 ✓ 「OECD」ガイダンスに準拠した方法でサプライチェーン内の製錬業者が実施した「デューディリジェンス」に満足しているか。 ✓ サプライチェーン内の製錬業者をまだ特定できていない場合、長期的にこれに対処する計画を用意しているか。 ✓ サプライチェーン内に『危険信号』がある場合、「デューディリジェンス」情報は、その状況について十分な詳細を提供しているか。 ✓ 危険信号が特定されなければ、ステップ4へ進む。		
ステップ3（実際のリスクまたは潜在的リスクが特定された）	✓ リスクアセスメントの結果をシニアマネジメントと共有しているか。 ✓ 特定されたリスクへの対処について、リスク管理計画に概説しているか。 ✓ 供給者との関与を強化しているか。 ✓ リスク緩和の取り組みのパフォーマンスを監視しているか。 ✓ リスクアセスメント計画およびリスク管理計画を、状況の変化に適合させているか。			
ステップ4	✓ 「ASI 監査」の一環として、個別基準 9.8 による監査を受ける用意ができているか。	✓ 「ASI 監査」の一環として、個別基準 9.8 による監査を受ける用意ができているか。 ✓ サプライチェーン内の製錬業者が「OECD」ガイダンスに準拠した基準による監査を受けるように仕向けているか。		
ステップ5	✓ 少なくとも1年ごとに、「OECD」ガイダンスの実施状況を公に報告しているか。			

9.9 警備プラクティス

「事業体」は、公共および民間（社内を含む）の警備提供者との関与において、一般に認められた基準およびグッドプラクティスに従って、「人権」を尊重しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景

警備提供者の主な役割は、人、財産、または資産の保護である。警備上生じうる脅威には、一般的な盗難、詐欺、暴力的騒動、インフラ妨害行為、違法採掘、企業の製品または備品の組織的盗難、およびスタッフの誘拐、脅迫、暗殺などが含まれる。

個別基準 9.9 を実施する際の留意事項：

- 以下の事項を考慮して、事業所での警備の規模と範囲に見合ったものにする。
 - 以下を含むリスクアセスメント（[安全保障及び人権に関する自主原則](#)から改変）
 - 政治、経済、市民、社会の要因に関するリスク。
 - 暴力の可能性。
 - 公的保安隊、民兵組織、法執行機関、民間の保安隊の「人権」記録。
 - 地元の検察機関および裁判所が責任を確実に果たす能力。
 - 紛争の根本原因および「人権」基準への適合レベルの特定による紛争分析。
 - 致死性および非致死性装備の警備提供者への輸送に伴うリスク。
 - 警備要員に従事させる場合、社内、委託、および公的警備要員が、過去の「人権」侵害に関与したかどうかを審査する
 - 非武装警備要員だけを雇用および委託する
 - 民間警備要員および公的警備要員（操業を支援するために公的警備要員を呼び入れる場合）に対して、デエスカレーション（段階的緩和）、および人権を尊重した警備プラクティスについて訓練を行う
 - 差し迫った人命の喪失を防止する目的以外での、致命的実力の行使を禁止する
 - 警備プラクティスおよび警備要員に対する苦情解決制度を確立する
 - 警備要員による「人権」侵害に関するすべての申し立てを調査する（[EBRD 基準](#)から改変）。
- 公的または民間の保安隊を使用する場合は、警備要員の行為に関する文書化された「方針」または協定を定めることを検討する。
 - そこには、「人権」尊重の重要性、警備行動の限界、安全上の問題および紛争を管理する適切な「手続」、ならびに「人権」侵害があった場合の結果を規定するとよい。これは、警備提供者の利用目的および関連するリスクに応じて、独立した文書としてもよいし、より広い「人権」に関する「方針」（個別基準 9.1 参照）の一部とすることもできる。
 - 状況によっては、警備要員の武装が必要になることもあるが、これは警備提供者が自らのリスクアセスメントに基づいて決定する。武装する要員は、適切な訓練を受け、「適用法」に従って許可を得なければならない。
 - 「人権」侵害への関与が確認されている公的または民間保安隊を回避する。発生するすべてのリスクについて、内部の警備要員および警備提供者を定期的にレビューする。
 - 「方針」は公開するか、または警備提供者、「ステークホルダー」、および自社の取り組みを受け入れている政府に必要な応じて通知する。

- 「方針」に対するパフォーマンスの監視、ならびに調査および懲罰的行動（関連当局への報告を含む場合もある）に関する取り決めを行う。
- 「人権」尊重の枠組みの中で、企業が業務の安全およびセキュリティを維持できるよう手引きする安全保障及び人権に関する自主原則が策定されている。この自主原則は、個別基準 9.9 に示した、関連する『一般に認められた基準およびグッドプラクティス』とみなすことができる。
 - この自主原則には、リスクアセスメント、公的保安隊との関係、および民間保安隊との関係が定められている。
 - この自主原則は、セキュリティのリスクアセスメントの定期的な更新、およびセキュリティ問題における地元コミュニティのエンゲージメントを求めている。
 - ここには、民間保安隊は予防的かつ防御的サービスのみを提供するものであり、国家の軍隊または法執行機関の責務を専門とするものでないことが定められている。
 - 保安隊の適切な行為および地元での利用についての企業自身の「方針」および関連する「原則」に、警備要員の十分かつ効果的な訓練を規定する。
- その他の検討事項：
 - 警備提供者の存在の有無を、「人権」「影響評価」（女性に生じうる影響など）に含める。
 - 「先住民」領地内での武装保安隊または軍隊（および関連するキャンプの場所）の新規投入または拡大は、FPIC プロセス（個別基準 9.4 を参照）の一環として取り組まなければならない。
- 警備プラクティスに関する詳細なガイダンスは、参考資料（[Voluntary Principles on Security and Human Rights](#)（安全保障及び人権に関する自主原則）、および [International Code of Conduct for Private Security Service Providers \(ICoC\)](#)（民間警備会社の国際行動規範、ICoC））を参照されたい。

10. 労働者の権利

原則

「事業体」は、「労働者」のディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）および「人権」を支持し、ILO 中核条約およびその他の関連する「ILO 条約」に従って、尊厳と敬意をもって彼らを処遇しなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性							
	10.1	10.2	10.3	10.4	10.5	10.6	10.7	10.8
「ボーキサイト採掘」								
「アルミナ精製」								
「アルミニウム製錬」								
「アルミニウム再溶解／精製」								
「鑄造工場」								
「半製品化」								
「材料加工」								
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）								
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売								

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）は、普遍的目標となり、主な「人権」宣言、国連決議、および主要会議の結果文書（たとえば、世界人権宣言（1948）、世界社会開発サミット（1995）、国連の持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015）など）で取り上げられている。

国際労働機関（ILO）は、ディーセントワークの課題に向けて 4 つの柱を設定し、そのいずれについてもジェンダー平等を目指している。

- 雇用の創出 - 投資、起業、能力開発、雇用創出、および持続可能な生活の機会を生み出す経済
- 労働における権利の保証 - 労働者の権利を認識し、尊重する。すべての「労働者」（特に不利な条件下にある「労働者」または貧困層の「労働者」）は、自らの利益に役立つ代表機関、参加、および法を必要とする
- 社会的保護の拡充 - 安全で、十分な自由時間と休養が取れ、家族および社会的価値が考慮され、収入が喪失または減少した場合に十分な補償が提供され、十分な医療を利用できる労働条件を女性と男性に保証することにより、多様性の受け入れと生産性の双方を促進する
- 社会対話の促進 - 独立した強力な「労働者」組織と雇用者組織との間の対話は、生産性向上、職場の紛争回避、および結束した社会構築の要となる。

ILO の『多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言』（[MNE Declaration](#)（多国籍企業宣言））は、社会政策と包摂的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、企業に直接の指針を示した ILO の唯一の文書である。この宣言は、世界中の政府、使用者、「労働者」が入念に議論して採択した、この分野における唯一の国際的文書である。その原則は、雇用、訓練、労働および生活条件、労使関係、一般「方針」の諸分野に及ぶ。すべての原則は、国際労働基準（「ILO 条約」および勧告）に基づいている。公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言で強調されているように、多国籍企業宣言は、民間企業のディーセントワーク課題への取り組みおよび理解を促す。ILO の原則および条約に基づく自発的イニシアチブには、[SA8000](#) および [ETI Base Code](#)（倫理取引イニシアチブ（ETI）ベースコード）などがある。

実施

10.1 結社の自由および団体交渉権。

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「適用法」の範囲内で、「労働組合」またはその他の「団体交渉」のための組織を結成し、またはそれに加入するという「労働者」の権利を尊重する。「労働組合」またはその他の組織に加入するかどうかは、「労働者」単独の判断によるものでなければならない。
- b. 「労働者」の「団体交渉」権を尊重し、誠意をもってあらゆる「団体交渉」プロセスに参加し、「団体交渉」協定が存在する場合にはその協定を遵守する。
- c. 「労働組合」またはその他の組織が以下の権利を持つことを尊重する。
 - i. 「適用法」の下で可能な範囲で、規約および規則を策定し、完全に自由に代表者を選出し、執行部および活動を構成し、プログラムを策定する。
 - ii. 団結する。
 - iii. 「適用法」の範囲内で、「労働者」の代表として「団体交渉」する。
- d. 「適用法」によって「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されている国で「事業体」が事業を行う場合、「適用法」で認められた「労働者」組織の代替手段を通じて、「施設」における労使関係への「労働者」の関与を促進する。その代替手段は、少なくとも、自由に選出された労働者の代表が、定期的かつ正式なプロセスに関与して参加することにより、暴力、圧力、恐怖、脅迫のない状況を確保しなければならない。

適用：

- 個別基準10.1(a)(b)(c)は、「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されていない国にのみ適用される。
- 個別基準10.1(d)は、「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されている国にのみ適用される。

背景：

- 労働では、「結社の自由」は、使用者に干渉されることなく「労働組合」または「労働者」組織を自由に結成する権利を意味する。
 1. 「労働者」の代表者は、職場で自分たちの職務の実行に必要な「施設」を利用できる必要がある。これには、「労働者」とのやりとりを目的とする活動時に、職場以外の指定場所を利用することも含まれる。
 2. 企業は、合法的な労働組合結成または「労働者」組織化活動において、中立を維持する必要がある。
 3. 雇用にあたって、企業は、「適用法」および雇用に関する法律および適用される団体協約に基づく「労働者」の権利について、ならびに「労働者」が否定的な結果または報復を受けることなく、選択した「労働者」組織に自由に加入できる旨について「労働者」に伝える必要がある。
 4. このような組織への参加を望まない「労働者」の権利も保護され、意思に反して彼らに加入を強要することはできない。
 5. 「結社の自由」は、使用者が労働力の組織化、または職場への「労働組合」の招致を行うべきだという意味ではなく、「労働組合」に加入するかどうかに関する「労働者」の判断に、使用者が干渉してはならないことを意味する。「労働者」は、自ら選択する組織の結成または加入を自由に行える（選択の自由）だけでなく、「方針」、プログラム、戦略などのあらゆる側面について、法の範囲内で使用者の干渉を受けずに自由に決定できる。使用者が一般的な管理または物流の支援を依頼された場合、それは『干渉』とはみなされないことに留意されたい。

6. さらに、使用者は「労働者」をその選択内容により差別してはならない。「ILO 条約」第 98 号は、反組合的な「差別」からの保護を定めている。反組合的な「差別」には、「労働組合」からの脱退または「労働組合」への不加入を「労働者」の雇用条件とする行為が含まれる。また、「労働組合」への加入または「労働組合」活動への参加を理由に、労働者を解雇したり、これに不利益を与えたりする行為も含まれる。
- 「結社の自由」の権利は、世界人権宣言で宣言されている。ILO の枠組みの中では、労働のその他のカテゴリおよび雇用の問題において、「労働者」および使用者が自らの利益を保護し、向上させることのできる権利とみなされている。このため、「結社の自由」は、ILO 基準の中で重要な位置を占めている。

個別基準 10.1 を実施する際の留意事項：

10.1(a)、(b)および(c)について

- 「団体交渉」は、「労働者」代表および使用者代表の間で行われる自発的プロセスである。通常は、雇用条件（賃金、労働時間、条件、苦情「手続」、および両者の権利と責任）の交渉を主眼とする。「団体交渉」協約が成立したら、企業、部門、国レベルのいずれであっても、「事業」内で実行する。
 1. 団体交渉に参加する場合、使用者は議論し、譲歩し、相互に合意した解決策に到達する意欲をもって、誠実に取引および交渉に臨む。
 2. 企業は「労働者」の代表および「労働者」組織に働きかけ、有意義な交渉に必要とされる情報を適時に提供する必要がある。
 3. 「労働者」組織と「団体交渉」協約を結んだ企業は、合意条件を尊重する必要がある。
 4. 「団体交渉」協約もしくは「労働者」組織の活動を弱体化する、または適用される労働および社会保障の法律および規則に定められた「労働者」への義務を回避する目的で、短期契約もしくはその他の措置を使用しない。
 5. 合法的ストライキの阻止または解除、ロックアウト支援、または誠実な交渉回避の目的で、代替「労働者」を雇用しない。ただし、重要メンテナンス、安全衛生、および環境上の管理措置を合法的ストライキ時に確保する目的では、代替「労働者」を使用してもよい。
- 「結社の自由」および「団体交渉」の権利への対応に関する詳細なガイダンスは、[ETI Guidance on Freedom of Association in Company Supply Chains](#)（企業サプライチェーンにおける結社の自由に関する ETI のガイダンス）、および国際連合の[\(UN\) Global Compact Principle 3 - Freedom of Association and Collective Bargaining](#)（国連グローバル・コンパクト原則 3 - 結社の自由と団体交渉）を参照されたい。

10.1 (d) について

- 「結社の自由」および「団体交渉」の権利を具体的に実践する方法は、「適用法」を通じて設定され、管轄区域によって異なる場合がある。
 1. 現在、「結社の自由」が「適用法」で制限されている国には、以下が含まれる（ただし、これに限定されない）：湾岸諸国（「労働組合」が全面的に禁じられているカタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦を含む）、中国およびベトナム（「労働組合」が政府に管理され、独立的でない）（Sedex Supplier Workbook（Sedex 供給者ワークブック）1.3 結社の自由および団体交渉、2013 年）。
 2. 一部の国では、経済特区内、または移民など一部のカテゴリの「労働者」に「結社の自由」の制限がある。こうした状況では、使用者は、安全衛生、ハラスメント、または「移住労働者」の住居などの問題を扱う内部委員会で、自由に選出された「労働者」の代表に関与する方法を検討する。
 3. 「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されている場合、使用者は「労働者」が連携する合法的な代替手段を尊重し、支援しなければならない。企業は、「労働者」が結成して管理している組織の代わりに、企業の管理下にある組織に参加するよう「労働者」に対して圧力をかけてはならない。

- 使用者が以下のような行為を行った場合、「結社の自由」および「団体交渉」の権利が妨げられる場合がある。
 1. 合法的な「労働者」の表現を妨げる目的での企業内組合の設立または支援
 2. 合法的な組合結成または「労働者」組織活動への反対
 3. 合法的な「労働組合」の非難を意図する資料の作成または配布
 4. 「労働組合」またはそこに加入している「労働者」に対する「差別」
 5. ストライキを企画する、またはそれに参加する「労働者」への制裁
 6. 合法的ストライキを阻止または解除させるための、代替「労働者」の雇用（ただし、重要メンテナンス、衛生と安全、および環境上の管理措置、またはその他の合法的な所定の活動を維持する場合を除く）
 7. ロックアウトの支援、または誠実な交渉の回避
- 「適用法」によって「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されている地域では、「事業体」は、「労働者」組織の代替手段を支援しなければならない。利用可能な手段の例を以下に示す。
 1. 合同安全衛生委員会
 2. 「労働者」と経営側との間の連絡役を務める「労働者」代表（この代表者は経営側が任命してはならない）
 3. 問題および懸念事項を提起するための効果的なコミュニケーション手段その手段には以下を含むが、これに限られるものではない。
 - 労働者の苦情解決手続
 - 労働者がいつでも容易に利用できる物理的な苦情投書箱
 - 労働者が電子メールを送ることができる電子メールボックスは、苦情解決手段の代替形態となりうる

提起した問題の緊急度および重大度に応じて、時宜にかなった方法で、「労働者」が回答を受け取れるようにする必要がある。効果のないコミュニケーションとは、コミュニケーション手段が用意されているが、それが効果的に利用されていない状態のことである（たとえば、労働者がその手段の存在を知らない）。
 4. 懸念事項を経営陣に提起できる、従業員『対話集会』
 5. 同業組合（法律により合法的に許可されているもの）
- 労働者の表現の促進に関する詳細なガイダンスについては、[Ethical Trade Initiative](#)（倫理的取引イニシアチブ）のガイダンスなどの資料を参照されたい。

個別基準 10.1 を監査する際の留意事項：

- 10.1(d)が適用される場合、「監査人」は、以下の項目を実施しなければならない。
 1. その国で「適用法」によって「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されていることを記述する
 2. 個別基準への「適合性」を実証するために「事業体」が利用している代替手段を公開概要報告書に記載する。

10.2 児童労働

「事業体」は、以下に示す事項を確認しなければならない。

- a. すべての「労働者」が15歳以上であること。
- b. 15歳～18歳の労働が、搾取的または有害でなく、学校教育を阻害せず、かつ、徒弟プログラムでないこと。
- c. 18歳未満の児童の健康、安全、道徳を害する恐れのある「最悪の形態の児童労働」の事例が存在しないこと。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

「児童労働」は、きわめて注目度が高く、広く非難を受けている社会問題の1つである。「児童労働」とは、児童の通学を妨げる労働、または精神的、身体的、社会的、道徳的に危険かつ有害である労働を指す。

個別基準10.2を実施する際の留意事項：

- この個別基準を満たすには、「事業」環境に適したリスクアセスメントを実施して、どこに「児童労働」のリスクの可能性があるかを評価する。評価対象：
 1. 危険労働の生じる領域（現在の「労働者」の年齢と作業を突き合わせる）
 2. 自社の「施設」で働く「委託先」
 3. 「移住労働者」および個人を特定できる情報の可用性
 4. サプライチェーンにリスクをもたらす可能性のある供給者／再委託先との関係（9.1「人権デューディリジェンス」も参照）
 5. 採用前の年齢確認手続
- 関連する場合は、リスクを管理する行動に以下を含める。
 1. 年齢の評価または確認
 2. 「児童労働」を防止する雇用「方針」の強化
 3. 人事部門の管理者の訓練
 4. 職場における危険の対処（たとえば、若年労働者など）
 5. 一般的に、大人の賃金の改善により、家族が児童からの収入を必要としなくなり、教育を支援できるようになることが多い。
- 「児童労働」の事例が発見された場合は、地元環境および「適用法」を考慮し、対応を熟慮する必要がある。以下の点に留意する。
 1. 児童が危険労働、もしくは危険、有害または年齢不相応な作業を行っていることがわかった場合は、彼らをこれらの職務から直ちに外さなくてはならない。彼らが安全に職務を離れ、家族または保護者のもとに戻り、必要な保護（心理社会的ヘルスケア支援など）を受けられるよう保証する。状況によっては、関連当局への報告が必要になる。
 2. 改善行動には最低限、児童が義務教育を修了するまで良質な教育を受け続けることを可能にする金銭的またはその他の支援の提供、および児童の家族の経済状態を考慮した継続的な児童福祉措置を含める。公的または民間のサービス提供者の関与が望ましい。

3. 鍵となるのは、児童が良質の教育を受けて、卒業時に実際に有意義な職につけるようにすることである。これはこれらの児童が、もし単に解雇されても、労働条件が管理されていない、または非公式経済の目立たない部分にある他の組織で働くリスクがある場合、特に重要である。
 4. 「児童労働」の根本原因の排除を目指すコミュニティ開発プログラムの支援を検討する。これらは通常、他の機関（たとえば、国または地方自治体、ILO などの国際機関、「労働組合」、市民団体、コミュニティグループ）との協力があって初めて実施できる。
 5. こうした状況が、企業内で絶対に繰り返されないようにする。リスクアセスメントを再度行い、再発を防ぐにはどこで管理手段を強化する必要があるかを検討する。
- 「児童労働」リスクへの対処に関するその他のガイダンスについては、以下に示す参考資料を参照されたい。
 1. [ILO Employers' and Workers' Handbook on Hazardous Child Labour](#) (ILO 危険有害児童労働に関する使用者および労働者ハンドブック)
 2. [International Finance IFC; Performance Standard 2 - Guidance Notes](#) (国際金融公社 (IFC) パフォーマンス基準 2 - ガイダンスノート)
 3. [ILO チェックポイントアプリ](#)
 4. [the ILO Child Labour Guidance Tool for Business](#) (企業向け児童労働手引きツール)
 5. [UNICEF Children's Rights and Business Principles](#) (子どもの権利とビジネス原則)
 6. [Human Rights Compliance Assessment Tool](#) - Part 2.3 Child Labour and young workers, by The Danish Institute for Human Rights (デンマーク人権研究所による、人権コンプライアンスアセスメントツール、パート 2.3 児童労働と若年労働者)

10.2(a)について

- 「児童労働」に関連する最低労働年齢は、15 歳または「適用法」で指定された最低年齢の、いずれか高い方とされている。

10.2 (b) について

- 危険な業務（「危険有害児童労働」）に関する最低労働年齢は、18 歳とされている。危険な業務は通常、「適用法」により定められるが、一般的には以下を含む。
 1. 坑内、水中、危険な高所または限られた空間で行われる業務。
 2. 危険な機械、設備および工具を用いる業務、または重量物の手作業による取り扱いもしくは運搬を伴う業務。
 3. 不健康な環境で行われる業務（有害な物質、薬品もしくは工程、または児童の健康を損ねるような温度、騒音水準、もしくは振動に児童をさらすようなものなど）
 4. 長時間の業務、夜間の業務または児童が不当に使用者の敷地に拘束される業務

10.2 (c) について

- 産業サプライチェーンの「最悪の形態の児童労働」には、上記の「危険有害児童労働」の他に、児童奴隷、および児童奴隷に類似する慣行（「債務による拘束」、児童の人身取引、強制的「児童労働」、武力紛争における児童の使用など）が含まれる。

10.3 強制労働

「事業体」は以下の項目を守らなければならない。

- a. 「強制労働」を利用しない、またはその利用を支援しない。
- b. 直接に、または職業紹介所もしくは人材派遣業者を通じて、以下を実施しない。
 - I. 「人身取引」に関与し、またはそれを支援すること。
 - II. 直接または職業紹介所もしくは人材派遣業者を通じて、あらゆる形態での預り金、「採用にかかる料金、経費および手数料」または機材前払金を労働者に要求すること。
 - III. 「移住労働者」に対して、いかなるときでも、宿泊預り金または保証金を要求すること。
 - IV. 「労働者」に対して「債務による拘束」をすること、または、借金を返済するために強制的に働かせること。
 - V. 合法的、合理的、必要であり、期限付きで、相応である場合を除いて、職場において、または現場内の住居において、「労働者」の移動の自由を不当に制限すること。
 - VI. 「労働者」の身分証明書、労働許可証、旅券、受講証明書の原本を保有すること。
 - VII. いかなるときでも、不利益を受けることなく、妥当な期間において予告した上で「労働者」が自らの雇用を終了する自由を拒否すること。
- c. 現代の奴隷制度に対処するための行動を説明した「現代奴隷法ステートメント」を毎年公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

- 「強制労働」は、工業国にも発展途上国にも、公式経済にも非公式経済にも、多国籍企業のグローバルサプライチェーンにも中小企業にも存在する世界的な問題である。ILO の推定によれば、世界の 2,100 万人以上の人々が「強制労働」を強いられており、その大部分は民間機関で行われている。
- 「強制労働」には、さまざまな形態がある。これには、仕事を辞める「労働者」への罰則、または何らかの種類の罰則の脅威が含まれる。罰則とは、物理的な拘束または処罰を意味するが、国外追放、「労働者」の移動制限、パスポートの没収、貸付金または賃金前払い、過剰金利、賃金支払のごまかし、違法な控除、保証金の請求、企業店舗での価格／請求額釣り上げ、もしくは「労働者」を仕事または使用者に有効に縛り付ける賃金不払いなどの脅威を指す場合もある。
- 「移住労働者」は、その他のマイノリティ（「先住民」など）と同様、特に「強制労働」について「弱者またはリスクにさらされている」。彼らは違法なまたは制限された状況で雇用されたり、経済的な「弱者またはリスクにさらされている」者であったり、「差別」を受けている民族集団の一員である可能性がある。強引な人材募集者または労働者仲介業者は、こうした要素につけこみ、身分証明書を取り上げたり、公表または国外追放を種に「労働者」を脅す。こうした状況で、「移住労働者」およびその他のマイノリティは、標準以下の労働条件（「債務による拘束」または契約労働など）を受け入れる場合がある。[ヴェリテ・リサーチ](#)の調査は、期待できる仕事があれば、「労働者」はどこにでも行くことを示している。通常、「労働者」が債務を負うのは、搾取的かつ違法な仲介者（労働者斡旋業者および高利貸し）であり、債務を負った状態から抜け出すのは困難または不可能である。こうした「労働者」は、以下のようにして追い込まれる。
 1. 仕事の報酬が斡旋業者の約束と異なる
 2. 負債が複利で毎月増えていくことを知らない
 3. 違法な賃金控除および予期せぬ手数料が生じる
 4. パスポートが取り上げられているため、苦情を言うことも逃げることもできない

5. 就労ビザで使用者に縛られているため、負債から抜け出す他の手段がない
 6. 奴隷のような条件または「債務による拘束」が、数ヵ月または数年続くことがある
- 「人身取引」は、「強制労働」につながる可能性があり、近年は新たな形態および特徴を備えるようになって、情報技術の発達、輸送手段の利用、および組織犯罪と結び付くことも多い。企業は、「人身取引」被害者の人材募集、輸送、蔵匿、または引受を通じて、「人身取引」に直接関わる場合がある。供給者または「事業」パートナー（再委託先、人材斡旋業者、または民間の職業紹介所など）の行動を通じて、間接的に人身取引に関わる場合もある。
 - 「労働者」は、雇用を確保するために、いかなる形態であっても「採用にかかる料金、経費および手数料」を支払うべきではない、というのが「ASI」の明確な立場である。採用にかかる経費は、すべて使用者が負担すべきである。その対象としては、企業が直接採用して雇用する者だけでなく、職業紹介所経由で外部委託人員協定により企業の現場で働く者も含まれる。

個別基準 10.3 を実施する際の留意事項：

10.3(a)について

- 企業は以下の項目を考慮する必要がある。
 - 人員の直接採用についても、職業紹介所および人材派遣業者との委託協定についても、明確で透明性の高い採用プロセスを実施する。
 - 採用を担当する要員には、適切な研修を行う。
 - 「事業体」が、求職者または職業紹介所もしくは人材派遣業者による支払または賄賂を要請すること、またはこれを受領することを禁止し、これを規律違反とする。
- 「事業体」は、「労働者」が「採用にかかる料金、経費および手数料」を支払ったことを発見した場合、その払い戻しを検討する。
- 「事業」環境に適したリスクアセスメントを実施して、どこに「強制労働」または「人身取引」のリスクの可能性があるかを評価する。こうしたリスクアセスメントは、定期的および継続的に行い、リスクが変化する可能性がある場合（たとえば、新たな「事業」上の関係または新たな場所での業務が開始するとき、業務または業務環境に「重大な変更」があるとき、など）には必ず実行する。評価対象：
 - 「委託先」、供給者、人材派遣業者、および人材斡旋業者の利用。リスクの指標としては、「労働者」に課される「採用にかかる料金、経費および手数料」、パスポートの取り上げ、賃金支払のごまかし、「労働者」への貸付金の提示、または「労働者」を業者に縛り付ける可能性のあるその他の慣行が含まれる。必ず、監督当局からライセンスまたは認証を与えられている職業紹介所および人材派遣業者を利用する
 - 「移住労働者」を雇用する場合は、採用プロセスを調べて、いかなる形態の強制もなく、「労働者」に対する預り金または保証金の要求もないことを確認する
 - 「労働者」への基本賃金支払は、現物支給の「報酬」に置き換えできないことを確認する
 - 懲罰として賃金が控除されていないことを確認する
 - 「適用法」に従って有給の病気休暇および家族休暇が与えられていることを確認する
 - 強制労働が、ストライキの罰則として使用されていないことを確認する
 - 職場において、または現場内の住居において、「労働者」の移動の自由が不当に制限されていないことを確認する
 - 人および財産を守るための鍵のかかったドアまたは安全手段が設けられている場合、これが職場の状況として自発的に行われていることを保証する
 - 身分証明書、労働許可証、旅券、または受講証明書の原本を、安全または法律上の目的のために保持する必要がある場合、これが一時的な措置であり、「労働者」の合意および理解の上であることを保証する。「労働者」は、いつでも自分の書類を利用でき、それらを取り戻して所有する権利を持つ

- 「労働者」に貸付を行う場合、「労働者」が返済できない場合に、「強制労働」の状況が生じるかどうかを確認する。リスクの指標としては、高金利、非常に長い返済期間、使用者または業者が「労働者」を欺くためまたは負債の人為的水増しに用いる不正手段などがある。
- 「採用にかかる料金、経費および手数料」を課された結果として「移住労働者」が被るリスクを評価する。これは、「事業」が被るリスクの評価と区別する。
- 社内外のさまざまな情報源を使って、アセスメント（「NGOs」または「労働組合」が提起した問題、新情報または専門家の報告、苦情制度を通じて明らかになった事例を含む）を伝達する。
- 関連する場合は、リスクを管理する行動に以下を含める。
 - 雇用「方針」または「行動規範」を強化して、「強制労働」および「人身取引」を防止する。雇用および採用における「強制労働」および「人身取引」のリスク（特に「移住労働者」が直面するリスク）に明確に取り組む方法を検討する。一次供給者、再委託先、および「事業」パートナー（職業紹介所または人材派遣業者を含む）にも「方針」を適用し、必要に応じて「方針」を「事業」契約に統合する
 - 意識を高め、能力を構築する（人事部門管理者の訓練など）。企業は、「人身取引」および「強制労働」に関連するリスクを特定する方法について、管理者、人事担当者、企業の社会的責任担当者、内部監査人、およびその他の関連する企業スタッフを訓練する。採用および雇用におけるグッドプラクティスおよびバッドプラクティスを特定し、効果的な是正処置および改善計画について話し合う。企業は、リスクと問題に関する社内の意識を高め、サプライチェーン全体で同様にできるよう供給者と協力する
 - [デューディリジェンス]の実行範囲を広げる（供給者または職業紹介所および人材派遣業者の監査またはアセスメントなど）。供給者が利用している人材斡旋業者および民間の職業紹介所を効果的に監査するために、新たなアセスメントおよびコンプライアンスの戦略が必要かどうか検討する。危険信号を評価する手段は、一次供給者、その再委託先、および職業紹介所または人材派遣業者など、サプライチェーン全体に存在する
 - 抗議または「苦情解決制度」を整え、影響を受ける「労働者」が問題を提起し、改善策を利用できるようにする（個別基準 9.1「人権デューディリジェンス」を参照）。関係する「労働者」に全面的な保護を提供する是正処置計画を策定し、彼らの社会復帰、本国送還（「労働者」が希望する場合）、または労働市場およびコミュニティへの復帰を促す措置をとる。可能な場合は、人身取引被害を受けた「移住労働者」の支援を行う公的または民間の専門的な被害者救済機関と協力する。
- 国連のビジネスと人権に関する指導原則（「ASI」「パフォーマンス基準」個別基準 9.1 を参照）では、企業の行動責任は、状況に影響を与える能力ではなく、「人権」のリスクまたは影響への関与によって決定される。
 - 直接的に影響をもたらすリスクがある場合は、その防止に必要な措置をとる（たとえば、採用プロセスにかかったすべての費用の明細と領収書を人材紹介会社に要求する、採用にかかった費用の領収書を労働者に渡すなど）。
 - 影響に寄与するリスクがある場合は、その寄与の回避に必要な措置をとる。影響をもたらす関係者に対する力を行使して、残りのリスクを軽減する（たとえば、国内に倫理的な人材紹介会社がない場合、「移住労働者」をできる限り直接採用する）。
 - 「事業」上の関係を通じて自社の業務、製品、またはサービスに直接結び付いている「移住労働者」に影響が及ぶリスクがある場合は、影響をもたらす関係者に対して力を行使して、リスクを軽減する。
- サプライチェーン内で「労働者」が採用または雇用にあたって料金を支払った事例を特定した場合、企業は、その料金を「労働者」に返済するために、以下の方法によって供給者と協力することができる。
 - 「方針」または供給者との契約条項を含む、供給者への期待を伝達する
 - 「労働者」への返済見積額および適切なスケジュールの策定についてガイダンスを提供する
 - このプロセスにおいて、人材紹介会社および「労働者」と関与して意思疎通を図る
- 多くの企業は、「供給者」およびパートナーに対して、「労働者」が支払ったすべての「採用にかかる料金、経費および手数料」に関する定期的な監視および返済を要請する必要がある。また、現場評価の際に「デューディリジェンス」のエビデンスを要請する。

- 生産期限を守るために必要な義務的「時間外労働」は、「適用法」または労働協約での合意によって許可された制限時間内である場合は、「強制労働」とみなされないことに留意されたい。
- ジェンダーが、「労働者」の移動を制限する手段として使われないことを徹底するために、特別な注意が必要である。
- 10.3 (b)(v)の合理的な制限は、以下のような場合に必要になることがある。
 - 緊急事態が発生している場合、当該労働者または他の労働者の安全衛生保護のために、一定領域内にとどまるよう要請されることがある（たとえば、パンデミック／感染症流行時の隔離／検疫、または有害物質流出時の安全な部屋）。
 - 連続生産の必要がある場合。
 - 安全衛生管理上の要請により、当該人物または他の人物の安全衛生保護のために、一定領域への立ち入りを禁止する場合（たとえば、立ち入りに際して訓練／資格要件を満たすべき領域への接近、または病人の立ち入りが禁止されている現場への接近）。
 - 地元コミュニティが、移住者問題から保護される必要がある場合。
 - これらの制限は、通常は、緊急事態対応計画または現場／区域利用手続として文書化されており、すべての人員に適用されるものであることに留意する。
 - 「採用にかかる料金、経費および手数料」に関する詳細な情報は、[ILO General Principles and Operational Guidelines for Fair Recruitment and Definition of Recruitment Fees and Related Costs](#)（ILO 公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実務指針ならびに募集・斡旋手数料及び関連費用の定義）で見ることができる。
 - 「強制労働」リスクへの対処に関するその他のガイダンスについては、以下に示す参考資料を参照されたい。
 - [Global Slavery Index](#)（世界奴隷指数）
 - [米国労働省](#)の報告書（List of Goods Produced by Child Labour or Forced Labour（児童労働または強制労働によって生産された品目リスト）、Findings on the Worst Forms of Child Labour（最悪の形態の児童労働に関する所見）、Trafficking in Persons Report（人身取引報告書））
 - デンマーク人権研究所 [Human Rights and Business Country Guides, Business and Human Rights Resource Centre](#)（人権およびビジネスの国別ガイド、ビジネスおよび人権リソースセンター）
 - [Responsible Sourcing Tool](#)（責任ある調達ツール）
 - [Know the chain](#) のベンチマーク
 - [ILO Combating Forced Labour: A Handbook for Employers and Business](#)（ILO 強制労働対策：使用者及び企業向けハンドブック）（2008 年）
 - [Verité Fair Hiring Toolkit](#)（ヴェリテ・公正な雇用ツールキット）および [Help Wanted: A Fair Hiring Framework for Responsible Business](#)（求人：責任あるビジネスのための公正な雇用フレームワーク）
 - [BSR Good Practice Guide: Global Migration](#)（BSR グッドプラクティスガイド：世界的移住）
 - [Institute for Human Rights and Business' Six Steps to Responsible Recruitment](#)（人権およびビジネス研究所：責任ある採用のための 6 つのステップ）
 - [Employment & Recruitment Agencies Sector Guide on Implementing the UN Guiding Principles on Business and Human Rights](#)（国連ビジネスと人権に関する指導原則の実施に係る職業紹介および人材紹介部門ガイド）
 - [International Finance IFC; Performance Standard 2 - Guidance Notes](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準 2 - ガイダンスノート）
 - [HEUNI' s toolkit for prevent of labour exploitation and trafficking](#)（国連欧州犯罪防止研究所：労働搾取及び人身取引防止ツールキット）
 - [BRE Ethical Labour Sourcing Standard](#)（BRE 倫理的労働調達基準）

10.3 (b) について

- サプライチェーン内で現代の奴隷制度に関連するリスクを描写、監視、レビュー、管理するためのプロセスの実施を検討する。「事業体」は、新しく特定されたリスクについて、「現代奴隷法ステートメント」の開示サイクルとは関係なく、時宜にかなった方法で対処することが奨励されている。
- 「現代奴隷法ステートメント」のリスクへの対処方法に関する詳細なガイダンスについては、CORE による [‘Recommended Content for a Modern Slavery Statement’](#)（現代奴隷法ステートメントに関する推奨資料）などの資料を参照されたい。
- 「現代奴隷法ステートメント」の例を以下に示す。
 - [SIG Modern Slavery Statement](#)（SIG 社の現代奴隷法ステートメント）
 - [BMW UK LTD. Modern Slavery Act Statement](#)（BMW UK 社の現代奴隷法ステートメント）
 - [Audi Slavery and Human Trafficking Statement](#)（アウディ社の奴隷および人身取引ステートメント）
- 採用料の返済に関するその他の情報は、Impactt（インパクト社）の [Principles and Guidelines for the Repayment of Migrant Worker Recruitment Fees and Related Costs](#)（移住労働者の採用料および関連費用の返済に関する原則およびガイドライン）に記載されている。

個別基準 10.3 を監査する際の留意事項：

- 採用プロセスは、「監査」の対象に含まれるべきである。職業紹介所および人材派遣業者が関与している場合、これらと企業との間に明確な契約および支払明細が用意されている必要がある。そのような契約が存在しない場合、「労働者」が雇用を確保するために「採用にかかる料金、経費および手数料」を支払ったとみなす。
- 「監査」時の「労働者」との面接は、採用プロセスに関する質問を含む必要がある。職を失うことを恐れる「労働者」は、料金を支払ったこと、または決済を行ったことを否定するように指導されている場合が多い。ベストプラクティスは、入職時、契約の途中、契約の最後で、影響をあまり心配しなくてよい時期に「労働者」に対して採用について質問すること、妥当な採用回廊での実際の採用費用を理解すること、実際にいつ、どのように費用が支払われたのかを尋ねることである。

10.4 差別禁止

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 均等な機会を確保する。また、以下の項目について「差別」に関与し、またはそれを支援してはならない。
 - i. 雇用
 - ii. 給料
 - iii. 昇給
 - iv. 訓練
 - v. 昇進の機会
 - vi. 雇用終了。（あらゆる「労働者」に対して、ジェンダー、人種、国民的もしくは社会的出身、カースト、宗教、障害、政治的所属、性的指向、婚姻状況、扶養状況、年齢、またはその他の「差別」を生じる可能性のある何らかの条件に基づいて発生する、これらのいずれかの項目。）
- b. 遂行すべき作業に基づいて、客観的な職務の査定を実施して、公正な賃金率を検証する。
- c. 「差別」反対の文化を促進する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

- 職業および雇用における「差別」は多様な形態を取り、あらゆる種類の業務設定で生じる。こうした「差別」は、責任、条件、訓練、昇進、または雇用確保において、「労働者」の処遇の差をもたらす。
- ILO の報告によれば、全世界で最も広く差別対象になっているのは、引き続き女性である。ジェンダーによる差は、労働力率、失業率、「報酬」、および職の種類において明白である。

個別基準 10.4 を実施する際の留意事項：

- 「事業体」は、目に見えるマイノリティおよび目に見えないマイノリティの両方を認識する必要がある。LGBTQ+コミュニティおよび疾病にかかっている個人（HIV 陽性、結核陽性、COVID-19 陽性）は、『目に見えない』マイノリティと言われることが多い。誰かを見て、その人がこのコミュニティに属しているかどうかを判断できないからである。多様性の拡大、および目に見えないマイノリティへの「差別」防止に努めている「事業体」は、強力でプライバシーを尊重するプログラムを社内に確実に用意すべきである。そのプログラムは、事情を明らかにしたい人はそうできるように、また、隠しておきたい場合にはそのプライバシーが保護されるようにするものである。
- 「事業体」は、国連が発表した [Five Standards of Conduct](#)（5 つの行動基準）を実施することにより、職場にいる LGBTQ+「労働者」に対する「差別」をなくすように努力すべきである。
- 特に「差別」が間接的な場合、使用者が実際に差別を特定するのは困難である。規則、慣行、または態度が一見中立的であっても、実際は疎外、「暴力およびハラスメント」、または特別扱いにつながる場合がある。
- 「事業」環境に適したリスクアセスメントを実施して、どこに差別のリスクの可能性があるかを評価する。評価対象には、一部の国、産業部門、もしくは特定の職業、「移住労働者」の状況における、または特定の問題（たとえば、労働組合への加入、妊娠／出産）についての、慣行もしくはパターンが含まれる。

- 多様性および反「差別」の訓練を、特に「差別」が最も生じやすい領域（雇用、昇進の慣行など）で提供する。
- スイス政府は、[民間企業向け男女の賃金格差評価ツール](#)を開発した。
- 「差別」リスクへの対処に関するその他のガイダンスについては、以下に示す参考資料を参照されたい。：
 - [Verité Fair Hiring Toolkit](#)（ヴェリテ・公正な雇用ツールキット）および [Help Wanted: A Fair Hiring Framework for Responsible Business](#)（求人：責任あるビジネスのための公正な雇用フレームワーク）
 - [International Finance IFC Performance Standard 2 - Guidance Notes](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準 2 - ガイダンスノート）
 - [IFC Good Practice Note: Non-Discrimination and Equal Opportunity](#)（IFC グッドプラクティスガイド：差別禁止と機会均等）（2006 年）

個別基準 10.4 を監査する際の留意事項：

- 地元住民、「先住民」、または歴史的に不利益（たとえば、ジェンダーまたは人種による差別など）を被ってきたグループを区別して優遇する自治体の法令または法律によって対象が定められている場合は、「差別」とみなされないことに留意されたい。
- 同様に、プロジェクトには、プロジェクト内で地元コミュニティの雇用を促進する目標を設けてもよい。「適用法」に従って実施する場合、この段落の原則に抵触するとはみなさない。

10.5 コミュニケーションおよびエンゲージメント

「事業体」は、労働条件ならびに職場および給料の問題解決に関して、報復、脅迫、または「暴力およびハラスメント」を心配することなく、「労働者」およびその代表者との開かれたコミュニケーションおよび直接の雇用契約を確保しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 10.5 を実施する際の留意事項：

- 労働条件および職場や補償の問題について、「労働者」およびその代表者（自由に選出された「労働組合」、代議員、代弁者またはその他指名を受けた者など）との開かれたコミュニケーションを確保するコミュニケーション手段を確立し使用する方法を検討する。以下も参照されたい。
 - 個別基準 10.1（「結社の自由」および「団体交渉」権）
 - 個別基準 11.3（安全衛生に関する従業員エンゲージメント）
- 参加または問題の特定について、これらの手段が、報復、脅迫、またはハラスメントの脅威を生じさせることなく確実に機能するようにする。
- 大規模組織では、正式な「苦情解決制度」で「労働者」が苦情を提起できるようにするとともに、紛争および抗議を効率的かつ文化的に適切なプロセスで適時に処理することを目指す。

10.6 「暴力およびハラスメント」

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「労働者」およびその代表と協議して、「暴力およびハラスメント」に関する職場の「方針」を施行する。
- b. 少なくとも 5 年ごとに「方針」をレビューする。
- c. 「暴力およびハラスメント」の「重大な」リスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- d. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「方針」をレビューする。
- e. 「方針」の最新版を公開する。
- f. 「労働安全衛生」の管理にあたって「暴力およびハラスメント」を考慮し、「労働者」およびその代表の参加を得て、危険源を特定して「暴力およびハラスメント」のリスクを評価するとともに、それらを防止し管理する措置をとる。
- g. 特定された「暴力およびハラスメント」の危険源およびリスク、ならびに関連する防止手段および保護手段について、必要に応じて利用しやすい形態で、「労働者」および他の関係者に情報および研修を提供する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 10.6 を実施する際の留意事項：

- 職場で文書化されてきた「暴力およびハラスメント」（不合理な懲罰的慣行を含む）の例としては、腕立て伏せ、ランニング、長時間屋外に立たせる、頭を殴るまたは叩く、暴力による威嚇、性的または人種的ハラスメント、いじめ、暴言、および賃金、食糧、またはサービスの差し止め、などがある。
- 監督者および「委託先」（保安隊など）は、懲罰の問題を適切に管理する方法について訓練を受ける必要がある。警備員および軍隊は、労働者の懲罰への参加を許されない。彼らの役割は、構内の安全保護、ならびに構内の人および製品の安全保護に限定されることを明確にしておかなければならない。
- 苦情申し立て「手続」および「苦情解決制度」は、「労働者」が「暴力およびハラスメント」に関するマネジメントの慣行または決定に関する問題を提起し、それらの調査および解決を依頼する手段である。これによって、労働者は不公正な処遇を監督者以外の人物に報告することができる。個別基準 10.5（コミュニケーションおよびエンゲージメント）も参照されたい。
- 「事業」環境に適したリスクアセスメントを実施して、どこに「暴力およびハラスメント」のリスクの可能性があるかを評価する。評価対象には、一定の国、産業部門、もしくは特定の職業または問題（ストライキに対する保安隊またはマネジメント対応など）における慣行またはパターンが含まれる。
- 詳しいガイダンスについては、[European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions' paper on physical and psychological violence at the workplace](#)（欧州生活労働条件改善財団の職場での身体的および心理的暴力に関する論文）などの参考資料を参照されたい。

10.7 報酬

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「労働者」が、彼らの理解できる言語および形式による雇用条件記述書の書面を確実に所有している。
- b. 活賃金に対する「労働者」の権利を尊重し、所定労働時間に対して支払われる賃金は、少なくとも法定または業界の最低基準に常に適合し、「労働者」の基本的な要求を満たした上でいくらかの自由裁量所得を得るに十分なものにする。
- c. 週 40 時間を超える労働に対しては、少なくとも 25%相当の割増賃金を支払う。ただし、団体協約による場合、給料制の「労働者」の場合、または一定期間の平均労働時間に基づく長時間交代勤務の場合を除く。
- d. 賃金の支払は、定められた時期に法定通貨によって行われ、完全に文書化されている。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

- 賃金に関連する給付は国により異なるが、一般には、休日、時間外手当、疾病手当、医療給付、報奨金およびボーナス、有限の有給家族休暇、ならびに社内貯蓄制度などを含む。場合によっては、「労働者」に賃金外給付（ヘルスケア、宿泊設備、「労働者」教育、および水や電気などの基本サービスなど）が提供されることもある。
- ILO は多国籍企業に対し、賃金を下げることなく、通常労働時間を週 48 時間から 40 時間へと徐々に減じていくよう促している。

個別基準 10.7 を実施する際の留意事項：

10.7 (b) について

- 90%以上の国が、法令で最低賃金を定めている。この賃金は、国の一般的な経済的および社会的状況に照らして、「労働者」とその家族の最低限の要求を満たすように決定することが望ましい（『生活賃金』）。しかし、労働集約型産業では必ずしもこれは実現せず、「労働者」が生計のために過剰な労働時間または「時間外労働」を引き受けることにつながっている。パフォーマンスをもとに、または出来高制で算出される賃金は、法で定められた最低賃金を下回らないように考慮する。
- 「事業体」は、業務を行うすべての国の「報酬」および法定給付に関連する「適用法」を理解する必要がある。関連する最低賃金率は、地域、業務の種類、「労働者」の技能レベル、または「労働者」のカテゴリー（見習い、臨時雇い、実習生など）によって異なる。
- 法定最低賃金が定められている場合、企業はそれを尊重する。法制度で最低賃金が定義されていない場合、企業は業務を行っている地域または国の一般的な産業慣行をもとに、自社の「労働者」の最低賃金を定義する。賃金は、労働者の基本的な要求を満たし、いくらかの自由裁量所得を得るに十分なものでなければならない。
 - 生活賃金は、コミュニティ内で安全かつ適切な生活水準を維持するための基本的要求を満たすことができる賃金と定義される。最低賃金と生活賃金の間に開きがある場合は、これに対処する方法を検討する。その他のガイダンスおよび方法は、[生活賃金に関する SA8000 認証](#)および [Global Living Wage Coalition](#)（世界生活賃金連合）を参照されたい。

10.7 (d) について

- 「労働者」が契約に定められている通りに、「労働者」に都合のよい方法および場所で、法定通貨で、銀行振込、現金もしくは小切手、または為替（法で認められている場合）による定期的な支払を確実に受けられるようにする。商品券、クーポン、または約束手形による支払は認められない。
 - 通常の労働時間、ならびに夜間、1 週間のうちの休日、および公休日の「時間外労働」時間について、正しい賃率の賃金を支払う。
 - 「労働者」に、彼らが理解できる言語で賃金およびその計算方法を伝える。
- 賃金支払は、「適用法」に従って「労働者」に直接かつ定期的に行う必要があり、遅延、延期または保留することはできない。
 - 賃金は、法定通貨により（「適用法」、団体協約、または「労働者」の同意により認められている場合は、小切手または為替により）、労働者に直接支払う。
 - 「適用法」で認められた控除、前払、および貸付のみが許可され、これらの処置を策定または提供する場合は、「労働者」の完全な同意および理解のある場合に限定するものとする。
 - 労働時間、割増賃金率、および法定控除の計算について、明確かつ透明性のある情報を「労働者」に提供し、「労働者」が自分の収入を完全に管理できるようにする必要がある。
- 「ILO 条約」第 95 号は、一定の状況下で賃金の一部の現物給与を許可している。特に、「適用法」または団体協約によりこの形態の支払が許可されている、慣例的に行われている、労働者とその家族の個別の利用および利益に適している、およびこうした現物給与が公正で合理的である場合がこれに当たる。
 - 現物給与は、「労働者」が実施した作業に対して受け取る現金以外の「報酬」である。これには、食糧、飲料、燃料、衣類、履物類、無料または補助付きの住宅または交通手段、電気、駐車場、保育園または託児所、低利息または無利息の貸付、補助付きのローンなどが含まれる。
 - 物品またはサービスの形の現物給与は、「労働者」が使用者に依存する状況を生じさせるために使用してはならない。現物給与は一部に限定し、「労働者」の現金「報酬」がすべて失われることのないようにする。
 - 現物給与は「労働者」の賃金の一部のみを構成し、提供される給付は、公正な評価を受け、かつ「労働者」個人およびその家族の必要を満たすものでなければならない。
- 賃金からの控除額は、適正な手続によって決定されなければならない。正当な控除には、所得税、年金掛金、および「労働組合」費などが含まれる。「労働者」契約または団体交渉協約に明示的に規定されている場合を除き、控除は「労働者」の行動に対する懲戒処分として行わない。労働者は、通常の給与明細またはそれに類似した文書に記載される控除の条件と範囲の通知を受ける。
- 強制的な貯蓄制度は、それらが「事業体」の所有または管理するものであり、「労働者」からの賃金天引きの口実として使用される場合、合法的な控除に含まれない。このような制度は、「労働者」を犠牲にして「事業体」に利益を与え、「労働者」が他の職または使用者に自由に移動することを妨げる場合がある。このような制度に参加を強要された「労働者」は、通常、雇用期間終了時にこのような制度からすべての入金額を受け取ることが難しい。
- 「労働者」が、使用者または職場から支給物またはサービスの購入を強要されることがあってはならない。これは、「強制労働」のリスクを示す場合がある。企業店舗、またはそれに類似するものが存在する場合は、商品を公正かつ妥当な価格で販売する必要があり、利益を増やすため、または「労働者」に負債を与える目的で、価格を吊り上げてはならない。
- 貸付金および賃金前払は、法的制限を超えないようにし、関連する条件（利率、返済期限など）を「労働者」に伝える。

10.7 (c) について

- 給料制の「労働者」とは、毎週または毎月の労働時間にかかわらず、固定額の報酬（給料）を定期的に受け取る者をいう。

- 一般に、必要な通常時間を超える労働（「時間外労働」）、公休日、1 週間のうちの休日、および夜間の労働では、「労働者」への支払額が割増される。これらの時間の賃金割増率は、政府または団体協約（いずれか高い方を適用）により設定される。通常の「時間外労働」と、夜間、公休日、および1 週間のうちの休日の「時間外労働」には、異なる割増率を適用することができる。
- 特別な労働条件（たとえば、シフト勤務）での「時間外労働」の賃金計算方法に関するガイダンスについては、[EU 指令 2003/88](#) を参照されたい。
- 補償には、さまざまな形態（報酬、休暇など）がありうることに留意されたい。
- その他のガイダンスとしては、[ETI Base Code](#)（倫理取引イニシアチブ（ETI）ベースコード）等の資料を参照されたい。

10.8 労働時間

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「労働時間」（「時間外労働」時間を含む）、公休日、および年次有給休暇に関して、「適用法」および業界基準を遵守する。
- b. 「労働者」が、少なくとも、平均して7日間に1日の休日を確実に得る。
- c. 1日の労働時間は、6ヵ月間の平均で8時間とする。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

背景：

- 労働時間は、安全かつ人道的な労働条件の基本要素である。製造業および採取産業の過剰な労働時間は、今も市民団体および「労働組合」が提起する最も一般的な問題の1つである。
- 個別基準 10.8c の6ヵ月という期間は、ローテーション制シフト勤務の場合を対象を含む。

個別基準 10.8 を実施する際の留意事項：

- 法令によるまたは合意済みの週労働時間を超えるすべての労働時間は、「時間外労働」とみなされる。「時間外労働」は、自発的であるべきで、強制的なものであるべきではない。労働時間の制限は、よりよいワークライフバランスを促し、「労働者」のストレスに関連する職業条件および事故率を低減する。
- 1週間のうちの休日および年次有給休暇は、「労働者」契約の標準的な規定であり、提供されなければならない。シフト勤務表で、「労働者」が必ずしも7日に1日の休日を得ていない場合、その代償としての代替手段について合意する必要がある。たとえば、一部の鉱山では、（地元在住でない）「労働者」が数週間にわたって連続して働き、その後、数週間休暇を取るという『フライイン・フライアウト』契約で操業している。
- 企業は、業務を行うすべての国の労働時間および休暇に関連する「適用法」を確実に理解する。「労働組合」またはその他の労働者団体との団体協約で、労働時間、「時間外労働」、休憩、および休暇を取り上げるべきである。
 - 「労働者」が「適用法」で認められている時間数を超える労働を強制されないよう、プロセスを整える必要がある。こうした法令がない場合、「ILO 条約」第1号に、1日8時間、週48時間の労働が規定されている（一部の産業環境または緊急時／不可抗力の状況を除く）。
 - 法的に承認されている団体交渉協約に規定されている場合を除き、「時間外労働」は自発的に行う必要がある。「労働者」は、罰則、解雇、または当局への告発の脅威のもとに、時間外労働を強制されるべきではない。ILO は「時間外労働」の最大時間数を設定していないが、一般的な基準は週12時間である（通常労働時間と「時間外労働」時間を合わせて最大週60時間）。
 - ILO は多国籍企業に対し、賃金を下げることなく、通常労働時間を週48時間から40時間へと徐々に減じていくよう促している。
- 各「労働者」の労働時間数の記録ならびに「時間外労働」および有給休暇の追跡に有効なシステムを開発する。管理者および「労働者」がシステムを理解し、労働時間の記録および通常の労働時間の変更を簡単にできるように手段を講じる。
- 関連する場合は、「事業」環境に適したリスクアセスメントを実施し、最大労働時間を超過したり、有給休暇を取れないリスクがないかどうかを評価する。

10.9 労働者の権利を通知する

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. この「原則」で保護されている権利を「労働者」に通知する。
- b. 「適用法」によって「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されている場合、「事業体」は、10.1(d)の要求事項を労働者に通知する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 10.9 を実施する際の留意事項：

- ガイダンスのための情報源：
 - Ethical Trade Initiative（倫理的取引イニシアチブ）の [Freedom of Association in Company Supply Chains](#)（企業サプライチェーンにおける結社の自由）
 - Fairwear（フェアウェア財団）の [Freedom of association and the right to collective bargaining - a guide for brands](#).（結社の自由および団体交渉の権利 – ブランド向けガイド）

11. 労働安全衛生

原則

「事業体」は、すべての「労働者」に安全かつ衛生的な労働環境を提供し、これを促進しなければならない。

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性		
	11.1	11.2	11.3
「ボーキサイト採掘」			
「アルミナ精製」			
「アルミニウム製錬」			
「アルミニウム再溶解／精製」			
「鑄造工場」			
「半製品化」			
「材料加工」			
「材料加工」 - 「原則」1～4（移行措置）			
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売			

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に適用されるものである。「事業体」の「認証範囲」の定義に関する情報、「材料加工」もしくは「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」の詳細については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

背景

「労働者」が仕事の結果として害を受けないようにするのは、「事業」の基本的責任である。安全衛生「マネジメントシステム」およびプログラムは、通常、直接の従業員、契約「労働者」または仲介業者からの派遣「労働者」、および一般人（企業の業務により影響を受ける可能性のある「訪問者」および「地元コミュニティ」など）を対象に設計される。

傷病の予防に加えて、健康を増進する福利厚生文化は、大きな便益をもたらす可能性がある。これらの便益には、スタッフの業績および動機付け、ならびに傷害、疾病、病欠、保険請求、保険料、および規則違反の罰金の低減などがある。安全衛生のマネジメントに問題があると、死亡事故を含む職場の傷害および疾病のリスクが高まり、商業的な業績および評判が損なわれ、それによって組織の持続可能性に悪影響が及ぶおそれがある。

従来の安全衛生プログラムは、主に職場関連の傷害および疾病（仕事関連のストレス、疲労、ワークライフバランスなど）の防止に重点を置いていた。「労働者」の一般的な健康および福祉のためのプログラムを開発し、健康のより広い側面（心の安全衛生、ストレス、疲労、仕事の適性、肥満、薬物中毒、ワークライフバランスなど）に取り組む「事業」が増えている。これらのプログラムの意図は、健康問題または個人的問題の支援を求める「労働者」を保護しながら、プライバシーの問題に配慮して、職場の安全衛生を強化することである。

実施

11.1 「労働安全衛生（OH&S）」「マネジメントシステム」

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 以下に示す要素を含む、すべての「労働者」および訪問者に適用される「OH&S」「マネジメントシステム」を文書化して施行する。
 - i. 組織の状況
 - ii. リーダーシップおよび労働者の参加
 - iii. 計画
 - iv. 支援
 - v. 運用
 - vi. パフォーマンス評価
 - vii. 改善
- b. 少なくとも 5 年ごとに「OH&S」「マネジメントシステム」をレビューする。
- c. 「重大な」「OH&S」のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「OH&S」「マネジメントシステム」をレビューする。
- d. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「OH&S」「マネジメントシステム」をレビューする。
- e. 以下の項目を含めて、「OH&S」「マネジメントシステム」の効果を毎年、公開する。
 - I. パフォーマンスの先行指標と遅行指標。
 - II. パフォーマンスに対する、同業他社および重要なプラクティスとの比較分析。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

個別基準 11.1 を実施する際の留意事項

11.1(a)について

- 文書化された「OH&S」「マネジメントシステム」を施行して、「事業体」の「労働安全衛生」リスクを評価し、管理する。
 - 目的に合致した、一貫性のある文書化は、通常、機能的な「マネジメントシステム」の基盤となるものであり、小規模「事業」ではかなり単純化してもよい場合がある。
 - 詳細については、本ガイダンスの個別基準 2.3 を参照されたい。
- 国際標準 ISO 45001 労働安全衛生マネジメントシステムは、以下を含む、「OH&S」「マネジメントシステム」の確立、施行、維持のモデルを提示している。
 - 組織の状況
 - 組織およびその状況の理解
 - 労働者およびその他の利害関係者のニーズおよび期待の理解
 - 労働安全衛生マネジメントシステムの適用範囲の決定

- 労働安全衛生マネジメントシステム
- リーダーシップおよび労働者の参加
 - リーダーシップおよびコミットメント
 - 労働安全衛生方針
 - 組織の役割、責任および権限
 - 労働者の協議および参加
- 計画
 - リスクおよび機会に対応する活動
 - 労働安全衛生目標およびそれを達成するための計画策定
- 支援
 - 資源
 - 力量
 - 認識
 - コミュニケーション
 - 文書化した情報
- 運用
 - 運用の計画および管理
 - 緊急事態への準備および対応
- パフォーマンス評価
 - モニタリング、測定、分析およびパフォーマンス評価
 - 内部監査
 - マネジメントレビュー
- 改善
 - 一般
 - インシデント、不適合および是正処置
 - 継続的改善
- 「マネジメントシステム」の性質および範囲は、「事業体」の規模、場所、およびその他の要素を反映する。リスクの低い小規模企業では、単純な「手続」で十分有効な場合がある。
- 「事業体」は、「労働者」、「訪問者」および職場（オフィス環境を含む）の以下に示す問題（これらに限られるものではない）を検討してもよい。
 - 開かれたコミュニケーションおよび討議を通じて、良好な福祉、安全衛生の慣行の促進および普及を含む、協働的安全文化の確立
 - 法的要求事項およびその他の関連する国際基準（「ILO 条約」を含む）の遵守
 - 女性の福祉に特に注意しつつ、「労働者」の安全衛生に関する権利の尊重
 - 職場でのセクシャルハラスメントの防止
 - たとえば ISO 45003 のガイダンスに準拠した、心理社会的リスクの特定および管理（職場の社会的要因の例については、下の表 8 参照）
 - 材料、装置、工具、および機械の安全な状態の維持
 - 安全で衛生的な施設（トイレ、食堂、応急手当室など）の提供
 - 機械装置および可動式装置の使用（操作員および保守員の保護、訓練を含む）
 - ゼロエネルギー状態への停止「手続」およびロックアウト・タグアウト「手続」
 - 材料（溶湯を含む）および化学物質のインベントリ、危険情報、保管および取り扱い
 - さまざまな状態（固体、液体、ガス、ミスト、塵、ヒューム、浮遊粒子など）の危険材料、騒音、および温度レベルへの曝露の管理。危険源の性質（腐食、有毒、発がん性、変異原性、催奇性、窒息、増

感)、人体に入る経路および人体からの除去、目的の細胞／器官／組織に及ぶ可能性のある影響の性質、ならびに適切な管理手段に基づく検討

- 単独作業
- ベリリウム症
- 高所作業
- 閉鎖空間
- エネルギーのかかるシステム（圧力、温度、電気など）
- 高温および低温に関連する疾病（熱ストレス）
- 不適切な照明または換気
- 人間工学的危険源
- 生物学的危険源、たとえば動物および昆虫による傷害（動物媒介または昆虫媒介疾病）
- すべての「労働者」（若年「労働者」（たとえば18歳未満など）、高年齢「労働者」、妊娠中の「労働者」、育児中の「労働者」、身体障害のある「労働者」を含む）に対する職場の安全の保証
- 一般的な産業衛生、食品衛生、公衆衛生
- 整理整頓の問題
- 訓練および監督（職場の危険源、安全な作業慣行、機器の安全な操作に関する知識および認識の提供を含む）、および特に弱者と特定されたグループに対する訓練
- すべての労働者が理解できる／利用できる言語および形式での情報の利用可能性
- 安全でない作業について報復措置を恐れずに「労働者」が拒否または停止し、これらの状況をリスクが差し迫っている人々およびマネジメントに直ちに報告する制度
- 「労働者」との協議による、危険源の特定、リスクアセスメント、およびリスクの管理についてのプロセス（個別基準11.2を参照）
- 安全衛生の「方針」、プログラム、および「手続」のすべての側面（計画から、リスクアセスメント、実施まで。検査、監査、事故およびインシデント調査を含む）において、包括的かつ有意義な参加型のしくみ（「労働者」またはその代表とマネジメントの合同安全衛生委員会など）で、安全衛生に影響を与える問題を「労働者」と協議するプロセス。（個別基準11.3を参照）
- 「方針」および支援システムの定期的なレビューおよびコミュニケーション、ならびにそれらの実施のためのプロセス（個別基準11.2を参照）。

表8 - 職場の心理社会的リスク要因 - 社会的要因 (ISO 45003:2021 から引用)

例	
人間関係	● 不十分なコミュニケーション（不十分な情報共有を含む） ● 管理者、監督者、同僚、顧客、その他「労働者」がやりとりする人との不十分な関係 ● 対人的葛藤 ● ハラスメント、いじめ、虐待（電子メールおよびソーシャルメディアなどの電子的ツールを使用するものを含む）、第三者による暴力 ● 社会的支援の欠如 ● 「労働者」の主流派と非主流派の不均衡な力関係 ● 社会的または物理的な孤立
リーダーシップ	● 明確なビジョンと目標の欠如 ● 業務の性質および要求に適しないマネジメントスタイル ● 苦情および提案を聞き入れない、または軽く聞くだけ ● 情報の非開示

例	
	- コミュニケーションおよび支援の提供が不十分 - 説明責任の欠如 - 公正性の欠如 - 一貫性がなく不十分な意思決定慣行 - 権力の乱用または誤用
組織／職場の文化	- 不十分なコミュニケーション - 問題解決および自己啓発に対する支援が低レベル - 組織の目標の定義または合意の欠如 - 一貫性がなく時機を失した方針および手続の適用、不公正な意思決定
評価および報奨	- 労働者の努力と、公式および非公式の評価および報奨との不均衡 - 労働者の努力に対する公正かつ時宜を得た方法での適切な感謝および評価の欠如
キャリア開発	キャリアの停滞および不確実性、過小な昇進または過大な昇進、スキル開発機会の欠如
支援	- 監督者および同僚からの支援の欠如 - 支援サービスの利用方法の欠如 - 職務遂行を支援する情報／研修の欠如
監督	- 建設的な成果のフィードバックおよび評価プロセスの欠如 - 激励／謝意の欠如 - コミュニケーションの欠如 - 組織のビジョンおよび明確な目標の共有の欠如 - 業績向上を促進する支援またはリソースの欠如 - 公正性の欠如 - デジタル監視の誤用
礼節および尊敬	- 信頼、誠実、尊敬、礼節、公正性の欠如 - 労働者間の、また取引先、顧客、一般市民とのやりとりでの尊敬および心遣いの欠如
ワークライフバランス	「労働者」が自分のペースで仕事を続けたいと思うような任務、役割、スケジュールまたは期待 - 職場と家庭での相反する要求 - 疾病または傷害から回復する「労働者」の能力に影響を与える業務
職場での暴力	- 職場での安全衛生または福祉に対する明確な、または潜在的な問題を伴うインシデント。暴力は、社内、社外、または顧客から発生する可能性がある。その例を以下に示す。 - 虐待 - 脅迫 - 暴行（物理的、言葉による、または性的） - ジェンダーに基づく暴力

例	
ハラスメント	● 望まれていない、不快な、威嚇的行動（実際に性的な場合も、性的でない場合もある）。対象となる個人の以下に示す1つまたは複数の固有の特性に関連する。 ○ 人種 ○ 性同一性 ○ 宗教または信条 ○ 性的指向 ○ 障害 ○ 年齢
いじめおよび虐待	● 職場での安全衛生および福祉に対するリスクのある、繰り返される不合理な行動。その行動は公然の場合も秘密の場合もある。その例を以下に示す。 ○ 社会的または物理的な孤立 ○ 無意味な、または好ましくない作業の割り当て ○ 中傷、侮辱、脅迫 ○ 社会的陰謀 ○ 不当な公然の批判 ○ 業務に重要な情報またはリソースの非開示 ○ 敵意のある噂またはゴシップ ○ 不可能な期限の指定 いじめおよびハラスメントは、対面でも電子的（たとえばソーシャルメディア）でも発生する可能性がある。

「OH&S」「マネジメントシステム」のレビュー

- 「OH&S」「マネジメントシステム」の定期的なレビューを実施する。レビューは、少なくとも5年ごとに実施しなければならないが、より頻繁に実施してもよい。レビューの頻度は、以下の項目によって影響を受ける。
 - 「事業」の規模および範囲
 - 「事業」が関与する活動のリスクの程度
 - 既存の企業慣行が「労働安全衛生」「マネジメントシステム」に合致する程度
 - 責任ある調達「方針」に影響を与える「事業」内外の変化（合併または買収を含む）
 - 法的要求事項との整合性
- 合併や買収などの重大な出来事が発生した場合、死亡事故または重大な傷害もしくはインシデントが発生した場合、または「労働安全衛生」「マネジメントシステム」に対する「重大な」違反を特定した場合、これらは、より早期またはより頻繁にレビューを実施する誘因となりうる。
- レビューの後、必要があれば、改善点を特定して実施する。『必要があれば』の内容としては、「マネジメントシステム」に以下の項目が発見された場合を含む。
 - その目的に完全には合致していない
 - 「ステークホルダー」の期待に適合していない
 - 既存の慣行に合致していない
 - 法的要求事項に適合していない

- 「認証審査」の時点では、「事業体」は一部の「方針」を施行したばかりで、まだレビューを実施していないと考えられる。このような場合には、個別基準 11.2 は「非該当」と判定して、レビュー予定日を記載する。将来の「サーベイランス監査」／「再認証監査」では、予定どおりにレビューが実施されたことを確認する。
- その他の情報については、ISO 45001 労働安全衛生マネジメントシステムを参照されたい。

11.1 (e) について

- 特定の業界ガイダンスに従って、関連する安全衛生の先行指標および遅行指標を特定し、マネジメントおよび「労働者」（またはその代表者）が合同で合意し、これらの指標に関するパフォーマンスを定期的に監視する。
 - 遅行指標は、安全パフォーマンスへの反応の性質を測定する従来型の安全計測基準である。遅行指標には、傷害の頻度や重大度、損失時間、および「労働者」の賠償金が含まれる。たとえば、以下の項目を考慮する。
 - 重大な傷害災害の件数
 - 要記録災害の件数
 - 認識された職業性疾病の件数
 - 要記録災害度数率： $(MT^{22} + RW^{23} + LTI^{24} + \text{死亡災害件数}) \times 1,000,000 \div \text{対象期間の労働時間}$
 - 就労制限災害度数率：500 人の従業員が 1 年間働いた場合（1,000,000 時間）に発生した就労制限災害の総件数： $(\text{就労制限災害件数}) \times 1,000,000 \div \text{対象期間の労働時間}$
 - 要治療災害度数率：500 人の従業員が 1 年間働いた場合（1,000,000 時間）に発生した要治療災害の総件数： $(\text{要治療災害件数}) \times 1,000,000 \div \text{対象期間の労働時間}$
 - 休業傷害災害度数率：500 人の従業員が 1 年間働いた場合（1,000,000 時間）に発生した休業傷害災害の総件数： $(\text{休業傷害災害件数}) \times 1,000,000 \div \text{対象期間の労働時間}$
 - 労働損失日数率：対象期間内に発生した業務関連の傷害により従業員が働けなかった予定労働日の総数： $(\text{休業日数}) \times 1,000,000 \div \text{対象期間の労働時間}$
 - 重大傷害災害度数率：対象期間内に発生した重大傷害災害の総件数： $(\text{重大傷害災害件数}) \times 1,000,000 \div \text{対象期間の労働時間}$
 - 死亡災害度数率：対象期間内に発生した死亡災害の総件数： $(\text{死亡災害件数}) \times 1,000,000 \div \text{対象期間の労働時間}$
 - 要記録／休業災害が発生しなかった労働時間
 - 安全の先行指標は、パフォーマンスを予測する手段であり、危険を特定して重大な傷害を防止または管理する行動を促すために使用される。先行指標には、安全監査の数、訓練を受けた「労働者」の数、リスクプロファイルの削減、または「労働者」調査の結果が含まれる。先行指標および遅行指標はともに、「事業体」による「労働安全衛生」パフォーマンスの測定および改善に役立つ。
 - 大規模な職場または組織では、通常、目標に対する進捗状況を監視するが、小規模「事業」では、自社のパフォーマンスを必ずしも同業他社と比較できるとは限らない。
 - その他指標の例については、[GRI 403: Occupational Health & Safety Standard](#)（労働安全衛生）、[ICMM Health and Safety Performance Indicators](#)（ICMM 安全衛生パフォーマンス指標）、または OSHA（US Occupational Safety and Health Administration）（米国労働安全衛生局）を参照されたい。
- 規模または場所が似ている同業他社の重要なプラクティスを定期的にレビューし、自社の慣行およびパフォーマンスの基準を定めて改善の機会を特定する。
- 安全衛生上のインシデントを調査し、その結果から関連する危険源の管理をレビューして、改善の機会を特定する。

- 直接的な結果は取るに足りないものでも、重大な結果が生じる可能性のあったニアミスの状況を含める。
 - 確実に是正処置の実施を追跡し、しかるべく実施されたら、再発防止におけるこれらの処置の有効性を判断する。
 - 調査チームには、マネジメントと「労働者」（またはその代表者）を含める。
 - インシデントの教訓およびその処置は、影響を受けるすべての関係者と共有する。
 - 現地の規則で、職場の事故またはパフォーマンスの記録が必要な場合がある。表面化するまで時間のかかる病気（騒音により生じる難聴、職業がんなど）が生じる可能性がある場合は、労働衛生データの 30 年間以上の保存が必要になる場合がある。
- 年次報告書または持続可能性報告書または「事業体」の（もしくは「事業体」を含む）ウェブサイトを示された情報は、「適用法」の範囲内で、すべて公開の形態として許容可能である。
 - グッドプラクティスは、GRI 403 に従った報告である。

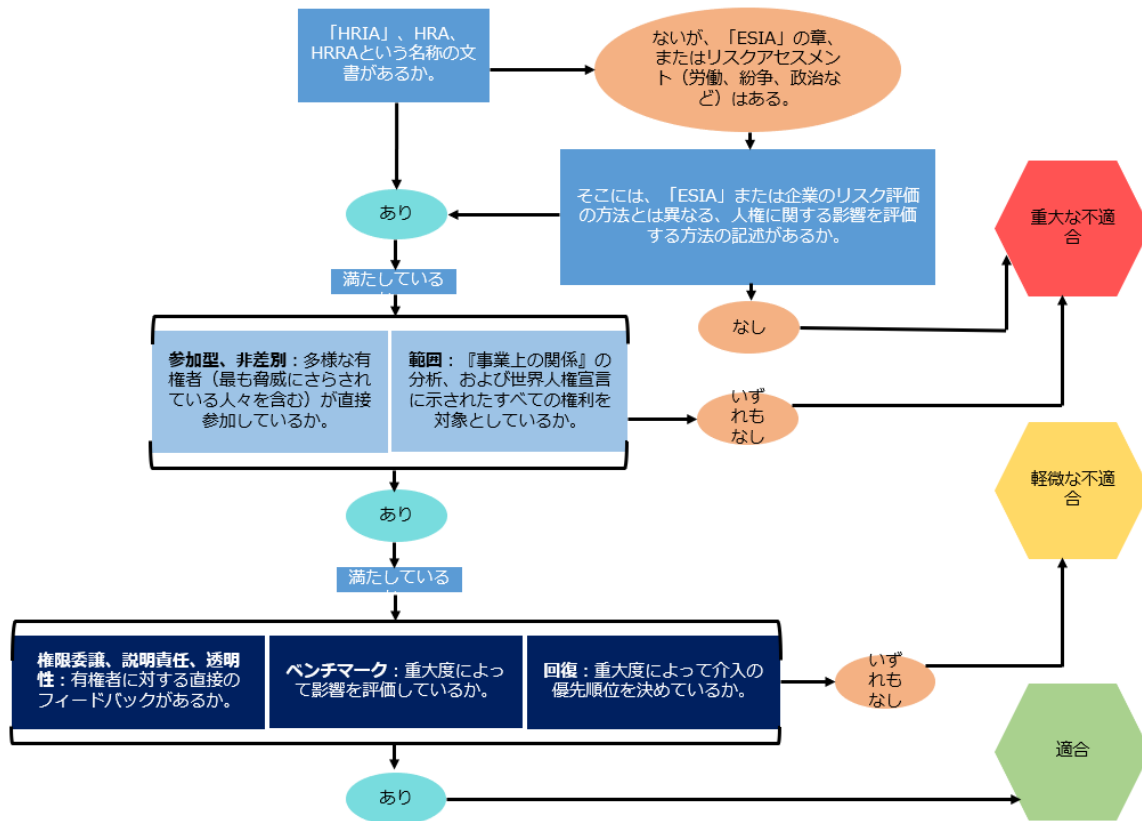
11.2 従業員の安全衛生への関与

「事業体」は、「労働者」が「労働安全衛生」の問題についてマネジメントに提起し、協議し、解決に関与できるように、合同安全衛生委員会などのしくみを「労働者」に提供しなければならない。

留意事項：

- 「労働者」が委員会などのプロセスにおいて自分たちの代表者を自由に選べるようにする（たとえば、「労働組合」を通じて、または職場の推薦／選挙など）。
 - 現場の「委託先」には委員会への参加資格がない場合も、委員会またはそれに類するものを、彼らが安全衛生上の問題を提起できるしくみとして機能させる。
- このしくみを利用して、定期的に話し合いの場を設けるとともに、インシデントまたは新たに特定されたリスクもしくは危険源に対処する。また、これを利用して、従業員、「委託先」、およびマネジメントにより特定された長期および短期の衛生傾向に対処することもできる。
 - 「労働者」が、批判また報復を恐れずに安全衛生の問題を提起できるようにする。
 - 時間と責任の所在を明確にして、話し合った問題、取った措置などの会議の記録を維持管理する。
- 安全衛生の問題または改善について「労働者」の意見を聞くための、非公式なプロセス（たとえば、投書箱、『セーフティ・シェア』（作業前に実施する安全に関する短い話し合い）チームミーティングなど）の追加を検討する。
 - プロセスの追加にあたっては、ジェンダー、言語、教育レベルも考慮する。
- この個別基準は、個別基準 10.5（「労働者」とのコミュニケーションおよびエンゲージメント）と併せて実施する。

付録 1：人権影響評価のデシジョンツリー



付録 2：紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）方針の例

紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）方針の例 - OECD ガイダンス附属書II から改変

以下に示すテンプレートは、個別の「事業」に適するように、さらに修正または改変してもよい。また、独立した「方針」として実現してもよいし、より広い「方針」に統合してもよい。「方針」の対象は、「ボーキサイト」および「アルミニウム」のサプライチェーン（「ASI 基準」の対象）でもよいし、より

広い範囲の鉱物でもよい。また、「方針」をさらに策定する際には、「OECD」ガイダンス（附属書Ⅱを含む）を利用することもできる。

1. 一般

- a. この方針は、「人権」を尊重する、紛争の資金調達への寄与を避ける、すべての関連する国連制裁、決議、法律を遵守する、という〔企業名〕の約束を確認する。
- b. また、我々は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための「OECD」の5段階枠組みを実施して、リスクベースのサプライチェーン「デューディリジェンス」を通じて、他者による人権侵害を防止するために影響力を行使することを約束する。
- c. 〔この方針の施行計画の要約を記載することを検討する。たとえば、OECD ガイダンスのステップ1〜5にどのように取り組むか。ASIを通じたデューディリジェンスの独立した第三者監査をどのように実施するか。〕
- d. 〔利害関係者が紛争地域からの鉱物に関する懸念事項を提起できるようにするため、苦情または抗議の解決制度の情報またはリンクを記載することを検討する。〕

2. 〔「ボーキサイト」／鉱物（「事業」および方針の適用範囲に応じて）〕の採掘、輸送、または取引に関する深刻な人権侵害について：

- a. 我々は、下記の行為がいかなる者の手で行われようとも、これを寛大に扱うこと、そこから利益を得ること、加担すること、支援すること、促進することは、決して行わない。
 - i. 拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い
 - ii. 強制労働または義務的労働
 - iii. 「最悪の形態の児童労働」
 - iv. 広範な性的暴力など、著しい「人権」侵害および虐待
 - v. 戦争犯罪またはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、または集団虐殺
- b. 上流の供給者が、前記 2a に定義した深刻な人権侵害を行っている団体や組織から調達を行ったり、これらと関係を結んでいたりとするという相当のリスクが判明した場合、我々は直ちにその供給者との関係を中断もしくは停止する。

3. 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援について：

- a. 鉱物の採掘、輸送、取引、取り扱い、または輸出を通じて行う非政府武装集団への直接または間接の支援を、我々は容認しない。この支援には、以下のような行為を1つないし複数行う、非政府武装集団およびその関連組織（国連安全保障理事会で特定されたもの）からの〔「ボーキサイト」／鉱物〕の調達、同じく彼らに対する支払、または彼らへの機器装備面の支援などが含まれる（ただし、これらに限らない）。
 - i. 鉱山の現場を違法に支配するか、もしくは輸送ルート、〔「ボーキサイト」／鉱物〕の取引拠点、およびサプライチェーンにおいて上流の関係者を違法に支配する。
 - ii. 鉱山の現場、輸送ルート沿い、〔「ボーキサイト」／鉱物〕の取引拠点において、違法な課税を行ったり、金銭や〔「ボーキサイト」／鉱物〕を脅し取ったりする。または、仲介者、輸出企業、もしくは国際「商社」に対して、違法な課税を行ったり、金銭や〔「ボーキサイト」／鉱物〕を脅し取ったりする。
- b. 上流の供給者が、前記 3a に挙げた非政府武装集団に対し直接または間接の支援を提供する団体や組織から調達を行っていたり、関係を結んでいたりとするという相当のリスクが判明した場合、我々は直ちにその供給者との関係を中断または停止する。

4. 公的または民間の保安隊について：

- a. 我々は、公的または民間の保安隊の役割とは、法規を維持すること、「人権」を保護すること、労働者、設備、施設の安全を確保すること、正当な採掘および取引活動に対する妨害から鉱山現場または輸送ルートを保護することであると認識している。

- b. 我々は、前記 2a に挙げた人権侵害を行う、または前記 3a に挙げた違法な行為を行う、公的もしくは民間の保安隊に対する直接的もしくは間接的支援を提供しない。

5. 贈収賄および鉱物原産地の詐称について：

- a. 我々はいかなる賄賂の申し出、約束、提供、または要求をも行わない。また、[「ボーキサイト」／鉱物] の採掘、取引、取り扱い、輸送、および輸出のために政府に対して支払われる税金、手数料、および採掘権料を偽ることを目的に、[「ボーキサイト」／鉱物] の原産地を隠匿または偽装するための賄賂の誘いを受け付けない。

6. 資金洗浄および政府への税金、手数料、採掘権料の支払について：

- a. 違法な課税の「強要」に由来し、[「ボーキサイト」／鉱物] の採掘、取引、取り扱い、輸送、もしくは輸出に起因または関連した資金洗浄の相当のリスクが認められた場合、我々は、資金洗浄を排除する取り組みを支援し、貢献する。
- b. 我々は、「紛争地域および高リスク地域」からの [「ボーキサイト」／鉱物] の採掘、取引、輸出に関連する、政府への税金、手数料、採掘権料の支払および開示を支援する。

用語集

用語集は移動し、全世界を対象とした文書「ASI」用語集とした。



Aluminium Stewardship Initiative Ltd
(ACN 606 661 125)

www.aluminium-stewardship.org
info@aluminium-stewardship.org

